令和元年６月

定　例　会　会　議　録

亀　山　市　議　会

質　疑　内　容　（通告要旨）

【6月１３日】

１　服部孝規（日本共産党）　２５～３３ページ

議案第４１号　亀山市職員コンプライアンス条例の制定について

１　規程や要綱があるのに条例を制定する理由について

２　これまでの規程、要綱の実績、総括について

３　公益通報制度を実効性のあるものにするために何が必要かについて

４　職員と市長や幹部との信頼関係について

議案第５７号　新市まちづくり計画の変更について

１　平成１６年３月に作成された新市まちづくり計画に記載の図書館の「関分館」について

２　新市まちづくり計画にある事業の優先順位の決め方について

２　森　美和子（公明党）　３３～４５ページ

議案第４１号　亀山市職員コンプライアンス条例の制定について

１　コンプライアンスに関連する規程等の検証結果について

２　条例の内容について

（１）第２条　定義について

ア　対象となる「職員等」の範囲について

イ　任命権者について

（２）条例の名称及び目的が「職員」となっていることについて

（３）職員以外が該当する規定は、公益通報だけなのか

（４）対象者への周知について

（５）「コンプライアンス委員会」及び「コンプライアンス推進会議」の役割について

（６）「コンプライアンス監督者」の役割について

議案第５０号　令和元年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について

１　第２款　総務費、第３款　民生費、第４款　衛生費、第５款　労働費、第７款　商工費、第８款　土木費、第１０款　教育費の環境測定分析等委託料の増額について

（１）当初予算に計上できなかった理由について

（２）調査結果の公表について

（３）アスベストまたはＰＣＢが含まれていた場合の対応について

報告第７号　放棄した私債権の報告について

１　放棄に至るまでの取り組みについて

２　債務者の表記について

３　債務者の傾向について

3　前田耕一（大樹）　４５～５４ページ

議案第４１号　亀山市職員コンプライアンス条例の制定について

1　条例制定の内容について

（1）第１条（目的）について

（2）第２条（定義）について

ア　任命権者について

イ　働きかけ行為について

（3）第４条（任命権者等の責務）について

ア　働きかけ行為への適切な対応ができる体制の整備について

（4）第７条（亀山市コンプライアンス推進会議）について

ア　委員の人選について

（5）第８条（コンプライアンス監督者）について

ア　監督者の人選について

2　現行のコンプライアンスの推進に関する規程・要綱について

（1）昨年の幹部職員不祥事の際、行政として十分な検証は行ったのか

（2）規程・要綱を運用してきた中で、指導や処分を行ったケースはなかったのか

（3）今回の条例制定により、現行の規程・要綱はどうなるのか

4　尾崎邦洋（勇政）　５４～５９ページ

議案第４１号　亀山市職員コンプライアンス条例の制定について

1　条例制定の背景と目的について

2　平成２０年に制定したコンプライアンスに関連する規程や要綱と今回の条例との違いについて

3　条例を制定する必要性について

5　岡本公秀（新和会）　５９～６７ページ

議案４３号　亀山市税条例等の一部改正について

1　軽自動車税関係について

（1）自動車取得税に代わって新たに導入される軽自動車税の環境性能割の取扱いについて

ア　軽自動車税は増税になるのか

（2）新規の減免について

（3）１３年経過した軽自動車に課税される税額が、２０％上乗せされることについて

（4）現行の排気ガスの排出量が少ない自動車のグリーン化特例の取扱いについて

報告第７号　放棄した私債権の報告について

1　私債権放棄までの手続きについて

2　所在不明の債務者に対する徴収について

３　水道料金について、最初に保証金を支払う制度を取ることはできないのか

４　債権発生日について

6　福沢美由紀（日本共産党）　６７～７４ページ

議案第４３号　亀山市税条例等の一部改正について

１　改正の内容について

２　市の財政への影響と国の財源保障について

３　消費税増税に伴う改正であるが、増税がなかった場合の対応はどうなるのか

議案第５０号　令和元年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について

１　第２款　総務費、第１項　総務管理費、第５目　財産管理費、庁舎管理費及び第８款　土木費、第２項　道路橋梁費、第６目　橋梁維持修繕費の環境測定分析等委託料の増額について

２　基準値以上のアスベストまたはＰＣＢが検出された場合の対応とその財源について

7　櫻井清蔵（勇政）　７４～８２ページ

議案第４１号　亀山市職員コンプライアンス条例の制定について

１　条例の内容について

２　条例を制定しなければ、職員の綱紀粛正が図れないのか。それほど職員を信用していないのか

３　市職員となった時に署名する宣誓書とは

議案第５７号　新市まちづくり計画の変更について

１　変更内容について

２　今回の変更は、亀山駅前に整備する図書館保留床購入費に合併特例債を充てるためと思うが、当初予算では発言を取り消し、財源には公共事業等債を充当することとしたが、わずか２か月あまりで合併特例債に変更するのであれば、なぜ当初予算に計上したのか

３　合併協議の中で合併特例債充当事業を決定したが、市長の判断で庁舎建設を凍結され、その後、残りの合併特例債を様々な事業に充当されてきた。今回の図書館保留床購入費に充当する金額は大きく、あまりにも偏りすぎているのではないか

8　森　英之　８３～９０ページ

議案第４１号　亀山市職員コンプライアンス条例の制定について

１　条例制定に至る経緯と目的について

（１）公益通報の活用について

（２）コンプライアンス推進会議の役割について

（３）コンプライアンス委員会の役割と委員の選定について

議案第５０号　令和元年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について

１　第２款　総務費、第３款　民生費、第４款　衛生費、第５款　労働費、第７款　商工費、第８款　土木費、第１０款　教育費の環境測定分析等委託料の増額について

（１）アスベストまたはＰＣＢ含有物測定の目的について

（２）今後の対応について

議案第５７号　新市まちづくり計画の変更について

１　合併特例債の活用について

９　草川卓也　９０～９９ページ

議案第４１号　亀山市職員コンプライアンス条例の制定について

１　条例の名称と目的について

２　実効性を担保するために必要な措置について

３　公益通報の濫用防止について

議案第４３号　亀山市税条例等の一部改正について

１　市民税関係について

２　軽自動車税関係について

３　法人市民税関係について

議案第５７号　新市まちづくり計画の変更について

１　「新しい時代に必要な機能を備えた図書館整備」について

質　問　内　容　（通告要旨）

【6月１４日】

１　服部孝規（日本共産党）　１０２～１１５ページ

会計年度任用職員制度について

１　地方公務員法及び地方自治法の改正内容と改正理由について

２　亀山市の会計年度任用職員制度の制度設計について

３　「亀山市定員適正化計画」の見直しについて

学校と保育園の給食調理員について

１　正規職員が２８％しかいない職員体制について

２　非常勤職員の時間給で最低賃金が改正されてもそれに応じて引き上げられなかった安い賃金について

市長選マニフェストで掲げた「火葬の無償を検討」について

１　市長選「２０１７マニフェスト」で掲げた「火葬の無償化を検討」はどうなったのかについて

２　森　美和子（公明党）　１１５～１２８ページ

障害者差別解消法に規定されている「合理的配慮」について

１　市への相談件数について

２　市民に対する周知について

３　職員研修について

４　公的助成制度の導入について

防災・減災の取り組みについて

１　総合防災マップ作成・配布事業の進捗状況について

２　避難所運営マニュアル及び自主防災ハンドブックの活用状況について

３　災害時に避難支援が必要な方の実態把握について

４　個々の実情に合わせた「防災の手引き」等の作成について（特に高齢者・子ども・障がい者用）

３　鈴木達夫（大樹）　１２８～１４１ページ

ＩＴ社会における今後の亀山市について

１　教育行政におけるＩＴ社会への対応について

（１）教育長から紹介があった書籍「１０年後、君に仕事はあるのか？」について

（２）今後求められる「生徒像」、「学校像」及び「教師像」について

（３）ＩＣＴ教育と英語教育について

（４）ＩＴ社会に対応できる教育行政について

２　行政におけるＩＴ社会への対応について

（１）亀山市ＩＣＴ利活用計画の進捗について

（２）ＩＴ社会と「新庁舎建設」及び「定員適正化計画」について

（３）ＩＴ社会に対応できる亀山行政について

４　今岡翔平（勇政）　１４１～１５０ページ

ふるさと納税について

１　市のふるさと納税の収支状況について

２　他の自治体の返礼品をめぐる問題点について

３　返礼品について

４　返礼品をやめることはできないのか

５　税収の確保について

三重県との連携について

１　県の予算が厳しいことで市に影響はあるのか

２　県管轄のことを市が代わりにやることはないのか

５　岡本公秀（新和会）　１５１～１６１ページ

農業振興地域における農業者への支援について

１　能褒野地区が農業振興地域に指定されてからの農家数の変遷と営農内容の変化について

２　能褒野地区の農家に対して、市はこれまでどのような営農支援を行ってきたのか

３　農地は担保価値が低いため、農家の資金調達に対する市の支援について

４　営農困難な農地所有者が満足のいく価格で農地を希望者に貸与する方法について

５　農業振興地に対する農家への優遇策が少ないが、農業資材の廃棄料金などへの支援策について

防犯灯について

１　自治会管理の防犯灯の設置手続きについて

２　防犯灯の設置密度は市が決めているのか

３　地元の設置要望に対し、市が対応できないことがあるのか

４　民間の宅地開発の場合、防犯灯の設置は誰の責任で行われるのか、また適正な設置に対する市の指導はあるのか

５　防犯灯のＬＥＤ化の進捗状況について

６　福沢美由紀（日本共産党）　１６１～１７５ページ

幼児教育・保育無償化について

１　内容と今後のスケジュールについて

２　対象となる施設及び事例（利用者）について

３　給食費（副食費）の実費徴収について

４　消費税増税がなかった場合について

待機児童館「ばんび」について

１　現在の保育の定員や内容について

２　土曜日保育・病児病後児保育について

３　園庭もなく、公設の認可外施設のままで今後も設置し続けるのか

（仮称）発達支援センターについて

１　市におけるセンターの役割について

２　センターの規模、利用できる障がいの内容について

３　良いセンターにするための視察を含めた研修について

４　認定こども園とは切り離して早く設置することはできないのか

7　尾崎邦洋（勇政）　１７５～１８４ページ

空家対策について

１　市内の空家の現状について

２　国、県及び市の取り組みについて

３　今後の対策について

児童虐待について

１　市内の児童虐待の現状について

２　県及び市の取り組みについて

３　今後の対策について

質　問　内　容　（通告要旨）

【6月１７日】

１　伊藤彦太郎（勇政）　１８６～１９７ページ

新市まちづくり計画について

１　計画の内容について

（１）合併特例事業について

（２）合併特例事業以外の事業について

２　財源の考え方について

３　計画の在り方について

亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例について

１　条例制定後の市の動きについて

文化財行政について

１　人材確保について

２　前田　稔（勇政）　１９７～２０５ページ

関町地内における道路整備について

１　県から市に移管された市道白木会下線の側溝整備について

（１）２年経過した現在の状況はどのようになっているのか

２　関宿の裏道の計画について

３　木崎町の鳥居南側の県道津関線の計画について

４　国道１号バイパスから県道四日市関線にアクセスする道路の計画について

５　会下地内の県道四日市関線について、一部対向不可能となっている箇所への対策は検討しているのか

関宿観光駐車場等について

１　観光バス進入路に対する対策はあるのか

２　関の山車会館の駐車場はどうするのか

３　櫻井清蔵（勇政）　２０５～２１５ページ

通学路等の現状と課題について（幼児・児童・生徒の安全確保）

１　大津市において多くの園児が死傷するという痛ましい事故が発生したことを教訓として

（１）市内には歩道の白線が剥がれている箇所が多く見受けられるが、国道・県道・市道の対応、特に市道の管理及び修復について

（２）旧国道１号井尻交差点の歩道橋が、事故から既に２年以上が経過しているにも拘らず、未だに設置されていない

ア　現在の児童・生徒の安全確保について

イ　行政としての責任について、市長の見解を尋ねる

獣害対策について

1　亀山市有害獣被害防止対策事業補助金交付要綱について、平成３０年度から補助金の額を改正した根拠を知りたい

2　鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成２０年３月３１日付け１９生産第９４２３号農林水産事務次官依命通知）について

乗合タクシーとタクシー券について

1　去る５月２０日の市議会全員協議会における市長報告（乗合タクシーの利用状況について）を検証する

亀山駅周辺整備事業について

1　市民から負託を受けている議員の責務として、未だに明らかになっていない当該事業の全体事業費と市の負担を尋ねる

2　定例会や特別委員会における報告では、事業の完了予定は令和４年３月と聞いているが、権利者の全員同意が未だに得られていない状況の中で、果たして予定通り完成するのか

亀山駅の在り方について

1　亀山駅は、関西線（ＪＲ東海とＪＲ西日本）と紀勢線が接続する中継駅であるが、電車の乗り継ぎの便が悪く、利用者から度々改善の要望を聞くが、行政としての今日までの対応を知りたい

2　亀山南部の市民の利便性の向上を図るため、亀山駅周辺整備事業に併せて亀山駅の南側に新たに改札口を整備するようＪＲに打診すべきと思うが市長の見解を知りたい

3　櫻井市長就任後の平成２１年３月定例会の私の一般質問で、２番・３番ホームへの待合所の設置を提案してから１０年が経過したが、未だに整備されていない。これまでの市の取り組みとＪＲの見解を尋ねる

鈴鹿農協葬祭場について

1　全員協議会における副市長の答弁について

4　森　英之　２１５～２２７ページ

学校教育ビジョンと働き方改革について

1　学校教育ビジョンについて

2　学校教育ビジョンにおける働き方改革の位置付けについて

3　スクール・サポート・スタッフについて

4　部活動指導員について

学校における体育活動の在り方について

1　体力・運動調査結果について

2　部活動ガイドラインについて

3　地域のスポーツ活動と学校との関わりについて

4　運動会について

雇用対策協議会における雇用促進について

１　具体的な事業内容とその効果について

幼保無償化について

１　幼保無償化導入の準備状況と今後の課題について

５　豊田恵理　２２７～２４１ページ

市民・地域活動の支援について

１　地域まちづくり協議会との協働について

（１）地域担当職員について

（２）市が求める地域まちづくり協議会の姿とそのために今後必要な支援について

２　市民活動応援券について

（１）実績について

（２）課題について

亀山市の歴史文化遺産について

１　指定文化財の保全と活用の考えについて

（１）関宿とその関連施設等の保全と活用について

（２）それ以外の保全と活用について

２　未指定文化財も含めた今後の扱いについて

亀山市歴史博物館について

１　現状について

（１）歴史博物館の運営と現状について

（２）課題について

２　今後の役割について

亀山市の外国人窓口について

１　窓口の状況について

（１）外国人の相談窓口の状況について

（２）市内の外国人の住民登録の状況について

２　今後の課題について

６　草川卓也　２４１～２５５ページ

亀山市の将来都市像について

１　「Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０」に対する市の認識と今後の取り組みについて

（１）「Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０」におけるコンパクトシティ・プラス・ネットワークについて

（２）「Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０」におけるリニア亀山駅周辺まちづくりについて

（３）「Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０」における利用者中心の行政サービスについて

（４）「Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０　ｆｏｒ　ＳＤＧｓ」について

２　重点都市拠点外のまちづくりについて

（1）ＪＲの駅周辺の土地利用について

（2）地区防災計画について

（3）担い手の育成について

幼保無償化について

1　無償化に伴う影響と市の対応について

（1）待機児童対策について

（2）保育の質の確保について

7　中島雅代　２５６～２６９ページ

空き地の雑草対策について

1　現在の対応状況について

2　今後の対応について

家庭支援について

1　虐待通報時の対応について

2　育児支援の現状について

3　地域での子育て環境の充実について

広報について

1　市が行っている行政サービスの周知について

2　市広報誌を読んでもらうための工夫について

3　ホームページやフェイスブック等のアクセス実績やアクセスをしてもらうための工夫について

4　新聞、雑誌、テレビ等の媒体を利用した亀山の魅力の市外への発信について

令和元年５月３１日

亀山市議会定例会会議録（第１号）

●議事日程（第１号）

令和元年５月３１日（金）午前１０時　開会及び開議

第　　１　会議録署名議員の指名
第　　２　会期の決定
第　　３　諸報告
第　　４　現況報告
第　　５　議案第４１号　亀山市職員コンプライアンス条例の制定について
第　　６　議案第４２号　亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第　　７　議案第４３号　亀山市税条例等の一部改正について
第　　８　議案第４４号　亀山市都市計画税条例の一部改正について
第　　９　議案第４５号　亀山市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部改正について
第　１０　議案第４６号　亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第　１１　議案第４７号　亀山市営住宅条例の一部改正について
第　１２　議案第４８号　亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について
第　１３　議案第４９号　亀山市火災予防条例の一部改正について
第　１４　議案第５０号　令和元年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について
第　１５　議案第５１号　令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について
第　１６　議案第５２号　令和元年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について
第　１７　議案第５３号　工事請負契約の締結について
第　１８　議案第５４号　財産の取得について
第　１９　議案第５５号　専決処分した事件の承認について
第　２０　議案第５６号　字の区域の変更について
第　２１　議案第５７号　新市まちづくり計画の変更について
第　２２　報告第　１号　平成３０年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について
第　２３　報告第　２号　平成３０年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について
第　２４　報告第　３号　平成３０年度亀山市公共下水道事業会計予算繰越計算書について
第　２５　報告第　４号　平成３０年度亀山市病院事業会計予算繰越計算書について
第　２６　報告第　５号　専決処分の報告について
第　２７　報告第　６号　専決処分の報告について
第　２８　報告第　７号　放棄した私債権の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１８名）

１番	草川卓也君	２番	中島雅代君
３番	森　英之君	４番	今岡翔平君
５番	新　秀隆君	６番	尾崎邦洋君
７番	中﨑孝彦君	８番	豊田恵理君
９番	福沢美由紀君	１０番	森　美和子君
１１番	鈴木達夫君	１２番	岡本公秀君
１３番	伊藤彦太郎君	１４番	前田耕一君
１５番	前田　稔君	１６番	服部孝規君
１７番	小坂直親君	１８番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	井分信次君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮﨑哲二君	危機管理監	久野友彦君
総合政策部次長	落合　浩君	生活文化部次長兼関支所長	青木正彦君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀渕輝男君
生活文化部参事	深水隆司君	生活文化部参事	谷口広幸君
健康福祉部参事	豊田達也君	産業建設部参事	服部政徳君
産業建設部参事	草川保重君	会計管理者	渡邉知子君
消防長	平松敏幸君	消防部長	豊田邦敏君
消防署長	原　博幸君	地域医療統括官	伊藤誠一君
地域医療部長	古田秀樹君	教育長	服部　裕君
教育部長	草川吉次君	教育委員会事務局参事	亀山　隆君
監査委員	渡部　満君	監査委員事務局長	木﨑保光君

●事務局職員

事務局長	草川博昭	議事調査課長	渡邉靖文
書記	水越いづみ		

●会議の次第

（午前１０時００分　開会）

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから令和元年６月亀山市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります議事日程第１号により取り進めます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８４条の規定により、議長において、

２番　中　島　雅　代　議員

１１番　鈴　木　達　夫　議員

のご両名を指名します。

次に日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から６月２６日までの２７日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

会期は、本日から６月２６日までの２７日間と決定しました。

次に日程第３、諸報告をします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第１２１条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

なお、松村選挙管理委員会事務局長は、公務のため本日は欠席する旨の通知に接しておりますのでご了承願います。

次に、監査委員から、例月出納検査結果報告書６件が、また亀山市土地開発公社、公益財団法人亀山市地域社会振興会及び公益社団法人亀山市シルバー人材センターから、平成３０年度事業報告書及び収支決算書がそれぞれ提出されておりますので、ごらんおきください。

次に日程第４、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

令和元年６月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

新緑がまぶしい季節の訪れとともに、今月１日には皇太子殿下が新天皇陛下にご即位され、新しく令和の時代が幕を開けました。

改めて、平成の３０年はバブル景気の崩壊、人口減少社会への突入、大規模自然災害の頻発など、国民のライフスタイルや意識・価値観を変える激動の時代でございました。そうした時代の潮流の中でも、本市は平成の大合併以降、地域が持つ資質や多くの皆様の英知により、暮らしやすさや心地よさを備えた活力のある５万人都市へと着実な歩みを進めてまいりました。

この確かな歩みを礎に、令和の時代におきましても、引き続き交通拠点性や市民力・地域力の高まり等を一層発揮させながら、新たな産業・雇用の創出を初め、少子化対策の推進による若者の定住促進、中心的都市拠点の再生、地域包括ケアと健康都市政策の推進など、本市の持続的成長につながる施策を重層的に展開してまいります。

さて、我が国の経済は、景気動向指数の基調判断が６年２カ月ぶりに悪化に引き下げられ、通商問題の動向が世界に与える影響や中国経済の先行きなど、海外経済の不確実性等に留意していく状況にあります。

こうした中、国の経済財政諮問会議では、経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針２０１９）の取りまとめに向け、地方行財政などの議論が進められております。また、今月１０日には、本年１０月からの消費税率引き上げによる増収分を財源とした幼児教育・保育を無償化するための改正子ども・子育て支援法が参議院本会議で可決、成立し、全世代型社会保障制度への転換に向けた政策が動き出すこととなりました。

こうした国の動向につきましては市政運営にも影響がございますので、引き続き情報収集等に努め、適切な対応を図ってまいります。

ところで、先週、秋田県横手市において、重要伝統的建造物群保存地区を有する全国９８市町村で組織する全国伝統的建造物群保存地区協議会の総会が開催され、出席をいたしました。保存地区を有する市町村のさまざまな取り組みに触れ、交流の輪を広げる中で、東海道の宿場町で唯一の保存地区である関宿の歴史的風致を後世に継承する重要性を再認識いたしました。

来る７月には、関宿の町並みと一体となって行われる関の山車の保存や祭ばやしなどの伝承活動の拠点、関の山車会館を開館いたします。これを契機に、本市が全国に誇る歴史的風致の維持向上や、ふるさと亀山への愛着と誇りの醸成等の取り組みを一層浸透させてまいりたいと考えております。

それでは、市政の各部門にわたり、第２次亀山市総合計画の施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、「快適さを支える生活基盤の向上」についてでございますが、都市づくりの推進のうち、亀山駅周辺整備事業につきましては、現在、亀山駅周辺２ブロック地区市街地再開発組合により、市街地再開発事業の推進が図られており、去る３月には、新図書館を含めた再開発ビル及び駅前広場の実施設計や権利変換計画作成について業務発注が行われました。引き続き、当該市街地再開発組合に対する支援を行うとともに、区画道路整備等を着実に進めてまいります。

なお、市街地再開発事業の実施に当たり、字の区域変更が必要となることから、本議会に関係議案を提案いたしております。

次に、住環境の向上につきましては、空き家の有効活用等を促進する取り組みといたしまして、先般、固定資産税等の納税通知書の郵送にあわせ、空き家対策に関するチラシを同封いたしました。

その結果、空き家所有者から多くのご相談をいただいておりますので、空き家情報バンクや耐震性の低い家屋の除却制度を紹介するなど、空き家対策につなげてまいります。

次いで、上下水道の充実のうち、公共下水道事業につきましては、去る３月に野村二丁目、天神一丁目、阿野田町等の一部区域において供用を開始いたしました。これにより、公共下水道処理人口普及率は、昨年度より０．５ポイント増の５２．９％となったところであり、引き続き、下水道未

普及地域での整備を進めてまいります。

なお、水道料金及び公共下水道使用料につきましては、昨年４月からクレジットカードによる納付サービスを実施しており、去る３月末現在の利用件数は２６４件と順調に推移いたしております。引き続き、納入通知書に利用方法を掲載するなど利用促進に努め、コンビニ収納とあわせ利用者の利便性向上に努めてまいります。

次に、道路の保全・整備のうち、野村布気線整備事業につきましては、市民生活の利便性向上はもとより、産業活動の促進に資する重要路線の整備として、来る７月の供用開始に向け、鋭意工事を進めているところであります。

次いで、公共交通網の充実のうち、乗合タクシー制度につきましては、先月から運行時間の延長や運行曜日の拡大などサービス内容を拡充するとともに、高齢者タクシー料金助成事業の利用者に乗合タクシー制度へ登録いただき、当該制度の登録者全員に３，０００円分の無料体験乗車券を配布し利用を促進しております。引き続き、市広報やケーブルテレビ等を活用した効果的な制度周知を図りながら、高齢者の新たな移動手段として定着するよう進めてまいります。

次に、安全・安心なまちづくりの推進につきましては、災害に強いまちづくりの推進といたしまして、公道に面したブロック塀等の撤去費用の一部を補助する制度を新たに創設いたしたところであります。現在、制度活用の事前相談に基づき順次現地調査を実施し、補助金の申請をしていただいているところであり、災害時の被害低減につなげてまいります。

また、消防力の充実強化といたしまして、多種多様化する災害に的確に対応するための施設・設備の充実に当たり、水槽つきポンプ自動車を更新いたします。先般、車両購入に関する仮契約を締結いたしましたので、本議会に財産の取得を提案いたしております。

一方、去る２月には、本市と津市及び鈴鹿市の消防職員で構成する津・鈴鹿・亀山消防連携・協力勉強会を設置し、先月、第１回の勉強会を開催いたしました。この勉強会を通じて、消防の広域化に関する国の基本指針に基づき、通信指令業務の共同運用について研究してまいります。

次いで、低炭素・循環型社会の構築につきましては、廃棄物処理施設の適正管理として、総合環境センターのごみ溶融処理施設について、耐用年数を迎えるスラグコンベヤなど主要な設備・機器を更新するため、大規模整備工事に着手したところであります。引き続き、老朽化した設備・機器を計画的に更新し、施設の適正管理に努めてまいります。

次に、自然との共生につきましては、先月２１日、亀山里山公園みちくさにおいて、自然との触れ合いを通し自然が果たす役割を学ぶ、里山塾２０１９の開講式及び第１回の講座を開催し、幅広い世代の塾生３５名に参加いただいたところであります。引き続き、市民団体とも連携を図りながら、里山塾を初め市民が自然と触れ合う機会を創出し、自然環境を大切にする心の醸成に努めてまいります。

また、去る３月には、市内の環境保全３団体で構成する鈴鹿・亀山地域親水団体連携体が日本自然保護大賞・教育普及部門で大賞を受賞されました。世代の異なる３団体による河川やため池などで行う在来種保護を目的とした調査・普及活動等の取り組みが高く評価されたものであります。市といたしましても、こうした団体と連携を図り、生物多様性の確保に努めてまいります。

次に、歴史文化の継承・活用につきましては、歴史博物館におきまして、来月９日まで、古代から近代にかけての印刷技術や印刷物に関する春の企画展を開催いたしております。また、夏休みの

自由研究ができる亀博自由研究のひろばや、明治時代の亀山の武家をテーマとした秋の企画展についても準備を進めているところであります。

ところで、市が保有する一部の建築物の建築用仕上げ塗材のアスベスト含有調査及び市が管理する橋梁の橋梁塗膜のＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）含有調査を、それぞれ国の社会資本整備総合交付金を活用し、本年度から２カ年をかけて実施してまいります。これらの調査の実施に当たり、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

続きまして、「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」について、ご説明申し上げます。

まず、地域福祉力の向上につきましては、地域での助け合い・支え合い活動の促進といたしまして、亀山市社会福祉協議会とともに地域まちづくり協議会を訪問し、昨年度から配置いたしておりますＣＳＷ（コミュニティソーシャルワーカー）の活動報告を行うとともに、その役割等について理解を深めていただけるよう取り組んでいるところであります。引き続き、地域の福祉課題の掘り起こしや、地域住民がみずから福祉課題を発見し、解決する仕組みづくりを支援してまいります。

また、今月２５日には、亀山市社会福祉センターにおいて、亀山市社会福祉協議会との共催により、地域福祉シンポジウムを開催したところであります。複合的な地域課題への対応として、横断的かつ包括的な相談支援の重要性を再認識するとともに、地域福祉を支える関係者が、それぞれの役割や連携の必要性を認識する機会となったものと考えております。

次に、健康づくり・地域医療の充実のうち、健康マイレージ事業につきましては、健康づくりに寄与する取り組みを幅広くポイント付加の対象とするなど、本市の特色を生かした制度となるよう検討を進めているところであり、より多くの方に気軽に参加いただくことで、健康づくりの意識向上につなげてまいります。

また、感染症予防の推進といたしまして、風疹に関する国の追加対策により、本年度から３カ年に限り、風疹の予防接種がなかった年代の男性が定期予防接種の対象者となったことから、来月上旬には、風疹の抗体検査及び予防接種が無料で受けられるクーポン券を対象者へ送付してまいります。

一方、受動喫煙防止対策につきましては、改正健康増進法が定める公共施設の受動喫煙防止対策に先行し、既に敷地内禁煙を実施している施設に加えて、本年４月から新たに総合保健福祉センターを敷地内禁煙としたところであります。

なお、行政機関の庁舎につきましては、本年７月以降、建物内禁煙となりますことから、利用者への周知など諸準備を進めているところであります。

一方、医療センターの利用状況につきましては、昨年度の入院患者の病床利用率は約６８％、外来患者数は延べ約３万６，０００人となり、ここ数年、減少傾向であった外来患者数は微増となっております。今後におきましても、利用環境の向上と効率的な病床活用に努めてまいります。

また、人間ドックや検診の拡充につきましては、本年度から医療センターにおいて市職員の健康診断を行いますことから、受け入れ体制を整えたところでございます。

次いで、高齢者の地域生活支援の充実につきましては、地域包括ケアの推進に当たり、本年度から、亀山地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置いたしました。ＣＳＷと連携して支援ができるよう相談体制を整えたところであり、多様で複合的な地域課題に丸ごと対応できる相談体制の確立に努めてまいります。

また、介護予防の推進といたしまして、本年度から、脳と体を同時に使う認知症予防運動「コグニサイズ」を活用した認知症予防教室を開催するなど、高齢者の認知機能の維持・改善を進めているところであります。

次に、障がい者の自立と社会参加の促進につきましては、障がい者の福祉サービスの充実といたしまして、本年度から居宅での入浴が困難な重度の身体障がいのある方を対象とした訪問入浴サービスを開始したところであります。支援事業者や民生委員・児童委員へも制度周知を図り、新たな福祉サービスの利用につなげてまいります。

次に、スポーツの推進につきましては、令和３年度の三重とこわか国体の開催に向け、実行委員会の運営や会場となる西野公園の改修など諸準備を進めております。今月には、西野公園野球場整備改修工事に係る仮契約を締結いたしましたので、本議会に工事請負契約の締結を提案いたしております。

続きまして、「交通拠点性を生かした都市活力の向上」について、ご説明申し上げます。

まず、企業活動の促進・働く場の充実につきましては、去る３月に亀山・関テクノヒルズへの進出を決定した兵庫県朝来市に本社を有する冨士発條株式会社と立地協定を締結いたしました。精密金属加工を行う同社は、令和３年春の新工場完成を目指し年内の工事着手を予定しているため、関係機関と連携しながら、円滑な工場立ち上げを支援してまいります。

また、現在、亀山・関テクノヒルズ内の新たな分譲区画１０区画のうち８区画が契約済みとなっており、引き続き、立地条件の優位性等を発揮させながら、残る区画への企業誘致活動を積極的に展開してまいります。

一方、来月２０日、市文化会館中央コミュニティセンターにおきまして、市内事業所で構成する亀山市雇用対策協議会主催による求人懇談会が開催されます。当日は、来春卒業予定の高校生求人について、会員事業所と県内高校による情報交換が行われます。市といたしましても、こうした取り組みを継続的に支援し、市内事業所の雇用の安定や地元雇用につなげてまいります。

次に、地域に根差した商工業の活性化のうち、創業等支援事業につきましては、創業予定者を対象としたセミナー開催について準備を進めるとともに、空き店舗を活用した創業等に対する補助金の活用について募集をしているところであります。

なお、空き店舗活用に係る補助制度につきましては、本年度から、若者や女性に限り補助金の上限額を引き上げたところであり、亀山商工会議所との連携により利用を促進し、にぎわいのある商業地域の形成につなげてまいります。

また、先月２７日、亀山サンシャインパークにおいて、本市と交流のある７自治体とともに、亀山市交流自治体特産品フェアを開催し、各市の特産品や観光資源等を広く発信するとともに、自治体間の相互交流を深めたところであります。今後につきましても、交流自治体のイベントに積極的に参加するなど、機会を捉え本市の特産品等の発信を行ってまいります。

一方、亀山市プレミアム付商品券事業につきましては、今月１０日に商品券の発行・換金、取り扱い店舗の募集等について亀山商工会議所と業務委託契約を締結したところであります。今後は、庁内のプロジェクトチームにおいて商品券の購入対象となる低所得者・子育て世帯の把握を行うとともに、効果的な事業の実施に向け、亀山商工会議所と連携し進めてまいります。

次いで、農林業の振興につきましては、農業従事者の高齢化、後継者不足が深刻な問題となる中、

担い手の育成、農業経営者への支援が必要となっております。こうした中、農業経営者の収益強化と担い手の経営発展に向けて、県補助金を活用した経営体育成支援事業により、経営の高度化に必要な農業用機械の導入を支援すべく、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

次に、まちづくり観光の推進につきましては、先月１２日、本市のご当地グルメ「亀山みそ焼きうどん」のＰＲ強化に向け、市民団体「亀山みそ焼きうどん本舗」や鈴鹿大学の学生ベンチャー企業等とＢ－１グランプリで亀山を知ってもらおう協定を締結したところであり、若者のアイデアを取り入れた効果的な情報発信につなげてまいります。

次いで、広域的な交通拠点性の強化につきましては、本年３月に新名神高速道路亀山西ジャンクションから新四日市ジャンクションまでの区間が開通し、新名神高速道路と東名阪自動車道によるダブルネットワークが形成されました。これにより、開通後初の大型連休となったゴールデンウイークにおいても、東名阪自動車道の渋滞回数は、昨年の同時期と比較し大幅に減少したところであります。引き続き、亀山西ジャンクションの名古屋方面と伊勢方面をつなぐランプウエーや、先般、事業認可された亀山西ジャンクションから大津ジャンクションまでの６車線化の早期整備に向け、関係機関へ事業の着実な進捗を働きかけてまいります。

続きまして、「子育てと子どもの成長を支える環境の充実」についてご説明申し上げます。

まず、子供たちの豊かな学びと成長のうち、幼稚園保育室等空調機整備事業につきましては、夏季の暑さ対策に活用できるよう早期完了に向け進めているところであり、来月には事業完了の見込みとなっております。

次に、安心して産み育てられる環境づくりの推進のうち、第２期亀山市子ども・子育て支援事業計画につきましては、昨年度に実施いたしましたアンケート調査をもとに、保育サービス等に関する今後のニーズ量の分析や、現計画の成果を取りまとめております。こうした分析等を踏まえ、来月開催予定の亀山市子ども・子育て会議において議論を重ね、本年度末の策定に向け進めてまいります。

ところで、今月８日、滋賀県大津市において、園外活動中の保育園児や職員が巻き込まれる痛ましい交通事故が発生をいたしました。市といたしましては、園児の安全確保の重要性を鑑み、当該事故の翌日、市内の保育所等に対し、活動時における安全確保について注意喚起を行ったところであります。引き続き、関係機関等とも連携を図りながら、園児が安心して過ごせるよう努めてまいります。

続きまして、「市民力・地域力の活性化」についてご説明申し上げます。

まず、自立した地域まちづくり活動の促進のうち、地域まちづくり協議会の支援につきましては、市内全ての地域まちづくり協議会において地域まちづくり計画が策定され、さまざまな取り組みが進められる中、本年度から、まちづくり協働課職員を地域担当職員とする支援体制に見直しを図り、機動性の向上に努めているところであります。

さらに、地域まちづくり協議会の自立した活動を支援するため、今月からファシリテーション技術を学ぶ研修会を開催するなど、地域の担い手育成支援を進めております。

次に、市民参画・協働の推進と多様な交流活動の促進のうち、協働事業提案制度につきましては、今月１２日、市民協働センターにおいて、昨年度の協働事業である亀山７座トレイルの設置や食品ロス削減の取り組みについて報告いただくとともに、協働でまちが元気になる講演会を開催したと

ころであります。引き続き、協働に関する情報発信や意識啓発に努めてまいります。

次いで、共生社会の推進につきましては、来月２３日から２９日までの男女共同参画週間に合わせ、三重県内男女共同参画連携映画祭が、市町等の連携により県内１９会場で開催され、本市におきましても、来月１５日に市文化会館で映画上映を行います。こうした機会を捉え、男女共同参画への理解が深まるよう啓発に努めてまいります。

続きまして、「行政経営」についてご説明申し上げます。

まず、職員の能力を生かせる組織力の強化につきましては、組織マネジメントの強化として、本年度も各部の使命・目標及び実施方針を定め、先日公表いたしたところであります。第２次亀山市総合計画に掲げた施策や戦略プロジェクトを着実に推進していくため、組織の目標を明確にし、効果的・効率的な行政経営を進めてまいります。

一方、職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、常に市民の立場に立って真摯に職務を遂行しなければなりません。そうした中、職員のコンプライアンスの推進につきましては、現在、亀山市コンプライアンスの推進に関する規程等に基づき、公益通報などの制度運用を行っておりますが、さきの職員の不祥事に鑑み、より実効性のある環境や体制の整備を図り、透明で市民に信頼される市政を確立することが不可欠であります。このため、本議会に関係条例の制定を提案いたしております。

次に、財産・情報の適正な管理・活用のうち、新庁舎建設の推進につきましては、本年度から２カ年をかけて策定いたします新庁舎整備基本計画につきまして、今月１０日、プロポーザル方式で選定する策定支援の受託事業者を公募したところであり、今後、選定委員会により候補者を選定してまいります。

ところで、平成３０年４月に、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が施行され、合併特例債の活用可能期限が５年延長されたことから、今後の財政運営上の重要な財源である合併特例債を有効に活用するに当たり、その根拠となる新市まちづくり計画の変更について、本議会に提案いたしております。

このほか、今月１日の改元への対応につきましては、住民情報系システム等のシステム改修や大型連休中の諸手続について事前準備もあり、当日を含め連休中において、行政事務に支障はございませんでした。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年２月１１日から５月１０日までの一般会計及び各特別会計に係る３，０００万円以上１億５，０００万円未満の工事請負契約の状況は別紙のとおりでございましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げました。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育長に教育行政の現況について報告を求めます。

服部教育長。

○教育長（服部　裕君登壇）

初めに、去る２８日、神奈川県川崎市で多数の児童を含む殺傷事件が発生し、小学６年生の女児を含めお二人の方がお亡くなりになる痛ましい事件が起こりました。お亡くなりになられた方に謹んで哀悼の意を表し、被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

子供の学校、通学路における安心・安全につきましては、関係機関との連携を強化しながら、安全確保に注力してまいります。

それでは、令和元年６月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、教育に関する国の情勢でありますが、本年３月には、保護者による体罰の禁止や児童相談所の機能強化を盛り込んだ児童虐待防止法と児童福祉法の改正案が閣議決定され、今国会での成立を目指しています。

また、文部科学省は先月、学校における働き方改革の答申において検討事項として上げられていた小学校高学年教科担任制の導入推進について、中央教育審議会に諮問しています。

なお、今年度の全国学力・学習状況調査が先月実施され、国語と算数・数学は、基礎知識と活用力を一体的に問う新形式で、中学３年生については、初めて英語が加わりました。調査結果の公表は本年７月とされております。

次に、県の情勢でありますが、本年３月、三重県いじめ防止基本方針が改定されました。また、いじめ防止強化月間である先月には、ピンクシャツ運動が推進されるとともに、事例別ワークシートを活用したいじめ防止の授業プランが各校に配付されております。

さらに、本年３月、三重県部活動ガイドラインを一部改定し、休日の部活動の時間を国のガイドラインに合わせて４時間以内から３時間以内としています。

なお、学力の向上につきましては、組織的・計画的で持続性のある学力向上の取り組みの推進を掲げ、新学習指導要領に対応できる教員の授業力向上や全教科における文章を読み解く力・伝える力の育成を念頭に、県指導主事の学校訪問による支援を継続していくとしています。

こうした国や県の動向や施策を見きわめつつ、教育委員会といたしましては、引き続き亀山市教育大綱の基本理念「学びあふれる教育のまち　かめやま」の具現化に向け、亀山市学校教育ビジョン、亀山市生涯学習計画及び亀山市子どもの読書活動推進計画の具体的な実践を着実に推進してまいります。

それでは、最初に学校教育関係についてご説明申し上げます。

まず、学校における働き方改革の取り組みといたしましては、本年度新たにスクール・サポート・スタッフを４名配置し、教員の事務負担軽減を図っております。外部人材の活用や学校閉校日の拡大につきましても継続して取り組むとともに、各学校の時間外労働削減に向けた取り組みや業務改善等の進捗状況を把握しながら、総勤務時間縮減を推進してまいります。

また、中学校における部活動につきまして、県の改定に合わせて亀山市部活動ガイドラインの一部を改定いたしました。各校の部活動の時間管理状況を把握するとともに、適切かつ効果的な部活動運営を促すために、部活動の運営や指導方針など、そのあり方について市内全ての中学校教員を対象とした研修を開催したところでございます。

次に、学習環境の厳しい生徒を対象とした学習支援事業につきましては、新たに１０名の新１年

生の参加者を迎えて始まっております。引き続き、該当家庭への周知を進め、受講生徒数の拡大に努めてまいります。

次いで、特別支援教育の推進につきまして、これまで亀山市就学指導委員会を設置し、障がいのある児童・生徒等について、早期からの一貫した支援体制の構築を図ってきたところですが、その仕組みや実態に合わせ、また他市町の状況も鑑み、名称を亀山市教育支援委員会と変更しました。今後も引き続き、障がいのある児童・生徒等への切れ目のない支援に努めてまいります。

次に、新学習指導要領につきましては、来年度からの全面実施に向け、小学校全教科の教科書採択業務を進めているところです。また、昨年度の小学校に引き続き、中学校での特別の教科道徳が本格実施となっています。昨年度から先行実施しております小学校の外国語活動・外国語科につきましては、英語専科教員２名や小学校英語非常勤講師７名の配置により、指導の充実と小・中学校の連携を図っております。

さらに、英語で話す・聞く・読む・書くの４技能の定着度を客観的にはかるパフォーマンス評価、英語チャレンジを作成し、今月下旬から市内中学校全学年で実施しているところでございます。

また、小学生を対象とした英語デイキャンプにつきましては、８月実施に向けて来月半ばに募集を開始いたします。

次いで、学力向上につきましては、書く力の育成を軸とする学力向上の取り組みを進め、言語活動の充実による思考・判断・活用力の育成や、学び直しを通しての基礎、基本の定着に取り組んでいるところであります。また、本年度から、市内各校の研修担当者による研修担当者会を開催し、学力向上に向けた取り組み等を情報交換するほか、各中学校区で小・中学校教員が互いに授業参観、意見交換ができる機会を整え、教員の授業力向上を図ってまいります。

次に、豊かな心を育む教育につきましては、本年度から生活文化部と兼務の人権教育担当指導主事を１名配置いたしました。本市における人権教育のさらなる推進を目指し、市の人権施策の取り組みと学校現場における人権教育との連携を強化してまいります。

また、亀山市人権教育基本方針にのっとり、人権を守るために積極的に行動できる主体者づくりに取り組んでまいります。さらに、子供たちの健やかな成長を願って、保護者の方々にご協力いただく子育てのポイントを健康福祉部と協働しながらリーフレットとしてまとめる作業を進めております。

次いで、生徒指導につきましては、いじめや不登校の未然防止や、その解消に向けて、道徳教育、人権教育の充実を初め、全ての教育活動を通してともに認め合い、支え合う学級集団づくりを進めてまいります。また、本年度、北勢児童相談所から独立して新たに開設された鈴鹿児童相談所や子ども支援グループ等の諸機関との連携をさらに強化し、いじめ、不登校及び虐待等の防止及び事案解消に向けた取り組みを進めてまいります。

続きまして、学校施設の整備関係についてご説明申し上げます。

小学校普通教室等空調機整備事業につきましては、来月中に機器設置の完了を目指して工事を進めております。７月からは試運転期間として空調機の使用が可能となり、児童が学校生活を快適に送れる環境が向上いたします。

次に、井田川小学校校舎増築・給食室改修事業につきましては、工事設計業務委託の契約締結に向けた事務を進めており、本年度、給食室の一部増築工事が実施できるよう取り組んでまいります。

このほか、亀山西小学校のプール使用開始に向けて、プールサイドのシート張りかえ工事を実施するとともに、学校の夏季休業期間に実施予定の工事につきましても、その発注の事務を進めているところであります。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

図書館整備事業につきましては、亀山市立図書館整備基本計画に基づき市全体のまちづくりを支える公共図書館を目指して、開館後の活動にもつながる市民ワークショップを継続して実施してまいります。

また、図書館建築の実施設計とあわせて、関係機関や部署と十分な連携調整を図りながら、図書館管理運営の基本的な方針の策定を着実に進めてまいります。

一方、現市立図書館につきましては、ボランティアの方々のご協力をいただきながら、図書館まつりなど読書に親しむ環境づくりを推進してまいります。また、現在、亀山市立図書館整備基本計画に基づき、将来を見据えた図書館情報システムの更新や蔵書計画の策定に着手したところであります。

次に、地域人材キラリ育成事業につきましては、公民館講座と一体的になった生涯学習の新たな仕組みとして、学びの成果により地域で活躍する人材育成を進める「かめやま人キャンパス」を来月から開講いたします。コースといたしましては、まちの歴史人養成講座、まちのくらし人養成講座、森と水の守り人養成講座、まちの起業人養成講座の４つの講座であります。

次いで、家庭教育支援事業につきましては、昨年度から社会教育委員会において子育て家庭のあり方について多くの議論・検討を重ねていただきました。子育て中のご家庭で大切にしていただきたい事柄を１０点に絞り「かめやまお茶の間１０選（実践）」と名づけた応援メッセージを作成しております。来月開催されます市ＰＴＡ連合会を核とした教育関係団体主催の教育を語り合う会で披露させていただく予定です。

次に、青少年総合支援センターのパトロール活動につきましては、登下校防犯プランに基づき、市内の不審者情報が多く発生する時間帯や発生箇所を中心に巡回パトロールを実施するべく、本年４月からパトロールの時間帯とコースの見直しを行いました。引き続き、青少年にとって安全・安心な環境づくりと、地域全体での見守り活動への支援を進めてまいります。

最後に、昨年度から実施いたしました教育功労者の表彰につきまして、本年度は学校運営協議会関係や社会教育団体関係などの分野で貢献していただきました方々を中心に、現在、表彰候補者の選定を進めており、表彰式は昨年度と同様、１０月に開催される教育懇談会に合わせて実施する予定であります。

以上、教育行政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げました。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

教育長の現況報告は終わりました。

次に日程第５、議案第４１号から日程第２８、報告第７号までの２４件を一括議題とします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第４１号亀山市職員コンプライアンス条例の制定についてでございますが、職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、正当な理由なく一部のものに対して有利なまたは不利な取り扱いをする等不公正な扱いをしてはならず、その職務や地位を私的な利益のために使用してはなりません。

現在、職員のコンプライアンスの推進につきましては、亀山市コンプライアンスの推進に関する規程、亀山市職員に対する一定の公職にある者等からの要望等取扱要綱、亀山市職員等公益通報の処理に関する要綱等により運用しております。

しかしながら、さきの職員の不祥事に鑑み、職員のコンプライアンスの推進について、より実効性のある環境や体制の整備を図り、公正な職務の遂行を確保することにより透明で市民に信頼される市政を確立するため、この条例を制定するものでございます。

制定内容は、まず１つ目といたしまして、職員のコンプライアンスを推進するための環境及び体制の整備を図り、公正な職務の遂行を確保することにより、透明で市民に信頼される市政を確立することを目的といたします。

２つ目といたしまして、この条例における用語の意義を定めることといたします。

３つ目といたしまして、職員の倫理保持及び法令遵守の原則を定めることといたします。

４つ目といたしまして、任命権者等の責務について定めることといたします。

５つ目といたしまして、職員の責務について定めることといたします。

６つ目といたしまして、公益通報に関する審査等を行うため、地方自治法第１３８条の４第３項の規定により、亀山市コンプライアンス委員会を置くことといたします。

７つ目といたしまして、公益通報に関する調査等を行うため、庁内に亀山市コンプライアンス推進会議を置くことといたします。

８つ目といたしまして、職員のコンプライアンスに関する指導、助言等を行うため、任命権者の下にコンプライアンス監督者を置くことといたします。

９つ目といたしまして、公益通報に関する規定について定めることといたします。

１０番目といたしまして、働きかけ行為に関する規定について定めることといたします。

１１番目といたしまして、亀山市コンプライアンス推進会議は、職員が不正な行為を行わないよう必要な対策を講ずるものといたします。

１２番目といたしましては、市長は、毎年度、職員のコンプライアンスに関する状況及び職員のコンプライアンスに関して講じた措置について公表するものといたします。

１３番目といたしまして、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることといたします。

なお、施行日は令和元年８月１日とし、附則において亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、亀山市コンプライアンス委員会委員の報酬及び旅費を定めることといたします。

次に、議案第４２号亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正す

る法律により国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正され、令和元年５月１５日以降その期日を公示され、または告示される国会議員の選挙等における選挙長等の費用弁償額の基準額が改定されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、選挙長等の報酬の額について、改定された令和元年５月１５日以降その期日を公示され、または告示される国会議員の選挙等における選挙長等の費用弁償額の基準額に準じて改めることといたします。

なお、施行日は公布の日とし、令和元年５月１５日以降、その期日を公示され、または告示される選挙について適用いたします。

次に、議案第４３号亀山市税条例等の一部改正についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律により地方税法が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず第１条関係の１つ目といたしまして、市民税関係でございますが、寄附金税額控除について、ふるさと納税（特例控除）の対象を総務大臣が指定する地方団体に対する寄附金（特例控除対象寄附金）といたします。

２つ目といたしまして、消費税率の引き上げに際し、需要変動の平準化の観点から、住宅に関する税上の支援策として住宅ローン控除対象者の控除期間が３年間延長されたことに伴い、個人の市民税に係る住宅借入金等特別税額控除を令和１５年度分まで延長いたします。また、当該控除の適用について、納税通知書が送達されるときまでに提出された申告書に住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること等の要件を不要といたします。

３つ目といたしまして、軽自動車税関係でございますが、種別割の減免対象に、精神障がい者本人が運転する軽自動車等を加えることといたします。

４つ目といたしまして、平成１８年３月３１日までに初めて車両番号の指定を受けた３輪以上の軽自動車に対する重課を令和元年度に限るものといたします。

５つ目といたしまして、その他でございますが、地方税法の一部改正に伴う規定の整理を行います。

続いて、第２条関係の１つ目といたしまして、市民税関係でございますが、年末調整の適用を受けた給与所得者が個人の市民税に関する申告書を提出するときに、確定申告書の記載事項における法令の規定により一定の簡便な記載とされたものに相当する、個人の市民税に関する所得控除の記載事項について、一定の簡便な記載によることを可能といたします。

２つ目といたしまして、給与所得者または公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、給与所得者の扶養親族等申告書または公的年金等受給者の扶養親族等申告書にその旨を記載するものといたします。

３つ目といたしまして、軽自動車税関係でございますが、日本赤十字社が取得する３輪以上の軽自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては環境性能割と種別割を、三重県県税条例第１３７条の２の２第１項第２号から第５号までの規定により三重県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車の例によるものに対しては環境性能割を課さないこととといたします。

４つ目といたしまして、消費税率の引き上げに際し、需要変動の平準化の観点から、令和元年１０月１日から令和２年９月３０日までの間に取得した軽自動車税に係る環境性能割の税率を、１％

以下のものについては非課税とし、２％のものについては１％といたします。また、県知事は、当分の間、環境性能割の賦課徴収に関し、非課税に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の低排出ガス車としての認定等に基づき当該判断をするものとする特例を設けます。

５つ目といたしまして、消費税率の引き上げに際し、需要変動の平準化の観点から、軽自動車に係るグリーン化特例（軽課）の現行制度の適用年度を２年間延長し、令和３年度分までといたします。また、市長は、当分の間、種別割の賦課徴収に関し、グリーン化特例に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の低排出ガス車としての認定等に基づき当該判断をするものとする特例を設けます。

続いて、第３条関係の１つ目といたしまして、市民税関係でございますが、子供の貧困に対応するため、令和３年度以降の各年度分の個人の市民税について、非課税措置の対象に単身児童扶養者を加えることといたします。

２つ目といたしまして、軽自動車税関係でございますが、令和３年４月１日以降に初めて車両番号の指定を受けた３輪以上の乗用（自家用）に係るグリーン化特例について、その適用範囲を見直した上で２年間延長し、令和５年度分までといたします。

続いて、第４条関係の軽自動車税関係でございますが、地方税法の一部改正に伴い、平成２９年６月２７日に公布した亀山市税条例の一部を改正する条例について、条文の整理を行います。

続いて、第５条関係の法人市民税関係でございますが、地方税法の一部改正に伴い、平成３０年１２月２６日に公布した亀山市税条例の一部を改正する条例について、資本金１億円超の内国法人に対する申告書等の電子情報処理組織（通称ｅＬＴＡＸ）による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の措置を加えることといたします。

なお、第１条関係の施行日は公布の日とし、令和元年度以降の年度分の個人市民税、固定資産税及び軽自動車税について適用いたします。

ただし、寄附金税額控除に関する改正規定は令和２年度以降の年度分の個人市民税について適用することといたします。

また、第２条関係の軽自動車税関係の施行日は令和元年１０月１日とし、環境性能割に関する部分については、同日以降に取得された３輪以上の軽自動車について、種別割に関する部分については令和２年度以降の年度分の軽自動車税について適用いたします。

また、市民税関係の施行日は令和２年１月１日とし、同日以降に令和２年度以降の年度分の個人市民税に係る申告書を提出する場合について適用することといたします。

また、第３条関係の市民税関係の施行日は令和３年１月１日とし、令和３年度以降の年度分の個人市民税について適用いたします。

また、軽自動車税関係の施行日は令和３年４月１日とし、令和３年度以降の年度分の軽自動車税について適用することといたします。

また、第４条及び第５条関係の施行日は公布の日といたします。

次に、議案第４４号亀山市都市計画税条例の一部改正についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律により地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、地方税法の一部改正に伴う規定の整理を行います。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第４５号亀山市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部改正についてでございますが、亀山市いじめ問題対策連絡協議会の委員として、亀山市を所管する児童相談所の職員を委嘱しておりますが、平成３１年４月に新たに三重県鈴鹿児童相談所が開設され、当該児童相談所が亀山市を所管することとなったことから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、亀山市いじめ問題対策連絡協議会の委員のうち、三重県北勢児童相談所の職員を、三重県鈴鹿児童相談所の職員に改めることといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第４６号亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され、放課後児童支援員の資格に関する基準が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、市の放課後児童健全育成事業所の放課後児童支援員の資格について、改正された放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を参酌し、学校教育法の規定による大学を卒業した者に同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含むことといたします。

また、放課後児童支援員の研修の実施主体について、政令指定都市の長を加えることといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第４７号亀山市営住宅条例の一部改正についてでございますが、昭和２５年度建設の若草住宅については、耐用年数が経過し、老朽化していることから、亀山市公営住宅等長寿命化計画において、用途廃止とする判定を行っております。

こうした中、既に入居者が退去した当該住宅について用途を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、昭和２５年度建設の若草住宅について用途を廃止することから、当該住宅の名称、位置等を定める規定を削除することといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第４８号亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正についてでございますが、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令により水道法施行令が、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令により水道法施行規則が改正され、布設工事監督者の資格に関する基準及び水道技術管理者の資格に関する基準が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず１つ目といたしまして、市の水道の布設工事監督者の資格について、改正された水道法施行令で定める基準を参酌し、学校教育法による短期大学を卒業した者に、同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含むことといたします。

２つ目といたしまして、市の水道の水道技術管理者の資格について、改正された水道法施行令及び水道法施行規則で定める基準を参酌し、学校教育法による短期大学を卒業した者に、同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含むことといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第４９号亀山市火災予防条例の一部改正についてでございますが、不正競争防止法等の一部を改正する法律により工業標準化法が改正され、令和元年７月１日から日本工業規格が日本産業規格に改められることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

また、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令により住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正され、住宅用防災警報器または住宅用防災報知設備の設置免除規定が見直されたことから、あわせて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず１つ目といたしまして、避雷設備の位置及び構造について、日本工業規格を日本産業規格に改めます。

２つ目といたしまして、住宅用防災警報器または住宅用防災報知設備の設置免除規定について、改正された住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令で定める基準に従い、スプリンクラー設備を設置したときにおける「作動時間が６０秒以内」とするスプリンクラーヘッドの条件を「種別が１種」に改めることといたします。また、当該免除規定に、特定小規模施設用自動火災報知設備を関係省令に定める技術上の基準に従い、または当該技術上の基準の例により設置したときを追加いたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

ただし、避雷設備に関する改正規定の施行日は令和元年７月１日といたします。

続きまして、議案第５０号令和元年度亀山市一般会計補正予算（第２号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ２，６０７万９，０００円を追加し、補正後の予算総額を２０２億４，０５６万３，０００円といたしております。

最初に、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

今回の補正予算は、国庫補助金等の採択による事業費の追加計上が主なものでございます。

総務費では、一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成事業補助金を計上いたし、民生費では、母子家庭等対策総合支援事業費補助金を増額いたしております。

農林水産業費では、先進的農業経営確立支援として、経営体育成支援事業補助金を計上いたし、土木費では、橋梁塗膜のＰＣＢ含有調査に係る経費を計上いたしております。

このほか、市役所本庁舎など５７施設の建築物の仕上げ塗材に含まれるアスベスト含有調査に係る経費を各費目に計上いたしております。

一方、歳入につきましては、国庫支出金では建築物塗材におけるアスベスト含有調査及び橋梁における塗膜のＰＣＢ含有調査の財源として、社会資本整備総合交付金を計上するほか、母子家庭等対策総合支援事業費補助金を歳出の増加に伴い増額いたしております。

また、県支出金につきましては、歳出で追加計上いたしました補助金の財源として、経営体育成支援事業補助金を計上いたし、諸収入では、コミュニティ助成事業助成金を計上いたしております。

このほか、繰越金につきましては、今回の予算補正に係る財源として、前年度繰越金を計上いたしております。

次に、議案第５１号令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ１９０万円を追加し、補正後の予算総額を４４億２，６

２０万円といたしております。

主な補正内容は、歳出において制度改正によるシステム修正委託料を計上いたしております。

次に、議案第５２号令和元年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）についてでございますが、収益的収入及び支出にそれぞれ２４万円を追加し、補正後の予定額を１７億９，８１４万円といたしております。

主な補正内容は、収益的収入において一般会計補助金を増額するとともに、収益的支出において委託料を増額いたしております。

以上が、今回提案いたしました一般会計補正予算及び特別会計補正予算並びに企業会計補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては副市長から説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第５３号工事請負契約の締結についてでございますが、西野公園野球場整備改修工事につきまして、令和元年５月２２日付で仮契約いたしましたので、地方自治法第９６条第１項第５号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の方法は、条件つき一般競争入札、事後審査型で、契約の金額は１億６，８８５万円、契約の相手方は、亀山市田村町１９９５番地３１、白川建設株式会社、代表取締役　服部　清でございます。

続きまして、議案第５４号財産の取得についてでございますが、消防力の維持を図るため、消防ポンプ自動車の取得につきまして、令和元年５月９日付で仮契約いたしましたので、地方自治法第９６条第１項第８号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

取得の方法は指名競争入札で、取得価格は４，４７７万円、契約の相手方は、四日市市朝日町１番４号、サン・インターナショナル株式会社、代表取締役　山手大嗣でございます。

続きまして、議案第５５号専決処分した事件の承認についてでございますが、地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、平成３１年４月１日から施行が必要であった規定について、亀山市国民健康保険税条例の一部改正を、平成３１年３月２９日付で地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

改正内容は、国民健康保険税の軽減対象の拡大のため、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について改正するもので、５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずる金額を２８万円に引き上げることといたします。また、２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずる金額を５１万円に引き上げることといたします。

なお、施行日は平成３１年４月１日とし、平成３１年度以降の年度分の国民健康保険税について適用することといたしました。

続きまして、議案第５６号の字の区域の変更についてでございますが、亀山駅周辺２ブロック地区第一種市街地再開発事業の施行に伴う字の区域の変更につきまして、地方自治法第２６０条第１

項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更内容は、施設建築物の敷地内の亀山市御幸町字嶋田２７９番地５、２７９番地６、２７９番地７の３筆を亀山市御幸町字貝戸部に変更するものでございます。

続きまして、議案第５７号新市まちづくり計画の変更についてでございますが、平成３０年４月２５日に東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が施行され、合併特例債の活用可能期限が５年延長されたことから、今後の財政運営上の重要な財源である合併特例債を有効に活用するに当たり、その根拠となる新市まちづくり計画の変更について、旧市町村の合併の特例に関する法律第５条第７項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、報告第１号平成３０年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、市有財産管理費など１１事業につきまして繰越額が確定し、令和元年度へ繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第２号平成３０年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書についてでございますが、川崎加圧ポンプ室建設工事（その１）などの建設改良費につきまして繰越額が確定し、令和元年度へ繰り越しいたしましたので、地方公営企業法第２６条第３項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第３号平成３０年度亀山市公共下水道事業会計予算繰越計算書についてでございますが、井田川・能褒野、亀山東部処理分区下水管渠布設工事（その１）などの建設改良費につきまして繰越額が確定し、令和元年度へ繰り越しいたしましたので、地方公営企業法第２６条第３項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第４号平成３０年度亀山市病院事業会計予算繰越計算書についてでございますが、医療センター給湯配管改修工事などの建設改良費につきまして繰越額が確定し、令和元年度へ繰り越しいたしましたので、地方公営企業法第２６条第３項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告第５号専決処分の報告についてでございますが、亀山市関町白木一色地内において発生した庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることにつきまして、令和元年５月１３日に地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第６号専決処分の報告についてでございますが、亀山市役所本庁舎前の駐車場において発生した庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることにつきまして、令和元年５月１３日に地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告第７号放棄した私債権の報告についてでございますが、亀山市の私債権の管理に関する条例第８条第１項の規定により、市の私債権を放棄いたしましたので、同条第２項の規定により報告するものでございます。

以上、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に令和元年度各会計補正予算についての補足説明を求めます。

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

それでは、まず議案第５０号令和元年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について、補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、新たに国庫補助金等、財源の手だてがついたものについて計上させていただいております。その中で、建築物の仕上げ塗材に含まれるアスベストの含有調査の経費については、補助率１０分の１０の国の社会資本整備総合交付金事業でございまして、令和元年度と令和２年度の２カ年事業のうち本年度分５７施設、事業費６９６万円を各施設における費目ごとに計上いたしております。

それでは、予算に関する説明書の歳出から、説明欄をごらんいただきながら順次説明をいたします。

９ページをお開きください。

第２款総務費の中段、市有財産管理費の一般管理費、環境測定分析等委託料３６万円につきましては、普通財産であります関宿ふるさと会館、旧サカエ建設、職員会館におけるアスベスト含有調査に係る経費を計上し、以降、各費目において同様の経費を計上いたしております。

次に、下段の地区コミュニティセンター等管理運営費、コミュニティ助成事業補助金４１０万円につきましては、南部地区及び神辺地区まちづくり協議会の備品整備事業が一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業として採択されましたので、市を経由して交付するまちづくり協議会へ補助金を計上するもので、備品の内容につきましては、祭り用やぐらやテント等、それぞれの地区が購入しようとするものでございます。

次に、１１ページ中段の第３款民生費の児童福祉一般事業１６８万円につきましては、対象者の増等により母子家庭等対策総合支援事業費補助金を増額いたしました。

次に、下段の第４款衛生費、病院事業、繰出金２４万円につきましては、アスベスト含有調査に係る国の交付金を市を経由して病院事業に繰り出しを行うものでございます。

次に、１５ページ上段の第６款農林水産業費、農業振興一般事業３４２万９，０００円につきましては、農業用機械等の取得に対する補助として経営体育成支援事業補助金を計上いたしました。

下段の第８款土木費の橋梁維持修繕費、環境測定分析等委託料８２０万円につきましては、橋梁の塗膜に含まれるＰＣＢの含有調査の経費について、補助率２分の１の国の社会資本整備総合交付金事業として採択されたもので、令和元年度と令和２年度の２カ年事業のうち本年度分２０橋、事業費８２０万円を計上いたしております。

次に、１７ページ下段の第１０款教育費、図書館費、施設管理費の修繕料５２万円につきましては空調機の修繕を、次の１８ページ上段の博物館費、施設管理費の修繕料５９万円につきましては、特別収蔵庫の加湿器及び空調機の修繕を行うものでございます。

次の中段、文化振興事業６０万円につきましては、総務費と同様、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業に公益財団法人亀山市地域社会振興会が実施するまち奏で～かめやま音楽堂～地域ふれあいコンサート事業が採択されましたので、市を経由して地域社会振興会へ交付する地域の芸術環境づくり助成金を計上いたしました。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、７ページをごらんください。

上段の第１５款国庫支出金の総務管理費補助金、社会資本整備総合交付金６９６万円につきましては、建築物の仕上げ塗材に含まれるアスベストの含有調査の財源、補助率１０分の１０として、次の母子家庭等対策総合支援事業費補助金１２６万円につきましては、歳出で増額いたしました補助金の財源、補助率４分の３として、次の道路橋梁費補助金、社会資本整備総合交付金４１０万円につきましては、橋梁の塗膜に含まれるＰＣＢの含有調査の財源、補助率２分の１としてそれぞれ計上いたしました。

次に、中段の第１６款県支出金、経営体育成支援事業補助金３４２万９，０００円につきましては、歳出において農業経営体の育成支援として計上した補助金の財源、補助率１０分の１０として計上いたしました。

次の第２０款繰越金の前年度繰越金５４３万円につきましては、今回の補正予算の財源として計上いたしました。

次に、下段の第２１款諸収入、総務費雑入のコミュニティ助成事業助成金４１０万円につきましては、南部地区及び神辺地区まちづくり協議会の備品整備に対する補助金の財源として、それから次の教育費雑入のコミュニティ助成事業助成金６０万円につきましては、地域社会振興会に対する地域の芸術環境づくり助成金の財源として計上いたしました。次のその他雑入２０万円につきましては、公益財団法人岡田文化財団からの助成金でございまして、歴史博物館が実施いたします亀博自由研究のひろば「亀山城のひみつ　城の建物に注目しよう」の財源として計上いたしました。

続きまして、議案第５１号令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について補足説明を申し上げます。

２９ページをごらんください。

歳出でございますが、第１款総務費、一般管理費１９０万円につきましては、制度改正による電算システム修正委託料を計上いたしました。

戻っていただきまして、２７ページでございますが、第３款県支出金、特別交付金１９０万円につきましては、歳出で計上いたしましたシステム修正委託料の財源、補助率１０分の１０として計上いたしました。

続きまして、議案第５２号令和元年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について補足説明を申し上げます。

３３ページをごらんください。

下段の病院事業費用、委託料２４万円につきましては、病院及び看護師宿舎におけるアスベスト含有調査の経費を計上いたしました。

上段の病院事業収益、一般会計補助金２４万円につきましては、アスベストの含有調査の財源について、国からの交付金を一般会計を経由して交付を受けるものでございます。

以上で補正予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

副市長の補足説明は終わりました。

以上で、上程各案に対する提案説明は終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

続いてお諮りします。

あす６月１日から１２日までの１２日間は、議案精査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

あす６月１日から１２日までの１２日間は、休会することに決定しました。

次の会議は６月１３日午前１０時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午前１１時３４分　散会）

令和元年６月１３日

亀山市議会定例会会議録（第２号）

●議事日程（第２号）

令和元年６月１３日（木）午前１０時　開議

第　　１　上程各案に対する質疑

議案第４１号　亀山市職員コンプライアンス条例の制定について

議案第４２号　亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第４３号　亀山市税条例等の一部改正について

議案第４４号　亀山市都市計画税条例の一部改正について

議案第４５号　亀山市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部改正について

議案第４６号　亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第４７号　亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第４８号　亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について

議案第４９号　亀山市火災予防条例の一部改正について

議案第５０号　令和元年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について

議案第５１号　令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について

議案第５２号　令和元年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について

議案第５３号　工事請負契約の締結について

議案第５４号　財産の取得について

議案第５５号　専決処分した事件の承認について

議案第５６号　字の区域の変更について

議案第５７号　新市まちづくり計画の変更について

報告第　１号　平成３０年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第　２号　平成３０年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について

報告第　３号　平成３０年度亀山市公共下水道事業会計予算繰越計算書について

報告第　４号　平成３０年度亀山市病院事業会計予算繰越計算書について

報告第　５号　専決処分の報告について

報告第　６号　専決処分の報告について

報告第　７号　放棄した私債権の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１８名）

１番	草　川　卓　也　君	２番	中　島　雅　代　君
３番	森　　英　之　君	４番	今　岡　翔　平　君

５番	新　　秀　隆　君	６番	尾　崎　邦　洋　君
７番	中　﨑　孝　彦　君	８番	豊　田　恵　理　君
９番	福　沢　美由紀　君	１０番	森　　美和子　君
１１番	鈴　木　達　夫　君	１２番	岡　本　公　秀　君
１３番	伊　藤　彦太郎　君	１４番	前　田　耕　一　君
１５番	前　田　　稔　君	１６番	服　部　孝　規　君
１７番	小　坂　直　親　君	１８番	櫻　井　清　蔵　君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市　　長	櫻　井　義　之　君	副　市　長	西　口　昌　利　君
総合政策部長	山　本　伸　治　君	生活文化部長	佐久間　利　夫　君
健康福祉部長	井　分　信　次　君	産業建設部長	大　澤　哲　也　君
上下水道部長	宮　﨑　哲　二　君	危機管理監	久　野　友　彦　君
総合政策部次長	落　合　　浩　君	生活文化部次長兼関支所長	青　木　正　彦　君
健康福祉部次長	伊　藤　早　苗　君	産業建設部次長	亀　渕　輝　男　君
生活文化部参事	深　水　隆　司　君	生活文化部参事	谷　口　広　幸　君
健康福祉部参事	豊　田　達　也　君	産業建設部参事	服　部　政　徳　君
産業建設部参事	草　川　保　重　君	会計管理者	渡　邉　知　子　君
消　防　長	平　松　敏　幸　君	消防部長	豊　田　邦　敏　君
消防署長	原　　博　幸　君	地域医療統括官	伊　藤　誠　一　君
地域医療部長	古　田　秀　樹　君	教　育　長	服　部　　裕　君
教育部長	草　川　吉　次　君	教育委員会事務局参事	亀　山　　隆　君
選挙管理委員会事務局長	松　村　　大　君	監査委員事務局長	木　﨑　保　光　君

●事務局職員

事務局長	草　川　博　昭	書　　記	水　越　いづみ
書　　記	大　川　真梨子		

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

なお、渡部代表監査委員は、都合により本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第２号により取り進めます。

これより日程第１、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑に当たっては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるもので、議題の範囲を超えて、また一般質問にならないようにご注意をお願い申し上げます。

通告に従い、順次発言を許可します。

１６番　服部孝規議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

おはようございます。

通告に従い、質疑をいたします。

まず、議案第４１号亀山市職員コンプライアンス条例の制定についてであります。

限られた時間ですので、この後、質疑者も多いので、論点を絞ってお聞きしたいと思います。

現在、亀山市には、２００８年６月に制定されたコンプライアンスの推進に関する規程、職員に対する一定の公職にある者等からの要望等取扱要綱、そして職員等公益通報の処理に関する要綱という規程や要綱があります。この規程や要綱は議会の議決が要らないものであるため、議会での審議も議決もしておりません。

まず、職員に対する一定の公職にある者等からの要望等取扱要綱ですが、職員に対して不法行為を強要する行為について、それを記録し公表する、いわゆる働きかけと呼ばれる行為を抑止することを目的にした要綱です。

次に、職員等公益通報の処理に関する要綱とは、不法行為等が行われるような場合に、事前に防止するために通報する制度で、通報者の保護などを定めております。

そして、コンプライアンスの推進に関する規程では、こうした働きかけや公益通報がされたことが報告された場合の対応について定めております。

今回、新たに条例を制定することについて、条例の制定・改廃の背景及び趣旨では、これまでの規程や要綱はありましたけれども、さきの職員の不祥事に鑑み、職員のコンプライアンスの推進について、より実効性のある環境や体制の整備を図るためとあります。

そこでまず１点目、改めて現在、規程や要綱があるのに、なぜ条例の制定が必要なのかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

１６番　服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

おはようございます。

今、職員コンプライアンス条例の制定の理由ということでご質問をいただきましたが、ただいま服部議員からもございましたように、コンプライアンスの推進に関する規程の運用を平成２０年から行ってまいりましたが、これらが十分機能していなかったということもあり、さきの職員不祥事

につながったという認識を１点持っているところでございます。

そのような中で、今回の条例制定に至った理由でございますが、職員コンプライアンスについて、より実効性のある環境や体制の整備を図り、公正な職務の遂行を確保すること、市民に信頼される市政を確立する、これも議員ご指摘のとおりでございますが、さらに議会の議決を伴う条例を制定することにより、市の内部だけではなく、市民の皆様に対しても、職員の不祥事防止の徹底、働きかけに対する対応、市としての強い姿勢を示すことができるものと認識をしているところでございます。

また、今回の条例では初めて職員の倫理保持の原則、こういったものも明確に規定をしており、倫理的な組織風土の構築と職員の法令遵守に対する意識を高めることを目的といたしたものでございます。そのために、職員の責務、任命権者の責務を規定し、新たに公益通報の窓口にもなりますコンプライアンス監督者を設置するなど、現在の制度を見直し、コンプライアンス推進体制のさらなる整備を図ってまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

幾つか条例制定の理由について答弁されました。

１点お聞きしたいんですけれども、その中で、規程や要綱が十分機能しなかったというふうに言われました。それで、やっぱりこの問題をきちっと捉える必要があるんではないかというふうに思います。そして、それの機能しなかった部分を、もう一つ言われた、その条例を制定することによって、より実効性のある環境や体制の整備を図ることができるんだと、この２点が大きいんだろうと思います。それを議会の議決という手続を経てやることに意味があると、こんなふうに理解をさせていただきました。

そう考えると、この１０年間実施をされてまいりました規程と要綱、これをやっぱり振り返る必要があるんではないかなあと。それで、問題点、機能しなかったと言われたその問題点は一体どこにあるのかというあたりを明らかにしないと、条例制定の意味がはっきりしないんではないかというふうに考えますので、この点をお聞きしたいと思います。条例案を読みますと、ほぼ現在の規程や要綱でうたわれていることがそのまま書かれているというのがほとんどであって、その意味では目新しいものではないと私は思っております。

そこで、これまでの規程や要綱の実績、いわれる総括ということになるんですけれども、その点について幾つかお聞きしたいんですが、まず１点目、この１０年間に、いわゆる働きかけと言われるようなものとか、それから公益通報、こういうものが何件報告されたのかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

制度を制定して以来、働きかけ行為と公益通報の報告については、一件もございませんでした。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

ゼロとは驚きました。じゃあなかったのかというと、私はなかったからゼロなんではないと思う。あったけれどもゼロなんだと、こういう問題だろうというふうに思います。

それで、もう一つあわせてお聞きしたいのは、こういう報告があれば、もちろんそのコンプライアンス委員会、それから推進会議ですか、こういうものを開くんですけれども、これは何回開催されたのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今、議員おっしゃられたように、この案件に対して議論するということで、コンプライアンス委員会と推進会議というものがございますが、それ以外にもさまざまな役割がございまして、現在、規程で設置をしております外部委員で構成する亀山市コンプライアンス委員会は、これまでに６回開催をさせていただいておりまして、例えばコンプライアンスハンドブックの作成でありますとか、本条例の制定に当たりましての助言等をいただいたところでございます。

同じく規程で設置をしております庁内組織の亀山市コンプライアンス推進会議につきましては、昨年度１回開催をしておりまして、職員不祥事の再発防止に向けた取り組みについて協議を行ったところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

大体１０年間の機能がしなかったという部分がわかったんですけれども、それで、先ほど言われた、本当に一件も報告がなかったということについて認識をお伺いしたいんですけれども、私はそういう行為がなかったから報告がなかったんではなくして、あるけれど報告しなかったんではないかと、こういうふうに言わせていただいたんですけど、その点について執行部はどう考えてみえるのか。なかったから上がらなかったのか、あったけれども上がらなかったという認識をしてみえるのか、この点をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

私の認識でございますが、コンプライアンスの制度に対する職員の認識が不足しているという、そういった観点から、今回、報告等が上がってこなかったと、そのような認識をしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

職員の認識が不足しておると、こう答弁されましたけど、私は違うと思うんですよね。これからいろいろ質疑していきますけれども、問題はそこにはないんではないかというふうに思います。

今までの時点ではっきりしたのは、やっぱりこの規程や要綱がありながら機能していなかったと

いうことだけは、はっきりしたんではないかというふうに思います。

条例を制定すればそれが解決するのかということになるんですけれども、どうもそれ以前の問題が私はあるように思います。例えば例で挙げますけれども、公益通報制度、これはこういうふうに書いてある。職員等によりなされた公益通報と規定し、その職員等には市職員だけではなくして、市から委託を受けた事業者であるとか、指定管理者という定義になっております。

この職員等にとって、市に通報するというのは大変勇気の要ることであります。そういうことがなされるためには、通報者が確実に守られること、そして不利益な取り扱いが絶対にされないということがあって、初めてされるんだろうというふうに思います。これは条例や規則とか、それから規程や要綱でうたえば、それが担保できるという問題ではなくして、実際に本当に履行される保証があるのかどうかということを実感として持たない限り、私はこの制度はなかなか、書いたけれども実際に動かないんではないかというふうに思っております。

今、日本の社会全体でも、こういう制度を設けてありますわね。いろいろ聞きますと、やっぱりなかなか通報者が保護されなかったとか、それから通報したがために不利益な扱いを受けたということがたくさん上がっているわけですね。こういう状況の中で、なかなか認識しておっても踏み出せない、踏み込めないという問題が私はあるように思います。

それで、先ほどの答弁の中で、実効性のあるものにしたいと、こういうふうに言われましたが、この公益通報制度を実効性のあるものにするために何が必要というふうにお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、この公益通報制度の実効性を高めるためにということでございますが、今、議員からもありましたが、せっかく公益通報を行っても、行った職員が保護されないと、やはり職員としては不安になったり、そういったことで積極的に通報することをためらってしまうということがやはり懸念されると思います。

そこで、第一義的に必要なものというと、例えば職員と幹部職員、市長、こういった職員がしっかりと関係を密にして、信頼関係を持って職務に当たるということは、非常に大事なことだというふう思いますし、この条例の中でも上げさせていただいておりますが、保護をするということを一つ条例の中にうたわせていただいて、保護を明記させていただいて、その保護を任命権者の責務として行っていくということになっておりますので、そういったことも実効性の担保につながるものと、そのように考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

私が予定しておる質疑の次の問題も答弁されたみたいなもんですよね。やっぱり信頼関係が前提やと思います。それは後で触れますけれども。

もう一つ、例えばこの条例の問題でいうと、条例の第１０条、ここに不利益な取り扱いの禁止というのがあります。公益通報を行ったことを理由として、いかなる不利益な取り扱いもしてはなら

ないとはっきりうたってあります。ところが、これに反した場合の罰則はないんです。つまり、こうやってうたってありますけれども、不利益な取り扱いをした者がどう処罰されるのか、全くないんですよ。これはやっぱり私は不十分な規定ではないかなというふうに思います。

それで、具体的な話ですけれども、私が何年か前に職員の方から相談を受けた。内容としては、詳しくは言いませんけれども、いわゆる不正行為に当たるような問題を指摘されておったんです。私がそれを聞いたときに、当然それは重大な問題でもあるし、やっぱり上司にきちっと報告をして対処すべきだという話をさせていただきました。ところが、その方は、とてもとてもそんな上には話ができん、そんなことをしたら私はおるところがなくなりますと、こういう感じやったんですね。やっぱりそれが実態なんですよ。だから、そういうことがあって、見ても、なかなかそれが上に上げられない。上げると自分の身が危ないみたいな、そんな認識がまだまだあります。

だから、本当にここはしっかりとした規定を設けて、私はもう一つ言えば、罰則も要るんではないかと。つまり、不利益な取り扱いをしたり、そういうことをした者について、例えば通報者を保護しなかったとか、こういう者に対しては、罰則までやっぱり設けるというぐらいの厳しさがないと、なかなかこの公益通報制度、実効性が上がらないんではないかと思うんですが、この罰則規定について、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今、議員が前段で、通報する窓口でなかなか上司には通報しにくいという、そういった壁があるということをおっしゃられましたが、まさにそのような認識をしておりまして、公益通報の窓口、今の制度では総務課一本が窓口になっておりますので、例えばそれを今回、コンプライアンス監督者というのを設置いたしまして、これは部長級がなりますが、どこの監督者にも相談できるという、そういった直属の部長には言えなくとも、よその信頼関係のある部長には相談できるという、そういった制度を確立させていただきましたので、そういったことも一つ窓口の拡充ということにはなるのかなあというふうに考えております。

それと罰則の規定でございますが、確かに不利益な取り扱いについて罰則を設けるということも議論の中ではございましたが、これにつきましては、今、地方公務員法の２９条の中でさまざまな罰則等がございますので、それに該当する場合は、その地方公務員法の中で対応もできますし、この条例制定をさせていただいて、その進捗を見ながら、そういったことも考えていきたいというふうに今の時点では思っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

今の答弁で、直属の部長には言えないけれども、ほかの部長なら言えるという、やっぱりここのあたりが、本当に信頼関係ということがやっぱりネックなんだろうなあと思います。この公益通報制度であれ、働きかけであれ、職員等と言われる方がこれを活用して不正を告発するということは、やっぱり市長とそれから幹部職員、ここをどれだけ信用しているか、信頼しているかということに私はかかってくるんだろうと思います。

そこで、耳の痛い話ですけれども、ふだんの仕事の中で、例えば問題点を指摘してもなかなか取り上げてくれなかったり、ある場合にはもみ消しをされたりというようなことが現実に職場の中であれば、なかなかこれは相談するということにはならないんですよね。そういう点で、最後にお聞きしたいんですけれども、市長にね。市長と、それから部長と職員等、ここの信頼関係がきちんとあるというふうに認識してみえるのか、いやいやこれはまだまだ足りないんだという認識をお持ちなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

全ての公の業務につきまして、市長を初め幹部職員、職員等の信頼関係というのは申し上げるまでもありませんが、全てのベースにある概念だというふうに思っておりますし、またさまざまなコミュニケーションや組織風土、これの熟度を上げていくという中で、その信頼関係を高めていくと。それは最後には市民の皆さんと行政との信頼につながると、このような関係、風土をやっぱり構築していくということは極めて重要だと思っておるところであります。

今ご指摘をいただきました庁内の上司と職員との信頼関係、当然、市長と職員との信頼関係、これをさらに熟度を上げていくということは、この条例が制定されようがなかろうが当然のことだというふうに認識をいたしておりますが、それは努力をさらに重ねていきたいと思っておるところでございます。

それと、やはり不祥事がありましたけれども、この機会に、本来、今まで平成２０年からその仕組みがありましたが、それがしっかり機能してこなかった。幾つかご指摘をいただいた違法行為であるとか、あるいは公の利益を損なうような行為を、全庁の職員のメンバーとしてこれを見逃すというか、認識していながらそれを放置するということが、亀山市の市役所の職員としてあってはならない、それをいかに実効性を高めていくか、そういう視点から、今回、従来の要綱、規程を条例化しようとするものでございます。その点は、この機会にしっかりと私どもが襟を正して、その熟度を上げていくという意味でも、ぜひこの条例につきましては、そのような思いで今回提案させていただいたところでございますので、深いご理解をいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

この問題、本当に条例をつくれば済むという問題でないことだけは間違いない。後の人に議論を譲りたいと思います。

次に、議案第５７号新市まちづくり計画の変更についてであります。

新市まちづくり計画というのは、旧亀山市と旧関町の合併後の新市を建設していくためのまちづくりの基本方針として２００４年３月に策定され、この計画に位置づけのない事業は、合併特例債の活用の対象にならないと、こういうものであります。

今回の計画の変更で一番重要なのは、亀山駅前に移転する計画の図書館整備事業の合併特例債活用ということであります。そのための計画変更。提案理由によれば、新市まちづくり計画で図書館

整備事業の位置づけを明確にするというふうに言われております。

私はこれを持ってまいりました。これは２００４年３月に策定された新市まちづくり計画、これを持っている議員さんって、ごく少ないだろうというふうに思いますけれども、この中で、教育・文化の充実で、豊富な生涯学習の機会を提供しますの中に、亀山図書館には新たな関分館を設けるなど、生涯学習の関連施設のネットワーク化を図り、身近に利用できる施設環境の充実を図りますと書いてあります。関分館をつくると書いてあります。予定する主な事業の２項目めに、図書館の分館の整備と、具体的に事業までやることが書かれてあるわけですね。ところが、今これは全く手がついておりません。一方、図書館の本館については、新市まちづくり計画では全く記述がありません。それもそのはずで、去年、急遽、駅前の移転を市民に意見を聞くこともなく、勝手に決めたという経緯がありますので、もちろんこの新市まちづくり計画には載っていないんです。

そこでお聞きしたいんですけれども、なぜ策定当初に位置づけられた関分館の整備が行われていないのに、昨年決めたばかりの本館の整備が優先されるのか、これはもう納得できませんので、理由をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、新市まちづくり計画は、平成１６年３月に亀山市・関町合併協議会において策定をされております。その後、合併後におきまして、新市まちづくり計画を発展させました第１次総合計画が市の最上位計画として策定をされ、平成１９年度からスタートして以降、現在、第２次総合計画へと展開をしているところでございます。

そのため、将来都市像やまちづくりの基本的な考え方、基本施策等につきましては、新市まちづくり計画から総合計画へと実質的な役割は引き継がれており、現状といたしまして、新市まちづくり計画は、合併特例債活用のための根拠計画としてのみ運用を行っているところでございます。

このようなことから、総合計画に位置づけられる戦略プロジェクトや関連施策の推進を図る中で、その施策推進に資する事業を優先的に現在取り組んでいるというところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

その答弁、おかしいですね。第１次総合計画、つまり２００７年ですよ。私はもう令和、平成ってややこしいんで、もう全部西暦でいきますけれども。２００７年の第１次のときに、確かに関分館は載らなかったです。同時に本館も載らないんですよ、載ってないんですよ。つまり、総合計画に位置づけがないんですよ、これ。だから、あなたの答弁はおかしいんですよ。関分館は総合計画に載せなかったんでやりません。じゃあ本館も載ってないんですよ。なのにやるんですよ、これ。だから、その答弁は成り立ちませんよ。合併特例債の発行予定、これを見ますと、図書館整備事業で９億６６０万円を活用するんだと。これで全部、予定どおりいけば、亀山市は発行可能額を全て使い切ることになると。

そこで、新たな関分館の整備は、新市まちづくり計画に上げただけで、合併特例債を活用した事業としてはやらないと、こういうことでよろしいか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員おっしゃりますように、合併特例債は今の計画でいきますと、新図書館の保留床購入で使い切るということになっておりますので、今の分館につきまして、合併特例債を活用しての整備というのは考えていないところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

結局、私も合併の前からずうっとおりますけれども、合併時にやっぱり関の方が随分、合併でいいことないんやということ言われました。そういうことに対応するためにも、こういうことを事業としてやるんだということを、私は新市まちづくり計画に掲げたんだろうと思います。ところが、合併して２年もたたないうちに総合計画に上げなかった、だからもうやりませんと、こう言うんですよ。そういうことになったら、結局、合併向けに関の町民の方に掲げてやっただけで、結局は初めからやる気がなかった。だましじゃないですか、これ。そういうことになりますよ。

もう一点、この図書館に充てるためには、現在、和賀白川線に充当している合併特例債を合併特例債の対象から外さなきゃならんと、こういう問題が出てきましたね。そのときに、私も３月議会の分科会におりましたけれども、和賀白川線の用地買収ですか、これが難航しそうで、とても合併特例債の活用期限までに間に合いそうにないと、こういうふうに言われたんですよ。これは私はうそやと思うんですよ。実際には、図書館に充てるために和賀白川線から外さないと、もうそれ以上持ってくるところがないんでしただけであって、和賀白川線の交渉がまとまらないから、事業が完了しないからって、それは私は違うと思うんです。それを言うんだったら、駅前のこの図書館なんて本当に事業完了年度までにできるんですか。こちらのほうが私は大変やと思います。そういう問題を意見だけ言わせてもうておきます。

最後にお聞きしたいのは、２０２４年度までに完了する事業でなければならないということですね。完了しなきゃならない、事業が。こういうことが言われております。それで、この優先順位、どのように優先順位をつけられて決められているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、合併特例債を活用する事業に対しての優先順位ということで、ご答弁をさせていただきたいと思います。

先ほども少しご答弁の中で触れさせていただきましたが、今回、第２次総合計画を進めておる中で、戦略プロジェクトや関連施策の推進を図る中で、その施策推進に資する事業を優先的に取り組んでいくということで、第２次総合計画に位置づけられた施策を推進するための事業を優先的に取り組むと、そのような考え方で進めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

今回、計画変更ということですけれども、やっぱりこの合併時に立ち戻って、どういう経緯でこの新市まちづくり計画ができたのか、それはどんな思いがあって、こういういろんな事業を組み込んだのか、やっぱりそのことをきちっと捉える必要があるんじゃないかと。ただ単に、合併向けに旧関町向けにいいことを書いて、掲げた冊子で、やる気はありませんと、こんなことではやっぱり合併当時からかかわった者からすれば、何をやっているんだということになりますよ。だから、やっぱりこういうことはきちっとやっていただかないと、いつの間にやら関の分館はやめにして、去年、急遽出てきた新しい本館の駅前移転を優先させるって、これは私は納得できません。そのことを申し上げて質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

１６番　服部孝規議員の質疑は終わりました。

次に、１０番　森　美和子議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

おはようございます。

森　美和子です。質疑をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

まず、議案第４１号亀山市職員コンプライアンス条例の制定についてお伺いをしたいと思います。

先ほどの質疑の中で、検証結果は言っていただきましたので、十分機能しなかったということで、議決を伴う条例にしたというふうなご答弁でありました。

あと一つ、平成２５年５月の総務委員会で提出をされましたコンプライアンスのハンドブックがありますが、これが現状どのように活用されて、この条例制定によって何か変わることがあるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

１０番　森　美和子議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、平成２５年４月に、コンプライアンスの基本的な考え方や実務における対応方法などについて組織で共有することを目的に、亀山市職員コンプライアンスハンドブックを作成いたしました。その中で、コンプライアンスを推進するための体制について、事務フロー等を明示し、制度の周知を図ってまいったところでございます。

しかしながら、作成から６年が経過していることや平成２９年度にアンケートを実施しておりますが、このコンプライアンスハンドブックが十分認識をされていないというか、十分機能していないということが明らかとなってまいりまして、活用方法を含め、検討を要するものと考えていたところでございます。そういった中で、昨年１０月、職員の不祥事等がございまして、こうした状況を踏まえ、制度の条例化により、さらなる職員のコンプライアンスに対する意識の強化を図ることといたしたところでございます。

また、現在のコンプライアンスハンドブックにつきましては、ご答弁申し上げましたとおり、現行の規程に基づき作成をしておりますので、本条例をお認めいただきましたなら、速やかに条例に合わせて変更させていただきたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

つくっていただくのは構いませんけど、しっかりと職員に伝わるように、これが実効性のあるものになるようにお願いをしたいと思います。

次の条例の内容についてお伺いをしたいと思います。

第２条の定義の中のアとして、対象となる職員等と規定をされておりますが、前回出されましたコンプライアンスの規程では、地方公務員法に定められた職員が対象でありました。今回の条例で、対象範囲をこの職員等として広げられたその理由と、職員の中には臨時職員、非常勤も含まれているのかどうか、それからイに示される市から事務や事業を受託した者、ウに示される指定管理者、この対象範囲の内容についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず１点目の地方公務員法で定められる職員の定義ということでございますが、これは地方公務員法第３条第２項に規定するもので、特別職を除く全ての一般職を指すということでございますので、今、議員申されました、例えば臨時非常勤職員でありますとか、正規・非正規・再雇用も含め、一般職の全職員が該当するということでございます。

また、これもご指摘がございました、市から事務または事業を受託した者、いわゆる委託業者、並びにその役員及び受託した業務に従事している者、また指定管理者並びにその役員及び管理の業務に従事している者ということで、今回、新たにこの２点をつけ加えさせていただきましたが、この２点をつけ加えさせていただいた理由としましては、この２点の方々にも公益通報ができるという、そういった規定を設けておりまして、できる規定でございまして、この事業者等につきましては、義務という形では課しておらず、できる規定の中で、職員等というくくりの中で整理をさせていただいたと、そういうことでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

そのイとウに関しては、内容についてちょっと聞きたかったなあと思うんですけど、すごい幅広く、受託者といってもたくさんお見えになりますし、それから指定管理といっても、事業者から、それから市民がしていただいておりますコミュニティとか学童とか、そこも全部入ってくるということで確認をしたいと思います。もう一回内容の確認だけさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

先ほど申し上げた２点の受託者につきましては、議員おっしゃられるように、全ての業者ということでございますので、今、議員からございました指定管理の中にコミュニティ等の管理も含め、全ての受託者が対象になるということでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

多分、市道や公園の草刈りをしている方、従事をしている方ですので、それから介護とかそういうところに従事をしているような、そういう人たち全てにわたって、できる規定ではありますけど、この条例の中に入ってきたということで確認をさせていただきました。

次の任命権者についてお伺いをしたいと思います。

この条例の中には、地方公務員法第６条第１項とありますが、この内容についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

地方公務員法第６条第１項に規定する任命権者とは、市におきましては、市長、市議会の議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会、公平委員会、病院事業管理者、消防長などがこれに該当するものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

確認をさせていただきました。

２番目に移りますが、条例の名称及び目的が職員になっていることについてお伺いをしたいと思います。

２条の定義で確認をさせていただいたように、この条例では職員以外に職員等も含まれる。そうすると、条例名や第１条の目的の中は職員のみになっておりますが、これは職員等になるんではないか。なぜ職員等ではなく職員になっているのか、その理由についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

先ほどご答弁申し上げましたとおり、職員等の中には、市から事務または事業を受託した者や指定管理など、市にかわって事務や事業、管理業務を実施する者、市の事務事業にかかわっておりますので、公益通報制度の実効性を高めるには、こうした事業者を通報者に含めることは適切と判断し、この条例の中でこの部分のみ職員等と規定をさせていただいたところでございまして、大半の部分は全て職員に対する内部規定ということでございますので、条例名につきましては、職員と限定をさせていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

結構、行政がやるいろんなものには等がついていて、その中にいっぱい含まれているので、そういう捉え方を私たちはしてきたんですけど、今回、その職員等が入っているにもかかわらず、職員

ということに少し違和感を感じたので、質問をさせていただきました。

今、ちょっと部長のほうが答弁をされましたけど、３番に移りますと、職員以外が該当する規定というのは、今言われたように公益通報だけというふうになります。第３条の職員の倫理保持及び法令遵守の原則とか、第５条の職員の責務、第１２条の働きかけ行為、第１４条の不正な行為の防止、これは全て職員となっておりますので、あと残っている第９条の公益通報のみ職員等が規定をされております。

ただ、先ほどの質疑の答弁を聞かせていただいていて、通報者の保護というのを先ほどの議論の中で聞いていたら、部長の答弁は職員の保護というふうに、職員、職員と言うてはったんですわ。公益通報の場合は職員等も含まれて、その職員等も保護されるべきことではないかと思うんですけど、先ほどの答弁に対してどうなのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員おっしゃられるように、公益通報の通報者には職員以外にも事業者が含まれ、保護に関しては、こうした事業者の方々も保護されるということは当然だと思いますが、先ほどご答弁させていただきましたのは、職員間での通報とかの窓口にしたときに、非常にやりづらいという、通報のあり方についての議論がございましたので、あえて職員と限定してご答弁をさせていただきましたが、条例の中ではそれも含めて、事業者も含めて保護という観点で規定をさせていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

次の４番に移りますが、対象者への周知についてお伺いをしたいと思います。

先ほど、ハンドブックもまた新たにつくられるということでありますが、職員はもとより、先ほどありました市の業務に携わっている全ての方が今回この対象になって、職員等に規定されるのは公益通報のみですけど、この条例ができたこと、条例の周知と公益通報ができるということの周知はどのようにされていくのかについて、お伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、職員と委託業者と少し分けてご答弁をさせていただきたいと思います。

まず、職員に対しましては、不正な行為を認識していながら放置してはならないこと、つまり公益通報に対して職員に義務があるということを条例で規定しておりますので、まず職員に義務があるということを認識していただくためにも、しっかりと研修等を通じて周知を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、さまざまなミーティングや訓話等でもそういったことを入れながら、しっかりと周知を行ってまいりたいと思います。

また一方で、委託業者に対しましては、先ほどもご答弁させていただきましたが、公益通報の義

務は課してございません。このように、委託業者に対しては義務まで課していないということでございますので、制度の周知につきましては、事務事業の委託契約時などにおきまして、担当職員等を通じての周知にとどめてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

そうすると、この定義の中に、その役員及び管理の業務に従事している者まで入れる必要があるのかなあと思うんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

確かに議員おっしゃるように、現場で職員と対峙しておったり、そういったところの方が第一義的には通報者というふうになるということですので、それ以外の方まで公益通報の義務を課すべきではないのではないかというご指摘ではございますが、例えばそういった現場で従事している方が、また会社に戻って相談をされたりとか、さまざまなケースが考えられますので、今回そういった方も含めて規定の中に盛り込ませていただいたというところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

次に移ります。

コンプライアンス委員会及びコンプライアンス推進会議の役割についてお伺いをしたいと思います。

私もこの１０年間、開催されたことがあったのか、どんな内容だったのかということを聞こうと思いましたけど、先ほどご答弁ありましたので、これは割愛をさせていただきます。

このコンプライアンス委員会については、現在３名の委員がいるわけですが、その条例制定後に新たに選定がされるのか、今までの方になるのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

現在、既定の委員会も委員は３人でございまして、元大学の教授と弁護士、司法書士で構成をしておりまして、条例上のコンプライアンス委員会になりますと、地方自治法で規定する執行機関の附属機関という位置づけになりますが、今、選任させていただいている方は非常に適任というふうに考えておりまして、今のところは現在と同様の構成を考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

今と一緒になるということで確認をさせていただきました。

コンプライアンス推進会議についてお伺いをしたいと思いますけど、この会議の役割とメンバー

構成、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、亀山市コンプライアンス推進会議の役割でございますが、これは公益通報に関する調査、働きかけ行為の記録に関する調査を行います。

また、委員は、現在、規程に基づき設置をしております亀山市コンプライアンス推進会議と同様に、会長は副市長、委員は各部長ということで、人数としては１０名程度を想定しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

会長は副市長がなられて、部長が構成員になるということですが、今回、不祥事を起こした方は部長級の方だったと記憶しておりますが、問題はないのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

おっしゃるように、今回、局長級ということでございましたが、今回この会議の会長は副市長が統括をいただきますので、部長級も含めて、副市長のもとに業務を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

じゃあ最後に、コンプライアンス監督者の役割についてお伺いをしたいと思います。

監督者の役割とどんな方が監督者になるのか確認をしたいのと、それからこの第２条で確認をした任命権者の下に置くというふうに定められておりますが、その任命権者に対して、市長、議長、教育長、そういった人たちに対して指導・助言するとありますが、可能なのかどうかを確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、亀山市コンプライアンス推進会議の役割でございますが、これは服部議員にもご答弁申し上げましたが、今の公益通報が窓口が総務課一本ということになっておりますので、この公益通報をしやすい環境を整えるということで、コンプライアンス監督者も窓口として通報することを可能にしたということが、大きな変更点であろうかというふうに思います。

また、これも議員ご指摘のとおり、任命権者の下に置くということでございますので、例えば市長部局におきましては、監督者は各部長がなります。また、市議会でありますとか、選挙管理委員

会等につきましては、それぞれの事務局長が、また教育委員会においては教育部長が、医療センターにおいては地域医療部長が、それぞれコンプライアンス監督者として選任させていただく予定となっております。

また、最後に、こうした任命権者の下に置く者が指導・助言ができるのかということでございますが、この指導・助言につきましては、それぞれ職員に対しての指導・助言ということをうたっておりまして、当然その中に任命権者への指導・助言という意味合いではなくて、それぞれの職員に対して指導・助言を行っていくという役割で考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

じゃあ、私の条例の読み方が悪かったということになるんでしょうか。市長に対して指導をするということが可能なのかどうかというのがすごく気になったので、お聞きをさせていただきました。

次に移ります。

議案第５０号令和元年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について、お伺いをしたいと思います。

今回の補正予算の内容の中で、環境測定分析等委託料が、総務費、それから民生費、衛生費、労働費、商工費、土木費、教育費と多岐にわたって計上をされております。提案理由では、本庁舎など５７の施設の建物の仕上げ塗材に含まれるアスベスト含有調査費と、橋梁における塗膜のＰＣＢ含有調査費であると説明を受けました。

まず、なぜ当初予算に計上できなかったのか、その理由についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川産業建設部参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

環境測定分析等委託料の増額につきましては、市が保有する施設の建築物仕上げ塗材、アスベスト含有調査と道路施設の鋼橋橋梁のＰＣＢ含有塗膜調査に要する費用を計上してございます。

まず、建築物仕上げ塗材アスベスト含有調査につきましては、従前からありました社会資本整備総合交付金、住宅・建築物安全ストック形成事業が２年間延長されまして、あわせて建築物仕上げ塗材アスベスト含有調査が、新たに国の補助率１０分の１０で補助対象となったものでございます。

なお、この補助を受けるための要件といたしまして、事前に市の計画を提出することとなっていましたことから、２年間の実施計画を策定いたしまして、国のほうに提出しておりました。今回、今年度、この計画に基づきまして、４月１日付で交付決定がなされたことから、補正予算で計上したものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

新たな補助率１０分の１０のお金が国のほうから来るということで、事前に調査もされていたので、今回のこの補助金をいただくことができたということで理解をさせていただきました。

市の今年度の調査は５７施設と聞かせていただいておりますが、今後の予定についてお伺いをし

たいと思います。まず施設について。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

調査の施設につきましては、各施設を管理いたしております各担当部署等から抽出をいただきまして、２年間の亀山市アスベスト含有調査実施計画を策定しております。今年度はその１年目で、５７棟分を計上してございます。来年度、残りの２７棟の調査を行う予定でございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

今２年間で、あと来年度では２７の施設を調査されると聞きましたが、公共施設白書に記載してあります公共施設というのは、１７１と書いてありましたが、この計算が少し合わないんじゃないかと思うんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

今回の調査施設の抽出に当たっては、市みずからが保有する建築物で、吹きつけアスベスト等が施工されている、または施工されているおそれがあるものを、各施設を管理しております担当部署で抽出をいただいて計上しております。そのことから、木造建築物や鉄筋コンクリートづくり、または鉄骨づくりであっても、壁等に塗装がされていない建築物については、調査対象外となっておりますことから、数に含まれておりません。そのために亀山市公共施設白書の施設数とは異なっております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

わかりました。８６施設を２年間でやると言われて、あと８５残っておるんじゃないかなあと思っていたんですけど、そういう理由だということで認識をさせていただきました。

次に、橋梁についてお伺いをしたいと思いますが、２０の橋梁の調査と説明を受けましたが、今後の予定についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部産業建設部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

橋梁のほうをお答えさせていただきます。

市内の鋼製橋梁は７９橋あり、そのうち昭和４９年以前にかけられた橋梁２９橋が調査対象となっております。今年度は２０橋の調査を行い、２カ年をかけて全ての２９橋の調査を実施してまいります。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

２カ年かけて２９をやるということで確認をさせていただきました。

今回、調査する橋は市道にかかっているものであると思いますが、農道とか林道にかかる橋は対象ではないのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

農道と林道の橋をお答えさせていただきます。

ＰＣＢを含有する塗膜を有する可能性のある施設として、農道橋、林道橋がございます。昭和４８年にＰＣＢの製造、輸入及び使用が禁止されており、昨年度、農道台帳、林道台帳を確認しましたところ、鋼製の橋梁が農道１橋、林道６橋ございましたが、昭和５０年以降につくられた橋梁であり、該当する橋梁ではございませんでした。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

該当するものはないということで確認をさせていただきました。

次に、調査結果の公表についてお伺いをしたいと思います。

今回、調査をされた施設と橋梁の結果は、それぞれどのような形で公表されていくのかについて、それぞれお答えを願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

アスベスト含有調査結果の公表につきましては、今回、調査する建築物仕上げ塗材のアスベストは、建築物の外壁や軒裏などのコンクリートの塗装の下地材に含まれておりますもので、塗膜が健全であれば通常に施設を使用する上でアスベストが飛散することがないと言われておりますが、公表につきましては、全体の調査が完了次第、ホームページ等で公表してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

ＰＣＢ調査結果の公表についてお答えさせていただきます。

今回、調査した道路橋にＰＣＢの含有塗膜が確認され除去後は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の規定に基づき、保管事業者、亀山市として総合環境センターで保管し、順次適正に処理を行ってまいります。

なお、これらのＰＣＢ廃棄物の保管及び処理状況は、毎年度、三重県知事に届け出を行うこととなっております。その後、同法第９条に基づき、三重県にてＰＣＢ廃棄物の公表が行われているところでございます。公表方法は、三重県庁で縦覧公表すると伺っております。

なお、今回の調査結果につきましては、市としてホームページ等で調査が完了した後、公表して

まいります。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

各部長というか、参事ですか、３番のことも答えられたような気がするんですけど、その後の対応について、もう一回お伺いをしたいです。公表はホームページでするということですよね。もし見つかった場合、この調査をして、これは調査の公表ですので、調査をして、それが含まれているということが見つかったときはどうされるのかについて、お伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

先ほどもご答弁させていただきましたが、通常に施設を利用する上では飛散するおそれがないというところに施工されておりますので、アスベストが使われているということが判明した場合には、撤去、改修を行うときとか、施設の撤去を行うときに飛散の防止が必要となってまいりますので、その場合の、当然、事前の対策とか、あるいは予算確保の資料として使うことになります。

○議長（小坂直親君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

私どもも同じ答弁になるんですけど、見つかりましたら、処理の過程において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第９条に基づき、三重県にてＰＣＢ廃棄物の公表が行われます。

公表方法は三重県庁で縦覧公表すると伺っており、またその調査結果に基づいて、私どもも予算提示の資料として扱わせていただけると存じます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

施設に関しては、今直ちにもし見つかったとしても飛散する可能性はないので、撤去するときに対処するということですよね。

その橋に関しては、見つかった場合はどうするんですか。

○議長（小坂直親君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

今回、調査するＰＣＢ含有塗膜が確認されました場合でございますが、県に問い合わせを行いましたところ、道路橋のＰＣＢ含有塗膜除去工事は国の交付金対象に該当すると伺っており、ＰＣＢが含まれておりましたら、速やかに交付申請要望を行い、交付金を活用し、除去工事を行っていくこととなります。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

わかりました。橋の場合はもう除去するということで確認をさせていただきました。

じゃあ次に移ります。

報告第７号放棄した私債権の報告についてお伺いをしたいと思います。

私債権放棄調書によりますと、水道料金として１５９件、７６万７６５円、医療センター３件、４万１，２２３円、合計で１６２件、８０万１，９８８円を放棄したとありました。

亀山市の私債権の管理に関する条例では、第８条で放棄を定めておりますが、第４条で市長及び病院事業管理者の責務として、私債権の保全、取り立て等に努めなくてはならないとありますが、放棄に至るまでどのような取り組みをされたのかについて、お伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

宮﨑上下水道部長。

○上下水道部長（宮﨑哲二君登壇）

水道料金につきましては、納期限を過ぎても納付のない場合、納期限の約１５日後に督促状を送付し、その後は、催告状、停水予告状を送付しております。さらに納付がない場合は、訪問徴収を行い、それでも納付がない場合は、給水停止を行うこととしております。訪問徴収の際は、債務者の家庭の状況などを聞き取り、分納により納付していただく場合もございます。また、市外へ転出された場合には、その転出先へ督促状などの送付も行っているところであります。

転出などにより所在がわからなくなり、徴収不能となったような場合につきましては、亀山市私債権対策会議や亀山市滞納処分等判定委員会において審議した上で徴収停止の決定を行い、徴収停止から１年を経過した後、なお徴収することができない場合においては、亀山市私債権の管理に関する条例第８条第１項第５号に基づき、債権を放棄することとしております。

○議長（小坂直親君）

古田地域医療部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

医療センターで未納がある方は、ほとんどが医療費の自己負担額の支払いが滞っている方でございます。医療センターでは、その対策として未収金徴収マニュアルを作成いたし、それに基づき未収金の徴収を行っております。

まず受診され、窓口で医療費の自己負担分が支払えない方には、納付方法や支払い期限を記入した納付誓約書を提出していただいております。納付誓約書の支払い期限から１カ月を経過しても納付がない場合には、医療費のお知らせ、督促状にかわるものでございますが、これを郵送し、滞納額の周知と納付の督促を行っております。その後、合計３回医療費のお知らせを郵送し、それでも納付がない場合には、成功報酬型で弁護士に対して未収金の回収を委託しております。そして、時効期間が経過したもののうち、債務者の死亡などにより債権の回収が極めて難しいと判断されるものについて、亀山市私債権対策会議と亀山市滞納処分等判定委員会での審議を経た上で、債権放棄することとしております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

今までどおり対応していただきながら放棄に至ったということは、確認をさせていただきましたが、次のこの債務者表記について、本当に細かいことなんですけど、提出されたその調書の備考欄に債務者の現況が記載をされております。特に水道料金に関して、今までのやつをずうっとめくっていっていたら、市外在住者とか亀山市民とか、市外在住者で所在不明とかという、相手が見えるような記載の方法であったんですが、今回は全て所在不明ということで、本来は支払いをしていただく必要のあるお金ですので、所在不明というのが何かすごく違和感を自分自身は持ちました。この記載内容が年度で変化している、この経緯についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

宮﨑部長。

○上下水道部長（宮﨑哲二君登壇）

水道使用者が市外へ転出する連絡を受けた際には、転出先の住所を伺っておりますが、転出後に再度転居され、電話等の連絡もつかなくなりますと、お住まいを把握することができなくなります。また、無届けで転出されたり、転出先の住所を教えていただけない場合もお住まいを把握することができません。このようなことから、お住まいが特定できない債務者について、所在不明と表記させていただきました。

昨年度までは、市外に転出して所在がわからなくなったことから、市外在住者という表記にしておりましたが、現在どこに住んでいるのか、また死亡されているのかも不明なため、より適切でわかりやすい所在不明という表記に改めさせていただいたものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

転居、転居を繰り返して、もう本当にわからないということで、今回１５８件所在不明となっておりますが、そういうこの人たちはみんなそうだということで理解をさせていただきます。

最後に、債務者の傾向についてお伺いをしたいと思います。

今回のこの債務者、どんな傾向、高齢者が多いとか、外国人の方が多いとか、もしわかっていたらその傾向について、それぞれお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

宮﨑部長。

○上下水道部長（宮﨑哲二君登壇）

水道料金につきましては、所在不明の債務者はアパート等の賃貸住宅に居住し、住民登録はなく、市外転出等により所在不明となった方が多くなっております。今回の債権放棄件数１５９件のうち、所在不明によるものは１５８件で、亀山市に住民登録をせずに水道を使用されていた人は約６割、また外国人につきましては約３割を占めております。

それと、滞納期間が一、二カ月につきましては、水道料金は使用した月の翌月が支払いであることから、転出前の最後の水道料金が転出後に支払われず、徴収不能となったものが多くございます。

それとまた、例えば３カ月以上の滞納につきましては、督促や給水停止にもかかわらず、全額納付しないまま長期化し、転出等により徴収不能となったものでございます。

いずれにしましても、債務者が所在不明となる前に未納額の早期徴収に努めてまいりたいと考え

ております。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

滞納されている方の現状につきましては、患者本人はもとより、患者の家族の方も含めて、経済的なご事情による方が多いように思われます。

今回、債権放棄をさせていただいたのは２名の方でございます。お二人とも当院でお亡くなりになっております。身寄りが全くない方、それか、相続人がもう全く所在不明となった方でございます。

○１０番（森　美和子君登壇）

終わります。

○議長（小坂直親君）

１０番　森　美和子議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩します。

（午前１１時１２分　休憩）

（午前１１時２２分　再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１４番　前田耕一議員。

○１４番（前田耕一君登壇）

前田でございます。

通告に従い、早速質疑に入らせていただきます。

私は今回、先ほどから服部議員、それから森議員の質疑、そしてこの後、私の後も数人の議員から質疑がございます議案第４１号亀山市職員コンプライアンス条例の制定について確認したいと思いますので、ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

まず最初に、条例制定の内容について確認したいんですけれども、その前に今回の提案理由説明の中で、現在、職員のコンプライアンスの推進につきましては、亀山市コンプライアンスの推進に関する規程、それから職員に対する一定の公職にある者等からの要望等取扱要綱、それから職員等公益通報の処理に関する要綱のとおり運営しておるということで、その中でさきの職員の不祥事に鑑み、職員のコンプライアンスの推進について、より実効性のある環境や体制の整備を図り、公正な職務の遂行を確保することにより、透明で市民に信頼される市政を確立することをこの条例の目的として制定するという説明をいただいております。

服部議員、それから森議員からもいろいろと質問がございまして、答弁をいただいておるんで、大体内容を把握させていただくことができたんですけれども、何か複雑な部分もあると。なぜここまでひねくった条例にしなきゃいけないのかというような疑問も感じておりますので、まず条例の中身について確認していきたいと思います。

第１条の目的で、職員のコンプライアンスを推進するための職場環境及び体制の整備を図り、公

正な職務遂行を確保するための云々という言葉がございますけど、この職場環境と体制の整備というのは具体的にどんなものを指すのかをご説明いただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

１４番　前田耕一議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

それでは、環境及び体制の整備についてそれぞれご説明をさせていただきます。

まず、環境の整備につきましては、職員の倫理保持及び法令遵守の原則を定め、任命権者等や職員の責務について定めること、さらには、職員のコンプライアンスに関する意識を高める組織風土を醸成していくことなどが上げられます。また、体制の整備につきましては、これまで要綱を定めて運用しておりました公益通報や要望等に関する取り扱いの見直し、公職者以外からの働きかけ行為に対する組織的な対応の整備、さらには新たに職員に助言・指導を行い、公益通報の窓口にもなりますコンプライアンス監督者を設置することといたしたところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○１４番（前田耕一君登壇）

文言からいったらそのとおりかと思いますけれども、その辺のところは、まず新規採用のときの宣誓書の中にもある程度この辺のところはうたってあると思いますし、それから従来の要綱の中にもこういうようなところは当然うたってあることやと思いますので、変わったところは何があるのかということを、その辺のところを確認したいんですよ。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

それでは、ただいまの規程・要綱から条例に変わることによって、新たに追加した内容についてご答弁をさせていただきます。

まず、１つ目としましては、職員倫理に関する規定を入れさせていただきました。

２つ目といたしましては、不正行為等の予防及び早期発見のため公益通報の範囲を拡大し、通報を職員の責務といたしました。これは第５条でございます。

また、公益通報について法令等に違反するものだけでなく、生じようとしていると思料するものも加えるということで、これは第２条でございます。

また、公益通報の窓口を複数化し、通報しやすい環境を整える。これはコンプライアンス監督者の設置、先ほどご答弁させていただきましたが、これは第８条でございます。

また、働きかけ行為については、一定の公職にある者等からの要望に要綱は限っておりましたが、条例につきましてはそれが全てが対象になるということで、組織的な対応をすることとするということでございます。

また、職員不祥事は発生時に対処することにより、防止が重要であるため、防止対策についても規定しております。これは第１４条でございます。

最後に、要望等に関して、職員のコンプライアンスに関する状況及び職員のコンプライアンスに

関して講じた措置についての公表等を加えたところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○１４番（前田耕一君登壇）

今いただいた説明の中には、従来の規程とか要綱の中に入っている部分も多少見受けられるとは思うんですけれども、今説明をお聞きしましたので、とりあえず理解させていただきます。

続いて、第２条の定義の中で、これにつきましては服部議員、それから森議員の質問の中にも入っておったと思いますけれども、任命権者の範囲、これは第２条の４号で出ておりますけれども、それと８号の働きかけ行為についての中身の中に職員という言葉が出ておりますので、この辺のところ、任命権者の範囲について改めてちょっとご説明、それから職員がどの程度まであるか、それについてご答弁願います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、任命権者の範囲でございますが、地方公務員法第６条第１項に規定する任命権者を指しまして、市でいきますと市長、市議会の議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会、公平委員会、病院事業管理者、消防長等が該当いたします。これらの任命権者は、第４条の規定により、この条例の目的を達成するために必要な措置を講じる義務を負うものとしております。

次に、職員でございますが、これは地方公務員法第３条第２項に規定する一般職に属する職員を言います。同法において、一般職とは、市長、議員、地方公営企業管理者等の特別職に属する職以外の一切の職をいい、一般職に属する職員であれば、非常勤職員や再任用職員も含むものでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○１４番（前田耕一君登壇）

そうすると、その第８号の働きかけ行為については、この第２号の職員全てが該当するというように理解させてもらっていいと思うんですけれども、そういうことで次の質問に入りたいと思います。

第４条の任命権者等の責務について確認したいと思います。

市長のほかの任命権者の働きかけ行為への適切な対応ができる体制の整備について、具体的にお示しいただきたいと思います。市長以外の任命権者からの、どうやって進んでいくかということですね。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、先ほどもご答弁申し上げましたように、任命権者とは市長、あとそれぞれの組織、市議会でありますとか、教育委員会でありますとか、公平委員会、病院、消防、こういったところ全て任命権者が担っております。それと、この責務といたしましては、先ほども申し上げましたが、この

条例の目的を達するため、つまりコンプライアンスの推進のために、必要な措置を講じる義務を任命権者は負うということにさせていただいておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○１４番（前田耕一君登壇）

あと細かいことについては、また２件目の質問のときに確認したいと思うんですけれども、次の質問に入ります。

コンプライアンス推進会議について確認したいと思います。

まずメンバーの構成と、それからそのメンバーの人選、具体的にどのように行っていくのか、それから何名ぐらいがメンバーとして任命されていくのか、まずその辺のところを確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

現在亀山市コンプライアンスの推進に関する規程に基づき設置をしております亀山市コンプライアンス推進会議と同様に、会長は副市長とし、委員は各部長とすることと考えております。また、推進会議の委員の人数につきましては、会長を含めまして１０人を想定いたしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○１４番（前田耕一君登壇）

構成人員は１０名ということをお聞きしましたけれども、部長クラス、部長級、その辺も含めて、その中からの人選やと思うんですけれども、その人選方法とかについては具体的にどのような方向性を持っているのか確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

現在考えておりますのは、経営会議のメンバーということで、経営会議の中には当然特別職、任命権者も含まれておりますので、その特別職任命権者を除く、副市長は会長ですので入っていただきますが、それ以外の部長クラスということで現在想定して、１０人程度というふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○１４番（前田耕一君登壇）

１０名程度ということですけれども、その辺の推進会議のほうにつきましては、経営会議の中でということですけれども、数は結構見えると思うんですけれども、その人選について具体的に、説明を聞いていないんで、それを確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

現在、部局の中では部長以外の部長職としては、次長でありますとか参事という形での部長職もございますが、この推進会議のメンバーとしては基本的には部を統括する部長職が中心となって構成されるものというふうに認識をしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○１４番（前田耕一君登壇）

そして、その推進会議のほうは、いろいろ問題とか把握できる事情が出た場合には報告に行くと思うんですけれども、指定管理者等もいろいろと情報なんか把握して、あるいは通報なんか受けているケースがあると思うんですけれども、その辺についてはどういう流れで上のほうへ上がっていくのか。その指定管理者、その事業主体とかで処理してしまうのか、その辺の運用をどうやって考えているかちょっと確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

指定管理者が行う公益通報についてのお尋ねだというふうに思います。

まず、指定管理の公益通報につきましては、職員同様に公益通報ができるという規定になっておりまして、それにつきましては公益通報を受けた段階で、その内容が公益通報に該当するというふうに判断されれば、推進会議のほうにその内容が送られまして、その中で調査・検討がなされるということで、その結果をまた任命権者に戻すという、このような体制で進めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○１４番（前田耕一君登壇）

次に、第８条のコンプライアンス監督者について確認したいと思います。

この監督者というのは、また当然ですけど、メンバー構成とか、人員人選についてはどのように進めていかれるのか確認したいと思います。それと、監督者は、任命権者の直轄と言うたらいいんかな、という理解をしていいんだと思いますけれども、組織と考えさせてもらっていいのかどうかも含めて確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、コンプライアンス監督者につきましては、これは市の内部組織という位置づけでございまして、まず構成メンバーにつきましては、市長部局におきましては各部長を、市議会、選挙管理委員会等におきましては事務局長を、教育委員会におきましては教育部長を、医療センターにおきましては地域医療部長をそれぞれコンプライアンス監督者として選任する予定でございます。

なお、コンプライアンス監督者の人数につきましては１２人を想定しているところでございます。

また、このコンプライアンス監督者は、任命権者の下に置くということになっておりますので、議員ご指摘のとおり、直轄ということでご理解いただければというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○１４番（前田耕一君登壇）

そうすると、１２名のメンバーで構成されて進めていくということでございますけれども、これも一つの組織として委員会的なものをいう組織なのか、個々の監督者として動いていかれるのか、その辺のところを、監督者同士の連携はどのようにしていくのかというのをちょっと確認したいと思います。これは、当然部長とかぶる方もいますね。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

コンプライアンス監督者は、議員おっしゃるように個々の管理ということになります。ですので、例えば委員会でありますとか推進会議のように組織をつくるという意味合いではなく、コンプライアンス監督者の役割につきましては大きく２つございまして、１つは公益通報の窓口になるということと、もう一つは、監督者はコンプライアンスについて職員に対して指導・助言を行うという、この２つの立場がございますので、こういった役割を果たすものというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○１４番（前田耕一君登壇）

この第８条の件についてもう一点だけ、従来の要綱の中には調査員という文言で要綱にうたってありますけれども、この調査員というのとどこか違うところがあるのかどうか、同じものを移行したのかどうか、そこのところをちょっと確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、コンプライアンス監督者につきましては、新たな役割を持って、新たに任命する制度でございますので、その新たな役割としては、先ほど申し上げた公益通報の窓口と職員の指導・助言ということでございますので、調査員との役割とは違うものというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○１４番（前田耕一君登壇）

大体一通りの、私がちょっと理解していなかったところとかというのを確認させてもらったんですけれども、私自身は、この条例制定は決して否定するものじゃないんですけれども、従来の３つの要綱等があったわけですので、それと大幅に変わったところがないというように私は理解しているんですよ。

それで、３つの規程とか要綱等が１つになって整理されたということでは、理解しないこともな

いんですけれども、ここに至る経緯の中でまず確認したいのは、規程・要綱から現行の条例に切りかえるという中で、なぜかなというのが大きな疑問として持っておりまして、その中では、自分なりに考えたのでは、昨年の幹部職員の不祥事の際の問題も当然あると思いますし、それ以外の問題もあるかもわかりませんけれども、それであれば、昨年のその不祥事の問題について、行政としてどのように検証されたのかなあと。確かに去年のケースの場合には、警察からの摘発の中で表立ってきたわけですけれども、行政としてはそのところをどう理解して、どう検証したのか、このところについて私ら詳しい話を聞いていませんし、どういう流れで進んできて現在に至ったのかというところをご答弁いただければありがたいです。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、昨年１０月２５日、加重収賄罪で職員が逮捕され、職員の処分につきましては、１１月１５日に津地方裁判所に起訴された後に、地方公務員法第２８条第２項第２号の規定に基づき休職処分といたしまして、その後、職員の接見をさせていただいた後に、昨年１２月２７日に津地方裁判所において第１回の公判が行われ、その際に起訴状記載の事実が認められました。事実関係に間違いないということを判断いたし、その翌日でございますが、２８日付で地方公務員法第２９条第１項第１号及び第３号の規定により、懲戒免職処分とさせていただいたところでございます。この一連の処分につきましては、本人への事実確認を経て、適切に行われたものというふうに認識をしておるところでございます。

今、議員から検証ということでご質問をいただきましたが、この本事件の要因としては、大別して３つの原因があるものというふうに認識をしております。１番といたしましては、やはり職員の自覚、職員倫理の欠如が起こした事件であると考えており、改めて職員の倫理保持や公益通報の強化を図り、二度とこのような事件が発生しないよう、今回条例の制定をお願いしておるものでございます。

また、２つ目といたしましては、民間団体に補助金等を交付する場合、民間団体が行う入札行為などについて、市としての支援の方法が不明確であったというふうな反省がございます。これにつきましては、速やかに補助金等交付規則を改正し、補助団体への入札支援のあり方を明確にいたしたところでございます。

また、３番目といたしましては、補助金そのものが適切に交付されていたかの検証も今後必要というふうに判断をいたしておりまして、市が交付する補助金全般について改めて検証を行う内部監査システムを設置いたしたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○１４番（前田耕一君登壇）

先ほどの答弁を聞きますと、通り一遍の答弁と言ったらいいんかね、そんな感じがしないでもないです。

自覚とか倫理というのは、こんなのはもう言うまでもないことであって、コンプライアンス以前の問題やと思うんですよ。それから、通報についても、これは組織内のシステムの問題なんかあっ

て、私個人的なうがった考えですけれども、事前に何らかの兆候があったんじゃないかなという感じがしないこともないんですけれども、かといってそれをじゃあ通報制度の中で有効に生かせるかと言ったら難しい部分もあるかと思いますので、ああいう結果が出てきたと思うんですけれども、やっぱりその辺のところは、いま一度、対応していくためには十分な検証というのは本当にくどいぐらいする必要があるんじゃないかなと。これは別に、今回のケースの場合は管理職が問題を起こしたわけですから、一般職員、一般職員という言葉はちょっと今語弊があるかもわかりませんけれども、多くの職員の方がこれを遵守したからといって、じゃあクリアできるかといったら問題が出てくるかもしれませんので、そこのところを改めて検証してもらう必要があるんじゃないかと考えております。ぜひそこのところも含めて対応をよろしくお願いしたいと思います。

それから次に、平成２２年からこの規程や要綱は運用していたわけですけれども、その中で服部議員やら森議員の答弁の中では、全然通報やその辺もなかったし、指導や処分も行っていないということでありましたけれども、表向きはなかったかわかりませんけれども、それなりの兆候とか雰囲気は何らかの形で、職員間でも、それから上司・部下の間でも問題があったんじゃないかなという感じを私は持っております。かといってそれを疑いの目で見てというわけにもいかないですので、平常心の中で対応を考えていけば、やっぱり何かあったんじゃないかなと。１０年間の中で一件もなかった中で昨年のが出たわけですから、やっぱりこの制度そのものが、公益通報云々についてもうまく運用していけるかどうかというのは、よほど腹をくくって対応していかないと難しいと思いますので、そのところについての確認を再度したいんですけれども、全くそういう兆候もなかったのかどうかの確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

これは服部議員にもご答弁申し上げましたが、やはり１０年間この制度を運用する中で、そういった公益通報でありますとか、働きかけに関する部分が全くなかったのかと言われますと、私はそうではないというふうに認識をしております。今のこの制度がしっかり機能しなかったということに大きな原因があるというふうに考えておりますし、その中でも公益通報の部分というのが、やはりなかなか職員の中で認知もされていませんし、もう一つ通報する職員の環境というものも整ってなかったのかなという反省もございます。こうしたことを含めまして、今回条例制定をさせていただき、より機能を高めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○１４番（前田耕一君登壇）

今回の条例制定によって、現行の規程とか要綱は廃止という言葉でいいかな、統合して条例に切りかわっていくというように理解しているんですけれども、それで問題ないでしょうか。当然中身の見直しはあるかと思いますけれども、その辺の理解はどうでしょうか、廃止という言葉を使っていいのかどうか、従来のものは。確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、この条例の施行規則で定めることとなります。現行の亀山市コンプライアンスの推進に関する規程等に定められている事項につきましては、今回の条例におきまして包括して整備を行うものでございますことから、現行の規程及び要綱はこの条例施行に合わせて全て廃止をすることとなります。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○１４番（前田耕一君登壇）

そういうふうで新たな条例が制定されるわけですけれども、その中身を見てきますと、この制度・条例の制定によって、市長、あるいは幹部と職員の信頼関係が十分に築かれていくかどうかということにつきまして、逆に公益通報の制度によって、職員間の人間関係の中で新たな問題が起こらせんかなという考えも、ちょっとこれもうがった考えかもわかりませんけれども、してしまうんですね。ですから、そのところについて、よっぽど十二分の対応をしていかなければ、職員間でＡさんの見る目を、あるいはＢさんの見る目が変わってくるとか、そういうマイナスイメージも、あるいは出てくる可能性もあるかと思いますので、そのところについての、研修とかで対応していくということも説明でお聞きしておりますけれども、この新たな問題が起こらせんかねということについての危惧とか、その辺したことはございませんか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

午前中、公益通報に対する保護につきましては、各議員からそれぞれ危惧をいただいておりまして、やはりその職員の保護という観点が非常に重要であるというご指摘もいただいております。その中で、やはり公益通報を行ってもしっかりその身分が保障されたり、不利益が生じることがないということがきちっと担保されていないと、なかなか職員として勇気を持って通報することというのができないという状況は、しっかり認識をしておりますので、今議員からもございましたように、保護につきましては市長、幹部、職員のしっかりとした信頼関係のもとに培っていきたいというふうに考えておりますし、ご提言のありました研修等も行いながら、その辺の周知にも努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○１４番（前田耕一君登壇）

職員間の問題というのは、絶対何らかの形で出るケースも危惧されますので、十分な対応をお願いいたします。

それから、上司・部下、あるいは管理者と一般職員の中では、お互いを見る目というのがやっぱり変わってくる部分もあるかと思うんですよね。よっぽど腹をくくってこの条例制定後は運用していかなかったら、この問題がゼロでいってもらえば一番ありがたいわけですから、対応については、十分運用には目を配っていっていただきたいと。

それで市長が何ぼやると言ったところで、全職員に行き届くわけではございませんので、幹部の

職員の皆さんが常に目を光らせていただいて、逆に光らす以上は自分の襟、姿勢を正して、対応していくというのは当然のことでございますので、去年のようなケースが出ないように、あれは大きな問題として取り上げられましたけれども、小さいことでもそういうことは多かれ少なかれ出てくる可能性もありゃせんかと思いますので、ぜひ十二分な対応をして、この条例の運用については進めていっていただきたいと、かように思いますので、どうぞよろしくお願いします。

終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

１４番　前田耕一議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後１時まで休憩します。

（午前１１時５４分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、６番　尾崎邦洋議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

ただいまから通告に従い、質疑をやらせていただきます。

議案第４１号亀山市職員コンプライアンス条例の制定についてということで、順を追って通告どおりやらせていただきたいと思います。

まず最初に、条例制定の背景と目的といきたいんですけれども、これはもう皆さん午前中にやられた方の内容と同じですので、次のところで通告のあることをやらせていただきたいと思います。

今回、条例制定ということになって、今その条例を見てみますと、以前のコンプライアンスの推進に関する規程という中で職員の基本的な心構えという欄があります。

簡単に読ませていただきますけれども、簡単でもないですけど、第３条に、職員は市政が市民の厳粛な信託によることを認識するとともに、市民全体の奉仕者であることを自覚し、市民から信頼される職員となるよう倫理意識の高揚に努め、効率的で透明性の高い市政の運営に当たらなければならないと。

２番目に、職員は、職務の遂行に当たっては公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないということが書いてあります、第３条に。

第４条は、職員の責務ということになっています。職員は、公務員としてのコンプライアンスの重要性を深く認識し、常に公平かつ公正に職務を遂行しなければならないということで、４条は２項まであるんですけど、この部分と、私が考えたのは、今回の条例の３条は、職員は全体の奉仕者であることを自覚し、正当な理由なく一部の者に対して有利な、または不利な取り扱いをする等、不公正な扱いをしてはならず、常に市民の立場に立って真摯に職務を遂行しなければならないとあります。ところが、以前まであったこのコンプライアンスの推進に関する規程とか職員のことについて、今回は、職員は全体の奉仕者であることを自覚し、これはいいんです。正当な理由なく一部の者に対して有利な、または不利な取り扱いをする等、不公正な扱いをしてはならず、常に市民の立場にというふうにあるんですけど、正当な理由なくというのは以前のこの規程には書いてないん

ですけれども、今回あえて正当な理由なく、正当な理由があれば一部の者に対して有利な、または不利な取り扱いをしてええというように私はとれるんですけれども、これについて、この正当な理由というのはどういうことなのか、一遍お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

６番　尾崎邦洋議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

条例第３条で、職員の倫理保持及び法令遵守の原則において、正当な理由なく一部の者に対して有利または不利な取り扱いをする等、不公正な扱いをしてはならずと規定している理由につきましては、我々公務員は全市民の方々に公正・公平なサービスを提供するもので、これが一部の利益や不利益であってはならないということを前段で規定しております。

そのようなことから、正当な理由につきまして、特に想定したものはございませんが、あえて例示するならば、正当な理由をもって有利な取り扱いをする場合としまして、例えば障がいのある人の自立に向けた支援を行うため、障害者優先調達法などにより、障害者就労施設等から物品サービスを優先的かつ積極的に調達する、本来ですと入札等を行うところですが、そういったことを優先的に調達するというものがこういったことに該当するかというふうに思いますし、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号でも、随意契約についてさまざまな規定がございますが、こういった規定に該当するものについてはそういったものに当たってくるのではないかというふうに考えております。

また一方で、正当な理由をもって、今度は不利な取り扱いをする場合としましては、例えば事業者を不正または不誠実な行為や暴力的不法行為などにより指名停止をする場合でありますとか、亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例などによりまして、本市のサービスについて制限を受ける場合などがこれに該当するものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

今、説明をしていただければ理解できるんですけれども、これをこのままで見ると、以前のこの規程等にはそういった紛らわしいような言葉は入っていないんですけど、これだと正当な理由なくということは、正当な理由があれば有利な取り扱いをしてもいいというふうに、言葉だけを捉えるとそういうふうに感じるんですけれども、やっぱりこの条例としてあるんであれば、不利な取り扱いとかいう、正当な理由なくというようなことはつけなくても、恐らく、じゃあどういうことが正当な理由であり、正当な理由というのはどういうふうにというのは、この文章を見る限りなかなかわかりにくいと思うんですけれども、その辺のところはもうこのまま改正せずにいくということなんでしょうか。そこをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

確かに議員おっしゃるように、今の中で正当な理由を外して、有利または不利な取り扱いをして

はならないということでも、当然文言としては十分通ってくるものだろうというふうに思いますが、私が例示で申し上げたような例外的なことも一つの事例としてはございますので、そういったことを一定規定をさせていただくために、あえて設けさせていただいたということで、このままお願いをしたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

すっきりしませんけど、次の質疑に入りたいと思います。

昨年の職員不祥事がきっかけになってこういうことになったと思うんですけれども、事件について、職員に対し周知や注意喚起は行ったのかということで、先ほどもこういう質問が出ておりましたけど、よろしくお願いします。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

昨年１０月２５日の元職員が逮捕された事件についての職員に対しての周知というご質問でございますが、まず昨年１０月２５日に元職員が逮捕されたことを受けまして、翌日には記者会見を行うとともに、議員各位にもご報告をさせていただき、あわせて臨時の経営会議を開催いたしまして、全ての職員に対し公務員倫理と服務規律の遵守の徹底と、職員一丸となって市民の信頼回復に努めていかなければならないことを市長から訓示させていただいたところでございます。

また、１１月１日の定例経営会議におきましても、市民からの信頼回復に向けた取り組みの展開については、全庁挙げて取り組まなければならないことも周知をいたしております。さらに元職員の懲戒免職処分に当たりまして、市長からは仕事納めに当たり、職員に対しコンプライアンスの重要性を訴え、さらに副市長からも職員に対し、改めて公務員倫理の確立と服務規律の確保について、重大な決意を持って臨むよう強く求める旨の通知をいたしたところでございます。このように、市行政の信頼にかかわる重大な問題に対し、繰り返し周知を行ってきたところでございます。

なお、本年１月には、部長級及び課長級の全管理職に対しまして、弁護士によるコンプライアンス研修も行ったところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

不祥事というか、新しく入ってきた人らには権限がないと思うんですよ。いわば、こういうような事件が起こるというのは、上の方、権限のある方に歩み寄ってくる、そうしないと、権限のない人に幾らやっても、全然情報は流れても決断できるという人、判断できるという人でないと、そういう人がこういうようなことをやりかねないということなんですね。

それで、要するに訓示していただいたというんですけれども、どういう形でやられたのかというのをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

訓示の方法はそれぞれございまして、例えば臨時経営会議であれば、幹部職員、部長級を座らせて市長から直接訓示をさせていただいたということもございますし、年末の仕事納めに対する訓示につきましては、庁内メール等を活用してさせていただいた場合もございます。訓示の方法につきましては、それぞれさまざまな対応をさせていただいたというところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

先ほど言いましたように、いろんな権限がある方はそういうような働きかけが来ると思うんですけれども、周知徹底するというのは、幹部を集めていろんな市長のほうからこういうことだということはわかっているんですけれども、末端の人もいずれはそういうふうに育っていくし、秘密のことを漏らしてもいけないわけなんですけれども、周知するというのであれば、できたら時間をとってでも、部長・課長級で自分の部内をやるとか、そういうふうにしないと、多分掲示して、見ないのが悪いというような感じだと思うんですけれども、その周知というのはどういう形で末端の人にやっているかというのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、具体的に市長から直接、経営会議におきまして、１０月には臨時の経営会議で、あと１１月には定例の経営会議において、幹部職員に直接周知徹底の訓示を行ったところでございます。

また、今議員おっしゃられるように、残りの幹部クラス以外の職員に対する周知でございますが、これは定例会議で決定されたことにつきましては、部長から各課長にそれぞれ口頭ないし文書でその内容を周知いたしまして、各課長はその所属のグループ員にそれをまた伝達するという、そういったシステムになっておりまして、経営会議でさまざまな訓示等につきましては全て文書に起こして回覧等も行っておりまして、そういった形で職員全員に浸透するように努めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

職員の方に、３人程度ですけど、こういうようなことが起きて、どういうことというような今後の進め方というか、難しいことは聞かなかったんですけれども、ああそういうことがあったというような程度しか浸透していない人がおりました。事件があったのは知っていたんですけど、やっぱりこういうようにして条例までやらないかんというところまで来たんなら、やっぱり上司の方がちゃんと浸透するようにやっていただきたいと思います。

それでは、次に行きます。

今回、条例を制定することになりましたが、市の規程などではなく、法律もある中でこの条例を制定する必要はあったのかと、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

本市におきましては、職員のコンプライアンスに関し、これまで亀山市コンプライアンスの推進に関する規程などにより運用してまいりしたが、これらが十分機能していないというような認識を持っておるところでございます。

そのため、職員の服務に係る法令遵守及び倫理保持のための環境及び体制の整備を図り、公正な職務の遂行を確保することにより、透明で市民に信頼される市政を確立することを目的に、今回新たに条例を制定するものでございます。

また、市の職員のみならず、市民の皆様方に対しても、今後職員の不祥事の防止を徹底するとともに、働きかけ行為に対し毅然と対応する強い姿勢をお示しするため、議会の議決を必要とする条例制定を提案させていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

こういうような不公平な扱いをやって、こういうような規程ができたわけなんですけれども、国には法律というものもありまして、例えばスピードの出し過ぎ、これも交通の法規の中には当然うたわれているんですけれども、飲酒運転、こういったことを初めとして道路交通法における重大な交通違反や事故、その他刑法などの法律に反する行為についても、こういうようなことが起こっても、じゃあ市の職員がこういうことをやっていたら、法もあるんですけれども、それを防止するため条例化するのかというのが聞きたいんですよ。以前にもこういうような刑法に反するようなことがあっても、やっぱり市の職員がこういうことで問題になれば、そういった条例をつくるのかって、もちろんつくらないのはわかっておりますけれども、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員おっしゃられるように、飲酒運転を初めとする道路交通法における重大な交通違反や事故、その他刑法など法律に反する行為についても、地方公務員法に規定する信用失墜行為に該当するため、それらの予防徹底と厳正な対処は当然必要なものと考えているところでございます。

しかしながら、今回の職員コンプライアンスに関することは、市職員の日々の職務に直接関係することであり、その公正な職務遂行の確保は市政全般にわたる信頼にもかかわります。そのためには、職員意識だけではなく手続的なことも含めて、条例制定によりコンプライアンス推進のための環境と体制の整備を図ることで、職員コンプライアンスをより一層推進してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

ちょっと１０分以上時間を残しましたけど、最後にお話ししたいと思うんですけれども、職員の

交通事故というのは、今回見ましたら２月２５日、その翌日の２６日と交通事故が起きております。１５０台ぐらいの台数を抱えているというのは前回の質問の中であったんですけれども、そのときに、ドライブレコーダーというのは安価なものですから、いっそ職員のもし事故を起こしたときでも、自分の正当性ということをカバーするのにはこれしかないと思うんですよね。最近の事故でも大きな事故が起きておりますけれども、ドライブレコーダーがあれば、どういうふうにやったとか、全然職員の方が事故をやっても、これがあればやっぱり法を犯してなかったとか、そういうことがわかるんですけれども、こういうことをぜひとも問題が起きてからでなくて、職員のことを守るために、そういうようなこともやってほしいと思います。

以上、そういうことで、これで質問を終わります。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今、公用車のドライブレコーダー設置のご提言をいただきましたが、これは昨年度の本会議で議員よりいただいたご提言だと思いますが、これを受けまして、本年度と来年度の２カ年で全ての公用車にドライブレコーダーを設置するため、まず本年度関係予算を計上いたしまして、本年度で対応できない部分については来年度計上すべく、現在鋭意取り組んでいるところでございます。

○議長（小坂直親君）

６番　尾崎邦洋議員の質疑は終わりました。

次に、１２番　岡本公秀議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

新和会の岡本です。

それでは、まず最初に、議案第４３号亀山市税条例等の一部改正に関して、質疑を行います。

まず私は、今回、軽自動車税関係についてお伺いをいたします。

軽自動車は、現在でも非常に人気があり、多くの市民の方が利用しておられますけれども、最近、車両価格も結構高くなってきまして、そしてこれ以上税金が上がってくるようなことになると、軽自動車の優位性がなくなるんではなかろうかと、私そういう気持ちでおるわけでございます。今回の市税条例等で軽自動車税の税金が変わるというのも、もとはといいますと１０月に消費税が２％上がると、それに関連していろいろ手直しといいますか、そういうのがあると思うんですけれども、そのことに関して、自動車税というのはちょっとわかりにくいことも多いですから、わかりやすくご説明をお願いしたいと考えます。

まず最初に、自動車を取得、買ったときは、金額にもよりけりですけれども、現在自動車取得税というのがかかってくるわけですけれども、これがまた環境性能割とかいうふうに名前も変更してくるようでございますけれども、これに関して軽自動車の自動車取得税がそういうふうに変わってくるということに関して、内容はどう変わるのかご説明をお願いいたしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

１２番　岡本公秀議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

現在の自動車取得税につきましては、５０万円以上の自動車を取得した方に対して課される税金であり、県が賦課徴収を行っております。令和元年１０月１日から、まず消費税の導入に伴いまして自動車取得税が廃止となり、かわりに自動車の燃費性能等に応じて自動車の購入時に支払う環境性能割が導入され、当分の間、県より賦課徴収が行われます。これに伴い、毎年４月１日現在の軽自動車の所有者に対して課税される軽自動車税につきましては、種別割と名称が変更となり、軽自動車税は環境性能割と種別割の２種類で構成されることとなります。

なお、自動車取得税にかわる環境性能割の税率につきましては、燃費基準等によりゼロから２％になり、５０万円以上の新車・中古車を問わず、購入時において課税されるものでございます。また、消費税率の引き上げに際し、需要変動の平準化の観点から、令和元年１０月１日から令和２年９月３０日までの間に取得した軽自動車税の環境性能割の税率につきましては１％分を軽減する臨時的軽減措置が行われます。

なお、環境性能割につきましては、県が賦課徴収を行いますが、一定の額が県より環境性能割交付金として市へ交付されるものでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

なかなか１回聞いただけではちょっとわかりにくい面があるんですけれども、この自動車取得税と言われると非常に言葉どおりでわかりやすいんですけれども、環境性能割と言われるとどうもぴんと来ないんですけれども、これは消費税が２％上がるで、いきなり上げるとちょっと軽自動車の売れ行きに影響があるから、今ある税金を１％下げて、差し引き１％ぐらいのやつで何とか需要の急激な落ち込みを、とりあえず１年ぐらいは避けようというふうなことをお国のほうが考えておると判断してええわけですか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、環境性能割につきましては、２種類の考え方があるというふうに思います。

１つは、先ほど申し上げた自動車取得税にかわる、車を取得することによるための税金の種類が１つということと、もう一つは文字でもわかるように、環境の性能によって課税区分が変わるということで、先ほども申しましたが、燃費基準の中でゼロから２％に設定をされておりまして、これも議員からご指摘がありました消費税導入時につきましては、需要変動の平準化の観点から、このゼロから２％の税率を１％分だけ軽減した税率で対応するという種類の税でございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、軽自動車税は、先ほど説明がありましたように、種別割という項目と環境性能割という項目から構成されるという話ですけれども、今現在、軽自動車を所有していて、亀山市から毎年毎年支払い通知が来ますね、この毎年かかってくる軽自動車税は、特に変化はなしと見てええわけですか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今、毎年かかってくる税のほうは、種別割という形で今までの軽自動車税にかわるものでございますので、この種別割につきましては税率変更はございませんので、前年度と一切変更はないということでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

そうすると、軽自動車を維持するために毎年かかってくる軽自動車税は変更なしと。結果的に言うと、一番最初に購入したときだけちょっと増税となると、そう判断してもええわけですか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

環境性能割につきましては、現行の自動車取得税の税率が今は２％でございますので、取得期間は限定されますが、環境性能割で自家用の場合は２％または１％の現行税率から１％分が軽減されることになりますので、逆に増税にはならないというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

それで、減免制度ですが、今までいろいろな減免があるんですけれども、新規に減免制度が今度設定された、そういうことはございますか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、新たに設定された減免制度につきましては、精神障がい者の方が運転免許を取得することが道路交通法のほうで可能となりました。これに伴いまして、軽自動車税におきましても、精神障がい者の方が運転する軽自動車税につきましても、減免の対象に加える改正を今回あわせて提案をさせていただいているところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

新しく減免制度がそういうふうに運転免許の取得の法律の変更に伴ってできるということですね。

それで次に、今でも年式の古い、要は初年度登録から１３年たった軽自動車は軽自動車税が２０％上乗せですわね、早く燃費基準のええ車にかえよという意味だと思いますが、この軽自動車税の年式の古い車の２０％上乗せという制度は、これも継続的に続くのかどうなりますか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今、議員がおっしゃられた１３年を経過した軽自動車に係る税率が２０％上乗せされる制度、重課、重い課税と書いて「じゅうか」と読みますが、この適用につきましては、令和元年１０月１日から現行の軽自動車税が環境性能割と種別割となりますことから、現行の軽自動車税としての重課はこの令和元年度で終了いたしますが、令和２年度分以降も新たに種別割に対して重課が適用されますので、引き続き重課の制度は継続されるものというふうに認識をしております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

年式の古い、排気ガスもたくさん出るとか、ガソリンの消費も多い車はできるだけ新しい効率のええ車にかえてくださいというふうな趣旨の税金だと思います。

それから、これも現行の制度で、それこそ何年の燃費基準とかというのに適合した排気ガスが少ない車のグリーン化特例という、これは逆に税金が安くなる、そういうふうな特例と思いますが、この取り扱いはどういうふうになりますか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

重課に対しまして、環境性能のいいグリーン化特例という制度でございますが、これにつきましては、重い課税から逆に軽い課税ということで、軽減になるということになっております。これにつきましては、軽自動車税の燃費性能に応じて取得の翌年度分のみ軽自動車税をその燃費基準に応じて２５％から７５％の間で軽減するグリーン化特例が令和元年度分までは適用されております。

今回の改正によりまして、消費税率の引き上げに際し、需要変動の平準化の観点から、この現行制度を２年間延長するもので、平成３１年４月１日から令和３年３月３１日までに登録を受けた軽自動車につきましては、軽自動車税についてグリーン化特例の適用年度を令和３年度分まで延長されることとなります。さらに、令和３年４月１日から令和５年３月３１日までに新規登録を受けた三輪以上の軽自動車につきましては、適用をこれはもう電気自動車のみに限った形で２年間延長し、適用年度を令和５年度までにするものでございます。

ちなみに、本市におきましては、本年度におきまして電気自動車での登録はないものでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

一番最後に説明を受けた、その令和３年４月１日から令和５年３月末までの話で、このグリーン化特例は、電気自動車のみが対象で、要は燃費基準がよくなっても、こういうふうなグリーン化特例からはもうガソリン車は適用されないというふうに判断すると。要はできるだけ電気自動車を買ってくださいということなんですけれども、その電気自動車を買うには１００ボルトの家庭用電源でもとれるのもあるし、そうじゃないのもあると思うんですけれども、今のところこの手の電気自動車というのは亀山市において余りないんですか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のとおり、令和３年からはこの電気自動車のみがグリーン化特例の対象となりまして、このグリーン化特例に該当する電気自動車につきましては、亀山市において登録はございません。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

このグリーン化特例に該当する電気自動車は、税金は７５％軽減と書いてありますが、これは亀山市においてないということと、そういった車が日本国において存在せんとか一般に市販されていないというわけじゃないんですよね。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

全国には当然ございます。たまたま亀山で登録がないということでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

軽自動車というのは、本当に使いやすくて、税金も安いということで、国民に広く支持されておるわけでございますけれども、以前のことを思うと税金もかなり上がってきました。そういうことですので、できるだけ軽自動車のメリットというものを損なうことのないように、国にもお願いしたいと思いますし、自動車メーカーからやかましい言うておると思いますけれども、一般に支持されている自動車というのはできるだけ維持しやすいように制度をつくっていただきたいと思います。

市税条例等の一部改正に関する質疑はこれにて終わります。

次に、報告第７号の放棄した私債権の報告について、このことに関して質疑を行います。

まず、この前いただきました私債権放棄調書、総括表ですね。これには、水道料金と医療センターの話が載っていますが、たしか市営住宅の放棄調書も前はあったと思うんですが、今回市営住宅がここに記載されていないということは、なかったというふうに判断してええわけですね。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

平成３０年度におきましては、条例に定めます放棄に至った案件は市営住宅使用料についてはなかったということでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

それでは、まず最初に、私債権を放棄するまでには、何段階か手続を踏んで、その結果として放棄をしておると思うんですけれども、その手続のあらましについてご説明をお願いします。

○議長（小坂直親君）

宮﨑上下水道部長。

○上下水道部長（宮﨑哲二君登壇）

水道料金の債権放棄までの手続についてご答弁申し上げます。

水道料金につきましては、使用した月の翌月が支払いであり、納期限を過ぎても納付のない場合、その納期限の約１５日後に督促状を送付します。督促後も納付がない場合には、催告状、停水予告状を送付しております。さらに納付がない場合は訪問徴収を行い、納付を催告しますが、それでも納付がない場合は給水停止を行うこととしております。訪問徴収の際は、債務者の家庭の状況などを聞き取り、分納により納付をしていただく場合もございます。このような段階的な手続を踏んでも、なお納付をしていただけない場合に給水停止を行っております。

給水停止をしても全額納付せず、無届けの転居などにより債務者の所在が不明となった場合や、使用中止届の後で転居先が不明となり徴収不能となった場合につきましては、亀山市私債権対策会議や亀山市滞納処分等判定委員会において審議した上で、徴収停止の決定を行うこととしております。その徴収停止から１年を経過した後、なお徴収することができない場合においては、亀山市私債権の管理に関する条例第８条第１項第５号に基づき債権を放棄しております。

○議長（小坂直親君）

古田地域医療部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

医療センターでは、未納の対策といたしまして、未収金徴収マニュアルを作成して、それに基づき未収金の徴収を行っております。受診され、窓口で医療費の自己負担分が支払えない方には、納付方法や支払い期限を記入した納付誓約書をまず提出いただいておるところでございます。納付誓約書の支払い期限から１カ月を経過しても納付がない場合には、督促状にかわります医療費のお知らせを郵送し、滞納額の周知と納付の督促を行っております。その後、合計３回医療費のお知らせを郵送し、それでも納付がない場合に、弁護士に対して未収金の回収を委託しておるところでございます。時効期間が経過したもののうち、債務者の死亡などにより債権の回収が極めて難しいと判断されるものについて、亀山市私債権対策会議と亀山市滞納処分等判定委員会での審議を経た上で、債権放棄をすることとしております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

水道料金で、この債務者という項目があるんですけど、ほぼ全員が所在不明ですね、先ほどの質問にもありましたが。こういうふうな債務者、所在不明だけで片づけられておるのも非常にイージーのような気もするんですけれども、こういった方はどういった方々が多くて、その傾向といいますかね、また追跡とか追っかけていっていただくとか、そういうことはどのぐらいやっておられるのか、ちょっとダブるかもしれませんが、ご説明をお願いします。

○議長（小坂直親君）

宮﨑部長。

○上下水道部長（宮﨑哲二君登壇）

水道料金につきましては、所在不明となった債務者の多くにつきましてはアパートなどの賃貸住宅に居住し、市外転出等で所在不明となった方が多い傾向にございます。また、今回の債権放棄のうち、亀山市に住民登録をせずに市内に居住し、転出等で行方がわからなくなった債務者は約６割となっております。一方、日本人、外国人別にしますと、外国人は約３割となっております。

その転出先の把握につきましては、退去時に転出先の住所・電話番号の聞き取りに努めており、住所が判明した場合につきましては督促・催告等を行っておりますが、転出先で再度転居された場合につきましては追跡が不可能となっております。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

医療センターでは、資産の状況等の調査などは行っておりませんので、納付相談の中から患者本人の状況や家庭環境などの聞き取りをさせていただいております。

滞納されている方は、やはり患者本人はもとより、患者の家族も含めて経済的なご事情による方が多いというふうに考えております。また、継続して医療センターを受診されている方で滞納がある方には、定期的に滞納額の督促を窓口でさせていただいておるところですけれども、少しの額でもお支払いいただくことが難しい現状でございます。

今回、債権放棄をさせていただいたのは２名の方で、お二人とも当院でお亡くなりになっており、身寄りがないか、相続人が所在不明となっている方でございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

それで、私いつも私債権放棄の書類が出てくるたびに思うんですが、やっぱり水道が多いんですよね、いろんな方が出たり入ったりするから当然と思いますが。

一番最初に、例えばアパートか個人住宅か知りませんけれども、水を供給するときに保証金をいただくといったような保証金制度といったものをとることは現実無理なのか。例えば、アパートの入居にせよ、何にせよ、大家さんというのがおられるし、不動産業者の方もおられるわけですから、そういった方にご協力願って、とりあえず保証金をいただくとか、そういうことはまるっきり日本中どこでもやったことがないというような制度なのかもしれませんし、そういうふうな預かり金とか保証金のようなことで少しでも損失を減らすというようなことは、やっぱり無理なんですかね。

実は、医療センターの場合は、私以前ちょっと時間外にかかったことがあったんですけれども、時間外は会計の窓口閉まっていますわね。診ていただいてありがたかったんですね。その帰り際に５，０００円預けていったんですよ。じゃあ次、後ほど窓口が開いておるときに精算して、余ったら返すし、足らんだら払うというようなことで、僕はそういうふうなお金を預けてきた覚えがあるんですけれども、医療センターではね。それによく似た手段というものを、水道のほうでもとることがまるっきりできないんですか。

○議長（小坂直親君）

宮﨑部長。

○上下水道部長（宮﨑哲二君登壇）

議員ご提案の保証金制度につきましては、例えば２カ月分の水道料金の概算額を給水開始時にお預かりし、給水中止後に最後の水道料金と精算するというような予納金制度を導入することは、条例に定めることによって可能でございます。

しかしながら、給水申し込みの際に預かり金を支払っていただくために、市の窓口へ来ていただくなどの手続が必要であり、お客様にご不便をかけることなどがありまして、その制度を導入しておりました市においても廃止している傾向にございます。さらに予納金の納付・返還等の事務が煩雑になり、予納金そのものが未納になったり、転出され、所在不明により予納金を還付できなくなるなどのリスクも考えられます。このようなことから、今のところ導入する考えはございません。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

確かにお金が余ったからいただいておきますというふうにいかんやろうし、返すなら返すでそれなりの手間もかかるのはようわかるんですよね。だけど、このままただ何もせんと放っておくと、以前と同じようにやっていくというのは僕もちょっとどうかと思うんですよね。

それで最後に聞きますが、この債権の発生日というのが短い人で一月ぐらいで、長い人で半年ぐらいですけれども、これを見ると、先ほど一番最初に手続のことを聞いたら、いろいろ催告とか、いろんな手続の段階を踏んでおるけど、段階を踏めば踏むほど時間がかかって、その間にだらだらと水を供給するようなことになっちゃうわけですよね。だから、ちょっとこれはもろもろの手続が多過ぎるんではないかと。催告をして、停水予告をして、あれしてこれしてというううちに二月、三月やらたってしまうんやから、そういうふうな気が私はするんですけれども、今の手続をもうちょっと簡略化して迅速に対応できる、早くいえば迅速に水をとめるというわけですわ。それはできないもんですかね。

○議長（小坂直親君）

宮﨑部長。

○上下水道部長（宮﨑哲二君登壇）

債権発生日が一月分とか半年間という、確かにあります。まずその説明からちょっとご説明させていただきます。

水道料金の１カ月分だけの滞納につきましては、水道料金は使用した月の翌月が支払いであることから、転出前最後の水道料金が転出後に徴収不能となったものが多くございます。一方、数カ月にわたる滞納につきましてですけれども、例えば、今議員おっしゃられました６カ月間、半年間のものにつきましては、使用開始から検針、納入通知、督促、催告、停水予告、給水停止と段階を追って滞納整理を進める中で、給水停止に至るまでは使用月から約６カ月の期間を要するためでございます。さらにもう少し長期間になる場合につきましては、給水停止後も全額納付せず、一部納付により停水解除と給水停止を何度か繰り返すことにより、滞納が長期化したものでございます。このように給水停止と解除を繰り返す中で、届け出せずに所在不明になったものが多くございます。

それとあと、その手続を早くできないのかということでございますけれども、１つとしては給水停止を早くできないのかというご質問かと思いますけれども、それにつきましては、水道料金の滞納の増加を防ぐことは重要でございますけれども、水といいますのは日常生活に欠かせないもので

あるため、そう簡単に給水停止をすることは難しいものと考えております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

いろいろと簡単にとめられないということはわからんこともないんですけれども、できるだけ簡略化できるとか合理化できるところはやっていただいて、少しでも私債権の放棄を減らす努力はやはりこれから継続的にやっていただきたいということを申し述べて、私の質疑を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

１２番　岡本公秀議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　１時５４分　休憩）

（午後　２時０４分　再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、９番　福沢美由紀議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

通告に従いまして質疑をさせていただきます。

１つ目の質疑ですが、議案第４３号亀山市税条例等の一部改正について。

先ほど岡本議員の質疑の中で、この改正の内容の一部、軽自動車について詳しくご説明をいただいたところですが、ほかにも多岐にわたってたくさんの改正がございますので、この内容について、特に市民生活に関連の深い部分について、改めてご説明を願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

９番　福沢議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回の改正で、主に市民の方に影響のある改正についてご説明をさせていただきます。

軽自動車税につきましては先ほどご説明をさせていただきましたので、それ以外の税目でご説明をさせていただきたいと存じます。

まず市民税関係の住宅借入金等特別控除につきましては、消費税率の引き上げに際し、需要変動の平準化の観点から住宅税制の支援策として、住宅ローン控除対象者が令和元年１０月１日から令和２年１２月３１日までの間に居住した場合、控除期間が現行の１０年から３年間延長され１３年間となり、令和１４年度分までの所得税の控除を受けられることとなります。これに伴い、所得税から控除し切れない額について、個人の市民税から控除する住宅借入金等特別税額控除の適用を所得税と同様に延長し、令和１５年度分までとするものでございます。

次に、同じく市民税関係の単身児童扶養者を非課税措置の対象に追加するものでございます。

単身児童扶養者とは、児童扶養手当の支給を受けている児童の父または母のうち、現に婚姻をしていない者、または配偶者の生死の明らかでない者をいい、子供の貧困に対応するため令和３年度以降の各年度分の個人市民税について、前年の合計所得金額が１３５万円以下である単身児童扶養者に対し、個人市民税を非課税とするものでございます。以上でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

住宅ローンの控除が延長されるということと、単身児童扶養者の非課税措置についてご説明をいただきました。特に単身児童扶養者、私たちはよくシングルマザーと言っていましたけど、今はお父さんも含めて単身で子供を扶養しているということで非課税措置。今までは、児童扶養手当は婚姻歴のあるなしにかかわらず児童扶養手当というのは受けられていたと思うんですけれども、この非課税措置というのが婚姻歴の有無によって今まで差別がされていたところが、新たにこの婚姻歴のない方についても対象者に追加するということだと思うんですけれども、非常に婚姻歴があるなしで、ほかにも税制で差別がまだまだありますので、これからどんどんと改正をしていっていただかなくちゃいけないところはあると思うんですけれども、前進だと思います。

それで、この亀山市の中では児童扶養手当はどれぐらい受けていらして、この対象になってくる方がどれぐらいなのか、ざっとした数でもいいので、ちょっと言っていなかったので、もしわかりましたらお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず児童扶養手当支給要件ということで、対象者につきましては２９２人と把握をさせていただいております。この２９２人の中で婚姻をしていない未婚のひとり親家庭の中で、なおかつこの方が１３５万円以下の非課税に該当するということについては、なかなかちょっと所得の把握は難しい状態ですが、推計でいきますと約１割ぐらいがこの中に該当してくるのではないかというふうに推察しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

１割の方、すごくありがたい、助かると思います。１割の方とはいえ、いい制度だと思います。

あともう一つ、ちょっとお伺いしたいのが、先ほど軽自動車税は割愛していただいたんですけれども、精神障がい者本人の運転の減免を追加するということがございました。これについてはどういう方が減免されるかということについて、わかる範囲で伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、道路交通法が改正をされまして、精神障がい者本人の方が運転をすることについて改正をされ、それに対して軽自動車税の本人運転に対する減免が行われるということでございます。その

対象でございますが、まず知的障がい、療育手帳の対象者につきましてはＡ１ですね、最重度とＡ２の重度が対象になりまして、精神障がい者、保健福祉手帳につきましては１級ということで、ともに重度の方が対象になってくると、そのように把握をいたしております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございます。

精神障がいで治療を受けていらっしゃる方は本当に近年たくさんいらっしゃるんですけれども、今お伺いすると、かなり重度の方ということで、またその方が本当に車を運転されるかどうかということに狭まってくると、かなり対象は少ないのかなということがわかりました。

それで、この改正の内容ですけれども、発端は消費税の増税に伴うというところの改正だったと思うんですけれども、消費税が増税することによって市の財政としてはマイナスになるというのは前議会での答弁もありましたけど、この条例の改正における市の財政への影響はどうなのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

市の財政への影響ということで、まず市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用の延長につきましては、所得税から控除し切れない場合の方にのみ個人市民税から控除するものでありまして、減収は見込まれますが、減収につきましては地方特例交付金により全額国費で補填をされるということになりますので、これに対する市の財政への影響はないものと考えております。

続きまして、単身児童扶養者を非課税措置の対象に追加することにつきましては、児童扶養手当の受給者には所得制限があること、また該当者本人の所得にも制限があり対象者も限られるということでございますので、大きな税収への影響はないものというふうに考えております。

また、軽自動車税につきましては、これは先ほど岡本議員にもご答弁いたしましたが、種別割につきましては税率は変更がありませんので、これも影響はありません。

なお、環境性能割につきましては、県が賦課徴収を行い、その一定額を市へ交付金として交付されることから、税率の引き下げに伴い、これは減収見込みとなりますが、この減収額につきましても地方特例交付金として全額補填されることになります。このようなことから、今回の改正によりまして大きく税収が減るという要素はないものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

大きい影響はないんだろうと。

ちょっと確認なんですけれども、その軽自動車税がかなりたくさんあって、時限的なものとか、いろんな時期的にもたくさんあったんですけれども、それがどんどん経年をしていっても少々の減収で済むだろうということでよかったんですか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回ご説明の中で、重課とグリーン化特例という２つの軽減と増税のことについてご説明をさせていただきましたが、重課は継続をされますが、グリーン化特例は、令和３年度以降は電気自動車のみの対象となりますことから、逆にグリーン化特例のほうで軽減をされておったものがなくなってまいりますので、市といたしましては、その分は増収になるというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

よくわかりました。

この消費税増税に伴う改正ということで、駆け込み需要を解消したり、反動減対策というか、余り買わないというようなことにつながらないようにということが、とっても大きい税条例の改正かなあと私は見たんですけれども、この消費税増税に対しては、今回自民党のマニフェストでも１０月に増税していくということが出されましたけれども、でも、やはりいろんな方から増税は本当に１００％あるのかどうかというと疑問な声も出ている中で、もし増税がなかった場合の対応がどうなるのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回の改正は、まさに１０月１日の消費税の増税に伴う需要の平準化をするための改正が主なものでございます。このため上位法である地方税法の改正に伴いまして、関連するものについては令和元年１０月１日に施行されることとなってまいります。したがいまして、万が一消費税の増税が中止または先送りになった場合の対応につきましては、国あるいは県から地方税法改正の通知等があることが想定されますので、私どもといたしましては国等の動向を十分注視し、適切な対応をとらせていただきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

このもともとの法が、この税条例を改正する根拠になっていると思うんですけれども、例えば子供の教育の無償化については、法が、その消費税が上がった場合ということでひもづけはされていないということを言われているんですけれども、だから消費税が上がろうが上がるまいが無償化はされていくんだろうということは思っているんですけれども、今回のこの税条例の根拠法についても、１０月からということは書いてあっても消費税がどうのという文言がないということでいいんですか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員おっしゃられますように、今のひもづけとおっしゃられましたが、消費税の上がり下がりに

伴って、この法が変わるという、そういった規定はございませんが、ただ、全ての改正において消費増税に伴う需要の平準化ということが改正の理由として上げられておりますので、その１０月１日の消費増税がなくなれば、そういった理由には該当してこなくなりますので、改正等があるないかはちょっとわかりませんが、そういったことが十分想定されますので、今後も国の動きを注視していきたいと、そのように考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございました。

それでは、次の議案に移りたいと思います。

議案第５０号令和元年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について。

この内容は、先ほど森議員がされた内容と全く一緒なんですけれども、違うことについて、アスベストやＰＣＢの検査をしていくという補正予算がたくさん出ております。この内容について追加で伺っていきたいなと思います。できるだけ重ならないように聞いていきたいなと思います。

まずそもそも論なんですけれども、アスベスト、ＰＣＢというものが、これだけ一生懸命検査をするということは非常に体に悪影響があるからだということだと思うんですけれども、どういう危険性があるのか、どういう影響があるのかということについて、まずお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川産業建設部参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

まず、アスベストにつきましてご答弁させていただきます。

まずアスベストでございますけれども、天然に採取される鉱物の一種でございまして、一般的に石綿と呼ばれている物質でございます。加工しやすく耐火性や断熱性にすぐれているために、断熱材や保温材として建築に多く使用されてまいりました。しかし、アスベストを吸入しますと健康被害を起こすことが判明いたしまして、現在はその使用が制限されているところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部産業建設部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

それでは、ＰＣＢのほうについてご答弁させていただきます。

ＰＣＢとは、水に極めて溶けにくく沸点が高いなど、物理的な性質を有する主に油状の物質でございます。一般的にＰＣＢによる中毒症状といたしましては、目やに、爪や口内粘膜の色素沈着、爪の変形などの症状が出ると報告されております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

アスベストもＰＣＢも非常に体に悪い影響を与えるということは意外と前から言われていたのに、ここに来てばたばたとたくさん検査の補正予算が出ていることにちょっと違和感を感じたんですけれども、なぜ今、こういう急にたくさんの検査をすることになっているのかということについて、

お伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

まずアスベストでございますけれども、アスベスト自体は昭和３０年から平成１８年度まで、主に建築資材の中に含まれているということで使用されておりました。過去から含有率（パーセント）のほうで多いやつは徐々に規制はされておりましたが、平成１８年度の０．１％を超えるやつの禁止については、その１８年度が最後になっているところでございます。

今回、予算のほうに計上させていただいたものにつきましては、一般的に言われている吹きつけのものではなくてセメント等で外壁等に塗装するときの塗剤の中に含まれているもので、一般的には飛散の可能性が非常に少ない材料でございまして、従来のものとは少し違っておりまして、規制の対象になっていなかったというところでございます。それの処理につきまして、平成２９年５月３０日付で環境省のほうから、アスベスト含有仕上げ塗剤が施工された建物を解体する場合でございますけれども、適切な措置を講ずるようにということで通知文書がされまして、それに伴って今回の調査となったというところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

それでは、ＰＣＢのほうについてご説明させていただきます。

ＰＣＢ廃棄物の処分事業者の受け入れ期限が、令和３年３月末が高濃度、低濃度でありますと令和９年３月末までに処分しなければならないことから、今回のＰＣＢ調査を今年度実施いたすものでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

それぞれ事情が違うみたいなんですけれども、これだけ危険性があって、今回、例えばＰＣＢですと廃棄物の処理が放っておいたら困難になってくるという事情がある中で、市が持っている施設、橋梁については、こうやってきちんと国からも予算がおりてされるわけですけれども、それだけでは市民の健康は守れないのではないかなという気がするんですけどね。特にアスベストなんかはどこにでもありますし、ＰＣＢも、一体こういうのがどこに存在するのかというのが私もちょっとイメージできないので教えていただきたいんですけれども、多分、一般どこかにはあるんじゃないかなと思うんですね。そういうことに対しては、どうされることになっているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

ＰＣＢでございますが、民間の電気機器に含有のおそれがあると伺っております。主に変圧器、コンデンサー、店舗用の蛍光灯などであり、これは三重県の環境部のほうから、各そういういうふ

うな思惑のあるところには通知が行っていると伺っております。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

アスベストでございますけれども、今回のアスベストにつきましては外壁とか軒裏のところに施されている塗剤に含まれているところでございます。ですから解体によってその廃棄物が出てまいりますので、廃棄物は廃棄物処理法という法律に基づきまして処理することになっておりますので、アスベストの場合は特別管理産業廃棄物というふうになりますので、それを取り扱う処分場のほうに運搬をいたしまして、埋め立て処理をするというのが一般的でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

一般に出回っているというか使われているものに対しても、県から何らかの指示が出ていてきちんとされているだろうというふうにお聞きしましたが、本当にきちんと全部処理されたのかどうかということを確認する責任が県にあるのでしょうけれども、ぜひとも市としても市民の健康被害を防ぐという意味では、ちょっと目を光らせていただきたいなということは思います。

今回、たくさんの費目にわたって補正予算が出ていますけれども、この増額の内容や、全額国費からということですけど、市の持ち出しは全然ないということでよかったですか。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

アスベストにつきましては、国の１０分の１０という負担ということになってございますので市費の負担はございません。今回の調査につきましては、そういうことでございます。

○議長（小坂直親君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

ＰＣＢのほうは、国の補助率が２分の１でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

調査に関してだけですが、アスベストは国が１０分の１０で、ＰＣＢについては国が２分の１のみなので、残りは市が負担しているということなんですね。もし、これが検査をされて何らかの処置をしなければならないということになったときの財源、財政はどうなるんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

アスベストにつきましては、現在、改修及び解体に要する費用につきましての国の補助メニューはございませんので、市の負担になるというところでございます。ただ、この問題は当市だけの問

題ではなくて全国的な課題であるというところはありまして、従前から補助制度の創設というところで東海市長会等を通じて国へ要望しているところでございます。今後も引き続き、さまざまな機会を通じて補助制度の創設を働きかけてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

ＰＣＢのほうも出た場合、工事にかかる場合は国の交付金をいただけるというふうに伺っておりますが、補助率についてはまだわかっておりませんので、今後注視しながら対応を図っていきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

確認ですけれども、アスベストは検査は１０分の１０だけれども、何らか処置をしなくてはいけないということになったときには１０分のゼロということですね。それで、ＰＣＢは検査は２分の１だけれども、何か必要な場合には何らかは来るだろうということは言われているけれども、それが幾らかわからない、どれだけの割合かわからないという状況だということですね。わかりました。

やはり先ほど、私ちょっと心配なのが、ＰＣＢなど県がやっているでしょうけれども、いろんな人の目で、やっぱりきちっとしっかりとやり切ることが大事だと思いますので、市のほうでも広報するなど、ぜひとも市民の健康被害をなくすためにも注意喚起をして、ぜひともやり切れるように、このアスベストについては壊すときにということですけれども、ＰＣＢ、塗料というのは、本当に川崎小学校のときにも大変何か議論しましたけれども、本当にわかりにくかったり、あとは、それをどうやって壊すときにするのかというのもいろんな方法があってということで大変難儀した覚えがあります。そういうことも含めて、ぜひとも市も一緒になってこの対応について、またこれから研究も広報もしていただきたいなと思います。

以上で終わります。

○議長（小坂直親君）

９番　福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

次に、１８番　櫻井清蔵議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、質疑に入らせてもらいたいと思います。

私ら議員も市民の皆さん方の信任を受けましてこの場におるんですけれども、市の職員の皆さん方も市民の生活向上のために日夜公僕として働いていただいていることについては感謝を申し上げたいんですけれども、今回、こういうような議案第４１号亀山市職員コンプライアンス条例の制定について、条例内容についてちょっとお教え願いたいと思います。

まず、先般配付されました総合政策部からの亀山市職員コンプライアンス条例の概要の構成図の資料を受けました。ここでそれぞれ聞かせていただきたいと思いますけれども、まず最初に、職員の行動指針、倫理保持及び法令遵守の原則ということがあって、中心の職員に矢印が出ていっておると。それからこの中で、公益通報活用の中で、不法行為等を行い、または行われそうな場合に不

正の予防、早期発見を行うと、これは一体どのようなことか、これが１点。

次に、働きかけ行為の防止に関することで、ここにあるんですけれども、不法行為等を強要する行為について、これを記録し、公表すること等によって抑止力を高めると。公表する手段、どのような手段を思っているのか。方法ですね。それで、コンプライアンス委員会（外部委員会）で、公正な立場で公益通報等に関する専門的な調査・審査を行うとここにあります。委員の選出については午前中に多くの方が質問されましたので、もうそれで結構です。

それで、真ん中の実効性を高める体制の構築と、コンプライアンス推進会議で迅速な対応を行うと。それで、迅速な対応ということは、通報があった翌日からなのかどうか。これが３点目。

コンプライアンスの監督者ですけど、任命権者のもとで職員に指導や助言などを行うと、この監督者が該当者やったら、これはどないするんですか。そうでしょう。監督すべき者がその該当者の場合、誰がこれをするのか。

最後に、この表には書き込みませんでしたけれども、下段のほうに、市職員は倫理保持及び法令遵守の原則にみずからの行動を厳しく律するだけでなく、他の職員の行動に対しても公益通報制度を活用し、不正行為等の防止及び早期発見に努めると。他の職員の行動に対するということは、相互監視方式なのか、俗に言う。隣の人を隣の者が見ると。昔の江戸時代での五人組というか、長屋五人組とか、戦時中には特高というのがあったんですけれども、特高ということはご存じじゃない方が見えるかと思う。特高に通報員がおって、その地域地域に、その通報者が特別警察のほうに通報すると。すると、特高が走ってそれを逮捕すると。それでいろんなことをすると。そういうような、これはどういうようなことを指すのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小坂直親君）

１８番　櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

櫻井議員からは５点ご質問をいただきましたので、随時お答えをさせていただきたいと思います。

まず、一番最初の公益通報の活用の中の早期発見についてのご質問でございますが、これにつきましては、公益通報というのは、通報された時点で既にもう事案が起こっておるという場合もございますし、または早期発見をすることによりましてこの事案を未然に防げるという、そういった側面もありますので、今回公益通報の強化という中で、窓口を複数化することにより早期発見ができる制度として再構築を行うということで上げさせていただいたところでございます。

続きまして、働きかけ行為の防止についての公表の手段ということでございますが、これにつきましてはさまざまな手段がございますが、例えばホームページでありますとか広報でありますとか、そういったものを活用して行っていくということが一つ考えられるのではないかというふうに思っております。

それと３点目でございますが、コンプライアンス推進会議の中で事案が推進会議に上がってきた場合、翌日すぐ対応するような体制であるべきだというようなご趣旨だというふうに思いますが、推進会議に上がってくるこの内容につきましては、非常に行政にとっても重要な内容でございます

ので、速やかな対応を心がけてまいりたいというふうに考えております。

それと、４番目のコンプライアンス監督者が該当者の場合ということで、あってはならないことだというふうに考えておりますが、そういう想定もないことはないというふうに思います。ただ、午前中にもご答弁申し上げましたように、コンプライアンス監督者は個々に配置をさせていただいておりますので、このコンプライアンス監督者が一つの組織ということではございませんので、このコンプライアンス監督者が他の通報をできる者はたくさんおりますので、該当者に通報がなされた場合には、これは機能はしないかもわかりませんが、他の監督者もたくさんおりますので、そういった対応が可能だというふうに考えております。

それと、最後、相互監視制度というふうなことでご質問をいただきましたが、決して今回の条例については職員間で監視を行うという趣旨で制定するものではございません。この条例で定めます職員の倫理保持及び法令遵守の原則にのっとって、職員が全体の奉仕者であることを自覚し、常に市民の立場に立って真摯に職務を遂行することを促すものでございます。

いずれにいたしましても、職員は公務員としての自覚を持って日々職務を遂行しておりますので、監視し合うような状況には至らないものと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、確かに公益通報、それから働きかけ、それからコンプライアンスの監督者、それについては納得しました。だけど、他の職員の行動に対してについては職員の監視体制ではないということですけれども、そうすると、この午前中にいろいろ四、五人の方が質問した中には、公益通報を行った職員については、身分、その情報を保護するというような答弁でしたわな。そうすると、誰もせんということですやんか、監視体制がないということは。それならこの文面は何を意味しているのかわからん。そうでしょう。相互の監督者においても、その監督者が該当やったらどうやと聞いたら、ほかにもようけおるで大丈夫だというような返事ですわな。

だけど、これは私はそもそも、そもそも論を言うたらあかんけれども、今、平成２０年６月１８日に時の総務財政部の法制執務室、人材育成室から亀山市法令遵守の推進に関する規程の整備について、これが決められました。その中で、一つの基準ができて、これに事細かに公益通報等に対する要綱とか、それにみんな書いてあります。そして、改めて平成２５年４月に「亀山市職員コンプライアンスハンドブック」というのが作成されたと。このハンドブックをずうっと見てくると、基本的にこれは、この参考として法律で日本国憲法の第１５条に、全て公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないと。それから地方公務員法、服務の根本基準、これは第３０条、全て職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げて、これに専念しなければならんと。それから３３条に信用失墜行為の禁止、それから３４条に秘密を守る義務、３５条に職務に専念する義務と。それからもう一つ、地方自治法第２条の１５に、地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は云々と書いてあると。この法律に基づいて、２５年にこのハンドブックが出ておると。これで十分やないですか。

昨年の不祥事は、さすがに私もそれは残念です。残念やけれども、ここに市長が記者会見に、各新聞社、中日、朝日、それから毎日、伊勢新聞、２９市町で初めての条例制定と大見え切ってやっておるんですけれども、これは必要ないと私は思う。午前中、この質問に対して、今の２０年の規程、それから２５年のコンプライアンスハンドブック、これを全部廃止すると、それで新たにつくるというようなことを言うていますけれども、相互監視方式やないと言うんやったら、何をもって公益通報制度という、この公益通報者というのは庁内ではゼロと見てもよろしいかな。そういうふうに判断してええのか。それだったらこの制度、条例は必要ないと思うけれども、いかがですかな。

これは提案者は市長ですから、市長に、なぜこういうような条例をつくられたのか、提案されたのか、一遍市長の思いを聞かせていただきたい。やはり市長というのは市職員、臨時、直属の方を含めて１，０００名の長ですよ。あなたが市の職員を信頼して全て任せて、そして外の物事について公僕である諸君はきっとやってくれるという信頼があれば、こういうような条例を提案するというふうに私は思わん。どんな思いでこんな条例制定をこの新聞に、この記者会見で私は初めてですよと、ここまでやらんならん。そんに、あなたはこういうような条例をつくって市の職員の皆さん方を私は締めつけやと思う。うかうか知り合いというか、こういうものに対して便宜を図るとは言いませんけれども、そういうことができやんようになると思う、安心して。今の規定、ハンドブックで私は十分やと思う。それを守らん者については、確かに国の懲罰処分指針とか倫理法で、その法律に基づく命令に違反した者は懲戒処分の基準がある、人事院にね。これに基づいて、最終的に解雇、注意、それから減給等々の処分が、これは亀山市独自じゃなしに、これは国の基準で人事院で決まっておるんですよ。それで十分できるんですよ。あえてこのような条例をつくる必要はないと思うけれども。

市長、なぜこれをつくろうとしたのかな。その真意が、私の周りの皆さん、あなたの市長の考え方を聞いていないもんで、私には聞かせていただきたい。私は、この条例は亀山市職員の市民に対する士気高揚に非常に悪い条例と私は見ておる。副市長、笑うておるな、君にも一応問題あんのやで。なぜこういうような条例を制定しないことには職員を統率できないのか。その真意は何やな、あなたの。それを一遍聞かせてください。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の条例制定に至った理由、また条例の制定理由は、今回ご提案をさせていただいておるここで明確に私どもの思いをお示しさせていただいておるところでございまして、きょうも朝から多くの議員の皆さんがご質問をいただきましたのでお答えをいたしますけれども、今回の条例の制定に至った理由でありますが、職員のコンプライアンスの推進について、より実効性ある環境や体制の整備を図って公正な職務遂行を確保することによって市民に信頼される市政を確立しようとするものでございます。

さらに、要綱や規程ではだめなんかというご質問でございましたけれども、これは議会の議決を伴います条例を制定することによりまして、市の内部だけではなくて市民の皆様に対しても、この不祥事等々を抑止していく、またはその防止の対策を徹底するという意味で、市としての強い姿勢を示そうとするものでございます。

また、今回の条例では従来の、今お示しをいただいておりますが、私どもの市の仕組みの中で初めて職員の倫理保持の原則について明確に規定をいたしまして、倫理的な組織風土の構築と職員の法令遵守に対する意識を高めることを目的とするものでございます。そのために職員の責務、任命権者の責務を規定いたしまして、新たに公益通報の窓口にもなるコンプライアンス監督者を設置するなど、現在の制度をしっかり見直して新たなこの推進体制を再構築していこうと、こういう思いで、昨年の不祥事以降、私どもはさまざまな現状を総点検しながら今日に至っておるところでございます。既に入札・契約にかかわる、例えば市職員の体制の問題で不適切な対応がありましたので、そういう入札・契約発注支援にかかわる私どもの仕組みとして、要綱の改定は昨年の１２月にさせていただいたところでありますけれども、今回の条例は昨年の事案以降、本当に私どもが市民の信頼をさらに得るための体制を、しっかりこの機会に襟を正して前へ進んでいこうという思いを込めて提案をさせていただいておるものでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、今の言い分だと、市の職員の皆さん方は先般の事件で、市民の人から信頼を損ねたから、市長としてその条例を制定して、職員をこの枠の中におさめようという考えなのかな。その確認。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

行政職員は、地方公務員としての当然高い倫理観と公平・公正な職務の遂行が求められておるところであります。今回の事件を受けまして、これは私自身もそうですが、全てのオール亀山市役所の職員が襟を正し、さらに信頼をかち得るような、その努力をしていこうと、こういう思いを込めて、いわゆる従来の仕組み、規程・要綱で運用しておりましたけれども、それをきっちりと条例化して明確に展開していこうという決意で提案をさせていただいたものでございます。今議員は、市長と、あるいは幹部職員と職員との信頼関係について、これはこの条例があろうがなかろうが、当然私どもはその全てのベースにある概念だというふうに思っておりますし、今回の公益通報制度が、今くしくも言われた相互監視制度であると、だからこういう仕組みは必要ないということでありますけれども、私どもとしては職員が公務員としての自覚をしっかり持って日々の職務を遂行してまいりますので、この監視し合うような状況には至らないものと考えておりますし、さらに亀山市のこの職員風土は、庁内の風土は、さらに熟成するように私どもは努力を重ねていく、その責務があろうというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

何を言うておるのかわからん。

それならちょっと山本部長、市の職員に宣誓書というのがありますな、入庁するときに。宣誓書、ここにあるんです。私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁

護することをかたく誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することをかたく誓います。〇〇年、氏名を書いて印鑑を押す。

体するということは、命令や考えなどを心にとどめて守るようにするということです。それで、これは地方公務員法にこのように決めてあるんです。亀山市職員の服務の宣誓に関する条例（平成１７年１月１１日条例第２９号）、趣旨、第１条、この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３１条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し必要な事項を定めるものとすると。職員の服務の宣誓、第２条、新たに職員となった者は、別紙様式による宣誓書に、今言いましたとおり、署名してからでなければその職務を行ってはならない。

第３条、この条例に定める者のほか、職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、任命権者が別に定めると、これが亀山市条例。

地方公務員法もちょっと読みます。

地方公務員法の第６節、服務。

服務の根本基準、第３０条、全て職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない。

服務の宣誓、第３１条、職員は、条例の定めるところにより服務の宣誓をしなければならない。

それから次、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、第３２条、職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

信用失墜行為の禁止、第３３条、職員は、その職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

それから秘密を守る義務、第３４条、職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

２に、法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者、退職者については、その退職した云々とあります。

３項には、前項の許可は、法律に特別の定めがある場合を除く外は拒むことができないと、これは地方自治法です。

このような法律で、この宣誓書を書いてみえるんですよ、職員の方は。そして、市民の公僕として、そして職務に励まれるわけですよ。これの宣誓書自体がこの条例に等しいんですよ。条例以上のものなんですよ。なのに、あなたはこの条例をつくりたいと。これは前年のあれだと。それはおかしいやないかな。もっと職員を信頼すれば、この条例をつくろうという気にもならん。あなたは、市民の信頼をかち得たいんだけど、そうすると、今あの事件で亀山市の職員は、皆、市民から信頼を受けてないからこの条例をこの議会に提案したのかな。改めて聞きたい。この条例の是非は、私はこの条例はつくる必要はないと思う。今読み上げた地方自治法、それから宣誓書の提出を、職員の方はこれをきちっと履行していただいておる中で公僕として市民のために働いていただいておる。なのに、この条例をつくるということは、本当にあなたは市の職員を信頼していないから、あなたがこういうような提案をしたと、私はそういうふうに理解させていただいてよろしいか。どうですか、もう一度聞きたい。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

地方公務員が公平・公正に全体の奉仕者としてその職務を遂行すると、そのために努力を重ねておるわけですし、そういう今、宣誓書に示すような法律に基づくその理念を胸に日々努力をしておるところであります。同時に、さまざまな行政対象暴力とか強要とか、いろんな有利・不利に働きかけも頂戴をするわけだろうというふうに拝察しますけれども、その上で、本当に不正な事案の発生が危惧されるような場合、その職員を本当に守る意味でも、あるいは組織全体の信頼をかち得る意味でも、その職員が通報しやすいような環境を整えるということによって、早期発見とか未然防止に努めていくという、このことも、もう一方大事な視点であろうというふうに認識をいたしております。

私どもとしましては、今宣誓書を読んでいただきましたけれども、まさに全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行することをかたく誓うと、入庁の折にこれで誓約をいただくわけでありますけれども、当然この宣誓は、専ら職員個人の良心と自覚によって担保されるものでございますけれども、公正な職務執行を確保するためには、個人の自覚のみならず組織全体の倫理的な風土であったり、先ほどのより実効性のある仕組み、環境、これをしっかり整えていくということが極めて大事だと、その両面が必要だろうというふうに考えておるところでございまして、そういう視点から、今回この条例の制定を提案させていただいておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

これは今の答弁を聞かせてもろうて、あなたが信頼する人間は少ないのやなという実感に、もうふつふつ思うた。人の行く道は、やっぱりいろいろあると思うんですけれども、あなたのやり方は、一つに、世の中のことに信賞必罰という言葉がある。ええことをしたら褒めましょう、悪いことをしたら罰しましょうと。だけど、あなたのやり方は一罰百戒や。一罰百戒というのは、１人の罪や過失を罰することによって、ほかの者の多くが同じような過失を罰を犯さないように戒めようとすると。その条例がこの条例なんですよ。こういうようなことをせんことには、この亀山市の職員の皆さん方の公務をどうのこうのという、それはない。もっとあなた自身が職員の最高責任者としての立場をきちっと自覚しておれば、こんな条例をつくる必要はない。私はこの条例というのは、亀山市は恥ずかしくてしようがないと私は思います。

これ以上言うておってもあれですけれども、決してこの条例をして、今の規程も要綱も全て廃止してほかのものをつくるというようなんですけれども、どういうようなものが出てくるのか一遍楽しみに待っておりますわ。後に総務委員会でもあなたにもう少し聞かせてもらいますので、総務委員会でしっかりとした答弁をお願いしたい。

残り１０分になりましたもんで次に移りたいと思いますけれども。

議案第５７号の新市まちづくり計画の変更について、内容変更について。

さきの３月の定例会の折に、公共等事業債というような名称で９億何がしの予算が繰越明許されました。私は、当初予算において、これは反対討論をさせてもらいました。賛成討論者に、この都

市マスタープランの統計によりますと、アンケート調査によりますと、４７．２％の方が亀山駅の利便性に丸をつけられたと。私は計算しました。１，２００人にアンケート調査をして、そして回答率が３５％、回答者数４２０名です。それに、亀山駅の利便性を図ってほしいということに４７．２でいくと１９８．２人です。亀山駅の利便性というのは、今の亀山駅の運行に対する利便性を図っていただきたいという意見もたくさんあったと。亀山駅周辺整備をやってくれという意見はこの中に含まれておるのかわからんけれども、もし含まれたら、亀山駅構内での汽車の利便を図っていただきたいというようなことも含めて４７．２％であるというふうに私は理解しておる。私の理解が間違うておるかわかりませんけれども。

それで今回、その新市まちづくり計画を変更されたと。議員各位の手元に合併特例債の活用状況、理事者側に渡しておりませんけれども、各項目で合併特例債の中で主要事業４事業、それに６９億４，２５０万の発行が済んでいます。それで、白川小学校、北東分署、し尿処理、学校施設等空調設備、それから関衛生センターの解体処理、関の山車会館、それに１３億、それが発行される。残り、駅前周辺整備事業に４億５，０００万、それから今回、図書館整備に９億６００万、トータル１３億５，７４０万の合併特例債が活用されておるように今回の議案上程となっております。

これはあくまでも３月定例会の答弁の取り消し等々があった中での、これは便宜上のまちづくり変更でないかと私は思う。合併特例債を使うために、ただ３行、１行足らずの字句の訂正のためのその変更であって、何も望んでいない。この都市マスタープランでいろんなアンケートをとっても、亀山駅周辺整備についてのアンケートを前に出しておる。その中で、ちょっと見させてもらうと、図書館整備事業に対するパーセントは４．２％、その亀山駅、このアンケート調査の中で。亀山駅の周辺のところに４．２％、公共施設、その他の充実、これですわ。問い１２、ＪＲ亀山駅周辺整備事業に対しては、期待するものは鉄道の利便性の向上が４７．２％と高い比率で、次に続く商業拠点の充実１９．３％、駐車場、駐輪場の充実１４．３％で、図書館は４．２％です。ついでに書いてあるのは。

だから、そういうふうに合併特例債を充当するために１３億の金を、９億の金を振りかえるためのこの予算編成だと。まちづくりの変更になっておる。これはあくまでもおかしい。だから、合併特例債というのは、確かに議員の皆様方の手元にある、確かに北東分署の建設、それからし尿処理場施設の長寿命化、これは市民生活に直結するものである。だけど、学校の空調化とか、それから環境センターの関の清掃センターの解体とか、それから山車会館、それから白川小学校の耐震化、まだほかの補助メニューもある。にもかかわらずこんなふうに使われておると。だけど、残り全額を、あと１３億をここに投入するというのは、明らかにこのまちづくりの変更ということについては、本当に３月の議会が一体何であったかと。公共事業等債の有利な財源にできる。確かにこれは残った合併特例債が財源、これは簡単ですよ。５月２８日に県に調整して補正をやったら、県はうんと言う、これは一番簡単な手法、汗をかかんでも県へ連絡したら、この合併特例債は何としても変更できたら、これは充当できる財源になる。起債なんですよ。市長は結局、庁舎建設のときに、庁舎をなぜ取りやめたというと、次世代に借金を残すと、それを避けたいから凍結したんやと。それが、もうこれで満額全て使い切るわけですやんか。あなたの言うておる市民全体のための最後の貴重な１０億のお金を、もっと幅広いまちづくりのための基本計画に変えて使うべきではないかと。今回の提案は非常におかしい、この議案はと私は思うけれども、市長の考え方を聞きたい。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

３月議会でもさまざまなご意見やご議論、それを受けて、私どもとしてはその後、速やかな対応を行って、今回このように変更のお願いをしておるものでございます。市町合併後の新市におきまして新市まちづくり計画を発展させました第１次亀山市総合計画が、ご案内のように市の最上位計画として策定をされまして、平成１９年度からその計画推進がスタートして以来、まちづくりの基本的な考え方や基本施策等については新市まちづくり計画から総合計画へと実質的な役割が引き継がれております。新市まちづくり計画は、これもご案内のように合併特例債の活用のための根拠計画としてのみ運用を行ってまいっておるところでございます。こうした中で関係法の改正による合併特例債の活用可能期限の延長が行われましたので、これに伴いまして合併特例債活用のための条件整備として、必要最小限の範囲において新市まちづくり計画の変更を行おうとするものでございます。

その変更内容は、これもご説明させていただいておりますが、まず第１点目といたしまして、本年度に終期を迎えます計画期間を５年間延長するものでございます。

２点目といたしまして、新たな図書館整備の財源として、これも今お話がありました、公共事業等債よりもより有利な合併特例債を活用するに当たって、図書館整備事業に関連する施策や事業を追加いたしたものでございます。

３点目といたしまして、新市まちづくり計画の計画期間の延長に伴いまして、当該計画における財政計画について、平成３１年２月に改定いたしました長期財政見通しとの整合を図ろうとするものでございます。いずれも３月の議会のご意見も踏まえて私どもは準備を重ねて、今回６月議会に提案をさせていただくものでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

何をごたごた言うんか知らんけどね。要するに合併特例債を活用するのに、そうすると駅前整備はまた別のメニューの起債があると思う。服部議員も言われたように、地権者の同意も得ていない、完成年度もまだ不明確、そこに１０億の金を放り込むと。それよりももっとすべきことがありますやろう。旧亀山市内の保育園、みんな見てきてくださいよ。あれを全部建てかえるのに、補助金と合併特例債を合わせてみんな建てかえられる、１０億あったら。そういうような考えはないかな。そして、若い世代が亀山市に住んでみようというのはあなたの施策やないかな。駅前に図書館をつくっても、誰が責任をとるのやと思う。まあしっかりやっておくんなはれ。終わり。

○議長（小坂直親君）

１８番　櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩します。

（午後　３時１４分　休憩）

（午後　３時２４分　再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、３番　森　英之議員。

○３番（森　英之君登壇）

森　英之でございます。

それでは、通告に従いまして議案質疑をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、議案第４１号亀山市職員コンプライアンス条例の制定についてというところでございます。

午前中からきょうも多数の議員の方から質疑がされておりましたので、私はそこを整理させていただき、それからそれを踏まえた質疑をさせていただきたいと思います。

まず公益通報という話が何度か出ておりました。公益通報というものは、一般的に報道等で耳にするのは内部告発というものであります。どっちかというと内部告発というのはよく耳にする、公益通報というのは余り市民の方は耳にしないのではないのかなあというふうに思いますが、個々の公益通報と内部告発の違いというものがあるのであれば、少しお考えといいますか、一般的な考え方で結構ですけれども聞かせていただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

３番　森　英之議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

公益通報と内部告発の違いということでご質問をいただいておりますが、公益通報と内部告発というのはよく似た性格のものであるというふうに考えております。その中で、公益通報につきましては、働く者が勤務先の違法行為などを適切な通報先に通報することであり、また内部告発につきましては、組織内の不正を外部の機関や報道機関に知らせるといった意味があろうかというふうに考えております。

なお、公益通報の制度につきましては、公益のための通報を行った働く方を保護するという、そういった観点もこの制度にはあると思いますし、内部告発については、その保護という観点が、この公益通報とは違いがあるというふうな認識を持っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

近年、いろんな報道で、その内部告発による不祥事のそこの告発等が取り上げたりしていると思います。したがいまして、公益通報におきましても午前中の市長の答弁もありましたが、公の利益を損なうようなものがあってはいけないということの中で公益通報というものが有用に使われる、そのような目的もあって、消費者庁のホームページでもその概要がうたわれております。

また、この公益通報をしたことを理由として公益通報者の解雇の無効等、並びに公益通報に関し事業者並びに行政機関がとるべき措置を定めることにより公益通報者の保護を図るというふうに明記をされております。そういった意味でも公益通報というのは守られているということはうたわれているんですが、実態としまして、なかなか不利益な人事であったりとか扱いを受けるんじゃないかというおそれもあって、今までなかなかそういう実態として公益通報が今はなかったということ

ではないのかなあというふうに思っています。

したがいまして、公益通報を、あってはならないんですが、その公益通報という役割を十分使えるといいますか、それができるような環境をつくっていくことは大事かなというふうに思っています。その中でも議論がありましたが、これは各職場の信頼関係がなければこれはできないということになってくるかと思いますので、そこも信頼関係の構築という意味では非常に大切なことになってくるのかなあというふうに思っています。

加えてもう一つ、実効性を高める２つの制度という中で、もう一つ、働きかけ行為の防止というものが掲げられております。この働きかけ行為というのは、具体的なものとしてどういうものを想定されているのか、あれば教えていただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

働きかけ行為の具体的なものにつきましては、職員に対しまして入札・契約、許認可、事業採択、人事採用、その他の職務に関して正当な理由なく公正・正当な職務の遂行を妨げる行為、その中には暴力的な行為であったり脅迫・恫喝なども含むものというふうに解されております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

そういったものが想定されている中で記録にとどめて、これをとどめることによってコンプライアンス委員会、あるいはコンプライアンス推進会議の中で議論をして、その職員のそういった不祥事を防いでいこうということになろうかというふうに思っていますが、こちらのもう一つ聞かせていただきたいのは、このコンプライアンス委員会の、こちらのたしか１８条で、そこの委員の弁償についても明記をされるということになっているかと思います。こちらは今まで過去に複数回開催されているということはありますが、今まで弁償等は費用は発生しているのか、あるいはそれがなかったので今回改めて明記をされているのかということをお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

規程で設けられておりましたコンプライアンス委員会につきましては、これは条例で定める執行機関の附属機関には該当いたしませんので、今までの支払いについては報償費で支払いをしておりました。ですので、平成３０年度におきましても報償費の予算は上げさせていただいております。それが今回条例をお認めいただきますと、これは地方自治法に基づく執行機関の附属機関に該当いたしますので、これは亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に該当いたしますので、今回附則で、この報酬の日額を７，１００円と改めさせていただきましたが、規程に基づく報償費も、実は同額の７，１００円ということで金額に変わりはございませんが、予算の区分が変わりますので、今回、委員会におきましても予算の区分を変えた形で、報酬という形での位置づけで今提案をさせていただいておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

続いて、そうしましたら、この委員会、あるいは推進会議、これの目的、あるいは組織等は、きょうの午前中、これまでの質疑の中で明らかにされてきておりますけれども、このそれぞれの会議、あるいは委員会の中身、これがいわゆる議事録としてきちっと残るのか、これは公開じゃないということで事前の資料でいただいておりますけれども、その議事録はきちっと残るのかということを確認させていただきます。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

亀山市コンプライアンス推進会議におきましても、亀山市コンプライアンス委員会におきましても、コンプライアンスに対する重要な審議・調査を行いますので、その議論をしていただきました内容につきましては議事録としてとどめさせていただきたいというふうに考えておりますし、これまでもそのような形をとっておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

ということであれば、すなわちこの議事録の開示等は、その辺で開示は可能ということで改めて確認させていただきますが、よろしいでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

情報公開の開示内容につきましては、情報公開条例の中で開示をする部分と一部開示をする部分と非開示が決まっておりますので、今回の委員会の中で議論した内容によって情報公開条例の中でそれは定められますので、開示ができる部分と非開示の部分は混在するものというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

すなわちそれだけ公開できるもの、できないものがあるという中で、非常に神経質なものになるということは間違いないのかなあというふうにわかるということかと思います。

昨年の１０月２５日の残念な案件も、私が思うには、非常に優秀な一つの事業等に精通した方ということをお聞きしておりますけれども、その方が裁量が非常に認められた、あるいは技術が高かったということの中で権限が集中したということもあって、あのようなことが起きたのではないのかなあというふうに、私はこれまでの議論なんかを含めて推察するところではありますが、それを踏まえて、やはりこの条例の制定とともに、例えばそのような技術的に精通した方とか、ある程度権限がある方に関しましては、やはり長期的にそのような１つの箇所にとどまるということが果たしていいものかどうかと。それは職種だったりとかというものが限られていることはあると思いま

すが、そのような観点からも、やはり人事というところが非常に大事なことになってくるのではないのかなあというふうに思っています。したがって、この人事の役割といいますか、そこの考え方といいますか、それがあればお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回の不祥事の検証につきましては、午前中もご答弁申し上げましたが、職員の倫理観の不足でありましたり、私どもの補助金交付規則の民間団体への支援者に対する指示が不明確であったり、そういったことが要因として上げられるというふうにはご答弁をさせていただいたところでございますが、今回該当した職員は、確かに文化財のエキスパートということで長期の配置を行ってきたところでございますが、文化財行政を進めるに当たりましては、やはりそういった専門職というか、長期にその職場にとどまり経験を積んでいくという視点も非常に大事な視点であろうというふうに考えておりますので、私どもといたしましては、単に人事が長かったからこういった事件が起こったというふうなことを考えておるのではなくて、今申し上げた３点のことが要因として起こったものということでございますので、議員のご指摘もしっかり受けとめさせていただきますが、文化財行政の専門性というものも考えると、やはり長期の人事配置というのもやむなしというところもあろうかというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

その専門性というところの中では、やはりその方のスキルであったりとか、その時点でのバランスだと思うんですね。その一定の方が集中したような権限を持たないようにするための倫理の醸成といいますか、そういうことに関しては非常に重要になってくるので、それを踏まえた今回の条例の制定かというふうに認識はしております。したがいまして、昨年の不祥事を受けてということになりますが、市民の方が改めて皆さんに倫理観だけで真摯に業務を進めるという、そのことだけでいくと、なかなかわかりにくいということもありますので、今回条例の制定をされるというふうに至ったわけなので、やはり市民の方にも改めて二度とそういうことがないようにというふうなことの中で条例を制定するという意味があると思いますので、それを踏まえて皆さんにその意味を理解していただくということが大事かと思いますので、その辺を踏まえて職員の方に改めて徹底をしていただきたいなというふうに思います。

続いての質問に移らせていただきます。

続いての質問ですが、議案第５０号令和元年度亀山市一般会計補正予算（第２号）についてということで、これは午前中も森　美和子議員等からもあった質問でございます。アスベスト、あるいはＰＣＢの対応ということの中身でございます。

アスベストとＰＣＢ、この２つともに今の段階で直ちに影響のあるものではなくて、今安定した状態であるので、それを例えば撤去する、あるいは工事をするときに出る可能性があるということを踏まえての測定ということかと思うんですが、もう一度改めて、直ちに健康を害するような状況はない、その目的について、測定についての目的について、もう一度改めてお示しいただけますで

しょうか。アスベスト、ＰＣＢ、両方ともお願いいたします。

○議長（小坂直親君）

草川産業建設部参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

まずアスベストでございます。アスベスト含有調査の目的でございますが、平成２９年５月３０日付で環境省のほうから、アスベスト含有仕上げ塗材が施工された建築物を解体する際には適切な措置を講ずる必要がある旨の通知がなされております。それを踏まえまして、アスベスト含有仕上げ塗材が施工されていた場合は今後の施設の改修や解体工事において飛散防止のための工法や防護対策などが必要となります。そのことから、アスベスト含有仕上げ塗材が施工されているか否かの確認をするための調査を今回行うものでございます。

○議長（小坂直親君）

服部産業建設部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

それでは、ＰＣＢについてお答えさせていただきます。

国からのＰＣＢが含有塗膜の可能性がある道路施設の鋼製橋梁への調査依頼の通知が平成３０年の１１月にございました。その目的は、ＰＣＢ廃棄物の処分事業所の受け入れの期限が決まったためということでございまして、今回ＰＣＢ調査費を計上させていただいたものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

先ほどアスベストの件でご答弁いただきましたけど、２９年の通知でよろしかったですね。先ほどの福沢美由紀議員の中でも少し触れられておりましたが、昨年完了しました川崎小学校の改築、その改築も、私が改選前でございますが、工期が非常に大分変わってきてしまったというようなことを聞いております。それの通知を受けての工期の変更を余儀なくされたということでよろしかったでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

川崎小学校の対応につきましては、この平成２９年５月３０日の通知に基づきまして対応したというところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

もう一つ、ＰＣＢについてですが、こちらは測定して含有されていることがということであれば速やかにということが言われておりましたが、特に橋梁に関しては長寿命化計画があったと思いますが、この件について何か大きな影響があるのかどうか、そこを聞かせていただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

長寿命化修繕計画の影響ということでございますが、長寿命化修繕計画は５年に一遍の点検というのが昨年度終了しておりまして、また今年度、さらに新しく長寿命化修繕計画をつくる予定でございます。しかしながら、今回急にこのような調査もできまして、もし見つかった場合なんですけど、速やかな対応をとっていくということでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

そのような場合には、長寿命化計画にとらわれず速やかに対応するということで理解させていただきました。

アスベスト、ＰＣＢともに健康に影響するというものでございますので、国の指針に沿って速やかに進めていただくようにお願いしたいと思います。

それでは、最後に議案第５７号新市まちづくり計画の変更についてということで質問させていただきたいと思います。

こちらの新市まちづくり計画の変更についてということにつきましては、先ほども議論されておりました合併特例債の活用ということがございます。そもそも合併特例債というものがどのようなものなのか、間もなく亀山市は関町と合併をして１５年を迎えます。ここへ来て、この合併特例債、合併という文字が出てきますけれども、その合併特例債というものは何なのかというところが市民の方は特に何かなというふうに思われる方が多いかと思います。この合併特例債についてご説明いただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

合併特例債は、旧市町村の合併の特例に関する法律に基づき、市町村合併に伴う市町村建設計画において合併後の市町村の一体性の速やかな確立や、均衡ある発展に資するために行われる公共的施設の整備事業等への財源措置として創設されたものでございます。旧亀山市、旧関町の合併に伴う旧合併特例法に基づく市町村建設計画は現在の新市まちづくり計画となりますことから、この計画に位置づけられた事業が合併特例債の対象事業となります。

また、合併特例債は制度創設時、合併年度及び、これに続く１０年間が活用期限でございましたが、平成２４年の関係法の改正により活用可能期限が５年延長されたところでございます。この法改正を受け、本市といたしましても平成２６年１２月に新市まちづくり計画を変更し、計画期間の５年延長と合併特例債の活用のための施策事業を追加させていただいたところでございます。

その後、平成２８年、熊本地震等の相次ぐ大規模災害や全国的な建設需要の増大により、昨年４月の法改正では合併特例債の活用期限をさらに５年延長されたところでございます。このことによりまして、令和６年度までが合併特例債の活用可能期限ということになります。この法改正を受け、本市といたしましては今後の財政運営上の重要な財源である合併特例債を有効に活用するに当たり、今回合併特例債の活用のための条件整備として、その根拠となる新市まちづくり計画の計画期間の

５年延長と新図書館整備に係る施策等の追加を行うものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

こちらは総務省のほうから通知がされているものになります。市町村合併の特例事業ということで、合併後の市町村事業ということで通知がされているものを抜粋させていただきました。対象事業としましては、先ほどご説明いただきましたが、アとして、市町村計画に基づく特に必要な事業というふうになされています。これが今回、新市まちづくり計画の中で図書館事業ということが盛り込まれるというふうな提案をされているところであると思います。したがいまして、この市町村建設計画に基づく特に必要な事業ということでございますので、また先ほど説明いただきましたとおり合併に資する事業ということになってございますので、それを踏まえて公共性の高い図書館事業ということであれば、市民の皆さんが利用するに当たって公共的なものがさらに大きくなるように、これから策定等も進めていく必要があるのではないかというふうに思っています。

図書館というものは、これは生涯教育の一環であると思います。学習というものは生涯を通じて行っていくものであると思いますので、その図書館の持つ意味も含めて、この計画につきましてはしっかり市民の方に説明いただいて、完成した暁には皆さんに使っていただくような、そういう計画を進めていっていただきたいというふうに思っています。

それから、この資料の中で財政計画の修正というのもございます。この亀山市長期財政見通しというところの整合を図るというふうにございますが、具体的にはどのような形をとるのかということをもう一度ご答弁いただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合　浩君登壇）

新市まちづくり計画には財政計画を添付するということになっておりまして、３１年２月に市が策定しました長期財政見通し、その数値を添付しております。その数値に合わせております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

合併特例債というものは、ここにパネルにもございますとおり、この充当率が事業に対する９５％充当できるということと、それから元利償還金の７０％に相当する額については普通交付税の基準財政需要額に算入するとあります。したがって、有利な起債、地方債であるということは理解できます。ただし、これは潤沢にあるものではなくて、当然一般財源の充当というところは有利になりますけれども、その市政の財政の運営をつかさどる中では、この交付税の使い道というところがまた限定されてくるわけですので、また今後の事業運営ということでは、非常にお金の使い道といいますか、この亀山市の駅前だけに使うのではなくて、これからの普通交付税の充当の仕方というのも重要になってくるのではないかなというように思います。

今後の市政の運営といいますか、その考えについて、最後、市長、ちょっと考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

合併特例債が有利な財源であるということについては、今議員ご指摘いただいたとおりでございますし、亀山市が総合計画に位置づけをします。これはさまざまな事業が計画に基づいて動いておるところでございます。そして、財政運営も長期で、しっかり展望や償還だとか、本当に経常経費と、その政策的な経費をしっかり見きわめて事業を選択して入れていかなくてはならんというふうに思っております。

そういう中で、この図書館整備を含みます駅前の整備事業につきまして、これは総合計画の重点戦略の事業として位置づけて、これを積み上げてきております。それ以外にも先ほどの、例えば教育施設であるとか保育園であるとか、そのようなハード事業が今後も必要であろうと思っておりますが、やはり全体の中で、どの事業に、どのように、どのタイミングでそれを使っていくのか、他の有利な財源との絡みもありますので、私どもは現時点でそれらを総合的に判断する中で、この図書館の事業に、この残りの約１０億の残の特例債を活用することが当然一番有利で、今後の他の施策への、その有利な分が他の施策に財源として展開できますので、そのことを考えますときに、それが一番ベストであろうというふうに認識をいたしておるところであります。

いずれにいたしましても市の一般財源がその中でどこまで投入されるのか、市の持ち出しがいかに少なく、より多くの事業を効果的に展開できるか、このことが大変重要でございますので、当然この合併特例債の活用、それから他の事業との総合的な整合性をしっかり見きわめて、展開を今後におきましてもしてまいりたいというふうに考えておりますし、今回その中でこのような考え方で臨んでいくということで考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

先ほど私も触れさせていただきましたけれども、予算を含めて潤沢にあるわけではありませんので、やはりお金の使い道といいますか、そこはいろんな総合的な判断といいますか、それが必要になってくると思いますので、その都度、有利な起債であったりとかいうのも含めて見きわめていただいて、市民の皆さんに真摯に説明いただいて、市政の運営を図っていただきたいというふうにお願いして終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

３番　森　英之議員の質疑は終わりました。

次に、１番　草川卓也議員。

○１番（草川卓也君登壇）

草川卓也でございます。

それでは、通告に従いまして議案質疑を行います。

まず、議案第４１号亀山市職員コンプライアンス条例の制定についてでございます。

これまでかなり詳細に質疑が重ねられてまいりましたので、少し異なる観点から私のほうでも質疑を行いたいと思います。少し前置きが長くなります。

条例の名称と目的についてでございます。

まず、この条例の名称と、その目的の記載から読み取りますと、この条例は対象や内容が非常に限定的であるなと感じております。これまでの質疑にもありましたように、規程、要綱に加えまして、今回あえてこういった条例を制定するということでありますので、より発展的内容にできたのではないかと。主にはもう少し市民目線を加えて、また市民に関する規定というものを盛り込んでもよかったのではないかという、そういった観点から質疑を行いたいと思います。

この名称で職員と主な対象を限定しまして、また目的も職員のコンプライアンスを推進するための環境及び体制の整備を図りとありますように、この条例は、主には内部規定、職員がコンプライアンスを守るための環境整備と体制づくりにとどまっております。一方で、この条例を制定するきっかけとなった不祥事は、全市民に対して大きな衝撃を与えました。それだけに、この条例が市民目線、市民のための条例になっているかという着眼点、これもまた必要であると考えます。

そこで、次にある２つの疑問点を提示した上で内容を確認させていただきたいと思います。

まず１つ目でございますが、新規でこの条例に記載されたといいます、この職員が保持すべき倫理、その具体的な内容に関する規定がされていないということ、そして２つ目は、市民とともに民主的な市政運営を実現するといったような理念、市民とともにという理念がないということ、以上２点であります。

まず１つ目の職員が保持すべき倫理、その具体的な内容に関する内容が規定されていないということについてでございますが、第２条に規定されておりますコンプライアンスの定義のところで倫理保持という言葉が確かに出てまいりますが、その職員としての倫理というものは何か、その具体的な内容というものは条例全体を見ても明確には規定されておりません。

昨年、現実として起きてしまった不祥事でありますが、その再発防止のために職員の意識啓発のために環境整備、体制づくりを条例として改めて制定するのは確かに必要なことであります。しかし、この事件を受けて市民目線から見た懸念というものは、むしろ環境整備や体制の不備よりも、職員の心構えであったり倫理観はどうなっているのか、法律を守れない職員がいたと、しかも局長クラスで逮捕者が出た、職員の質の問題ではないかといった、こういった市民が抱きかねない不信感であったり、職員の倫理観、心構えの問題、市民にとって関心の高いのはここではないかと考えております。

誤解のないように申し上げますが、私は日々職員の皆さんと接しておりまして、ほとんどの職員はそうではないということは知っております。職員の皆さんは大変優秀でありますし、私も心から信頼しておりますし、コンプライアンスも日ごろから徹底されております。しかし、先ほど述べたような市民目線の懸念をさらに発展させ、先日、ある市民の方から次のような意見をいただきました。そもそも日常業務においても、一部の職員の方は市民に対する対応が悪いと。一部の職員が日ごろから奉仕者としての自覚を持っていないからあのような事件を起こしてしまうのではないかと、このような厳しい意見をいただくことも少なくありません。

そこで、例えばほかの市ですと、コンプライアンス条例、同じようなコンプライアンス条例におきまして、基本的心構えといった項目で次のように規定されております。

１つ、職員は全体の奉仕者であることを深く自覚し、市民から信頼される職員となるように、不断に公務員としての質の向上に努めるとともに、常に公共の利益の増進を目指して公正な職務の遂

行に当たらなければならない。

１つ、職員は職務の遂行に当たっては、市政が市民の信託によるものであるということを認識し、法令遵守の姿勢のもと、市民に対して業務についての十分な説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

１つ、職員は提供することにより公正な職務の遂行を損なうおそれのある情報、または公正な市政の運営に不当な影響を及ぼすおそれのある情報を除き、積極的に情報を提供しなければならない。

このような内容はコンプライアンス以前の問題とも考えられますが、根本的な職員としての心構えを今回規定せずにコンプライアンス厳守のための環境・体制を条文化したところで、しかも罰則規定のない理念条例に近い内容の条例ですし、絵に描いた餅になるのではないかと危惧します。職員の倫理保持に不信感を持った市民は納得しないのではないでしょうか。目的に記載されている公正な職務の遂行を確保することにより、透明で市民に信頼される市政を確立する、そのための大前提として、職員の基本的な心構えという項目、これを規定するという考えがなかったのか、検討はされなかったのか、またそういった認識をお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

１番　草川卓也議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

本条例では職員の基本的な心構えにつきましては、第３条において職員の倫理保持及び法令遵守の原則として規定をしております。この第３条第１項では、全体の奉仕者であることを自覚し、常に市民の立場に立って真摯に職務を遂行しなければならないこと、第２項においては職務や地位を私的な利益に利用してはならないこと、第３項においては職務上知り得た秘密の適正な管理をしなければならないことを規定しております。

さらに、第４項では法令を遵守し、働きかけ行為に対し毅然とした対応をすること、第５項では行政の透明化の推進と説明責任を果たすことにより、市民の理解と協力を得られるよう努めることといたしております。

このように、条例第３条の各項において職員の心構えを明確に規定しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

もう少し踏み込んで、そしてまた項目としてもわかりやすく市民の方に示すためにも規定をしていただければよかったかなと思いますが、そういった内容も記載されているということでございますので、今後ともこの条例の運用、職員の皆様の心構え、そういったところにぜひ期待したいなと思っております。

次に、２つ目に上げさせていただきました、市民とともに民主的な市政運営を実現するという理念、そういった理念がないということに関してでございますが、他市町の制定されている同じような趣旨の条例を見ますと、名称で職員と限定していないものがあり、目的も、市民とともに公正かつ民主的な市政の運営に資することとされているものがございます。本条例と先ほど述べたようなほかの市の条例との違いに関して、どのような認識でおりますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回ご提案をしているコンプライアンス条例は、全国的に見ましてもさまざまな形態があると考えております。例えば本市のように職員を中心としたものや、ご指摘の市民の方々に役割や責任を課して進めていくもの、また職員倫理や法令遵守を分けて制定しているもの、種々多様でございます。

本市におきましては、今回条例案を作成するに当たり最も議論したところは、市民の方々に役割、責務を課していくのか、市民の方々を巻き込んだ形でコンプライアンス条例を作成するのかといったところでございました。結論といたしましては、まず市内部のコンプライアンスをしっかりと固めた上で次なるステップへ進んでいくという、そういった考え方の中で整理をさせていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

また次なるステップという言葉がございました。この条例、あくまで職員の責務というところを中心に規定されていらっしゃいますが、一方で、目的に市民とともにと明記している他市の条例の中では、市民等の責務であったり、また事業者等の責務といったところに関しても規定されております。この条例が制定されるきっかけとなったであろう昨年の不祥事に関しては、この事業者等に当たるであろう方と、また市職員の間で交わされた行為というものが問題となりました。であれば、より発展的な条例として、そのような事業者を含めた全ての市民とともに職員の公正な職務の遂行を確保した上で、市民等の責務や事業者等の責務も明記して、市民とともに、より公正で民主的な市政の運営を目指すといった、そういう条例にしていくのが適切であると考えますが、次なるステップというのはこういった認識でよろしかったでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、市内部のコンプライアンスをしっかりと固めた上でということを申し上げましたが、まず市内部のコンプライアンスをしっかり定めた上で次なるステップというのは、まさに今議員おっしゃられた、次は市民の方々とともにいろんなものを進めていくという、まちづくり基本条例の考え方でもあると思いますが、まずコンプライアンスにおきましては、今回内部の中の職員を限定して定めておりますので、今議員おっしゃられたような考え方でいいかというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

では、次に移ります。

実効性を担保するために必要な措置についてでございます。

公益通報者を保護するための罰則規定について、以前の質疑でもありましたので、私からは働き

かけ行為に関する規定について確認をさせていただきます。

第１３条に、働きかけ行為を行った者に対し必要な措置を講ずる。また、市長は必要があると認めるときは、当該働きかけ行為を行った者の氏名、講じた措置の内容、その他の必要な事項を公表することができるとありますが、この部分に関しましては、本条例で職員以外の市民に対する措置として数少ない規定であるかなと考えております。他市の条例では公表にとどまらず、またより踏み込んだ罰則的な措置というものを明記しているところもありますが、今回、この働きかけ行為の防止として、抑止力として、公表という手法で働きかけ行為は防げるという認識でこういった表記を入れたということでよろしかったでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

確かに公表という形も実効性を担保できる一つの方法だと思いますが、今回罰則を科さなかったという点につきましては、例えば働きかけ行為に対しましては、事業者の入札などにおける不正行為は、刑法の競売入札妨害罪など他の法令で規制されております。また、不正または不誠実な行為や暴力的な行為などにより契約相手方として不適当と認められる場合は、本市では建設工事等に係る資格停止等措置要綱による指名停止措置を行うなど、本条例で罰を科さなくとも他の法令により厳しく対応できるということで、今回罰則は設けていないというところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

それでは、次の公益通報の濫用防止に関してでございます。

公益通報者が、いわゆる不利益をこうむらないようにすると。公益通報を行えないような状況をつくらない、そのために公益通報者を保護するというのは、この条例の大きな役目の、目的の一つだと理解しております。一方で、第９条には、あえて職員等はこの制度を濫用してはならないという記載がされております。あえてこの記載を入れたということは、亀山市ではないのかもしれませんが、他市町に、または行政機関全般において、こういった公益通報が濫用されたという事例があるということでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

他市の状況まで具体的に把握はしておりませんが、本市におきましては公益通報自体がございませんので、濫用ということについては考えられないということでございます。

しかしながら、この条例を制定させていただきまして、こういった公益通報の考え方というのが浸透してくれば、そういった懸念も生じてくるということも考えられますので、あえて濫用防止の項も設けさせていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

それで、またそうやって今後、もし仮に公益通報の濫用というものが行われた場合に、そういった場合、この規定のみで対応できるのか、またそれに追加してどのような対応が必要であると考えますか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今後、制度が定着をいたしまして公益通報が浸透してきた場合は、当然職員の心構えとして濫用しないという意識づけは必要になってくると考えております。

また、濫用の防止対応といたしましては、職員が真に公益通報の重要性を認識することでありまして、適宜意識づけ等の研修や、さらなる制度の周知が必要であるというふうに認識をいたしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

ぜひ、この条例が制定されたとして、それで終わりではなく、引き続き職員の皆様のコンプライアンスの徹底というところに関して必要な措置というものを追加で講じていっていただきたいなと、そのように感じております。

それでは、次に移りたいと思います。

議案第４３号亀山市税条例等の一部改正についてでございます。

こちらに関しても、既にお二人が質疑をされまして、市民生活に直結するところに関しては、かなり網羅されたと感じておりますので、重ならない部分を少し確認させていただきたいと思います。

市民税関係でございます。第１条関係、寄附金税額控除にかかわるふるさと納税に関してでございますが、こちらにふるさと納税の対象を総務大臣が指定する地方公共団体に対する寄附金としますと、このこのように記載されておりますが、この地方公共団体に当然この亀山市というものも含まれていると思いますけれども、この改正があった経緯について確認させていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

ふるさと納税は産業建設部で担当しておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

今回改正されました経緯ということでありますけれども、返礼品競争の激化とか、インターネット販売かと言われるような制度から、本来の趣旨から外れた運用というところが一部の地方公共団体において運用されてきたという、そういう実態が見受けられたということで、本年度から地方税法等の一部を改正する法律の制定に伴いまして、ふるさと納税に係る指定制度というのが総務省で創設されたところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

そういった経緯で改正があり、返礼品の条件として返礼割合を３割以下とし、かつ返礼品を地場産品としますとありますが、これに関して亀山市に影響というものはあったのでしょうか。

それと同時に、亀山市におけるふるさと納税の収支状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず影響でございますけれども、亀山市では、これまでの制度の開始当初から制度本来の趣旨から外れた運用はしてきておりませんので、影響はないと言えると思います。

それと、収支状況ということでありますけれども、制度開始がされましたのは平成２０年度以降でございまして、平成３０年度、昨年までの実績といたしまして、亀山市へのふるさと納税としての寄附金額は、総額で約２，７４０万円となっておるところでございまして、昨年度の実績といたしましては、寄附金額は１７５万円というところでございます。それに対する昨年度の返礼品、こちらの調達費用といたしましては４８万円程度でございました。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

ありがとうございました。

それでは引き続きまして、議案第５７号新市まちづくり計画の変更についてに移りたいと思います。

この新市まちづくり計画に今回明記されました市民の読書活動や生涯学習の拠点としての機能の向上を図るため、新しい時代に必要な機能を備えた図書館整備を行いますという、この項目についてでございますが、この新しい時代に必要な機能を備えた図書館というのはどういうものでしょうか。

○議長（小坂直親君）

亀山教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（亀山　隆君登壇）

今回、新市まちづくり計画にお示しいたしました新しい時代に必要な機能を備えた図書館とは、これまでの読書活動を軸としたサービスの提供の拡大はもちろんのこととして、これに多様な機能を付加した多機能型図書館と位置づけているものでございます。多機能型図書館とは、館内に開架閲覧、親子・児童、情報・文化発信、交流や学習などの機能別ゾーンを設けます。そして、機能ごとの多様な情報収集や講座などへの参加によって、地域文化や自然、子育てや健康づくり、ビジネスといった、お一人お一人の知識の蓄積や活動に結びつく学びの展開を想定しております。

さらに、地域の課題解決や魅力発信など、市民活動拠点として学びを通じた交流も重要な展開と考えております。新しい図書館は、ゆったりとした学びの時間を過ごす場だけではなく、図書館を通じて地域社会に参画し、その一員として活躍でき、活動などを通じてさまざまな方と交流する場となることを基本理念に掲げているところでございます。この基本理念の実現こそが、新しい時代に必要な機能を備えた図書館であると考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

先ほどご答弁いただいた新しい図書館の機能というものは、これは私も亀山市に必要なものであると思います。特に地域の課題解決であったり、また魅力発信を目指す、そういった交流拠点となり得る図書館の新しい機能に大きな期待を寄せているところであります。

しかし、この新しい機能を備えた図書館という記載であれば、それでこの質疑は納得するところでありますが、今回明記された一部には、新しい時代に必要な機能とあります。先ほど上げていただいた機能というのは、確かに亀山市にとって新しい機能で必要な機能と考えますが、全国的に見れば以前から検討され、そしてまた実現されてきた、既に新しい時代と呼ぶには少し物足りない機能であるのではないかと、そのように感じます。

あえてお伺いさせていただきますが、新しい時代というのは具体的にどのようなものだと考えますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

亀山参事。

○教育委員会事務局参事（亀山　隆君登壇）

図書館における新しい時代とは、図書館という場において情報の相互発信が行われているものと考えております。先ほどご答弁申し上げました多機能型図書館は、個々の学びにとどまらず地域課題解決など図書館に集約される多様な情報が、図書館と利用者から相互発信の形で行われることによって学びと交流の展開が図られるものと考えております。

このことから図書館の新時代とは、本という媒体にとどまらず、地域の情報発信拠点として情報をいかに数多く収集し、かつ効率的に発信していくことが求められているものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

情報の相互発信というのはとてもわかりやすい表現であるなと思いました。新しい時代では、市民が持っている情報をもとに図書館が地域の情報発信拠点として、市民が必要としている情報を分析して効率的に発信していくということだと思います。情報ソムリエであるとか情報コーディネーターのような、そんな存在に図書館はなっていくのではないかなと思います。

その分、新しい時代は、この図書館側の情報処理能力というものが今まで以上に問われるのではないかと思います。そんな中で、図書館業務へのＡＩ（人工知能）であったり、ＲＰＡ（ロボット）による業務の自動化、そういったものなど、そういった新技術の活用というものが注目されております。ＡＩやＲＰＡを初め、まさに新しい時代の新技術による図書館業務の効率化、また情報の相互発信という新しいサービスを実現させる、そういった新しい時代に必要な機能というのはこれではないかなと感じております。

新しい図書館というのは、現在の図書館よりもサイズが大きくなる予定です。またさらに、先ほどから言われているように多機能な図書館となる。その中で、職員の数をこれからふやしていくだ

けで新たな業務に対応していけるのかどうかというところは不透明じゃないかなと思います。そうではなく、ＡＩ初めＲＰＡなど、新しい時代の新技術によってかわることのできる業務は何か検討を重ね、またその中でマンパワーでなければできない業務、これは何なのか、これもまた検討を重ね、新しい時代の図書館に求められるサービス向上、これを実現することが必要であると思います。

これから新しく策定される定員適正化計画であったりだとか行財政改革大綱、そういったところとの整合性を踏まえながら、ＡＩ、ＲＰＡといった新技術に任せられる業務は新しい時代の技術に任せる、それが図書館においても新しい時代に必要なものだと考えますので、ぜひ今後の図書館管理運営計画を策定する上で検討していただきたいなと、そのように感じております。これは効率性や財政の問題だけでなく、情報の相互発信という図書館の新時代のサービスであったり、加えて開館時間の延長であったり、将来的な電子貸し出しサービスであったり、市民にとって直接的な図書館サービスの向上に資するものと考えます。これら先ほど申し上げましたものを踏まえて、改めて、この新しい時代に必要な機能を備えた図書館とは何か、その見解を伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山参事。

○教育委員会事務局参事（亀山　隆君登壇）

情報発信という視点で図書館の機能や業務を考えましたときに、データ処理能力という点でご提案いただきましたＡＩやＲＰＡといった先端技術は極めて有効なものと考えております。例えば利用動向に基づく購入蔵書のリスト化や、キーワードによるデータの横断的な検索や抽出といった作業は、人工知能は人間をはるかに超える能力を発揮するものと予測できます。

また、自動貸し出し返却機や蔵書点検の機器類などの導入は、スタッフの業務の省力化も期待できるものでございます。このほかにも電子書籍や資料アーカイブの個人端末での利用など、その可能性というものは日進月歩で広がっているものと考えております。

一方で、図書館のスタッフは、本と人、人と人をつなぎ、求められる情報に対してのコーディネーターとしての役割も重要視されようかと存じます。新しい時代に必要な図書館の機能は、マンパワーと先進技術の組み合わせによって充実できるものと考えております。

これらの技術や機器導入がどこまで可能であるかということについては慎重に検討すべき点と考えておりますが、目下進めております図書館情報システムの更新に当たりましては、今後予測される多様な展開に柔軟に対応できる汎用性の高いものの導入を念頭に置いて検討を進めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

ぜひ新しい時代の図書館に期待いたしまして、私の質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

１番　草川卓也議員の質疑は終わりました。

以上で、日程第１に掲げた上程各案に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第４１号から議案第５７号までの１７件については、

お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。

なお、報告第１号から報告第７号までの７件については、関係法令の規定に基づく報告でありますので、ご了承願います。

付　託　議　案　一　覧　表

総務委員会

議案第４１号　亀山市職員コンプライアンス条例の制定について
議案第４２号　亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第４３号　亀山市税条例等の一部改正について
議案第４４号　亀山市都市計画税条例の一部改正について
議案第４９号　亀山市火災予防条例の一部改正について
議案第５４号　財産の取得について
議案第５７号　新市まちづくり計画の変更について

教育民生委員会

議案第４５号　亀山市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部改正について
議案第４６号　亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第５３号　工事請負契約の締結について
議案第５５号　専決処分した事件の承認について

産業建設委員会

議案第４７号　亀山市営住宅条例の一部改正について
議案第４８号　亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について
議案第５６号　字の区域変更について

予算決算委員会

議案第５０号　令和元年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について
議案第５１号　令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について
議案第５２号　令和元年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について

○議長（小坂直親君）

次に、お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

あす１４日は午前１０時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後　４時３０分　散会）

令和元年６月１４日

亀山市議会定例会会議録（第３号）

●議事日程（第３号）

令和元年６月１４日（金）午前１０時　開議

第　　１　市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１８名）

１番	草　川　卓　也　君	２番	中　島　雅　代　君
３番	森　　英　之　君	４番	今　岡　翔　平　君
５番	新　　秀　隆　君	６番	尾　崎　邦　洋　君
７番	中　﨑　孝　彦　君	８番	豊　田　恵　理　君
９番	福　沢　美由紀　君	１０番	森　　美和子　君
１１番	鈴　木　達　夫　君	１２番	岡　本　公　秀　君
１３番	伊　藤　彦太郎　君	１４番	前　田　耕　一　君
１５番	前　田　　稔　君	１６番	服　部　孝　規　君
１７番	小　坂　直　親　君	１８番	櫻　井　清　蔵　君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市　　長	櫻　井　義　之　君	副　市　長	西　口　昌　利　君
総合政策部長	山　本　伸　治　君	生活文化部長	佐久間　利　夫　君
健康福祉部長	井　分　信　次　君	産業建設部長	大　澤　哲　也　君
上下水道部長	宮　﨑　哲　二　君	危機管理監	久　野　友　彦　君
総合政策部次長	落　合　　浩　君	生活文化部次長兼関支所長	青　木　正　彦　君
健康福祉部次長	伊　藤　早　苗　君	産業建設部次長	亀　渕　輝　男　君
生活文化部参事	深　水　隆　司　君	生活文化部参事	谷　口　広　幸　君
健康福祉部参事	豊　田　達　也　君	産業建設部参事	服　部　政　徳　君
産業建設部参事	草　川　保　重　君	会計管理者	渡　邉　知　子　君
消　防　長	平　松　敏　幸　君	消防部長	豊　田　邦　敏　君
消防署長	原　　博　幸　君	地域医療統括官	伊　藤　誠　一　君
教　育　長	服　部　　裕　君	教育部長	草　川　吉　次　君
教育委員会事務局参事	亀　山　　隆　君	選挙管理委員会事務局長	松　村　　大　君
監査委員事務局長	木　﨑　保　光　君		

●事務局職員

事務局長	草川博昭	書記	水越いづみ
書記	村主健太郎	書記	西口幸伸

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

なお、渡部代表監査委員は都合により、また古田地域医療部長は公務により、本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第３号により取り進めます。

これより日程第１、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

１６番　服部孝規議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

おはようございます。

通告に従い質問をいたします。

まず、会計年度任用職員制度についてであります。

会計年度任用職員制度というのは、一会計年度を超えない期間を任期として採用される一般職の地方公務員のことだと言われておりますが、平たく言うと市役所などで働く臨時職員や非常勤職員のことであります。

２０１７年５月に地方公務員法及び地方自治法の一部改正が成立し、新たに創設されたのが会計年度任用職員であります。改正前の地方公務員法では、期限つきの任用をする場合は、特別職非常勤か臨時的任用の２つしかなく、その任用の要件も厳格に定められておりました。しかし、実態として多くの自治体で一般職の常勤職員、正規職員と同じ仕事をする特別職の非常勤職員や臨時的任用を、空白期間を例えば１日と挟んで繰り返すというような脱法的な任用が増加し続けておりました。こうした現状を受けて、国のほうで法を改正し、新たに会計年度任用職員制度が創設されたという経緯であります。

そこで、まず地方公務員法及び地方自治法の改正の内容とその理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

１６番　服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

おはようございます。

今、服部議員からございましたように、会計年度任用職員、改正内容をご答弁申し上げますが、

少しかぶるところもございますが、ご容赦いただきたいというふうに思います。

会計年度任用職員に係る地方公務員法及び地方自治法の改正内容でございますが、厳しい地方財政の状況が続く中、教育・子育て関連施策など増大し多様化する行政需要に対応するため、地方公共団体における臨時・非常勤職員は、その数が年々増加している状況にございます。

しかしながら、自治体によって臨時・非常勤職員の任用方法が異なっていたり、制度の趣旨に沿わない任用を行っていたりしており、また臨時・非常勤職員に期末手当の支給ができないなど、処遇上の課題も浮き彫りとなっております。

こうしたことから、平成２９年５月、地方公務員法及び地方自治法が改正をされ、非常勤職員や臨時職員の任用の位置づけが厳格化され、また一会計年度の年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職として、会計年度任用職員が新たに位置づけられ、期末手当などの処遇改善を図る給付を可能にする関係規定も設けられたところでございます。

新たに創設される会計年度任用職員は、地方公務員法第２２条の２に規定され、勤務時間の要件によりフルタイムとパートタイムに区分され、その採用方法、任期及び更新など任用に係る一連の取り扱いが明確化されます。また、法改正によりまして、フルタイムの職には常勤同様に給料や期末手当の支給対象となり、またパートタイムにつきましては報酬及び一定期間の任用がある場合には、同じく期末手当の支給ができるものという改正が行われるところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

ありがとうございました。

簡単に言えば、その非常勤職員とか臨時的任用職員、これを会計年度任用職員をつくるということと、それからその会計年度任用職員をフルタイムとパートタイム２つに分けて、それぞれ手当を支給するようにするというような、そういう改正だと思います。

これが２０２０年４月にはもう法律が施行されるということなんで、もう半年程度ぐらいしか猶予がないんです。そういう意味で、亀山市でもその条例を整備したり待遇改善の予算確保というようなことが必要になってくるんですけれども、そこで２点目に、亀山市が今現在制度設計を進められていると思うんですが、どんな状況なのかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

会計年度任用職員制度は、地方公務員法等の改正規定が施行される令和２年４月１日から制度運用が開始となりますので、本市の実情を踏まえた中で適切かつ円滑に制度導入が図られるよう、現在準備を進めているところでございます。

具体的には、本市における制度設計の検討を進めるに当たり、現在の任用、勤務条件の実態を調査し、それぞれの職について、職務内容や職務遂行上必要となる知識、資格等について確認をいたしました。これに基づき、現在の制度を基礎として設置する職の種類や勤務時間、勤務日数、休暇制度を検討しているところでございます。

そのような中で、現時点で約８０種類ある職種について、１９の区分により賃金が設定されてお

りますが、これをおおよそ６種類程度に区分することを検討しております。

また、期末手当についても法の趣旨を尊重いたし、導入に向けて検討いたしたいと考えているところでございます。特に期末手当の支給率をどのあたりに設定するか、また週何十時間以上の職員に支給するのか、現在そういったところを鋭意検討しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

確かに種類が多いんですね。私も前に二十幾つあったのを１９に変えられたという経緯を覚えていますけれども、これを６にするということで、それは整理するということはいいことだというふうに思います。

それからもう一つ、期末手当も導入したいと。ただどれぐらいの、何カ月とかいうふうなことになるのかということについてはまだ決まっていない。そんなことであります。

私、この制度の導入に当たって、やっぱりちょっと考えなきゃならん問題が１つあるんではないかと。

１つは、現在いわゆる臨時職員とか非常勤職員が非常に多いんですけれども、これが実態として正規職員を置かなきゃならないところに非正規を置いている場合が非常に多いわけですね。そういう状態をそのままにしてこの会計年度任用職員を導入するということになれば、そういういわゆる本来正規を置かなきゃならないところに非正規を置いているその実態を、いわゆる合法化するようなことになるんじゃないか。今は地方公務員法上位置づけがないという状態ですので、それが２２条の２で位置づけがされるということで、法的に合法になって、それではやっぱり問題の解決にならないだろうというふうに思います。

そこでもう一点、これを制度設計を進めていく上でどんなことが課題となっているのか、障害というのか、そういう問題があるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

現時点における会計年度任用職員制度導入に当たりまして、課題としてはやはり期末手当の支給による急激な人件費の増大にいかに対処するかということだというふうに考えております。

国におきましては、制度導入に当たり財政支援等も検討されているということでございましたが、いまだ明確な内容は示されておりません。こうした財政支援制度の確立が国として急務の課題であろうということでございます。

それと、市といたしましても、やはりこの財政上の問題をいかにクリアして、制度を導入していくか、このあたりをしっかりと検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

待遇改善という面で、手当をきちっと出すようにするということはいいことだと思うんです。

問題は、国は法律を変えたから、あとは自治体でやりなさいよという話では、やっぱり自治体と

してはなかなかできないという問題があります。だから、財政問題というか財源問題というのは、はやっぱりきちっと国のほうも考える必要があるんではないかというふうに思います。

次に進んでいきますけれども、亀山市には定員適正化計画というのがあります。今現在、３次の計画期間中ですけれども、この３次のを読みますと、特徴として、１つは市税収入の減少など財政状況は厳しいけれども、多様化する行政需要に対応しなければならないと。２つ目は、地方自治体の業務量が増大する中で、育児休業者が増加しており、時間外労働も増加し、年休取得が少ない問題もある。３つ目は、国が国家公務員の女性活躍とワーク・ライフ・バランス推進のための指針というのを示している。こういったことを踏まえて策定されていると書かれております。

それで、この間のずうっと１次から３次までの計画を読み直してみますと、例えば第１次のときに正規職員が４４７人から４２４人へ２３人削減できたと評価しております。しかし、この中身を見ると、２３人のうち１８人は給食調理員などの労務職員ということね。それも、減ったというよりは正規を非正規に置きかえたということであって、決してその職員数が減ったという話ではありません。

それから、こういう問題、非正規が増加しているというのも答弁の中でありましたけれども、過去を調べてみますと、２００５年には３６３人です。２００７年に４４５人、２００９年に５１４人、その後も２０１６年に５８３人、２０１７年に５９１人、２０１８年には５９７人、６００人に迫るような、もう２００５年当時の倍にも行くようなところまで来ています。総職員数でいくと、５割が非正規だというような状況があります。やっぱりこれは行政需要が増大しているんだということに対して、正規職員をきちっと配置をするということがされなかった。それでも仕事は回さなきゃならないので非正規職員で充てるという、こういうやり方をしてきたんで問題があるんだろうというふうに思います。

正規職員について、この定員適正化で何と書いてあるかというと、現状の職員数を維持する。４２４人を維持するという書き方がしてあるんですけれども、やっぱりこれは業務量がふえている中で、非正規を雇うというようなことをするんではなくして、必要なところには正規職員を置くという方向に切りかえるべきではないかなあというふうに思いますので、その点について櫻井市長にお聞きしたいと思うんですが、新たに、また３次がもう終わりますので、定員適正化計画を策定するんですけれども、この会計年度任用職員の導入にあわせて定員の増も含めた計画の見直しが必要だと思いますが、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

まず、第２次亀山市定員適正化計画においては、削減後の職員数である４２４人を基本として、第３次定員適正化計画につきましても、平成２７年から５年間の職員数を現状維持としてきた流れの中にあります。

今、議員のほうから幾つかご質問がございましたけれども、本年度の定員適正化計画の見直しにおきましては、正規職員が真に必要な職種につきましては正規職員の配置を検討いたしてまいりたいと。これは今後もそのように考えておりますが、このことによる人件費の増は明らかでございま

すので、市の財政状況を十分勘案した上で、適正な人件費のあり方を考慮しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

また、これはご案内のように、近年、働き方改革でありますとか、労働人口の減少に対する有効な解決策といたしまして、行政におきましても行政需要が膨大にふえておりますので、やはりＩＣＴの活用を考える必要があろうかと思っております。中でも近年特にＡＩでありますとか、これは人工知能であります。それから、ＲＰＡ（ロボティック・プロセス・オートメーション）ということのこのＡＩ、ＲＰＡが注目をされておりまして、行政分野におきましても既に導入しておられる自治体というのは先行して幾つか出てきておりまして、実は本年度三重県におきましても、その活用に向けての取り組みが始まっております。本市におきましても、このＲＰＡ等の最新ＩＣＴ技術の有効活用も検討をしながら、適正な人員配置を進めてまいりたいと考えております。

会計年度任用職員制度の導入にあわせまして、私どもはしっかりと将来の展望も含めて、その検討を定数の適正化計画の中でしっかり重層的に検討していきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

２点あったかと思います。

真に必要なところには正規職員を、人件費はふえるだろうけれども置きますという答弁でしたね。それからもう一点は、ＡＩであるとかＩＣＴを活用して、効率的な行政をやろうというようなことだったと思います。

もちろん真に必要なところに置くということについては，これはもう大いにやっていただきたいというふうに思いますし、それからＡＩだとかＩＣＴという問題、一見いいように思うんですが、私、長いこと地方自治にかかわってきて、やっぱり市民から見て、職員が直接対応してくれる。それから正規職員が対応してくれる。このことに対する自治体への信頼感、これはやっぱり大きなものがあると思うんですよ。だから、誰でもいいからおってもらったらいいとか、それから人でなくて機械でもいいというような、そういうことでは必ずしも私はないと思うんですよ。だから、自治体の市民からの信頼というのは、ある意味やっぱりそういう人が担わなきゃならん部分というのはどうしても出てきますので、教育や福祉の面では特にそうですよね。だから、そういうことを考えると、何でもかんでもＡＩ、ＩＣＴだ、効率だということで解決できる問題では私はないということだけ申し上げておきたいと思います。

会計年度任用職員については、私が危惧するのは、先ほども言いましたように財政的な問題も含めて、なかなか言われているような手当を出すとかきちっとしたことができないということも１つありますけれども、やっぱり今の正規で置くべきところを非正規で充てている、こういう体制を、この制度ができたことによって法的に合法になるわけですから、そういうことが合法化されただけだというような、そんなことにならないようにやっていただきたい。

地方公務員法の大原則なんですけど、常勤を任用の基本にするというのがこれは大原則なんですよ。つまり、正規を基本に地方公務員法というのは組み立てられています。だから、非正規という問題は、本当に限定されたものとして書かれているわけですね。だから先ほど言いましたように、地方公務員法上では特別職非常勤、それから臨時的任用というごくごく限られたところにしか置い

てはならないようになっている。だから、常勤が基本というのが地方公務員法ですので、やっぱりこの精神にのっとるなら、今のような形ではなしに、必要なところにきちっと正規職員を配置するということをあわせて、定員の適正化もあわせて、この会計年度任用職員の見直しの作業をやっていただきたいと思う。

多分９月議会ぐらいには市の案が出てくるんだろうと思いますので、そのときにまた十分に議論をしたいというふうに思います。

次に移ります。

次に、学校と保育園の給食調理員の問題であります。

議論に入る前に、先ほどの質問とちょっとかぶるんですけれども、私は正規職員、非正規職員と、こういう区分でやりたいと思います。というのは、亀山市なんかはそうですけれども、非常勤職員というふうに呼んでいます。ところが、これは常勤に対応する言葉で非常勤と言われるんですけれども、非常にわかりづらいということで、待遇の違いなどがよくわかるように、呼び方として正規、非正規という形で呼ばせていただきます。

まず、市のホームページに、これは５月２７日付でしたけれども、保育所、認定こども園、幼稚園の非常勤職員の募集登録という記事が載りました。内容は、みなみ保育園で１日勤務の給食調理員さん、和田保育園で半日勤務の給食調理員さん、そして給食調理員さんが休暇などをとる場合の待機の調理員をそれぞれ募集しています。

また、今度は教育委員会のホームページには給食調理員の募集という記事が、６月７日でしたかね、７時間勤務を２名、代替の調理員さん１名ということで募集をされています。賃金は時間給で８７０円だというように書いてある。

やっぱり今いろんな話を聞きますと、給食の現場は本当に危機的な状況です。極端にいうと本当に給食が継続できるのかどうか、そんなぐらいの状況であるんじゃないかというふうに思います。何よりも、やっぱりこの募集に見られるように、なかなか調理員さんが確保できないというような状況があります。

まず、パネルを見てください。

このグラフは市内の小学校、それから関学校給食センターが、関小と加太小学校は給食センターになりますので、そこのいわゆる正規職員、非正規職員の数を表示してある。下の青いのが正規職員、これを見てもらいますとずうっと一緒の数字です。１人です。上の赤いのがいわゆる非正規職員ということになります。

やっぱりこれを見ますと、大きな学校が特に問題がありますね。井田川は７人中６人が非正規であると。それから、西も東も給食センターも５人中４人が非正規職員で担われているということですね。全体で見ると、３６人給食調理員さんがおるんですけれども、そのうち正規職員はわずか１０人なんです。比率にすると２８％、こういう実態であります。

それから、保育園も同様で、２５人の給食調理員がいますけれども、正規はわずか７人で、これも比率にすると正規２８％という比率である。ここは、特に問題なのはみなみ保育園なんです。正規ゼロなんです。２人見えますけど、２人とも非正規なんです。これで給食を賄っている。非常に私は問題のある体制だというふうに思います。こういう異常な体制、私はそう思います。これはやっぱり市が給食に責任を持っているというふうには言えないというふうに思います。

そこでまず１点目、この２８％しか正規職員がいないという職員体制、私はこれは異常だと思うんですが、認識をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

正規職員が２８％という率に対する見解でございますが、これは平成２１年までの１５年間正規職員が採用されず、正規職員の不補充が続いた時期がございまして、この状況を受けて学校給食職場の自校方式の堅持を決定し、以後１校１名の正規職員を配置しているという状況でございます。

しかしながら、議員がご指摘のとおり給食調理職場におきましては、非正規に依存する状況が続いており、市長も先ほどご答弁ありましたが、給食調理職場に限らず、真に正規職員が必要である職場については正規職員を配置していくという考え方で進めていくべきだというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

ふやしていくんだろうなあというふうな感じですけれども、給食調理員さんに聞きましたら、例えば新たに入った方が、１人体制でずうっと各学校１人だと、その人はいきなり正規職員が１人で、非常勤の職員のことを皆面倒を見なきゃならんという体制になる。ところが、例えば複数正規がいるような職場にまず配属されると、そうするといわゆるいろんな給食調理の基本的なことを学べるわけですよ、先輩から。それである程度の年数して、１人のところに行くとかということが可能になると。だから、１人というのは非常に幾つかの問題があるというふうに聞いています。

だから、ぜひやっぱり大きいところは複数以上の体制をとるようなことが必要だというふうに思いますので、やっていただきたいというふうに思います。

問題は、今、現状なんですよ。

ここでもお聞きしたいんですけれども、今、欠員が出ている。だから募集をしているということですけれども、現時点で欠員がどれだけ出ているのか、それからその対応をどうしているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

学校給食調理員の状況でございます。

６月１日現在、正規給食調理員が１０名、大規模校に配置している調理師免許を有する嘱託職員を含め非常勤の給食調理員が２５名、さらに代替給食調理員８名を任用いたしております。配置につきましては、文部科学省の基準に基づき、各校の児童数に応じて決定しているところでございます。

一方、欠員の状況でございますが、非常勤給食調理員が亀山東小学校と川崎小学校の１名ずつの２名でございましたが、先日、１名の任用が内定をいたしたところでございます。また、これらの欠員の対応につきましては、在籍する８名の代替給食調理員のうちから欠員のある学校へ配置をい

たして必要人数を充足できるようにしております。

なお、代替給食調理員が不足する場合は、教育委員会事務局の教育総務課の管理栄養士の資格を有する職員を派遣いたしまして、その対応を行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

おはようございます。

保育所の給食調理員につきましては、各園に正規職員もしくはそれにかわって調理の中心となる非常勤職員が１名と、その補助を行う給食調理員を配置しております。

各園の配置人員につきましては、提供食数などにより決定しているところではございますが、現在、先ほどお話しいただいたように、２園において２名の欠員が生じております。その対応につきましてですが、子ども未来課子ども総務グループづけとしております待機調理員を派遣し、さらに不足する場合は同グループの管理栄養士を派遣し、欠員に対応しているところでございます。

また、先ほどもお話がありましたが、その待機調理員につきましても通常４名の配置が必要なところ、１名欠員の３名の配置となっているところでございます。

こうした欠員の補充につきましても急務でありますので、ハローワークや市ホームページ、新聞折り込みチラシなどで募集を行っているところではございますが、現状、必要数の確保はできていない状況でございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

今の答弁で、実情、本当に大変だということがわかっていただけたと思います。

欠員を代替とか待機の人、本来、この方々というのは給食調理員さんが休暇などをとられるときに入っていただくためにおってもらうわけですね。こういう方がいわゆる欠員のところに入られるということはどういうことが起こるかというと、本来休暇などで休みたいときに、もう一人それじゃあ待機、代替を下さいということになるんですよね。だから、職場としては非常に休みづらいということが起こるんですよ。待機の職員に入ってもらうことはありがたいんですよ。だけど入ってもらったがゆえに、今度はそういう方まで来てもらってやっているのに休めないやないかというような、そういう問題が起こってくるんです。だから、本来その待機とかその代替というのは、休暇がとりやすいようにつくられた制度ですので、そういう形で機能するようなものでなければならない。それがそうなっていないんですね。

それから、もっと問題なのは、管理栄養士まで入るということですね。この問題については、学校でも栄養職員というのがありますね。栄養職員というのはどういうことをやるのかというと、給食の献立を考えて栄養管理を行ったり、調理場の衛生管理などを行うのが栄養教諭なんですけれども、ところがこの方が給食調理員の穴埋めで入るというんですね。そういう事態になる。つまり、さっき言われた管理栄養士が入るのと同じことなんです。そういうことになると、今度は栄養教諭の方の本来の仕事ができなくなる。こういう問題があります。

やっぱりこの亀山市の給食というのは、私、前から聞いていますけれども、できるだけ手づくり

にしようと。いわゆるてごこしい給食だという。このことは調理員さんも誇りに思ってみえますし、亀山市の給食の私は誇りだろうと思うんですよね。

ところが、これができる体制というのは、調理員さんがきちっと数が確保されていて初めてできるんですけれども、そのことが本当に確保できていくのかというような問題にもなってくるわけですよ。そうすると、やっぱり調理に時間をかけづらくなってくる。そうすると、もっと限られた人数の中で簡単にできるような方法を考えようとか、メニューも考えようとかいうふうな方向になってしまうと、いわゆる手間暇かかるような手づくりのてごこしい給食というのが、私は崩れていくということを思います。そういう意味でも、やっぱりこの問題というのは大変な問題である。

だから、亀山が本当にいいものとしてつくってきたてごこしい給食を維持できるのかどうかという問題にも私はなってくるんだと思う。

そこで、この問題、教育委員会の問題でもありますので、教育長にお聞きしたいんですけれども、こういう現在の現状の認識、それからどういうふうにこれを打開されようとしているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部　裕君登壇）

議員がおっしゃるように、亀山の給食はおいしい、デリバリー給食も含めておいしいというのはよく耳にするところでございます。

学校給食につきましては、児童・生徒の心身の健全な発達に資するとともに、食育の推進を図る意味におきましても、その教育的役割が期待されているところかと認識しております。

このように大切な学校給食が給食調理員の欠員により、その実施はもとより、衛生管理による食品事故の発生を心配しなければならない状況にしてはならないものと認識しております。

いずれにいたしましても、まずは欠員状況を早急に解消し、継続して児童・生徒においしい給食を提供でき、給食調理員が安心して働けるようにしてまいりたいと考えているところでございます。

今後の対応につきましては、現在、健康福祉部次長が申されたように、いろいろなハローワークも含めて求人をするとともに、学校の協力も得ながら人材の確保に努めているところでございます。

先ほど、今月１１日でありますが、教育部長から１名の任用内定を報告させていただきましたが、その面接には私自身も携わらせていただいたところでございます。教育委員会事務局といたしましては、欠員解消に向け努力しておりますが、任用について困難が生じてもいますので、その対応、例えば勤務時間の多様化や勤務条件について、市当局とも協議しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

本当に大変だろうというふうに思いますし、はっきり言われませんでしたけど、後で言いますけれども、勤務条件、特にその時間給、これの問題が大きなネックになってなかなか確保できないんだという問題があろうかと思います。

私はこの問題は、職員を採用するしかないんじゃないかというふうに思うんです。それを例えば

来年度行いますというんじゃなくして、緊急に募集をかけるというぐらいのことをしないと、なかなかこの問題は解決しないというふうに思いますので、正規職員を、例えば一般職の職員で採用試験が終わって採用の人数が確定してから、急遽退職されるというようなことがあって、秋に採用の追加募集をするというようなこともやられていますので、やっぱりこういう問題についても緊急に正規職員を募集するという考えはありませんか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

職員採用に関しましては、総合的に給食調理員さんだけではなくて、トータルの職員を勘案した上で進めていくべきであろうということは考えております。

その中で、今申されたように、給食調理員の配置状況が今厳しい状況であるということは認識しておりますので、そういったところも含めて職員の採用計画を考えていきたいというふうに思います。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

私はもうとにかく緊急にでも採用すべきだというふうに思います。

最後に、なぜそれじゃあ欠員が出たり、なり手がないのか、確保ができないのかという問題です。やっぱり一番大きいのは、仕事がきついのに待遇が悪い、一言で言えばそういうことなんです。

もう一つ、グラフを見ていただきたいんですけれども、このグラフは三重県の最低賃金額を時間給に置いてみたんですけれども、それといわゆる給食調理員さんの時間給、これは年度別に比較しました。下の青のずうっとラインが上がってきているのが最低賃金、これはもうずうっと最低賃金が年度ごとに上がっているのがわかります。この横ばいしているのがいわゆる給食調理員さんの時間給。要するに、部長も答弁されましたけれども、このグラフの最初のいわゆる２００９年度、この時点で最低賃金を１１８円上回った時間給だったんですよ。それがその後、最低賃金がどんどん改正されていっても全く改正されなかったという、こういう問題が安い時間給になっているという、私は大もとの原因だというふうに思います。

やっぱりこの問題、もしこの最低賃金、２００９年の時点の１１８円というこの最低賃金と時間給との差、これをそのまま保っていたら、今これが幾らになるかと計算してみましたら９６０円、ほぼ1，０００円に近いわけ。これやと、一般の広告を見ても時間給９５０円とか出ていますので、十分に私はこれは人が給食のほうにも、お金の問題でいうと、来てもらえるというような金額になると思うんですけれども、やっぱりこの間こういう最低賃金が改正されながら、時間給を改正しなかった。これはやっぱり市の怠慢だと思うんですよ。

この点について、今後どうしていくのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

最低賃金の引き上げにつきましては、このグラフを見ていただいてもわかりますように、ここ近

年３年間で１年ごとに３％台の伸びを示されておりまして、過去３年で１０％の最低賃金の水準が上がっておるという状況でございまして、国におきましては、これをさらに伸ばして１，０００円まで引き上げていくという考えでございます。

私どもも最低賃金の引き上げに合わせまして見直しを行ってまいりましたが、やはり一部区分に限って実施をしたところであり、見直しをされていないところにひずみが出ておるという認識を持っているところでございます。

ただ、こういった急激な最低賃金の伸びは、賃金単価に反映しますとかなり財政状況にも逼迫するような状況でございます。このような動向を踏まえて、賃金単価につきましては、やはり非常勤職員全体の中で考えていくべきだということで、今回、会計年度任用職員制度を見直しさせていただき、９月議会には提案をさせていただく予定でございますので、そういった制度全体の見直しの中で単価の見直しについても検討してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

皆さんよくご存じだと思いますけど、最低賃金というのはそれより下回ってはならないという水準を決めてあるだけであって、それより上に行くのは何も構わないんですよね。だから２００９年度のように１１８円上回っているんだからそれでいいんですよね。それをやっぱり維持すべきだということですよね。その時点でそういう水準でいいという判断をされているわけですから。それを最低賃金が変わっても結局変えなかった問題がやっぱりあるんだろう。特にある区分だけを変えていったという。要するに最低賃金を下回ったところだけを変えたんですよね。そういうことしかやってこなかったという、やはりそういう問題が私はあるんだろうというふうに思います。

最後に、市長にこの問題でお聞きしたいんですけれども、全体として、保育園の問題、学校の問題も今いろいろとお話しさせてもらいましたけれども、こういう実態を市長としてどういうふうに認識をしてみえて、今後どういう対策をとられるか。各部長さんも答弁されましたけれども、市長からも答弁いただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

給食調理員を含むこの体制、マンパワーの問題につきましては、これは本当に各町の首長の皆さんとかとお話ししていますと、この人材の確保、共通の課題と悩みの一つでございまして、ぜひ私どもとしても最善の努力をいたしてまいりたいと思いますし、亀山市も２１年度に小学校の自校方式を堅持すると、この決定をもちまして、先ほども部長のほうからもお話がありましたが、平成の一桁の時代から正規の調理員を１５年採用してこなかったという、そういうことが重なってきております。これを解消していくということで正規職員を２２年度採用をし、その後完全補充をしていくという体制でその体制を整えてきておるところでございますけれども、先ほどお話がありました最低賃金の問題等々も含め、今後の定員適正化計画、この制度設計の中でしっかり全体を見ていく必要があろうかと思いますが、その中でしっかり対応していきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

最後に確認をしたいんですけれども、時間給を上げられるというふうな感じはするんですけれども、やっぱりこの最低賃金のプラス１１８円、９６０円という数字が現状では私は妥当だろうと思いますので、その辺の、例えば民間でも広告を見ますと９５０円というのが出ていますので、それぐらいの水準には持ってくるというふうなことでよろしいですか。それぐらいの気はあるということでよろしいですか。確認です。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、区分を１９区分から６区分に見直す中で単価の見直しも行ってまいりますので、今回、繰り返しになりますが、会計年度任用職員制度を構築する中でしっかり検討してまいりたいと、このように思っております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

雇われる人もやっぱりよその賃金単価を見ますので、そこで見劣りしない額を提示するということが人を確保する私はポイントだと思いますので、ぜひ９５０円に向けて検討いただきたいということです。

最後に３つ目の質問ですけれども、櫻井市長がさきの市長選挙で２０１７マニフェストというのを掲げられて、その中に火葬の無償化を検討しますとありますね。市営斎場の火葬施設は、市民が一生に一度だけお世話になる施設です。現在、火葬施設の使用料は、１２歳以上の大人の場合、１体４，０００円というふうになっております。市は、２０１４年２月に受益者負担の適正化に関する基準を決められて、基礎的で民間で類似サービスの提供がないものは原則無料とするということですね。火葬施設使用料をその一つとして上げられています。つまりこの基準に従えば、使用料を徴収してはいけないことになるわけですね。

この問題については、私は２０１６年１２月議会で取り上げましたけれども、当然この受益者負担の適正化に従えば、これは無料になって当たり前だというふうに言いました。

これは、特にその受益者負担の議論をすると、特定の市民だけが利益を受けるものについてはやっぱり負担してもらわなあかんのやと、こういうことを受益者負担については言われるわけですけれども、この火葬というのは、特定の市民だけが利用しないとか利用するとか、それから２度も３度も使うとかいうことがない、そういう施設なんです。利用はどんなに頑張っても１回なんですよ。そういう施設であって、やっぱり長く亀山市に住んで、亀山のために貢献していただいた方に最後ぐらいは無料でよろしいよという気持ちはないのかということで市長にお伺いをしました。そのときに、市長はこういうふうに答えられた。おっしゃるとおりでございますと。しかし、現行どおりでいきたいと。これは他市との比較で、決して亀山は高くないんだからというような言い方をされました。私が言っているのは、このときも言いましたけれども、よそと比べて安いとか高いではないんです。受益者負担のこの適正化の基準というのをあなた方が定めて無料としているんだから、

それに従って無料にするのは当然ではないかと、こういうことなんですね。そんな議論をしていましたら、１２月議会はそんなことで終わったんですけれども、年が明けてすぐ１月に市長選挙がいろいろと始まってまいりました。そんなときに、市長はマニフェストを発表され、市民の新定番８８、こういう公約集みたいなものを出されました。この中に、誰もが迎える最期の火葬の無償化を検討しますというふうに書かれていた。２年以上もこれはマニフェストから経過しているんです。いまだにまだ無償化するとは聞いておりませんので、この点について、きょうはお聞きしたいと思います。

この使用料も調べてみましたけど、過去５年間、決算の数字を見ましたら、年間３００万ぐらいですね。だから、これを無償化したからということで財政的には３００万入らなくなるという、その程度の影響でほとんど影響はないぐらいのもんだというふうに思います。

こういうことも含めて、再度市長に、このマニフェストに掲げた火葬の無償化を検討しますがどうなったのか、このことについてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

火葬施設使用料の無償化につきましては、今お触れいただきましたように、ちょうど改選期の直前でありました平成２８年１２月議会で服部議員のほうから、これが初めてでありましたが、そういう趣旨のご質問をいただきました。

迫力に押され、あるいはその背景につきましては、人生一回のその思いとして、そのように私どもはその意味合い、私自身は感じておったところでございますし、あわせて現状の料金で対応させていただきたいと、この旨の答弁をさせていただきました。

その後、ちょうど政策公約を作成していく過程におきまして、この無償化の検討をすると、その旨を公表させていただいたところであります。そして改選後、その検討を進めてまいったところでございます。

この検討におきましては、受益者負担の適正化に関する基準の基本的な考え方に、基礎となる受益者負担額を算出した上で、近隣自治体の状況との比較、政策的な判断等により料金を設定することとしますと、こうしておるわけでありますが、現行の火葬施設使用料の受益者負担額の状況及び本市の使用料水準の他市等との比較を中心に、これは庁内環境産業部を中心に財政や政策部門も含んで比較検討をいたしてまいりました。その結果、本市の火葬施設使用料の受益者負担額は４，０００円、サービス原価が６万９４２円ということでございまして、その受益者負担率が約６．５％にとどまっておるという状況でございます。さらに、余り近隣では、愛知県の三河地方で一部この無償化が、刈谷とかあるいは知立とかがやってみえますけれども、三重県内におきましては火葬施設使用料を無償化している市はご案内のようにございませんでして、本市の使用料が、津市、松阪市の３，０００円に続いて県下で２番目に低い水準となってございます。

以上の結果、本市の火葬施設使用料の受益者負担率はゼロではありませんものの、近隣自治体の状況等の比較におきまして十分に低い水準にあると考えられることから、現行水準を維持するという判断をいたしておるところであります。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

まあ驚きました。

もう掲げただけで、今説明をされたようなことはこの質問をしたときでもある程度わかっているわけですよ。問題は、よそと比較をしてとか、原価を比較してとかというんじゃないんです。要するにここで言われているのは、基準の適正化をもう一度見ていただきたいですけれども、要するに他に民間の類似施設がない、だから競争もしようがない。そういうものについては原則無料だと書いているんですよ。だから、それに従って当然やるべきなんですよ。あなた方はずうっとこの受益者負担の適正化を根拠に窓口の手数料を全部上げてまいりました。全部これを根拠にしてきたんですよ。ところが、これについて聞くと、無料にすることについては従わないんですよ。余りにもご都合主義じゃないですか。上げるものは、根拠は受益者負担の適正化をもとにしているという。それからゼロにするものについては、これに書いてあるけれどもゼロにしないというんですよ。こんなご都合主義というのは、私はとんでもないことやと思います。

このことを申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

１６番　服部孝規議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩します。

（午前１０時４９分　休憩）

（午前１０時５９分　再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１０番　森　美和子議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

公明党の森　美和子でございます。

きのうに引き続き一般質問をさせていただきます。ご答弁のほうをどうぞよろしくお願い申し上げます。

今回は、障害者差別解消法に規定をされております合理的配慮について、それと防災・減災の取り組みについて、大きく２点質問をさせていただきます。

平成２８年４月に施行された障害者差別解消法については、何度か議会で取り上げてまいりました。亀山市の高齢化率も現在２６．４％、高齢化に伴いさまざまな機能が低下をし、障がい者の申請数もふえているのが現状であります。誰もが暮らしやすい亀山市を構築するためには、合理的配慮の推進がとても大事だと感じております。

ことしの１月に、兵庫県明石市に視察に行ってまいりました。明石市では、障がい者に対する３つの条例が整備をされておりました。障がい者のコミュニケーション手段である要約筆記、点字、音訳などの利用を促進する条例、それから障害者差別解消法を見越して議論を始め、制定をされた障害者配慮条例、それから精神・知的を含めた障がい者を正規職員として雇用し、社会参加を促進する成年後見任用確保条例でありました。この条例に基づき、積極的な障がい者施策を展開されて

おりました。

この先進地の事例をもとに、過去に質問をした内容の確認も含めて質問をさせていただきます。

まず、市への相談件数についてお伺いをしたいと思います。

窓口において、職員の障がいを理由とする差別に関する相談を受ける場として、総務課と地域福祉課に相談窓口があると聞いております。今までにどのような相談が何件ほどあったのか。また、重立った内容とその対応についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

１０番　森　美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

先ほど議員がおっしゃいましたように、平成２８年４月には障害者差別解消法が施行されまして、それを受けまして、本市におきましては同日付におきまして、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の対応に関する要領というものを策定してございます。

相談の窓口でございますが、おっしゃいましたように、総合政策部総務課人事給与グループと私ども健康福祉部の地域福祉課障がい者支援グループに窓口を設置してきました。

相談件数の実績ではございますが、平成２８年度にはございませんでしたが、２９年度には２件、平成３０年度には１件ございました。

具体的な内容となりますと、一例を申し上げますと、その一つには障がいのある児童の学校生活における合理的配慮への不安や対応を望む内容でございました。すぐに関係部局等の協議の結果、教育委員会を中心にさせていただく中で、特別な機器の設置や就学の環境の整備、また介助員の配置などを行いまして、最大限考えなければならない相談者の意向に沿えるような合理的な配慮に取り組んだところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

ありがとうございます。

３件あったということで、全て子供さん関係で相談があったということですけど、最初に申しましたような、窓口に置いた職員に障がいをお持ちの方が差別的な対応をされたとか、そういうことはなかったということで理解をさせていただきます。

苦情がなかったということはあったとしても、日常生活において障がい者やその家族がどのようなことで差別を受けていると感じているのか。そういうことをやっぱり情報収集するというようなことが私は必要じゃないかと思うんですが、この情報収集をしたことがあるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

情報収集でございますけれども、さきにお示ししてございます、例えば第２次亀山市障がい者福祉計画の策定におきまして、２８年度にアンケート調査等を実施してございます。

その中の一例でございますけれども、サービス利用者本人に差別や嫌な思いをしたことがあるかというような質問に対しましては、過半数の人がありますよというようなお答えを頂戴しました。また、サービスを利用されていない方におきましては、８０％あったということでございます。その場面場面に、学校や職場、商店、観光施設において多岐にわたっておりますことから、これら私どもといたしましては、いろんな場面で差別をなくすためにさらなる啓発が必要であると考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

今、部長のほうが答弁いただきました障がい者福祉計画、私もどんなことでアンケート調査とかされているのかというのをちょっと一回見直してみましたら、これの今おっしゃったアンケートですけど、これは多分サービス利用者、障がい者に関する福祉サービスを利用されている方に対してのアンケート調査なんです。見ますと、サービス利用者のこの配布数が３３７で回収数が１６１とか、それから今おっしゃった未利用者の人たちが嫌な思いをしたことがあるというのが８０％にも上るというふうに大きな数字で見えますけど、そういった母数としては２６という母数しかないんですよね。だからやっぱり幅広く、障がいを持ち、手帳をお持ちの方、亀山市では３，０３３人も２９年の段階でいらっしゃるということが書かれてありますので、そのサービスを利用されている方限定で聞くんではなくて、幅広くいろんなご意見を私は聞く必要があるんじゃないかと思いますので、そこら辺、またしっかりと取り組みをしていただきたいなあと思います。

次に移ります。

２番と３番をちょっと入れかえて、まず職員研修についてお伺いをしたいと思います。

以前、議会質問で職員への周知として、管理職が研修を受けて、それをそれぞれの担当の職員に伝えていくということで、管理職の伝え方によって差が生じるんじゃないかというふうに私議会の中で、その差が生じないようなことをしてほしいというふうに要望させていただきました。また、それにあわせて新規採用職員に対しての研修も行ってはどうかというふうに要望したところ、今年度から行うというふうに答弁をいただきましたが、行われたのか確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

昨年１２月定例会におきまして、議員からご質問いただきました障害者差別解消法に基づく合理的配慮についての職員研修でございますが、本年度から新規採用職員に対する研修カリキュラムにこれを加えており、障害者差別解消法の概要でありますとか、市の対応要領に沿った適切な対応について研修を実施したところでございます。

障害者差別解消法の目的でもあります共生社会の実現に向けて、市職員全体が法の趣旨を理解し、適切に対応する必要があると考えておりますので、今後も継続して職員研修を実施していきたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

ありがとうございます。

研修を行っていただいたということで、それは継続して行っていただくということでありがとうございます。

ぜひ行っていただきたいと思いますが、明石市では、職員研修としてユニバーサルマナー検定というのを取り入れております。このユニバーサルマナー検定というのは、障がいの多様性を理解して、障がいのある方への対応マナーを身につけるもので、職員としての対応スキルの向上を図っていました。昨年には、共生社会ホストタウンモデルプロジェクトとして、市長、副市長、市幹部職員、市議会議員もこのユニバーサルマナー検定を受講したとお聞きをしました。

今、先ほどの苦情がないとか、余りいろんな要請が市民の方からないというような現状をお聞きしましたが、障がい者の方というのは、我慢すればいいとか、なかなか迷惑はかけられないとかというふうに、そういう思いに至っておられる方が多く見えますので、やっぱり私もこういったユニバーサルマナー検定などの研修を、亀山市として職員のスキル向上のために取り入れる必要があると思うんですが、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

ユニバーサルマナーは、高齢者や障がい者、ベビーカー利用者、外国人など多様な方々をまちで見かける現代において、多様な方々へ向き合うためのマインドとアクションのことでございまして、議員がご所見のとおり、明石市におきまして障害者差別解消法に向けた多彩な取り組みの一つとして、職員に対しユニバーサルマナー検定の研修を実施しておるというところは確認をさせていただいたところでございます。

これもご指摘のとおり、市長、市議会議員を初め、我々全ての職員がさまざまな多様性を理解し、多様な方々への応対マナーを身につけるということは、共生社会の実現に向けて必要であると認識をしておりますので、検定研修の実施につきましては、今後積極的な検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

よく、この次の質問も市民に対する周知というふうに質問させていただきましたが、私たちがやっぱりそれをしっかりと理解をして対応をしていかなければならないということで、ぜひお願いをしたいと思います。

次に、市民に対する周知についてお伺いをしたいと思います。

これも私質問させていただいて、障害者週間に合わせて広報でも本当にきちっと載せていただいているということは評価をさせていただきたいと思いますが、ホームページを見ますと、もう本当に文字ばかりがわあっと載っていて、非常に見にくいというふうに思います。これはぜひ改善をお願いしたいと思うんですが、以前このホームページ、広報だけでなく、幅広くこの法律の趣旨を周

知していく必要があるんじゃないかというふうに訴えたところ、出前講座などを行っていくというふうにご答弁をいただいておりますが、現状についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員お尋ねの市民に対する周知ということでございますが、前提といたしまして、先ほど来からおっしゃっております障害者差別解消法第７条におきまして、行政機関等における障がいを理由とする差別の禁止がうたわれております。障がい者の権利利益の侵害禁止や合理的配慮の提供に向けた各種活動が必要であるというようになされておる現状でございます。

議員が申されましたように、私どもといたしましては１２月の障害者週間に合わせまして、広報、またあいあい祭りでヒューマンフェスタ等のイベントを通じましての啓発物品の配布等々を行ってまいったわけでございますが、先ほどおっしゃいましたように、ホームページがこの市民に対する周知には幾ばくかというようなご提言でございますので、再度他市の状況等も勘案いたします中で、私どもとして工夫を凝らし、生涯にわたり自分らしく活動でき、共感・共生ができるまちを目指しつつ、市民に向け周知してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

出前講座の実績でございますけれども、メニューとして市民の方からリクエストされたこともなく、現在、出前講座としては障がい者に対する取り組み等について開催をした実績はございませんでした。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

はっきり言って、その出前講座、どういう出前講座やったのか、障がい者に対する差別解消法についてとか、どんなふうにされるのかというふうに答弁を聞きながら私も申し込む方がいらっしゃるんかなあというふうに疑問も思ったんですけど、今、さまざまな面で広報とか、それからホームページとか、これから充実していただくというふうにおっしゃってみえましたが、やっぱり先ほどのユニバーサルマナー検定ですが、これも市民の方にぜひ私は受ける機会をつくっていく必要があるんじゃないかと思います。

明石市においては、商工会議所と共催で事業者向けに開催をしたり、それからまた民生委員さんやら、すごいなあと思ったのは、市内の高校生を対象に実施もされております。こういった観点から、市民に対する周知の一つの方法としてユニバーサルマナー検定の導入について、このお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員ご提案のユニバーサルマナー検定でございますが、調査によりますと３級、２級というのがございまして、３級ですと、例えばユニバーサルマナーとは、高齢者や障がい者への向き合い方、どんな人にどんなことが困るのかとかいうのをお聞きする中で、講義時間２時間等々でやられるというふうに伺っております。

また、２級になりますとかなりハードルが高くなりまして、ケーススタディーであるとか、それに呼応するような形のものを勉強しなきゃならないということを把握しています。

やはりまだこの実際やっていらっしゃいます一般社団法人日本ユニバーサルマナー協会にもお問い合わせしてございませんので、一度こちらのものをどういった形で進めるべきなのか検討をさせていただきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

一つの方法としてやっぱり広く周知をしていく必要があるんじゃないかなあと思いますし、もう本当に高齢社会になっておりますので、障がい者だけでなくて、本当に先ほども申しましたように、高齢になられた方に配慮も、当然同じような形で合理的配慮がかかってくると思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

次の、これが一番聞きたかったことなんですが、公的助成制度の導入についてお伺いをしたいと思います。

先ほどの明石市では、障がいのある人もない人もともに安心して暮らせる共生のまちづくりを推進していくために、商業者や地域の団体が障がいのある人に必要な合理的配慮を提供するために係る費用を助成しておりました。

この制度を利用できる対象者は、商業者など民間事業者、それから自治会やサークルなどの団体となっておりました。また、助成の対象となるものは、コミュニケーションツール作成費として、点字による、飲食店などのメニューが点字になっているんですよね。や、コミュニケーションボードの作成費、ちょっとお手元に配らせていただいていると思うんですけど、映していただいていいですか。これは明石市のものではないんですけど、コミュニケーションボードというのは、伝えにくい部分を絵によって伝えることができるという、このコミュニケーションボードの作成費、それからチラシの音訳経費などに対して上限額が５万円、物品購入費では折り畳みのスロープや筆談ボードに対して上限額が１０万円、工事施工費では手すりの取りつけとか段差の解消、それから誘導マットの設置などに対して上限額が２０万円となっておりました。

平成２８年度の予算として３５０万に対して、全体の申請数が１５０件で約２８１万円の支出だったとお聞きしました。２９年度は１２１件、約１５３万円、３０年度、私は３１年１月に行きましたので、１２月末で８３件で約３５０万の助成であったとお聞きしました。この３５０万は、値段が上がっているのは、スロープとか手すりの申請がふえたというふうにおっしゃっておりました。それぞれの対象経費が上限額の中であれば全額助成をしていただけるので、実質申請者の持ち出し分はほとんどないに等しいと聞いております。

共生社会の観点から、このような助成制度の導入の考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

ただいま議員よりご提言を賜りました兵庫県明石市の合理的配慮を提供する支援制度でございますけれども、市の単独制度で運用がなされているとお聞きしております。

コミュニケーションボードの作成であったり、物品の購入、工事の施工、その明石市全体を把握される中で事業展開を図られるのではなかろうかと、かように推測をするわけでございますけれども、私どもはお示しをさせていただいておりますように、平成３０年３月に第２次の障がい者福祉計画をつくりまして、差別の解消に向けた取り組みの推進をるる進めているところでございます。

実際、具体的には先ほど申し上げましたように、市広報であるとか関係団体等へのお話であるとか、また窓口での親切な対応等々でやってくる中で、私どもも研修等でレベルを上げようというようなことを考えてきておるわけでございますが、それらを踏まえまして、今後でございますけれども、障がいのある人に必要な合理的配慮というものが提供できるように、議員のご提言の助成制度も含めまして研究をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

先ほどの申請される約８５％が事業者であるということで、ほとんどが中小の零細事業者である飲食店などであると言われておりました。この段差の解消や手すりを取りつけたくてもなかなかできない状況に対して、この公的な助成制度が大いに役に立っていると私は感じて帰ってきました。

さらに制度を利用した事業者に対するアンケート調査を伺ったんですが、障がいのある人とも積極的にコミュニケーションがとれるようになったというふうなご意見から、逆にどのように声をかけたらいいかわからないといった、その障がいのある人への対応方法などを教えてくれる研修会を望む声が聞かれたそうです。

それがこのユニバーサルマナー研修につながっていくわけなんですけど、いろんな研修なんか、市がもし催すとすれば、どうぞ来てくださいと募集をかけますよね。そうじゃなくて、押しつけられた研修じゃなくて、みずからがその体験によって、あっ、必要なんだというふうに感じていただける、次につながる想像力が湧いてくるというふうに感じて、本当にすごいなあと私は思いました。

予算が先ほど３５０万というふうに明石市はされておりましたが、明石市の人口は約３０万人です。亀山市は６分の１の人口でありますので、もう一つその６分の１の人口でありますが、人口に対してのこの障がい者の割合というのは、明石市は約５．６％に対して亀山市は約６％、若干多いんです。だから、そういうことを考えれば、亀山市でやっぱり積極的にこういうことを取り入れていく必要があるんじゃないかと思います。

明石市のその障害者配慮条例の基本理念に、障がいを理由とする差別の解消は、差別する側とされる側がお互いを一方的に非難するのではなく、ともに協力し合うことによって実現しなければならないというふうにありました。本当に共感する内容であります。

亀山市における地域共生社会の推進を本当に望んで、次の質問に移らせていただきます。

防災・減災の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

まず第１点目に、総合防災マップの作成・配布事業の進捗状況についてお伺いをしたいと思います。

総合計画の第２次実施計画に、令和２年に総合防災マップの作成が計画をされておりました。今年度に多分中身の議論をされていくと思うので聞かせていただきたいと思います。ただ、進捗といってもまだ始まっていないかもしれませんので、まず今までと違う内容についてお伺いをしたいと

思います。

○議長（小坂直親君）

久野危機管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

総合防災マップ作成・配布事業につきましては、第２次亀山市総合計画前期基本計画第２次実施計画に位置づけられ、令和２年度に作成及び全戸配布を行う予定でございます。

現在の防災マップは、平成２６年３月に作成しており、各避難所の位置関係を示した防災マップ及び鈴鹿川と椋川の洪水ハザードマップを掲載しているところでございますが、これ以降、国においては、平成２８年５月に鈴鹿川、平成２９年６月には安楽川の洪水浸水想定区域の見直しがあり、三重県におかれましては、ことしの令和元年５月に中ノ川、椋川の洪水浸水想定区域が指定されました。同じく三重県におかれまして、土砂災害警戒区域について、平成３１年２月に市内全域の指定が完了いたしたところでございます。

このようなことから、令和２年度に配布いたします総合防災マップで作成する防災マップにつきましては、鈴鹿川を初め４河川に関する洪水ハザードマップと重点ため池ハザードマップ、土砂災害ハザードマップなどのさまざまな情報を取り入れる予定でございます。

また、現行の防災マップでは、災害への日ごろの備えとしての日常的な備えのこと、あるいは避難行動に要する情報などにつきましても記載しているところでございますが、平成２８年度の熊本地震や昨年の大阪府北部地震、平成３０年７月豪雨、北海道胆振東部地震などの教訓を得まして、ブロック塀対策や警戒レベルの導入などの防災・減災対策についても日々改善されているところとなっておりますので、このような内容を受けまして、見直したいと思っておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

亀山市の防災マップ、洪水ハザードマップです。

洪水ハザードマップが作成された折に、既存の今まであった防災マップと一緒になってやったらいいんやないかというふうに提案をさせていただいて、このように洪水ハザードマップも一緒になって、今回も先ほどおっしゃった４河川とか、それから土砂災害とか、そういったものが加わってくるというふうに今お聞きをしました。

次に移らせていただきたいと思います。

避難所運営マニュアル、自主防災ハンドブックの活用状況についてお伺いをしたいと思います。

避難所運営マニュアルは避難所に関する基本的な考え方や、避難所組織のあり方や活動内容をまとめたものであって、東日本大震災の教訓を受けて、災害対策基本法が改正をされ、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針に基づいて、亀山市でも改正がされております。

議会質問で、私もこの避難所における女性の視点の大切さというのは訴えてこさせていただきましたが、この９１ページにわたる亀山市でできておりますマニュアルがどのように活用をされているのかについて、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

亀山市におきます避難所に関するマニュアルにつきましては、避難所開設職員用の避難所開設マニュアルと自主防災会、自治会用の避難所運営マニュアルの２種類があります。

避難所開設職員用の避難所開設マニュアルにつきましては、震度５強以上の地震が発生した際に、２名から３名の担当職員が自宅から指定避難所に駆けつけ、避難所の立ち上げから初動期の運営に至るまでを定めたものでございます。

このマニュアルにつきましては、指定避難所開設用職員へ配付しておりまして、今年度の訓練としては、４月にマニュアルを活用して研修・訓練を行っており、この７月ごろからは指定避難所ごとに避難所代表者、避難所管理者、そして開設担当職員が一堂に会しての現地での施設確認、訓練に取り組む予定でございます。

次に、自主防災会、自治会用の避難所運営マニュアルにつきましては、地域の方々が助け合いながら避難所運営の組織の立ち上げから役割分担、避難所生活のルールづくりなどを記載してあり、指定避難所の各代表者の方にはお配りさせていただいておるところでございます。

しかしながら、現状といたしましては、各地区によって防災意識の熟度はさまざまでありまして、今後避難所運営の熟度を高める必要があると痛感しているところでございます。

このようなことから、平成２９年度からは亀山市総合防災訓練では、避難所運営訓練に重きを置いた計画にいたしました。残念ながら２カ年連続で台風の影響により中止になっておりますが、今年度は東野公園で１１月３０日に計画をしておるところでございます。

また、各指定避難所の運営代表者、避難所管理者、開設担当職員に対しての避難所運営訓練を今年度行う予定でございます。以上でございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

いろんな活用をされているというふうにおっしゃっていましたけど、特に自主防災の中ではなかなかこういったものを活用するというところにまだまだ至らないところもあろうかと思いますし、それからさっきおっしゃったように、防災訓練が２年間流れているということで、２年間行われないということも私は問題じゃないかなあと思いますので、もうそこの地域は１０年ぐらいそこから先はないということですよね、そこが流れてしまうと。だから、やっぱりそういうこともしっかりと訓練ということは考えていかなければならないんじゃないかなと思います。

次に、自主防災リーダーハンドブックというのもコピーしていただいたんですけど、お伺いをしたいと思います。

かなりこれも同じぐらい分厚いやつでつくっていただいておりますが、現在の自主防災組織の設置率と、各自主防にはリーダーがいらっしゃるのか。そして、このハンドブックの活用状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

まず、さきのご質問にありました２年間連続で総合防災訓練が中止になった。それに対しまして

は私どもも危機感を持ちまして、中止になりましたけれども、西野公園を中心にされておる、計画しておりました野村地区を中心に、２月に別途防災訓練をさせていただきまして、野村地区からは約１５０名の参加者を得て防災訓練をさせていただいたところでございます。

続きまして、自主防災組織の現状でございますが、現在、市内２４６自治会中、単独または複数の自治会で自主防災組織を結成している自治会は２０２自治会ございまして、結成率８２．１％となっております。

平成７年の阪神・淡路大震災、平成２３年の東日本大震災などの災害を教訓といたしまして、大規模災害時には行政機能が麻痺することが予想され、有事の際には自分の身は自分で守る自助、地域の方々同士が助け合う共助が非常に重要でありますことから、この共助の考えに基づき防災活動の中心となるものが自主防災組織であります。

この自主防災組織については、防災・減災を進める上では非常に大切なことから、新規結成による結成率の向上及び自主防災組織のさらなる充実強化をお願いしているところでございます。

このようなことから、亀山市では自主防災組織の体制、平時の防災活動、防災訓練、災害時における自主防災活動などをまとめた自主防災リーダーハンドブックを平成２０年に作成し、幾度か修正を行いまして、現在、昨年の７月に修正を行ったものを自主防災活動の参考としていただいておるところでございます。

亀山市といたしましても、このハンドブックを用いながら自主防災活動に関する出前講座の開催、避難訓練や防災訓練の参加など、さまざまな取り組みを行い、自主防災組織及び活動の強化に努めているところでございます。

ちなみに、平成３０年度の出前講座といたしましては、２３地区へ出向かせていただきまして、延べ人数２，７００人の参加を得ているところの状態でございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

いろんな活動をしていただいているのはよくわかりました。

自主防災組織も８２．１％と随分進んだなあと思いますけど、設置ができない、やりたくてもできないところもあるとお聞きをしておりますので、そういう体制が共助の中でほかの地域の人たちとできるような形とかいろいろ考えていただきたいと思います。

出前講座も２，７００人の方が受けていただいたというのは非常に大きなことだと思いますが、これはどんな形でその出前講座で活用をされているのか、この自主防のリーダーには渡っているのか、何かそこら辺をもうちょっとお聞きをしたいなあと思うんですけど、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

この自主防災リーダーハンドブックにつきましては、ホームページによって公開させていただいておって、ダウンロードもできますし、自主防災組織への配付は行っておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

次に移ります。

災害時に避難支援が必要な方の実態把握についてお伺いをしたいと思います。

災害時要援護者台帳の整備について、何度か議会でも質問をしてまいりました。

先ほどの災害対策基本法の改正で、今、避難行動要支援者とこの災害時要援護者が規定をされておりますが、要は１人では避難が難しいという、厳しい人たちに対することでありますが、この名簿は以前から整理をされていると思いますが、新年度において、管理サービス機能の追加というのが書いてありましたが、予算化されておりますが、そこからちょっと質問をしたいと思います。

この名簿に今現在登録してある人数は何人なのか。この新年度において追加される機能とはどういったものなのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

災害時要援護者の名簿の関係でございますけれども、災害対策基本法第４９条の１０第１項によりまして、その作成義務が課されております。

私どもといたしましては、平成２９年度に避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱をつくりまして、現在管理をしてきているところでございます。現在の登録者は１，０９２名となっております。

そういった中で、今回避難行動要支援者管理サービスシステムということでございますが、こちらのシステムはこういった方々の登録の管理をより正確に、かつ私どもが使いやすいように、またその登録された方を災害において助ける体制をより確実にするようなものの考え方で進めておるところでございます。

サービスシステムの整備につきましては、介護認定を受けていらっしゃる方、または各種障害者手帳をお持ちである方々は、既存の一括したシステムがございます。それを加工するような形で新たに追加をしてまいるつもりでございます。

このシステム運用におきまして、例えば登録者の転出であったり、死亡などの変更事由がタイムリーに把握できることや、また訓練等で使っていただくような汎用的なことも考え合わせ、効果・効率的な適正な運営を図ることでより減災対策の一つとして捉えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

避難行動要支援者の対象者は福祉のほうでは大体把握はされておるので、そのあるシステムに介護とか、それから手帳保有者の方の名簿は福祉にはあるので、もともとある既存のシステムの中に要支援者の欄をつくっていくということが新しくこのサービスの機能の追加ということでありますね。わかりました。

もう一点、多分今１，０９２名というふうにおっしゃったんですけど、今までからも少し問題になっておりますが、同意を得られない方がその中にはいらっしゃると思うんですけど、その同意を

得られていない方に対してはなぜ同意をしないのか、登録をしないのか、理由とかは把握できているのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

先ほど議員がおっしゃいましたように、同意をいただけなかった方、実際には１８３名ございました。

実際のところ、平時と有事の際を分けますと、例えば本当に必要なときのケースを考えますと、災害対策基本法第４９条の１１第３項の規定によりまして、災害が発生し、また災害のおそれがある有事においては、本人の同意を得ることなく関係機関及び地域の支援者に情報提供をする運びとなってございます。

ただ、ご質問の同意をいただけない理由でございますが、調査票にはその理由を要求してございませんでしたので推測の域ではございますが、今日のプライバシーの保護の考え方であったり、個人情報の視点を多様なご意見で申されている方が多うございますので、そういったことが原因の一つになっていたのではなかろうかと推測をしております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

有事においては情報提供がされるということで理解をさせていただきましたが、なかなか現場まで伝わっていくということも厳しいかと思います。大きな災害が今予想されておりますから、そんなときにデータがすぐ出るかといったらそんな形にはならないと思いますので、やっぱり丁寧な説明で登録をしていただくということが私は必要やと思います。プライバシーの保護ということをおっしゃっていましたけど、本来個人情報の保護というのは、個人の権利や利益を保護することが目的なので、災害時の情報に関しては、個人の命を守るための情報提供になりますので、本当に丁寧に説明をしていただき、同意を得ていただきたいなあと思います。

次に移らせていただきます。

個々の実情に合わせた防災の手引等の作成についてお伺いをしたいと思います。

これは埼玉県久喜市で発行されている障がい者のための防災の手引というのが出されておりました。この中を見ますと、それぞれの障がいの種別、肢体の不自由な方、目の不自由な方、耳または話すことが不自由な方、目と耳が不自由な方、内部障がい・難病のある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方、発達障がいのある方、この７つに分けて自助・共助・公助のすべきことが示されておりました。

その配ってあるやつは久喜市ではありませんので、済みません。

例えば、自助では事前の備えから障がいに応じた準備、災害発生時の行動の仕方まで、共助では支援者が障がいに応じてどんな対応をすればいいのか、公助では福祉避難所の一覧や先ほどの要支援者台帳への申請の要請、申請してくださいよということが書かれてあります。また、視覚障がい者用のビブス、ちょっと写真を出していただきたいんですけど、視覚障がい者用のビブスや聴覚障がい者用のバンダナ、こういったものが欲しい方には手元に行くように、申請をすればいただける

よう、そういったことが書かれてありました。このビブスをつけている方には、避難所等で何かお困り事がありませんかと声をおかけくださいと書いてありました。バンダナを着用されている方には、手話や筆談等による対応をお願いしますと書かれてありました。

亀山市の防災マップ、先ほど紹介させていただきましたが、すばらしいものができておりますが、さっきおっしゃったそのマップの後半に掲載されている基礎知識、それだけでは私は不十分じゃないかと考えます。もっと自助・共助・公助の役割や日ごろの備え、そういうことを啓発していく必要があるのではないかと思います。

支援が必要でない方、そういった方に対しても在宅避難のための日ごろの備え、よく私も言いますが、家具の固定やローリングストック、日ごろの備えてある食品なんかも少し多目に置いておきましょうとかというローリングストックなど、またペットを飼っていらっしゃる方、また外国人など、さまざまな観点からこの手引の作成が必要ではないかと考えますが、ご所見をお願いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

現在、亀山市の防災・減災対策につきましては、私ども、大きな柱を２本考えております。

１つには、行政機能が麻痺することを予想されたときの自助・共助。それから公助、いわゆる行政側がすべきこと。この大きな２本を分けて考えていくべきだと思っております。

そのうち自助・共助につきましては、議員がおっしゃいましたとおり、いわゆる障がいのある方、障がいのない方、この方々が自助・共助の部分でおのおのが助け合いながらしていくことが一つ肝心なことなのかなあと思っております。そのような観点からも、現在策定を計画しております地区防災計画につきましても、各地区、各地区でいわゆる要配慮者に対応した対策を練っていただくような計画を盛り込んでいただきたいと思うておるところでございまして、それを今後つくっていただくような説明会を開催していく予定でございます。

もう一つは公助の部分、いわゆる行政ができることにつきましても、要配慮者対策につきましては、今後関係部署とも研究をしてまいり、よりよいものができて、いわゆる寄り添った行政ができるようなものを研究してまいりたいと思うておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

ぜひお願いをしたいと思います。

ちょっとホームページを見ましたら、防災のことに関しても文字ばかりがばあっと出てきました。本当に見づらくて、市民の人に訴える内容にはなっていないかなあと。先ほど久喜市の防災の手引をお見せしましたが、亀山市にも手引があるのかなあと思って検索をしましたら、被災後の手引が出てきました。もう被災した後にはこんなふうにしてくださいというのは出てきましたけど、本当にその備えとか、それから自助・共助を一生懸命訴えてくださっているんであれば、やっぱりしっかりとそこら辺をやっていく必要があるんじゃないかなあと思います。

最後の写真を映していただきたいと思います。

これは久喜市ではなくて、明石市のホームページを見ていましたら、明石市でもこういったものがホームページに張りつけてありました。総合計画の中には、１人で避難できないと答えた方がサービス利用者で６割いらっしゃるというふうにありましたので、来年度この防災マップを作成するに当たって、しっかりとそこら辺の対応をお願いしたいと思います。

今後もし作成をしていくとしたら、やっぱりしっかりとその障がいに応じたそれぞれの団体とのヒアリング、こんなことに困るんやということをしっかりとやっぱり情報を収集しながらやっていっていただきたいと思います。

最後に、ヘルプシーキングという言葉を新聞で見ました。ヘルプシーキング、訳すと援助希求、支援の援に助ける、希望の希に求める。助けを求めていくという、声を出していくという、そういう日常生活の中で人に助けてもらうことはいいことだという意識を広げることが大切だというふうに書かれてありました。

安心して助け合える関係は、一人一人に心の余裕をもたらして、持てる能力を引き出すと言われます。先ほどの明石市の事業者も、ああいった助成制度を活用することによって、障がい者の人に目を向けることができると。次の段階、どうやって対応すればいいかということが想像できたということが、多分ここで言われているんだと思います。

共生社会の推進といってもこのヘルプシーキング、援助希求の輪を広げることと、お互いさまの意識を広げていくことだと思います。私も尽力していきたいと思います。

終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

１０番　森　美和子議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後１時まで休憩します。

（午前１１時５１分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１１番　鈴木達夫議員。

○１１番（鈴木達夫君登壇）

大樹の鈴木達夫でございます。

一般質問をさせていただきます。

きょうのテーマは、ＩＴ社会における今後の亀山市についてというテーマでございます。

令和の時代に入りまして、平成を振り返るに、バブルの崩壊とか少子・高齢化、あるいは人口減、そしてたび重なる大災害はよく言われますが、私はもう一つ、やはりインターネット、携帯電話、あるいはスマホとか、そういった情報機器、あるいは情報技術の急速な普及、それに伴う生活様式、ライフスタイル、あるいは価値観の変化が、それも今後急激に人間社会にかかわりを持つ時代を予感させられる時代であったかなあと、そんな気もします。

とはいいながら、私もスマホを持っていますが、使い方とか利活用、十分でなく、よく家族にどうするんだというくらいのそんな人間、ＩＴとかＩＣＴとか、あるいはＲＰＡとか非常に難しい、

本当に不得意な分野ではございますが、得意な分野もございませんが、頑張って質問をさせていただきたいと思います。

大きく教育行政と、それから一般行政といいますか、行政におけるＩＴ社会への対応ということに分けました。

実は、この質問のきっかけといいますか引き金になったのは、一昨年、亀山西小で行われた教育を語り合う会、この中で教育長が冒頭の挨拶で、通告にも書いてありますが、「１０年後、君に仕事はあるのか？」と、この本を紹介されまして、ロボット社会、ＡＩ社会の中で、学校は、あるいは教員は何をすべきかというような趣旨でお話をされたことを覚えています。中には多くの教職員も見えて、もちろん学校関係者以外にも地域の方とかそんな方もたくさん見えたんですけれども、たくさんの教職員を前にそういうタイトルを紹介したというのは、非常に私的には刺激的なといいますか、ちょっと興味深いということで、私も読ませていただいて自分なりの解釈はしたつもりです。そんな意味で、冒頭、教育長、教育を語り合う会で「１０年後、君に仕事はあるのか？」、これを紹介された趣旨と意図は何なのかということを聞きたいと思います。

○議長（小坂直親君）

１１番　鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

服部教育長。

○教育長（服部　裕君登壇）

議員ご指摘のとおり、私は平成２９年度の教育を語り合う会の冒頭で、藤原和博先生の「１０年後、君に仕事はあるのか？」という本の紹介を挨拶の中でさせていただきました。

この本では、今後ＩＣＴ化が進み、ＡＩ（人工知能）やロボットが人の仕事を奪う社会が到来し、子供たちに求められる力が変わってくることが指摘されております。

これからの亀山の教育のあり方を考えていく上で、今まさにそのような時代の状況にあることを亀山の教育関係者を初め、保護者や地域の方々にぜひお伝えしたいという思いから紹介させていただいた次第でございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○１１番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございます。

ＩＣＴが進んで、あるいはＡＩ（人工知能）が、あるいはロボットが人の仕事を奪う社会に入ったんだと。そんな中で、親や学校、先生はどんなサポートをし、どんな武器を子供たちに、生徒に持たせたらいいんだろうかと。ご挨拶の中にはもうちょっと踏み込んだ、先生が先生でしかできない仕事、あるいはロボットやＡＩでは賄うことができないことは何なんだろうというような少し踏み込んだご発言もあったかに思いますが、その件は次の項の中で質問をさせていただきます。

ここにその本があります。ちょっと紹介させてください。

作者、藤原和博さんという方、１９５５年生まれ、６３歳、私より１つ上なんですけど、大学を出てから、リクルートという大きな会社に入られました。部長職を経た後、４７歳のときに義務教育初の民間校長として杉並区の和田中学校の校長を務められました。その後、大阪府等の自治体の特別顧問を務めた後、２０１６年から奈良県の一条高校の校長先生を務められたということでござ

います。

本の紹介も簡単に。「１０年後、君に仕事はあるのか？」ということで、まずタイトルどおり、これからの１０年で世界は激変するんだと。ＡＩ、ロボットによって仕事が消滅する時代に入るかもしれないと。しかしそんな中で、そんな時代に身につけたいことをここで私は示したいという本なんです。

その中で、情報編集力、これが鍵になるんだと。この情報編集力を培うにはどうしたらいいかといういろんなアドバイスが書かれていました。そして最後には、やはりそういう時代を受けた君たち、子供たちこそこれからは未来を開けるんだという、非常に前向きな、頑張れよというようなメッセージ、あるいは応援が書かれた本でございます。

そういうことで、２番目の今後求められる生徒像、学校像及び教師像というところに入りますが、生徒像ということで、非常に教育という幅の広い、あるいは奥の深いテーマの中では、きょうの質問は亀山市学校教育ビジョンの体系の中の３つのつけたい力の中で、「確かな学力、健やかな身体と心を基盤に、自らを高め、新しい時代を生き抜く力」、そして基本目標に上げられた「確かな学力を基盤にした生きる力をはぐくむ教育」、そして基本方針の「新しい時代に対応し、未来を拓く教育」と、こういう視点、これだけではなくてもいいんですが、教育長と少し問答ができたらいいなあと思います。

まず、今後の求められる生徒像なんですけれども、生徒がこの新しい時代、ＩＴ化に対応でき、みずからを高め、生きる力を育む教育とは何か。従来からの切りかえ、あるいは切り口ですね。どんな新しい切り口が必要とされるか、認識しているかを答弁いただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部　裕君登壇）

議員お尋ねの視点からお答えします。

新しい時代に生きる子供たちには、文章を正確に理解する読解力、教科固有の見方、考え方を働かせて、自分の頭で考えて表現する力、情報や情報手段を主体的に選択し、活用していくために必要な情報活用能力、そして個人ではなく、対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し、複数の答えや皆が納得する答えを生み出す力、これらを育んでいく必要があると認識しています。

学校教育が取り組んでいる生きる力、生き抜く力を育む意味では、これまでと変わりはないのですが、１つの正解を求める傾向が強かった教育から、ある意味転換が必要と認識をしております。

議員ご指摘の新たな切り口としましては、新学習指導要領にも述べられておりますアクティブラーニング、主体的、対話的で深い学びを意識した授業づくり、また学校外にいる人たち、地域の方々との交流を通した学習のあり方等を見直すとともに、これまで以上にそういった機会は必要になるとの認識でございます。

プログラミング教育、外国語教育、新しい教科「道徳」等も社会の変化に対応した新たな取り組みに通じるものがあろうかと認識しています。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○１１番（鈴木達夫君登壇）

非常に難しい、よくそしゃくができていないんですけど、本の中では、情報処理力、いわゆる国語、算数、理科、社会、平たく言えば基礎学力とあわせて、今後はその情報を編集する力が必要であるというように言っております。情報処理力、いわゆる基礎学力がインプットなら情報編集力というのはアウトプットで、単なる知識の習得だけではなくて、その知識を生かせる判断力や表現力、より深く思考したり、あるいはつなげたり、統計化といいますかまとめる力、この編集能力が必要だということがうたわれております。そうしないと、知識や膨大なインターネットの情報の中に、子供たちはその洪水の中に巻き込まれてしまうと、押し流されてしまうという表現もございました。詰め込んだ知識というのは、試験が終わればすうっと忘れがちであると。その大きな防御装置として編集能力を培えというように思います。

そこで質問をします。

亀山市学力向上推進計画では、取り組む柱として、書く力ということが上げられていますが、この書くというのは、主に何を書くんですか。日記を書くとか作文を書くとか感想文を書くのか。書く力、何を書くのか。実際に学校現場でどんな書く力のトレーニングをしているのか。そしてまた、その書く力がこの情報、あるいは学力の編集力にどう関連すると考えているかお答え願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部　裕君登壇）

教育委員会では亀山市学力向上推進計画を策定いたしまして、書く活動を軸にして、さまざまな学力課題の改善を図る取り組みを進めております。

推進計画には、書く活動として、授業の中で自分の考えを文章に書くこと。そして、学習した成果を振り返る文章を書くこと。生活記録等で自分自身の生活や行動の振り返りを書くことなどを示しております。

そして、どのようなそのためにトレーニングをしているかということだと思いますが、学校現場におきましては、授業の最後に振り返りという時間を確保しまして、子供たちが毎回５行以上の文章を書く取り組みを行っております。また、子供が書いたノート等を回収し、担任、教科担任が丁寧に点検、添削して子供に返すようにしております。

そして、情報編集力にどう関連していくのかというお尋ねだったと思いますが、書く力はあらゆる学力につながるという考えのもと、学力向上の取り組みを進めています。

例えば、文章を書くことは考えを整理し、視野を広めることで、思考力、活用力の育成向上につながります。また、学習した成果を振り返る文章を書くことは、自分の学びを自覚し、その授業でわかったこと等をまとめて自信を高めることで、自己肯定感や主体的な学習意欲の向上につながると考えております。

「１０年後、君に仕事はあるのか？」では、情報編集力とは正解が１つでない問題を解決する力、あるいは思考力、判断力、表現力と示されております。これらの力は書く力の育成で育まれるものと共通する部分があると考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○１１番（鈴木達夫君登壇）

学習したことを振り返る文章を書いていると。５行程度しっかり書くと。それがそれを整理すること、あるいは活用することが自分自身の自信あるいは自己肯定感につながるという答弁をいただきました。非常にいい試みであろうかと思います。

それでは、学校像の前に教師像をやりたいです。

ずばり、この本を紹介しながら、服部教育長、今後求められる教師像について、どのようにお考えか聞きたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部　裕君登壇）

教師は子供たちの心身の発達や人格形成に影響を与える重要な存在であると自覚し、子供たち一人一人を大切にし、質の高い教育を提供し続ける義務がございます。

教育者としての使命感、責任感、豊かな人間性、社会性、幅広い教養を身につけるためにみずからを磨き、意欲を持って教育に取り組む教師像、つまりは未来を開く子供たちの豊かな学びの実現に向けて、情熱と誇りを持ち、学び続ける教職員、この教職員がまさにこれからも必要とされる教師像であると考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○１１番（鈴木達夫君登壇）

情熱を絶やさず、学び続ける先生が求められている。ロボットでも人工知能でも賄い切れないものは、情熱を持ち、学び続けるということのご答弁かと思います。

私はこの本で２つ印象に残ったのは、先ほども教育長がおっしゃったように、アクティブラーニング、これの必要性、アクティブラーニングというと、言ってみれば、生徒が寝ない授業なんですね。いわゆる単なる知識の詰め込みでなく、ディスプレー、あるいはタブレットを使いながらロールプレイングだプレゼンテーションとか、あるいはワーキングを取り入れながら、表現をする場みたいなものの提供をする、この必要性を感じました。

もう一つは、今おっしゃったように、いわゆる先生の学ぶ喜びとか楽しさとか充実感、これは子供たちに伝染をすると。言ってみれば、今おっしゃったように、学び続ける先生、これが必要であると思います。

それで、私は真ん中に学校という項を残したんですけれども、それではその先生方が学び続ける、学ぶ楽しさとか喜びとか充実感を子供たちに伝染、感染する現場であるかということを聞きたいと思います。

そのような授業が、まず１つはアクティブラーニングみたいな授業が今実際に行われているかどうか。それから、今後のその展開。もう一つは、教師が、今働き方が言われていますが、自己研さんをできる、いわゆる学び続けることができるような余裕というか、そういうものがあるのかということの認識を教育長に聞きたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部　裕君登壇）

亀山市におきましては、学校教育ビジョンにおきまして新学習指導要領に示されておりますアクティブラーニングの視点からの授業改善の取り組み、そして学ぶ喜び、わかる楽しさが実感できる授業力向上や授業改善につながる研修の推進がそれぞれ施策として示されております。これらは既に本市において取り組みが進められておるところでございます。

今後、新学習指導要領全面実施により、主体的、対話的で深い学び、いわゆるアクティブラーニングによる授業改善は一層進められる必要があります。また、情熱と誇りを持ち、学び続ける教職員による学ぶ喜び、わかる楽しさの保障はこれからも欠くことのできないものであると考えております。

そのような中で、そのような時間や余裕があるのかというお尋ねだったと思いますが、教員は子供たちがわかる、できるを実感できる授業を目指し、日々教材研究や自己研さんに励んでおります。子供たちのためならという教員特有のこの強い思いが結果として仕事を際限なくふやし、長時間労働につながっているとも考えられます。もっと教員が余裕とゆとりを持ち、教員本来の教育活動に専念できるよう、業務の役割分担や適正化、必要な環境整備を行い、教員の長時間勤務是正に向けた業務負担の軽減を図っていく必要はあると考えております。

現在も過重労働軽減に向けたさまざまな取り組みや環境の整備に努めているところでございますが、今後はもっと教員の勤務実態を市民の皆様に発信し、ご理解を賜った上で新たな共通の目標を定めていければと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○１１番（鈴木達夫君登壇）

ご答弁、私なりにまた整理をさせていただきます。ありがとうございます。

次に、ＩＣＴ教育と英語教育ということは時間もありませんので、簡単にやります。

実は、先日６月９日に中日新聞の社説に、江戸川区議会議員に当選されたインド出身の愛称ヨギさんという、本名がプラニク・ヨゲンドラさんという４２歳の方なんですけれども、公立学校を変えたいということで立候補されて、ご当選されました。彼が見る日本の教育、日本の学校に対する疑問が幾つも湧いてきましたということでございます。教科書どおりに教えるだけ、実験をしたり立体模型を使ったりして自分の頭で考える機会が少ないのではないか。なぜその教科を勉強するかを教えていない、考えていない。テストの前だけ知識を詰め込んでいるのではないか。授業で何をなし遂げたかという感情が満たされないことがいじめの蔓延にもつながっているのではないかというコメントでございます。

ＩＣＴ教育ということで、来年度から新学習指導要領の中にプログラミング教育というものが示されていますが、このプログラミング教育とはいかがなものかということを教えてください。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部　裕君登壇）

プログラミング教育とは、身近な生活の中にコンピューターが活用されていることを知るとともに、手順を追って考え、判断し、問題解決に結びつけていく情報活用能力を身につける学習のこと

をいいます。

子供たちは、例えば自動販売機やロボット掃除機を利用する際、コンピューターが活用されていることや指示されたプログラム、手順によって動いていることを学びます。そして、コンピューターに指示を出す手順を工夫することでさまざまな問題解決が図れるというプログラミング的な考え方、論理的な思考の手順を学びます。

また、プログラミング教育は特定の教科の中で実施されるものだけではなく、さまざまな教科、単元の中で実施するものでありまして、コンピューターを活用できる技術やそこで用いられる論理的な思考手順を日常生活や将来の社会づくりにつなげていこうとする狙いがあります。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○１１番（鈴木達夫君登壇）

時間もありませんので、やはり私はこのプログラミング教育というのは、本当のＩＴ教育の本格的な突入の前の非常にいい機会、チャンスのときに、このプログラミング教育が誰もが嫌いになれない、なじめる、好きになってもらいたいと思います。その意味で、理解度別のこのプログラミング教育というのはできないんでしょうかと。いわゆるこのＩＴならではのわざでぜひ理解度別の授業をやってもらいたい。答弁は時間の関係であれですけれども、ぜひ研究してもらいたい。理解度別授業の推進、お願いします。

次は、それじゃあそのプログラミング教育に見合ったＩＣＴ環境整備ができるのかという質問をしたいんです。

ごくごく最近の文科省によりますと、この教育のＩＣＴ化に向けた環境整備５カ年計画というものが発表されたんです。それによると、生徒用のコンピューター、多分タブレットだと思いますが、１日１こま分程度整えろという、言ってみれば、これは１人１台環境ですよ。１人１台環境の実現を目指せということでございます。

教育委員会としてこの機器等の対応は十分なのか、あるいは亀山市の主要事業、あるいは実施計画の中でしっかりと位置づけされているかどうか、どう認識しているか、教育長。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部　裕君登壇）

本市におきましては、プログラミング教育の実施に向けて機器等の整備を計画的に進めているところでございます。一方、文部科学省は２０２２年度までに学習者用コンピューターを３クラスに１クラス分の割合で整備することを推奨しております。

そういった中、現状、亀山市におきましては国の平均や県の平均を上回る状態にはございます。

一方、今月６日でございますが、政府の規制改革推進会議が全ての小・中学校で５年以内にデジタル技術を活用した教育環境を整えることを求めた第５次答申を安倍首相に提出しています。その内容は、パソコンやタブレット端末の１人１台体制を早期に実現し、児童・生徒個々の理解度に合わせた、まさに議員ご指摘の習熟度別授業を目指すべきとしております。その答申に対し、安倍首相は改革の実現を急ぐとのコメントを発表しています。

したがいまして、今後もこういった動向に注視してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○１１番（鈴木達夫君登壇）

ぜひ機器の整備を進めていただきたいと思います。

英語教育ということで質問をさせていただきます。

先ほどのヨギさんではございませんが、なぜその教科を勉強するのかということを教えていないということでございます。

亀山市における英語教育、教育行政の現況報告の中でも英語チャレンジの作成とか、英語でキャンプの実施の報告もいただきました。来年度よりの実施なんですけれども、亀山市では昨年よりもう英語教育を小学校でやっているということでございます。

その英語教育に対して、非常に推進論と慎重論がある、一般的にですね。簡単に慎重論を申し上げます、英語教育に関して。

１つは、今言ったＩＴの機器の発達、あるいはスマホ等の機能で通訳、翻訳機能はもう個人の感情までも含めて伝えるレベルまでもう時間がかからないんだと。あるいは、一方週刊ダイヤモンド社のホワイトカラー機械化代替率というものがあるんですけど、９０．２９％が翻訳あるいは通訳に関してはもう機械化されるという、そういうＡＩの時代に入ったというのが１つ。

もう一つは、大切な日本語の理解、あるいは語彙の脆弱さというのか、弱さの中で、もっと日本語教育に本腰を入れたらどうかというのが２番目。

３つ目は、英語嫌いのために他の教科にも伝染し、勉強嫌いになる可能性もある。あるいはそれが起因をして孤立したり、いじめの発生にもつながるというような慎重論に対して、どう反論し、英語教育の必要性を教育長は認識しているか答弁をいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部　裕君登壇）

議員ご指摘の英語慎重論でございますが、英語教育はＡＩ時代になっても必要であると考えております。

ＡＩによる外国語の翻訳精度やスピードは増し、通訳さえ必要がなくなる日も近いと言われておりますが、多文化の人、つまり外国の人と出会い、人間関係を築いていくためには、言葉以外にも表情、ジェスチャー、スピード、間のとり方などが大切な要素となってまいります。つまり、今求められている英語力とは、コミュニケーションツールとしての英語力でありまして、教科書の中にある決まった状況での単調な反復練習ではなく、英語を使って何かを伝えたり、臨機応変に対応したりする力であり、英語デイキャンプ、英語チャレンジはその力を試す一つの機会として実施しているところでございます。

本市としましては、体で覚えることのできる思春期前の子供たちに外国語を楽しい活動として位置づけることにより、英語を知識としてではなく、言語として習得することを目指しています。より早い段階から英語になれ親しむことが望ましいとの考えでデジタル教材を使ったチャンツ、リズムに合わせて発音することです。や、歌、ゲーム等を取り入れ、スモールトーク、今まで習ったことを使って自分のこと、本当のことを話す。教科書に載っている文を読み上げるんではなくという、

スモールトークに結びつけています。授業や日常生活の中で、英語を使った成功体験を積み重ねることで、グローバル社会でもたくましく活躍できる子供たちを育てていきたいと考えております。

子供にわかるように英語の必要性ということは、よろしいですか。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○１１番（鈴木達夫君登壇）

通告のときに教育委員会のほうに子供にもわかるように説明してくれないかということを申し上げましたが、ぜひその辺、僕もこれはわからないんですけれども、プログラミング教育の中で英語授業は必要かという、そういうテーマで手順を追って情報を組み合わせて学習してもらいたいな。そんな中で人間と言葉、あるいは生活、あるいは世界と日本の関係みたいなあたりの学習をされることを期待します。

最後に簡単にお答えをしていただきたいんですけれども、ＩＴ社会に対応できる教育行政はということなんですけれども、いわゆるこれは教育事務なんです。積極的なＩＴ化によって業務の効率化、能率化が図れるのでないかということでございます。先ほど紹介しましたＩＴに今後変わっていく。学校事務員というのは９９．４１％がＩＴあるいはロボットにかわられる時代が来るよということも示されております。どんな形で教育事務の効率化、能率化、ＩＴ利用についての考え方、簡単にお願いします。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部　裕君登壇）

学校における教育事務のＩＴ化、情報通信技術の活用につきましては、電子入力システムの導入による成績関係書類作成の効率化、学年通信、学級通信の作成に係る書式の共通化やデータベース化、児童・生徒等の名前、住所等の基本的な情報のデータベース化などがございます。

これらは各校の実情に応じて実施されておりますが、現在、指導要録の電子データ化、サーバーを活用した各校のデータの共有化を進めているところでございます。

今後も教師が子供と向き合う時間を確保するため、情報通信技術の活用については国や他の地方自治体の動きを注視しつつ、その費用対効果等も含めて研究し、教育事務の効率化に向けて努力をしていきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○１１番（鈴木達夫君登壇）

またじっくり議論できる時間をいただきたい、また僕も勉強をしてまいります。

次に、今度は行政におけるＩＴ社会の対応ということで、３項目を残して、一番初めにＩＣＴ利活用計画の進捗についてということでございますが、簡単に進捗をお示し願えれば。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

ＩＣＴ利活用計画は、平成２９年度から令和３年度までの５年間を計画期間としております。

これまでの進捗状況でございますが、市の基幹となるシステムである税、住民記録、国民健康保険、国民年金などを取り扱う総合住民情報システムと、市職員が主に内部情報に利用する統合型内部情報システムを安全に運用するため、サーバーを外部に持つクラウド化による運用を開始したところでございます。

このほかにも、市税及び水道料金クレジット収納の導入、小・中学校の児童・生徒用及び指導用タブレット型パソコンの導入、国民健康保険広域化に対応するためのシステム改修、行政情報オープンデータの運用開始、職員に配付しておりますパソコンの更新などを実施いたしたところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○１１番（鈴木達夫君登壇）

今の答弁ですと、あれをしたこれをした、開始したという報告はいただきましたが、あれは未着手とか、これは運用がスムーズにいっていない。そういうことも含めて進捗を聞きたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

平成３０年度の実績を取りまとめたところでございますが、これまでの取り組みについてはおおむね計画どおり進行しているものと認識をしております。その中で、あえてマイナンバーカードを活用した行政サービスといたしましては、まだまだ具体的な事業進捗が図れておらず、これらマイナンバーカードを活用した行政サービスの展開につきましては、カードの普及が必要不可欠であるものと認識をしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○１１番（鈴木達夫君登壇）

おおむね進捗をしているという答弁だったんですけど、国のこの法の実質的な狙いは、ナンバーワンはやっぱりマイナンバー制度なんです。国民番号制度、この活用。いわゆるマイナンバーのＩＣチップの空き領域の活用をしたいというのが１番目。２番目は、地方公共団体はそれに沿って総合的な防災情報システムの構築ですよ。それから３番目は、やはり多様化するニーズ、高齢化が進む中で、効率、能率をもっとアップして行政コストを下げなさいと。言ってみれば、１番、２番なんかは進んでいないんですよ、これ、実際はね。

それで、いろいろ質問を用意したんですけれども、この内部体制とか、あるいはどうしたら市職員のたくさん持っているＩＴに強い人の能力を、スキルをどう吸い上げていくかという質問も用意したんですけれども、実は私はこれはあくまで今の計画ですと、５年間で５９の事業をして、その進捗を管理しているにすぎないように見えてしようがない。やはり、今、企業や経済界というのは、もう加速度的にＩＴ、ＡＩの利用、いわゆる企業だけじゃなくて、たくさんの市町が今さまざまな運用、あるいは挑戦している。

ここに資料があるんですけれども、今、我々のいわゆる行政の関連する情報紙のほとんどとは言わないまでも、ＩＴあるいはＡＩに対する挑戦、事例がどっと載っているんです。あるんです。今

も総務委員会も研究をされていると思いますけれども、私は今はまだ顕著に見えていませんが、亀山市にはこのＩＴの対応が非常に僕はおくれをとるような気がしてしようがない。

それで、今度のこの計画の見直しが、これは改定が令和４年ですね。４年まで今五十幾つの事業を上げて、その進捗を見守るだけで、主な３つの総合的な防災情報システムもできていない、マイナンバー制度もそんなものについていかずに、新たに今の時代に合った行政としてできるＩＣＴの利活用計画、これは再構築すべきと思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、マイナンバー制度につきましては、税、社会保障、防災といったこの３つの基本項目を推進していくことが１つ柱となっておりますが、そもそもそれの推進につきましては国の法律等が改正されなくては進められないという大きな問題がございますので、なかなか一自治体のみでマイナンバー制度を進めてくというのには限界があるものというふうに考えております。

それと、今回の計画につきましては令和３年度までで、令和４年度に改正をいたしますが、この計画には本市を取り巻く社会情勢の変化等に適切に対応するため、必要に応じて改定を行うこととしており、実施計画を適宜修正するなど、情勢の変化に素早く対応するような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○１１番（鈴木達夫君登壇）

マイナンバー制度のことを言っているんじゃないんです。いろんな革新ができるということでございます。

そんな意味も含めて、次の新庁舎等の関係の質問をします。

最近うちに帰りますと、小学校６年生の孫が２階で大きな声で会話したり笑い声が聞こえているんです。私は誰か友達がいるのかということで家内に聞いたら、いや、タブレットで野球のゲームを一緒にしながら、会話しながらやっているよとか、すごい時代だなあと思ったんです。それから、この前、僕、法事がありまして、私のめいっ子が自宅でタブレットでテレビ会議をしながら就労している姿も見ました。きのう、たまたまうちへ帰ったら、ドライブスルーの話がありまして、薬局、銀行がドライブスルーでやっていますよ。あるいは変な話でお葬式までも、香典をドライブスルーで出している姿も。そんな姿を見ますと、やはりこういうものを入れれば市役所って変わっていくんじゃないかなあというふうに思う。通告した後ですから余計に意識しまして、市役所変われるぞというような、そういう感覚になりました。

それでは、この３月に新庁舎の基本構想ができましたが、このＩＴ社会と新庁舎の関係をどう捉えているか、お答え願います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

超高齢化、人口減少社会を迎えるに当たり、深刻化する労働力不足の解消や働き方改革を推し進

めるためには、ＡＩ（人工知能）やＲＰＡ（ロボット）による業務の自動化というものの新技術の果たし得る役割は大きいものと考えております。

その中で、行政におきましても事務の効率化が進み、本市では今後予定されております新庁舎建設においても情報通信技術、ＩＣＴの進展を初めさまざまな社会情勢を勘案する必要があると認識をしております。

その上で、適切な庁舎のあり方を検討してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○１１番（鈴木達夫君登壇）

今、ご答弁していただいたことの内容が、この亀山市新庁舎建設基本構想のどこに記載されているか示していただきたい。

○議長（小坂直親君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合　浩君登壇）

新庁舎建設基本構想におきましては、基本理念を市民に開かれた安心と希望へつながる庁舎としまして、その基本理念を具現化するために７つの基本方針を定めております。その基本方針の一つであります機能的、効率的で働きやすい庁舎におきまして、ＩＴを活用した行政サービスの電子化への対応などの環境整備と記載しております。

また、新庁舎に導入する機能の一つである執務機能のうち、執務空間の整備において、国の世界最先端ＩＴ国家宣言などから、今後も情報通信技術の高度化にさらなる対応ができる設計が求められる。また、フリーアクセスフロアや無線化などＩＴ化に沿った配線が自由にできる構造とし、将来に向けた情報通信網への対応が求められると、このように記載しております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○１１番（鈴木達夫君登壇）

これから先、多分今基本構想ですので、いろんな計画、設計、早くても７年、８年先の新庁舎です。当然その７年、８年、９年先になれば、いわゆるこの人、物、金、時間、情報、これらの環境がここ１０年で大きく変わるということがこの基本構想の中でしっかり示されるべき。求められる庁舎の役割、あるいは機能は何なのかと、しっかりやはり見据えた上で、この基本構想を立案すべきだったんです。書き込みの中にＩＴ化に沿った配線が自由にできる構造って、配線の問題じゃないですよ、これは。もっと大きな視点でこの新庁舎の構想を捉える、この姿勢というのが私は大切だと思います。

質問を続けます。

ＩＴ社会同様に、定員適正化計画、ＩＴ社会と職員の定数についての考え方を聞きたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

定員適正化計画におきましても本年度改正をさせていただきますが、新庁舎建設と同様に、情報通信技術、ＩＣＴの進展を初め、さまざまな社会情勢を勘案する必要があるというふうに認識をしております。そうした上で適正な定員のあり方について本年度検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○１１番（鈴木達夫君登壇）

お役所仕事という言葉が従来からございます。一般的には非効率で不親切であると、そんな代名詞で使われてきたようにも思います。地域のお客様が逃げるわけでもなく、ライバルのいない独占的な事業者たるゆえんであると唱えられてきました。しかし、最近では、このお役所の働きぶりというか、働き方の見方は随分評価が改善されて、一定のご理解、あるいは信頼も僕は得ているように思います。

一方で、地域間競争ということもよく耳にします。住民が自分の住む地域を選ぶ、いわゆる足による投票が始まっているようでもございます。

しかし、本来的には逃げることのできない地域でお住まいの方々に、他に、いわゆるライバルに任せることができない仕事、あるいは役割を見出して実践していくことが本来の私はお役所仕事であるように思います。ＩＴ社会の到来にあっても、これだけは代替ができない亀山市役所の仕事であると、そんなこととは何なのかと。これは通告がしてありますので、お答えをしていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

単純作業をコンピューターに任せることによりまして、職員が担う住民と接する対人的な業務が比率、重要度ともに高まってくるものと考えていることから、コミュニケーション能力の高い人材が必要になってくるというふうに考えております。

このような専門的な職員の採用につきましては、ＩＣＴの進展状況や行政分野における導入状況を勘案しつつ、例えば期限つき任用職員の制度の活用も含めて検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○１１番（鈴木達夫君登壇）

きょうはＩＴ社会における教育、あるいは行政のあり方について聞きました。

やはりどんなにＩＴが進もうが、教育現場では先生でしかできないこと、そして亀山市役所、あるいは職員においても市役所でなければできない仕事、あるいは職員でなければできないこと、これを探り当てることがＩＴ社会に対応できる、順応できる、大きな私はキーポイントであろうかと思います。なお言うなら、職員であれば、ぜひ地域愛、亀山愛をしっかり持っていただきたい。そんな働き方を私は見たいと思いますので、どうぞご理解をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

１１番　鈴木達夫議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩します。

（午後　１時５５分　休憩）

（午後　２時０４分　再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、４番　今岡翔平議員。

○４番（今岡翔平君登壇）

勇政の今岡です。

通告に従い、一般質問を行わせていただきます。

２つテーマを上げさせていただきました。ふるさと納税についてと、あと２点目の三重県との連携についてということで２つ上げさせてもらいましたが、通告とは順番を入れかえて、三重県との連携についてのほうから行きたいと思います。

櫻井議員も、後で質問される内容にも同じような話があるんですけれども、例えば車で道路を運転しておっても、停止線の白線とか、横断歩道の線が消えていたりですとか、あるいは草刈り、草がぼうぼうでなかなか進んでいないよというところを市に確認をしてみたら、そこは県の管轄になっていて、県の予算が厳しいからなかなか進まないんだというような話をもらってしまうことが、例えば草刈りだったり、白線というところではあるんですけれども、多分ほかの議員さんもそういう話ってもらうと思うんですけれども、ただ、いつも議場でも言っているとおり、市民の人にとっては、自分の目の前の道路とか、自分のうちの隣の道路というのは、別に県も市も関係なくて、自分の身の回りの環境が十分でないから、我々にそういう不満だったり、何とかしてほしいという声が届くと思うんですけれども、結局市のほうに伝えたとしても、なかなか県のほうが厳しくて話が進まないよというようなことを言われてしまうと。

鈴木知事とお話をしたときにも、三重県は実際予算がかなり厳しいと。どういう言い方をされるかというと、県下の市町村の中で三重県よりも財政状況が悪いのは、１つのところを除いて、あとはみんな自分たちのところのほうが、基礎自治体のほうが県よりも財政状況はいい状況だというようなたとえをされる、そういった予算の厳しさということなんですけれども、まず１点目に上げさせていただきました、県の予算が厳しいということで市のほうに影響というのは出てきているのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

４番　今岡翔平議員の質問に対する答弁を求めます。

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合　浩君登壇）

令和元年５月に三重県が発行した「三重の財政」、三重県の財政状況のことですけれども、それによりますと、極めて硬直化した財政状況を踏まえ、歳出構造の抜本的見直しを進めてきたが、依然として深刻な状況にあると記述されております。

このような厳しい県財政を注視しまして、当市としましては、県の補助事業費削減等の内容の把握に努め、迅速かつ適切な対応を行うこととして予算編成に当たったところであります。過去１０年間の当市における決算における県支出金の推移、県支出金のうち県費のみのものについて見ますと、平成２１年度は約４億５，０００万円、県の補助金がありました。ただし、２９年度になりますと７億８，０００万と、約３億３，０００万円、１．７％増加しているところではございます。

このように当市への県支出金の総額につきましては、増加はしておりますが、そのうち歳出の扶助費の財源として、平成２１年度が３億５，０００万、平成２９年度が６億１，０００万と、こういうふうになっておりまして、県支出金の大部分が扶助費の補助金となっております。このように、扶助費の増大が県の財政を一層厳しいものにしていると考えておるところでございます。

その影響の一例といたしまして、例えば間伐などを行う森林環境創造事業につきましては、このように県の厳しい財政状況を理由に事業費の配分の縮減がされてきたと。平成２１年度には約３，３００万円あったものが、平成２９年度には７００万円というふうに縮減されてきた経緯もありまして、一例としまして、森林の環境整備が計画よりもおくれを生じているというふうな市への影響が出ております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○４番（今岡翔平君登壇）

実際問題、予算が硬直しているというふうに県自体が言っていることなんですが、予算は厳しくて、補助金の額自体はふえているんだけれども、内容は扶助費が大半を占めると。扶助費以外の部分で削減をされてきたりということで、影響が出てきている部分があるというような答弁でした。

ここは市議会で、亀山市なので、別に県のことについて言及するということではなくて、実際問題困っているというのは県民であり、市民、ここでいうと市民になってくるんですけれども、市民は県民でもあるということなんですが、困っている市民のために、本来であれば県が管轄していることというのは、余りにこれはひどいんじゃないか、何とかしなきゃいけないんじゃないかということをかわりにやるですとか、あるいはお金がないというのであれば、市のほうで何とかするですとか、そういったことというのはできないんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合　浩君登壇）

例えば、例に出ました県道の道路等の維持管理において、県の現在の予算では対応できないことが生じた場合は市民生活に影響が及びます。そのような際には、市から県に対して早期な対応を要請しているものでございまして、道路の維持管理については市と県の管理区分を明確にしておりまして、それぞれの費用と責任のもとで維持管理を行っているということでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○４番（今岡翔平君登壇）

ということは、県のほうに強く要請をすることはできるけれども、かわりにやることはできませんというようなご答弁だと思うんですが、それでよかったですか。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合　浩君登壇）

市の財産は市の費用と責任のもとで、県の財産は県の費用と責任のもとで管理していくことが大原則でございますので、県管轄のことを市がかわりにするということは基本的にはございませんが、市民生活に影響を及ぼすような場合には、市から県に対して早期な対応を強く要請しているものでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○４番（今岡翔平君登壇）

同じような答弁だったんですけれども、あくまで市・県の管轄というものがあって、その管轄に沿って管理をしていくと。市民生活に余りにも影響が出る場合はということだったんですが、そのときの基準とか、様子というのが気になってくるところではあるんですけれども、今回は、この２つ目のテーマについては、この程度でとどめたいと思います。

それでは、最初に上げさせていただいたテーマで、ふるさと納税についてということで上げさせていただきました。前回、平成２９年３月議会のとき、質問をさせていただきました。そのときも返礼品をやめられませんかということで提案をしたんですけれども、見解の相違といいますか、考え方の違いということで、返礼品というのは今でも出していただいていると思うんですけれども、改めて少し時間もたったので、現状などを確認していきたいと思います。

１つ目、市のふるさと納税の収支状況についてということなんですが、まず平成３０年度、亀山市にされたふるさと納税の額というのは幾らになるか、お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

平成３０年度の亀山市にされたふるさと納税の額ということでございますが、寄附件数が４０件、寄附金額は１７５万円でございました。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○４番（今岡翔平君登壇）

去年、ふるさと納税は４０件、１７５万円寄附されましたということなんですけれども、後でも触れるんですが、この寄附額に対する何割かが返礼品として適当である、３割以下になるようにというのが返礼品の基準になってくると思うんですけれども、この１７５万のふるさと納税に対して、どれくらいの額の返礼品というのが返されているんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

寄附に対します返礼品の調達費用でございますが、昨年度４８万４１５円でございました。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○４番（今岡翔平君登壇）

そうしましたら、昨年、純粋に入った金額というのが、１７５万から４８万を引いて１２０万ちょっと、１２７万ぐらいという認識でよかったですか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

その認識でよろしいかと思います。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○４番（今岡翔平君登壇）

それでは、さっき聞いた収支というのは、３０年度の入ってきたものに対して幾ら返しましたかという収支だったんですけれども、もう一つの収支の意味がありまして、今度は亀山市にされたふるさと納税に対して、亀山市の外に出たお金というのが幾らだったんだろうかというのを聞いていきたいんですけれども、まず亀山市の方が外の自治体にされたふるさと納税の額、去年幾らだったか、お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

亀山市民の方がほかの自治体にされたふるさと納税の額でありますけれども、昨年度、平成３０年度の課税分におけます寄附金税額控除の対象者となられる方が、６７３人ということでございまして、寄附金につきましては約５，５００万円ということになってございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○４番（今岡翔平君登壇）

６７３名の方が総額５，５００万円、よその自治体にふるさと納税をされたということなんですが、これそのまま、その５，５００万円が損失になるという考え方でいいんですかね。前回の議会のときも、自分たちの自治体に入ってきたお金に対して、出ていったお金でマイナスと新聞に出ていましたよねという質問をしたんですけれども、これマイナス数字って、この場合５，５００万円がそのままになってくるんですかね、いかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

５，５００万円は寄附金額の総額ということでございまして、市民税の控除額といたしましては、約２，３００万円が控除額ということになってございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○４番（今岡翔平君登壇）

そうしましたら、市長にお伺いしたんですけれども、これは亀山に住まれている市民の方が、外の自治体に5，５００万円ふるさと納税をして、２，３００万円損失が出ている。亀山市に対して入ってきているのが１７５万円ということなんですが、こういった現状についてどういった見解なのか、お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今答弁の市民税の減収約２，３００万円のうちの７５％が普通交付税で措置をされますので、実質は２５％、約５８０万円が実質の減収額となるということでご理解をいただきたいと思います。

そして、亀山市にされるふるさと納税の額より、市内の人が外にふるさと納税をする現状をどう思うかというご質問でございますが、このふるさと納税制度本来の趣旨としては、今はふるさとを離れて暮らしていても、自分を育んだふるさとに何か貢献をしたいという思いから、あるいは自分で納税先を選択できるという制度として創設をされたというふうに理解をいたしておるところであります。

そういう中で、本市ではふるさと納税の制度趣旨を尊重しながら、お礼の気持ちをあらわせるような制度として運用していこうというふうな取り組みをしておるところでございますが、今ご指摘のような現状につきましては、当然市民の皆さんの中にはさまざまな考え方、あるいはお立場、思いを持たれて、この制度を活用されておられるというふうに拝察をいたしております。それにつきまして、それは多いにこしたことはないのがいいのかなという思いは、ないわけではありませんけれども、しかし私どもとしては、この制度の趣旨を尊重した運用を今後もしていきたいと思っておるところでございますし、最終的には、市民それぞれのお立場の意思あるいは選択を尊重すべきものというふうに考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○４番（今岡翔平君登壇）

まず、私は2，３００万円損失だと言ったことに対して、７５％、地方交付税の措置があるということで、損害としては、実質は５８０万円ぐらいだろうというようなことが言われまして、さまざまな、亀山市民の方で外の自治体にふるさと納税をされる方が結果的に上回っている、圧倒的に上回っちゃっている状況なんですけれども、それについては明言を避けられて、いろんな考え方があるというような表現をされたんですが、またそれはちょっと後から触れるといたしまして、２番目、ほかの自治体の返礼品をめぐる問題点についてということなんですが、ここ最近、大阪の泉佐野市という地名をよく聞くんですけれども、ここが返礼品ですとか、ふるさと納税に関してよく取り上げられているというような認識だったんですけれども、これってどんな報道になっていたんですかね、まずお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

泉佐野市ということで自治体名も出されましたけれども、返礼品の競争の激化とか、インターネ

ット販売化と言われるような制度本来の趣旨から外れた運用であったと言われることかと考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○４番（今岡翔平君登壇）

制度が変わりまして、このふるさと納税に関して申請方式になったと。東京都と、あと泉佐野市を含む４自治体は申請をした。東京都は申請をしなかったらしいんですけれども、ほかの４自治体に関しては、申請をしたけれども、税控除のほうが認められなかったというような報道なんですけれども、日経新聞の５月１４日版に、これ西暦表記なんですけれども、２０１８年度、泉佐野市は４９７億円、ほかにも申請が認められなかった自治体は２５０億円、１９６億円、１６８億円、ふるさと納税で集められているというような実績があったと。

これは、本来地場産品であるべきという返礼品の指針に対して、本当にこれは地場のものであるのかという疑問が生じる返礼品が含まれていたりですとか、あるいは、さっき、おおむねの基準は３割ということなんですけれども、それを超えているんではないかというような基準があって、そういったところ、でも最初から何か罰則規定を加えるという話では総務省のほうはなくて、後からそういうペナルティーを加えてきたということに対して納得がいかないというふうに、これらの自治体が言っているということが報道にも取り上げられているようなんですけれども、それで、こういった問題を踏まえて、３つ目の返礼品のほうに入っていきたいと思うんですが、先ほど市長が、いろんな考え方の人たちがいるというふうにおっしゃられていたんですけれども、私も実はふるさと納税をしたことがなくて、私は亀山市に生まれて、亀山市に納税をしているつもりなので、ふるさと納税をすることがなかったので、ふるさと納税をしたいなと思ったときにどんな動きになるかなと思って、まずはネットをたたいてみたんですね。

そうすると、ふるさとチョイスというポータルサイトが出てきまして、ここには亀山市も出品をしているんですけれども、このふるさとチョイスというサイトは、一番左上に、例えばお礼の品を探すだったか、それで地域ごとに探すというボタンがあったりですとか、あるいはそのまま言葉を入れて検索する箇所があるんですけれども、注目ワードとして上がっているのが、「シャインマスカット」「ウナギ」「桃」「メロン」「サクランボ」「米」「定期便」「アウトドア」「５，０００円」というのが注目ワードとして上がっているんですね。

これは何かというと、つまり返礼品というものを目的にして、実際問題、一般の方が、何がもらえるんだろうということを目的に検索して、その品物が欲しくて、そこの自治体にふるさと納税をしているという実態になってくるんですね。ほかのサイトも見てみたんですけれども、どこの自治体からそのものが出ているかという表記は小さいですし、多分本当に実際やってみた、最後までふるさと納税をしてみてないのでわからないんですけれども、もしかすると、結構そこそこいいところまで、自分はどこの自治体にふるさと納税をしたというのがわからない人も、もしかしたら中にはいるんじゃないかなぐらいの、品物が要するに先に来て、そこをチョイスするというような状況になっているわけなんですね。

つまり、さっき市長が言われていたいろいろな考え方というところなんですけれども、亀山市の中にも、恐らく普通に買い物をする、あとは結婚式とか、お葬式のときにいただく冊子をもらって、

そこから品物を選んだりするものがありますけれども、それと同じような感覚で、亀山市の中にも、こんなものが欲しいな、こんな返礼品が届いてほしいなということを目的にふるさと納税をしている人が一定数いるだろうというふうに考えられると思うんですけれども、それでは、亀山市の返礼品というのが、どういうふうなあり方であるかというのを考えていきたいと思うんですが、選挙直後にこの質問を前回はさせていただきました。

市長選のマニフェストに、唯一無二のといいますか、オンリーワンのふるさと納税、亀山市のふるさと納税に対する返礼品を準備していきますというようなことがマニフェストにも上がっていたんですけれども、当時から返礼品というのはどんなラインナップになっているのか、特に何が返礼品としてふえたのか、まずお伺いをいたします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

ふるさと納税の返礼品でございますけれども、平成２９年度に制度の見直しを行いまして、平成３０年度から亀山らしさを重視して、特色ある地場産品を返礼品目として寄附者の方が選択できるように拡充をさせていただいたところでございます。また平成３０年９月からは、高齢者に対する見守りや訪問活動のさらなる充実が期待される「郵便局のみまもりサービス」も追加をいたしまして、現在１６の返礼品目となっております。

具体的に申し上げますと、新たに５万円以上の寄附をいただいた場合でありますけれども、豚肉セット、亀山茶セット、亀山市産材のキッチン用品、スマートフォンケース、ろうそくセット、亀山茶・紅茶のセット、亀山紅茶セット、そして郵便局のみまもり訪問サービスでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○４番（今岡翔平君登壇）

ちなみに、その郵便局のみまもりサービス、選択のされぐあいというのはどうですか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

郵便局のみまもりサービス、平成３０年９月からでありますけれども、３０年度につきましては、実績はございませんでした。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○４番（今岡翔平君登壇）

前回、この質問をさせていただいたときは、山本部長に答弁をいただいていたんですけれども、総合政策部がふるさと納税について管轄をされていたんですけれども、今は産業建設部のほうに移ってということになって、管轄も変わっていて、そうはいっても郵便局のみまもりサービスもふえているということで、検討自体はされたりですとか、そういったことはあったと思うんですけれども、特に市長選が終わって、マニフェストにもあったんですけれども、ふるさと納税の返礼品に関してどんな検討がされてきたのかということと、その経緯についてお伺いをいたします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

平成２９年度に制度を見直しておりますけれども、その際には、庁内に亀山市ふるさと納税返礼品協力事業者選定委員会を設置いたしまして、本市ならではの特徴ある返礼品の提供にご協力いただける市内の事業者の方を広く募集したところでございます。この委員会におきまして、申し込みのございました７事業者の商品を審査いたしまして、いずれの事業者もふさわしいというもので選定をいたしたものでございまして、その商品につきましては、先ほどご答弁申し上げたとおりでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○４番（今岡翔平君登壇）

ちなみに、もうわかっていただいていると思うんですけど、私が先ほど言ったように、ふるさとチョイスに見られるサイトのつくり方から、皆さん返礼品が欲しくて、品物が欲しくて、こんなに競争が激化しているという現状になってくるんだと思うんですけれども、その委員会ですとか、審査の過程で、そういった現状についてきっちりお話というのはされているんでしょうか。その上で審査というのはされているんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

その選定委員会でありますけれども、当時の審査基準といたしまして、事業者については当然事業所が市内に立地しているかということ、また市内における知名度ということも審査基準にしてございますし、商品につきましては、原則の話といたしましてのことでありますけれども、市内において生産、加工、販売サービス等が行われているか、また原材料が市内産であるかとか、また製法とか、デザイン、付録、サービス内容等において事業者の工夫があるかということをもとに審査をしてございます。

先ほどからのふるさとチョイスの話でありますけれども、こちらにつきましては、平成３０年９月から亀山市も運用開始したところでございますけれども、このふるさとチョイスを活用するために返礼品を見直してふやしたものではないということをお答えさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○４番（今岡翔平君登壇）

先ほど市長からも、実質の損失というのは５８０万円ぐらいだと。でも、例えば平成３０年は、純粋なふるさと納税の収入という意味だと１２０万円ぐらいで、四百五、六十万ぐらい実質の損失というのが出ていると思うんですけれども、この損失というのは、ふるさと納税の損失はふるさと納税で取り返すというような考え方にはならないんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

ふるさと納税の損失と、それをふるさと納税で取り返したらどうかということでございますけれども、私どもふるさと納税の本来の趣旨から外れた運用はしないということで、これまでからもしてきておりますし、これからもそのようにしていくというところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○４番（今岡翔平君登壇）

前に、平成２９年３月議会で質問をさせてもらったときも、恐らく亀山市にふるさと納税をしてくれている方というのは、本当に本来の趣旨を理解してふるさと納税をしてくれている方だと。だから、そんな返礼品を目的にじゃなくて、亀山市を思う心でもって、ふるさと納税をしてくれているはずだということなんですが、そういう目的にしていない人であれば、返礼品って要るんですかねというようなことを申し上げたと思うんですけれども、やっぱり本質的な方に向けて、返礼品って本当に必要なんですかね。やっぱりやめることというのはできませんか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

ふるさと納税の返礼品でございますけれども、制度本来の趣旨に沿いつつ、寄附していただいた方のご厚意に対して、より一層の感謝の意を伝えるというための必要なものであると考えておりまして、今後も継続して実施をしてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○４番（今岡翔平君登壇）

先ほど５８０万円の損失であるというふうに言ったんですけれども、四百幾らというところなんですけれども、私自身も、そこで取り返す必要というのはないというふうには思っています。さっきのふるさとチョイスに見られる返礼品の並べ方ですとか、そういったところも見て、私も市長はちょっと余りはっきりとした言い方をされなかったんですけれども、私は市内の亀山市に住まれている方が、ほかの自治体に対して、返礼品をここの返礼品がいいな、あるいはここの品物が欲しいなということを目的にほかの自治体にふるさと納税をするということは、ある程度仕方がないというふうに言われたと思っていますし、私もそれは仕方がないというふうに思います。

泉佐野市なんかは、ちょっとやり過ぎじゃないかというふうに報道でも取り上げられていたんですけれども、裏を返せば、むしろそれぐらい勝負をかける、ある意味、ルールぎりぎりを攻めていかないと税収というのがこれだけ確保できない。１８年度で４９７億円なので、本当に財政破綻目前という表記がされていた文献もあったんですけれども、それぐらいふるさと納税に対してかけた結果、今世間をにぎわすニュースにもなるというようなことが泉佐野市の結果なのかなと思うんですけれども、なので、普通の人がある商品が欲しい、ある返礼品が欲しいから、どこのまちにしようかなと選ぶのは、これは仕方がないことだと思うんです。

ふるさと納税の損失というのを、ふるさと納税で取り返すということは特にできないんじゃないかなと思うんですが、私は、できないんであれば、亀山市ってほかにも、これ税収の確保というふ

うに書かせてもらったんですけど、ふるさと納税は、正確に言うと税収ではないんですね、歳入になってくると思うんですけれども、ほかにも歳入の確保というのがたくさんできると思っているんです。純粋に亀山市にふるさと納税をしてくれた方が、大体１７５万円あったということなんですけれども、４８万４１５円分、つまり返礼品を準備しているということは、そこから経費ですとか、あるいはこの返礼品を準備するという人件費なんかが割かれる分、まだまだやっぱりそこから引かれていくということで、そこがすごくもったいないなと思うんですね。

なので、特に産業建設部に関しては、ほかにも税収、歳入というのが確保できる力がある部署だと思っているんですけれども、やはりそのあたり、特にこういう返礼品を準備するマンパワーとかももったいないなと思うんですけれども、そのマンパワーなんかも含めて、やはり選択と集中ということで、このふるさと納税に関しては返礼品をやめてみてはどうかなという提案になるんですけれども、改めていかがですかね。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず産業建設部といたしまして、市税全体の増収を目指す方策としまして、これまでからも取り組んでおります企業誘致については固定資産税等の増収につながっていくものとか、市民税の増収につながります移住・定住の施策、これらをしっかり取り組んでいきたいと考えておるところでございまして、マンパワーを削るものではないのかということでありますけれども、現在ふるさと納税につきましては、産業振興課の職員１名で主に対応しておりますけれども、これもあくまでほかの業務との兼務の中の一つでありまして、昨年も４０件という寄附件数でございますので、現状の件数であれば、通常の業務の範囲内で適切に対応していける範囲でございます。

したがいまして、ふるさと納税の制度につきましては、これからも続けていくと考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○４番（今岡翔平君登壇）

ここ数回の議会の中で、今は熾烈な自治体間競争の時代だと思いますというふうに私も何度か取り上げさせていただいているんですけれども、このふるさと納税というものに対しても、そういった現状というのがかいま見られるのかなあと。今のところ、亀山市というのは、ふるさと納税に関しては積極的ではないというような見方をしていますので、どうせそこまで力を入れないのであれば、やはり白黒つけるべきだと思う次第なんですね。これは、ふるさと納税の返礼品だけではなくて、やっぱりやるならやる、やらないならやらない、きっぱりやめてしまうというような選択と集中というのは行っていく必要があると思います。財政のフローの中では、もしかしたらごくごく少ない金額なのかもしれないですけれども、やはり細かいところを一つ一つ削っていくというのが、持続可能な都市経営というところにつながっていくんじゃないかなということで改めて提案させていただきました。

ちょっと時間残しましたが、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

４番　今岡翔平議員の質問が終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　２時４７分　休憩）

（午後　２時５６分　再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１２番　岡本公秀議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

新和会の岡本です。

それでは、農業振興地域における営農者、農家の方への支援策について一般質問を行いたいと思います。

農業振興地域と一口に言いますけれども、かなりの面積が亀山市内において農業振興地域というような地域になっておりますが、私のきょうの質問というのは、まずその中でも、いろいろと議論になっております能褒野地区というのを念頭に置いて質問を行いたいということを申し述べておきます。

能褒野地区というのは、昔は飛行場があった平たんな広い場所で、非常に農業にとっては結構な中山間地とは違って貴重な地域であると私は考えております。現在農用地でもあり、農業振興地域に指定もされておるわけでございますけれども、この能褒野地域の農家の数はどういうふうに最近移り変わってきたかとか、農業の内容の変遷というものについて、お伺いをまず最初にいたしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

１２番　岡本公秀議員の質問に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

亀山市の農業振興地域でございますけれども、昭和４８年から指定をしております。能褒野地区につきましては、昭和６０年ごろの国の花き産地整備事業の受益地などを農業振興地域に指定をしたというところでございまして、農家数の変遷ということでございますが、地区別の資料がございませんので、まず亀山市の総農家数になりますが、農林業センサスにおきまして、昭和５０年で総農家数は3,８８７軒、それが平成２７年で1,４３５軒と、４０年間で6割以上減少しておるということでございまして、能褒野地区につきましても同様に減少傾向にあるものと考えておるところでございます。

次に、能褒野地区の営農内容の変遷ということでございますけれども、昭和２０年代に農地として開拓をされまして、野菜の栽培や畜産などが主であったということでございまして、その後、昭和４０年代に住宅や道路の建設、またゴルフ場等の建設、公害による緑化事業の推進などによりまして、芝や植木類の需要が急激に高まりまして、そのために多くの方が花卉栽培へ転換をされております。しかしながら、現在は高齢などによりまして、営農をやめられた方、また規模を縮小された方もお見えになりまして、実際に耕作をされている方は減少している傾向にあると考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

確かに、全市的に農家の数は減少していると。これは、国民健康保険のときでもよう話に出るんですけど、昔みたいな国保は、農家の方、商売人、職人さんが昔はたくさんおられた、そういった方がようけ入っておったけど、今は全然変わってきたよという話も出るんですけれども、それと同じように農家の方も当然全域で減っておるのやから、能褒野地区だけ例外ということもないと思いますので、減少傾向であると。

内容も、私ら若いころは、能褒野地区というと植木屋さんというイメージがまず来て、広いところに苗木がだーっと並んでおって、高速道路をどんどんつくると中央分離帯に植えやないかんというふうなお話も聞いたことがあるんですけれども、内容もだんだん変わってくるのが当然のことで、世の中が変わるから農業も変わってくるということで、これは仕方のないことではあろうかと思いますけれども、この世の中は移り変わるというのが当たり前の話で、この変化というものをただ横で見ておったんじゃあ乗りおくれるわけで、この能褒野地域で農業を営む方に、亀山市は過去にどういった営農支援とか、営農指導とか、そういうふうな、ただ個人に任せておくんじゃなくて、そういう重要な農業地域として、そういうふうな指導とか、助言とか、サジェスチョンを行ったか、それをお伺いいたしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

能褒野地区につきましては、先ほど議員もご紹介いただきましたけれども、戦後、飛行場跡地の開拓ということで入植をされまして、開墾された農地ということで、黒ボクで畑作に適した優良地ということでございました。

そのような中で、これまでの営農支援といたしましては、昭和５６年と平成６年前後に開拓地整備事業といたしまして、道路の拡幅、また舗装整備、側溝整備などを行ってございます。また昭和６０年には、国の花き産地総合整備事業を実施いたしまして、土の補填のための客土搬入工事、大型トラクターなどの機械の購入、また堆肥施設の設置などの支援をしてございます。

そのほか、平成１８年度以降になりますと、営農組合の設立とか、農業法人の新規参入による土地の貸し付けとか、麦などの作付による経営所得安定の活用など、さまざまな営農支援策につきましてもご提案のほうをさせていただいてまいりましたけれども、大きな支援事業の実現にまでは至っていないというところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

過去においても、亀山市は当該地区にいろいろな投資も行い、そして営農のための環境整備、その他もろもろのことを行ったということですね。そして、先ほど部長のほうから営農組合とか、農業法人とか、そういうふうな例えばハードウエアですね。道路とか、側溝とか、そういうハードウエアの整備だけにとどまらず、これはやってもらったけれども、経営体というもののソフトウエア

の提案というのものは行ったけれども、現実にそれが形にならなかったというような旨のことをおっしゃいましたが、それはやはりどういうところが原因で、そういうふうな経営形態とか、ソフトウエアのことがうまいこと地元に賛同を得られなかったとか、そこら辺はどういうふうに捉えておられますかね。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

能褒野地区につきましては、先ほども申し上げましたけれども、やはり多くの方が花卉栽培をされておったというようなことでございまして、そういうことからも、水稲、米のような営農組合で進めていくというような取り組みが、話がまとまらなかったといいますか、経営形態からやはりなじまなかったと、そのようなことを私は推測するところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

一口に農家と言いましても、水田、お米をつくるというのと、また畑作、大規模畑作とは経営形態とか、いろんな考え方も違う部分があるんでしょうね。それで、世の中はどんどん変わってきて、農業もだんだんと大がかりになってくるというふうな状況になってくると、私どももいろいろ聞く話では、農家といっても、トラクター１台１，０００万とか、例えばお茶の自動刈り取り機というか、ありますわね、中の山パイロットへ行くと、大きな家ぐらいあるのが。ああいった機械になってくると１台１，０００万とか、もうそんな話なんですよね、桁が違うわけですよね。

そういうふうな農業を一生懸命やろうとしておられる方には、当然資金力というのも必要なんですけれども、自分の持ち金をぽんと出せるんやったら問題ないんですけど、そういうわけにいかんという方が大多数と思うんですが、だけど、自分の所有しとんのはあくまで農用地ですね、宅地じゃないですわね。そうなってくると、農用地を担保に入れて資金調達というと、やはり相手が余り高く評価してくれないという面が、やはり資金調達のネックやという話を私は伺ったことがあるんですけれども、農家がそういうふうな比較的担保価値が低いと言われる農用地を担保にして資金を調達するのに、やはり市としても、お金は自分のところで調達してよというんじゃなくて、そういうふうなことに支援するといった考え方とか、ええ方法はないのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

農業者の方への資金調達についての支援でございますけれども、まず国の制度といたしましては、人・農地プランの中心経営体に位置づけられた認定農業者が、日本政策金融公庫のスーパーＬ資金を利用した場合の金利負担軽減措置といたしまして、最大２％の金利引き下げ及び５年間実質無利子化という制度がございます。

またそのほかにも、今議会でも補正予算のほうを提案させていただいておりますけれども、新たに農業用機械・施設を導入される場合に、強い農業・担い手づくり総合支援交付金として１０分の３の補助制度がございます。そのほかにも、野菜などの生産性向上や規模拡大を目的とした持続的

生産強化対策事業では２分の１の補助、６次産業化を進めるための６次産業化交付金では、１０分の３から２分の１の範囲で補助がございます。

また、ＪＡ鈴鹿におかれましても、農業資金新規借入先への借入金利や保証料の負担軽減措置のほか、新規就農者や規模拡大を目指される意欲的な生産者に対する機械設備等の購入費用助成、獣害被害対策支援、また農業関連特殊免許取得支援など、農業の経営安定化に向けまして、さまざまな支援制度を設けていただいておるところでございます。

そのような中で、市といたしまして、資金調達についての独自の制度というのは現在ございませんが、国やＪＡ等のさまざまな支援制度がございますので、今年度から行っております農業振興についての出前講座もしっかりやらせていただきながら、多くの方々にご利用いただけますよう、周知のほうをしっかりさせてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

いろいろと国とか、そういったＪＡなんかの制度を説明していただきましたが、比較的最近、能褒野地区の農家の方で、こういう制度を申し込むのは、これはあくまで市へ申し込むんですか、それともＪＡはＪＡでしょうけど、どういうふうな申し込み窓口とか、そこら辺は我々商業関係やったら、商工会議所へ行ったら、いろんな手続をやってくれて教えてくれるんですけれども、この農業関係は、どこへ話を持っていったら一番いろいろ懇切丁寧に手続を教えてくれるとか、いろんな制度があるみたいですけど、そこら辺、能褒野町の農家の方に周知しておられるのか、そういった相談が過去にあったのか、ちょっと教えてください。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

国の補助制度等の相談窓口につきましては、産業建設部産業振興課の農業グループのほうで担当させていただいておりますので、そちらのほうへご相談いただければと思っております。

過去に能褒野の方からのご相談ということでありますけれども、それにつきましては、今現時点でちょっと把握のほうはさせていただいていないところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

確かにこの地域のことでは、いろいろ議会でも議論になって、議論を闘わせておられるようなことがあるわけでございますけれども、やはりそれは背景には農家の高齢化ということも当然あるわけで、農家が高齢化して土地の面倒をなかなか見られないとか、そういうふうな問題も背景にはあるわけですけれども、ここで先ほど金融関係ではいろんな制度があって、市独自はないけど、国の制度とか、いろんなのがあって、それを有効的に使っていただけるといいんだと。自分で銀行へ足を運んで金を借りやんでも、それを制度としてできるだけ有効に使ってくださいという話やったんですけれども、農地を維持しかねているといった方が、自分の農地を人さんに、例えば希望者に借りていただくと。だけど、それなりのやはり貸したお金はいただけるとありがたいとか、そういう

方もおられると思うんですけれども、そういうふうな、要は農地の所有者が希望者に農地を貸与する、貸し与える、そこに例えば亀山市が一枚かんで、ただ同然の値段ではやっぱり余りにもなんですから、やっぱりそれなりの値段でそういったことが話が成立するとか、そういうふうなことというのは全くあり得ないような話なのか、市が少々補助金を入れてでも、そういうふうな荒らすのを防ぐといったことを考えたことはありますか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現在、農業をされる方が減少しておりまして、農地のほうを貸したくても借り手が見つからないとか、借り手がいても借地料が安いとか、あるいは当然無償というケースが最近多いところでございまして、これについては昨年度の農地の利用権の設定状況を見ましても、申し出の半数近くがやはり無償での貸借というような状況でございます。こうした状況からも、やはり営農困難な農地を所有されておる方が、満足のいく価格で農地を希望者に貸し付けるということが難しいというのが現状でございます。

このような中で、市としてどういう支援をしているのかということであるかと思いますけれども、人・農地プランを地域で作成していただきますと、農地中間管理機構を通じて２割以上の貸し付けを例えば行っていただきますと、集積率に応じて、地域集積協力金として地域に支払われる制度があったり、また同様に、その地域の個人についても、貸し付け面積に応じて経営転換協力金とか、農地整備集約協力金というのが集約率に対して支払われるというような制度もあるところでございますので、こうした制度を活用できるように、まずは人・農地プランを作成される地域の拡大に今後努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

ちょっと前の質問で、農業法人とか、そういうのがなかなかうまいこといかなかったと。今現在、個人の集合体であるわけですけど、やはりそういう農地の貸し借りとなってくると、やはり規模ですね。だから、法人化というのもやはり一つのステップであると私は思うんですよね。それをまずは具体化させるというのも大事ですけれども、あくまで個人レベルの農家だったら、やはりやれることが限定されますので、だから、そういうふうなことも、やはり法人化にできるだけ積極的に取り組んでいただいて、大規模農業でそういった土地を借りてやりたい。それなりのお金を、対価を払えることができるように持っていくと、私も、貴重な農地ですから、ここはそうなっていただきたいと思っておるんですよね。

そして、私がいろいろと地域の方からちょっと聞くところによりますと、市は農業をやれと。農業振興のことを、旗を振る割には農家への優遇策が余りないと、具体的にね。要は旗振れど何とかというやつで、優遇策ぐらい、もうちょっとあってもええやないかとおっしゃる方も多いんですよね、農業をやっておられる方で。例えば、そんな方が僕に言うたんですけど、農業をやると、いろんな廃棄物なんかが出ますわね。それを市の環境センターへ持っていくと、産業廃棄物みたいなのは結構お金がかかるで困るとおっしゃる方もおったんですよね、一つの例ですけどね。

だから、農業を亀山市が大事にして、あの地域は平たんな場所で優良な農地であると思うんやったら、やはりそういう具体的な優遇策をもうちょっと出してよという意見も、私はたくさん伺ったんですけれども、そういうふうな金額から言えば、そんなに大きな話じゃないかわからんですけど、やはりそういうふうにしていただけると農家もありがたいし、そういったもろもろの優遇策とか、そういうふうな農業資材の廃棄処分なんかは、もっと市で面倒見ますわとか、そういうふうな具体的な優遇策をちょっと出すということはできませんか。

○議長（小坂直親君）

谷口生活文化部参事。

○生活文化部参事（谷口広幸君登壇）

まず、廃棄物行政の視点からご答弁を申し上げます。

総合環境センターでは、農業で生じた廃棄物につきましては、農業者みずからが搬入いただいた場合、亀山市の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定に基づきまして、事業系一般廃棄物または産業廃棄物に区分しまして、他の事業者と同様に一律に処理料金を徴収いたしているところでございます。

そのような中で、総合環境センターでの受け付け時に、特定の地域における農業で使用され、生じた廃棄物であることを判断することが困難でございますことから、ご質問の特定の地域の処理料金につきまして、廃棄物施策での優遇措置というものについては考えてございません。

なお、この地域にかかわらず、万一天災等で農業資材等が被災され、環境センターに搬入いただく場合につきましては、あらかじめ処理料金の免除申請をしていただき、その全額を免除させていただいているところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

確かに環境センターで受付をやっておられる方に、そこらの区別というのは無理だと思うんですよね。だけど、そこでは一旦払うものは払って、後で手続をしたら返ってくるとか、いろいろやり方はあると思うんですよね。だから、そういうことを、もうちょっと優遇策というやつを充実させていただきたいと思うんですよ。

それで、特区という言葉がありますね、何とか特区と。そこではいろんな規制なんかがかなり緩やかになっているんですけれども、一つ私は農業特区という考え方をこの地域に持ち込めないかと思うんですよね。あれだけの平たん地で、あれだけの土もいいし、そういった条件がそろっておるんですよね。整備もしてあるしで。そういったところで、やはり今現在農業を行っておられる方も、また新規にやりたいという方も呼び込めるような状況にして、そうすると、農地の貸借なんかももっと頻繁になるかわからんし、そうすると、また状況が変わってくるんですよね。

今、僕は、商工会議所へこの前行ったら、こういうふうな中小企業庁が出しておる冊子があるんですよね。「会社を未来につなげる－１０年先の会社を考えよう－」と。これを農業に言やあ、農業を未来につなげる、１０年先の農業を考えようであって、今現在、なぜ会議所がこういう中小企業庁と一緒になってやっておるかというと、先ほどの高齢化の話じゃないですけれども、いろんな日本中の企業で、大企業はともかく、中小企業では跡継ぎがいないから廃業という話が多いんです

よね。個人商店もどんどん減っています。だけど、廃業する会社が全然利益が上がらんし、もう倒産寸前やから廃業というんじゃないんですよ。利益は上がっておっても、跡継ぎがいないから廃業というのが社会的に問題となって、日本国政府も、これ中小企業庁なんかがパンフレットをつくっておるし、事業の承継、事業を受け継ぐ事業承継補助金というのが、会議所へ行けばようけメニューがありますわ。三重県もやっています。農業にこれを当てはめて、それをあくまでも農業を家業やと思って、親から子供、そればっかり考えておると承継も難しいけど、もうちょっと広い視野で物事を見ると、やはり農業の農家の承継ということも、やはりこの辺である程度本気で考えんことには、せっかくのああいう貴重な地域が、どんどんくしの歯が抜けるようになくなっていくと、非常に亀山市としても損失と思うんですけどね。

だから、こういう商工会議所がやっている企業の事業承継を、今一生懸命力を入れていますけど、政府もね。農業もそういった農業という事業ですから、これを合理化して次の代に承継するということを、やはり市もこの辺でちょっと考えてもらうというのはいかがでしょうかね。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、市独自の優遇策というところからでありますけれども、国・県のさまざまな支援制度、ＪＡも含め、ご説明もさせていただきましたけれども、やはりまだまだ周知不足というふうに認識をしてございまして、そのために制度も活用していただけていないというところもございますので、出前講座等、地域に足を運びまして、利用促進に向けた取り組みを進めてまいりたいとまずは考えておるところでございます。

特区ということも触れられましたけれども、特区につきましては、従来、法規制等の関係で、事業化不可能な事業を特別に行うことを可能にするという構造改革特区とか、また規制の特例措置、税制、財政、金融上の支援措置を総合的に支援する総合特区などがあるわけでございますけれども、現在、特区指定については考えていないところでございまして、地域の農業の活性化のためにどのような事業、また活動を取り組めばよいのかということをさらに検討してまいりたいと考えておるところでございます。

最後に、事業継承という点でございますけれども、農業を継承する場合でございますけれども、これも国の制度になりますけれども、交付金が交付されるという制度がございまして、農業次世代人材投資事業というのがございます。５０歳未満の方で、農業経営に従事されてから５年以内に継承して農業経営を開始されて、かつ交付期間中に新規作物の導入、経営の多角化等、経営発展に向けての取り組みを行った場合には、年間最大１５０万円が最長５年間交付されるという制度もございますし、また、新規就農者の方が農業大学などで研修を受ける場合につきましても、年間最大１５０万円を、最長２年間交付を受けることが可能であるという制度もございますので、このような事業も周知をさせていただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

マスコミなんかにも、いろんな中小企業とかいった、こういった企業の事業承継がよう載るんで

すけど、なかなか農業関係のことが記事にならんもんで、やはり該当する農家の方もご存じないことが多いと思うんですよね。だから、そこら辺はやはりもっと周知をしていただく努力というのは、気のある者は自分で、例えばいろんなやつを探しに来いよというんじゃなくて、何か事あるごとにそういう補助制度というのは、せっかくあるんやから、それを皆さんできれば使ってくださいということを、僕は周知徹底を一層お願いいたしたいと思います。これで農業振興地域における営農者への支援策という質問は終わります。

次に、防犯灯についてご質問をさせていただきたい。

というのは、あちこち歩いていますと、地域によって、暗い地域とか、夜の話ですよ、昼間じゃなくて。暗い地域ですとか、比較的明るい地域とか、まちまちなんですけれども、えらいこの地域は暗いねと思うことがあるわけですが、こういうふうな、これは各自治会における防犯灯ですけれども、各自治会管理の防犯灯の、電信柱にこうやってつけるわけですけれども、その設置における手続に関してお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

久野危機管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

照明灯につきましては、亀山市などの行政が設置し管理しております市内の道路の交差点などに設置されております道路照明灯と、児童や生徒が各学校へと通う道に設置されている通学安全灯、もう一つが、自治会が設置し管理している防犯灯がございます。今回は、この自治会が設置し管理しております防犯灯のご質問ですので、防犯灯に関して答弁させていただきます。

防犯灯につきましては、自治会が設置し管理をしていることから、市のかかわりといたしましては、自治会が防犯灯の設置、ＬＥＤ化への修繕、撤去及び維持管理に要する経費に対しまして補助金を交付しているものでございまして、設置手続というよりも、補助金の交付申請関連の手続が必要となってまいります。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、防犯灯の設置というのは、あくまで自治会の裁量で行うと。市が絡むのはお金の話、要は補助金の話ということですわね。

それで、防犯灯は、余りむやみにつけることないけど、余り密度が低いとやはり不用心ですけれども、幾ら自治会が設置するものだとはいいながらも、一応防犯灯の設置密度というか、距離というか、この防犯灯とこの防犯灯はどれだけあけるとか、そういうふうなことは、亀山市がある程度ガイドラインのようなものがあって、決めるというたらなんですけど、一応市が、防犯灯の設置密度というものに対してはある程度指導を行うんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

議員おっしゃいますとおり、防犯灯につきましては、自治会が設置し管理するものでございますので、市がここへ設置しなさいとか、ここはだめですよという形はとっておりません。ただ、補助

金交付の申請を受け付ける際には基準をつくっておりまして、おおむね防犯灯の距離が３０メートル以上離れていること、あるいは、交付申請がありますと、夜間防犯上の観点から現場を見させていただいておるんですが、防犯上危なくないかとか、そういう交付基準は設けさせていただいておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

自治会が決める話とはいいながらも、やっぱりそれなりの規定があるわけですよね。

それで、先ほど一番最初で、防犯灯に関しては、市が関与するのは補助金の話、あとの電気代と設置とおっしゃったけれども、地元の防犯灯をここへつけたいという防犯灯の設置希望を、市が、予算が今底をついたからそれはだめやとか、これ以上防犯灯がふえると、毎年毎年の電気代が目いっぱいやから余りつけやんといてよということを、市のほうが地元、自治会に言うようなことはありますか。

○議長（小坂直親君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

まず１点、補助金の観点からしますと、予算にも限りがあることでございますので、今の時点、予算はこうなっておりますということで、要望される自治会長とは協議をさせていただくことがあります。ただし、それ以外の観点でここにつけたらあきませんよとか、そういうのはあくまでも自治会の防犯灯でございますので、市がそこまで差し入った行政指導的なことをしておることはないです。ただ、予算上、限りがありますので、もう一年というお話はさせてもらったことはあります。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

設置の補助金の予算が底をついたら、悪いけど来年度にしてよとか、そんな話になるかと思いますけれども、特に非常に暗くて不用心なところをお金の問題でつけたらあかんよとか、そういうふうなことは基本的にないということですね。わかりました。

そこで、最近あちこちで民間の１０戸とか、２０戸とか、その辺のミニ開発といいますか、そういった住宅開発があちこちにあるわけですけれども、そういう場合に、防犯灯の設置は誰の責任において、ミニ開発で２０戸ぐらいの家が建って、まだ人が全員住んでおるわけでもないというようなところもあるわけですけれども、建て売りの場合はね。そういうところに防犯灯をなしというわけにもいかんし、例えば１０戸のうち３戸ぐらいでも人が入っておったら、やはり余りなことはできやんし、そういうときは開発業者が防犯灯を自分たちの考えでつけたりするのか、誰の責任において、そういう場合は防犯灯を設置するのか。また、その場合、市がここここにつけなさいよとか、そういった指導をしたりするんですか。

○議長（小坂直親君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

さきにも述べましたとおり、まずは市が設置する、管理する、あるいは道路照明灯といった場合などに関しましては、開発計画が上がった段階で業者と協議をしつつ、交差点に要る場合でしたら、ここはつけていただけますかなという協議をする場合もありますが、防犯灯に関しては、自治会が設置して電気代も管理されます。ですので、その宅地開発、まだ途中になる場合は、いわゆる自治会が立ち上げていない、組織されていない段階でございますもので、開発途中での防犯灯としての定義づけた設置とか、そのようなものは、行政からこれは防犯灯としてつけなさいというのは、自治会が立ち上がる、あるいはできるできやんの問題もありますもんで、途中では難しいと思っておるところでございます。

しかしながら、新たに宅地開発された区域で住宅が立ち並び、自治会が組織され、防犯灯設置に伴う補助金交付申請があった場合は、申請を受け付けさせていただくということになっております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、あくまで防犯灯は自治会のものですから、その新しい住宅団地ですよね、１０軒、２０軒という。そこが自分のところで独自に自治会をつくるか、既にある自治会にまぜてもらうか、それはともかくとして、そこら辺がはっきり決まらんことには、防犯灯はしばらくお預けという状況が続くというわけですか。

○議長（小坂直親君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

あくまでも、宅地開発で家が立ち並ばん段階には、やはり防犯灯という位置づけの照明灯は難しいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

防犯灯と一口にいうて簡単につくように思っておったけど、なかなか手続というのがやはり難しいんですね、こういうのを聞かせてもらうと。それで、それはそういうふうに防犯灯を設置するのは、やはり地元の体制が整ってからということですね。

私どもの近所にも、最近防犯灯でＬＥＤが大分ふえてきて、蛍光灯とＬＥＤとでは明るさがまるっきり違うんですね。本当にＬＥＤは大したもんやなあと思うんですけれども、今現在、ＬＥＤの防犯灯に置きかえが亀山全域で進んでいると思うんですけれども、その進捗度合いというのはどのぐらいのもんですか。

○議長（小坂直親君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

防犯灯のＬＥＤ化の進捗でございますが、平成３０年度末で、自治会所有の防犯灯は４，５８１基で、このうちＬＥＤ防犯灯が１，５９８基で、約３５％の進捗率でございます。ここ最近のＬＥＤ化の新設及び修繕の補助金の実績といたしましては、平成２９年度のＬＥＤ新設及び修繕が１４

６基で２６２万６，４００円、昨年度、平成３０年度のＬＥＤ新設及び修繕が２３２基で４１０万１，６００円、今年度、令和元年度の当初予算におきましては、ＬＥＤ新設及び修繕が３００基で４４０万円の予算を計上しておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

ＬＥＤの明るさというのと比べると、蛍光灯は本当に昼あんどんじゃないかと思うような感じもするんですね。順調に予算も確保して、ＬＥＤ化が進んでおるということは非常に喜ばしいことだと思っております。

最近、何かといろんな犯罪が起きるんですけれども、やはり犯罪抑止のためにも、防犯灯の設置というのは積極的に進めて、ＬＥＤ化も積極的に予算を確保して進めていただきたいということを申し述べて、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

１２番　岡本公秀議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　3時４１分　休憩）

（午後　3時５１分　再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、９番　福沢美由紀議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。一般質問させていただきます。

通告に書いてある順番と少し変更させていただきます。

きょうは、一番初めに待機児童館ばんびについて、２番目に幼児教育・保育無償化について、そして３番目に（仮称）発達支援センターについて、子供たちのことを３点伺わせていただきます。

待機児童館ばんびについて、まずお伺いいたします。

亀山の待機児童を解消するためということで、また医療センターの職員さんの子供さんを見るということで、平成２４年（２０１２年）１月から待機児童館ばんびができました。なかなか日本でも珍しい特異な運営の方法をとっておられますので、今現在のばんび、どういう保育内容で、定員がどういうことでということについて現在の状況をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

９番　福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

待機児童館ばんびにつきましては、亀山市立医療センターの院内保育の機能と、増加する待機児童の緊急的な受け皿として、年度でいいますと、平成２３年度に開設いたしましたもので、定員は５０人で運営しております。利用対象につきましては、院内保育といたしまして、亀山市立医療セ

ンターの職員の子供が対象となります。また、待機児童館としましては、市内の保育所等の利用を希望する方のうち、希望施設にあきがないなどで待機状態となっている児童が対象となり、両親が既に就労しているなど、速やかに利用が必要となる児童が対象となっております。

施設における保育の状況といたしましては、ゼロ・１歳児の乳児クラスと、２歳以上児のクラスにより保育を実施しております。保育の実施に当たりましては、人員配置も含め、認可保育所と同等の内容で実施しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

ほかの公立の保育園とは違って、クラスの編制もゼロ・１歳児と、２歳以上を混合で見ているということをお聞きしました。

それで、全体の定員が５０人ということで、きちんとは院内保育が何人、待機児童が何人とうたってはいないということが一つと、あとゼロ・１と２歳以上といいますと、法に定めるところの何人に対して何人先生というのが多分あると思うんですけれども、きちんと厳しいところで定員を見ていただいているということですかということの確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

その人数なんですけれども、運用上、院内保育のほうに５人ほどということになっておりますが、市内の看護師さんにつきましては、同じように市内の保育所等の入所も促進しながらということになっております。条件的なものですけれども、先生たち保育士の配置につきましては、公立の保育所と同等で運営させていただいております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

当初はやっていなかった土曜日保育、土曜日の一日保育というのは、その当時は通常保育の中に入っていて、本当は公立のどこかでやっていただけるとよかったんだけれども、亀山市の場合は半日しか保育をやっていなかったので、今どうしても一日保育を望まれる方については、公立の保育所に通ってみえる方はばんびに集約して、土曜日の一日保育というのを、いつごろだったか、ちょっと私も覚えがないですけれども、されていると思うんですけれども、その状況が今どうなのかということをまずお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

待機児童館ばんびの土曜保育の状況ですけれども、まず保育時間につきましては、平日と同様に午前７時３０分から午後６時３０分までとしております。先ほどお話しありましたけれども、公立の保育所につきましては、人員体制等、十分に確保できないことなどから、土曜日は午前のみの保育としているところでございます。そうしたことから、公立保育所の入所児童のうち、土曜の一日

保育が必要な児童につきましては、土曜に限り、待機児童館ばんびでの受け入れを行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

そうしますと、この土曜日保育でいらしたお子さん、そして院内保育でいらしたお子さん、待機児童でいらしたお子さんが、クラスとしてはゼロ・１、クラスとしては２歳以上ということで一緒になって保育してもらっているということでよろしかったですか。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

はい。そのように一緒になって保育していただいているということです。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

この土曜日保育について伺いましたが、通常保育と言われていた土曜日保育がいつまでも半日だけで、半日の保育というのはなかなか大変なんですよね。親御さんにとっても、お迎えしに行ったりとか、給食が簡易なものであったり、なかったりということで、非常に皆さんから苦情の声もいただいていたわけですが、それで、ばんびになってちょっとは助かったわという声もあるんですけれども、できれば身近な保育園でやっていただけるとありがたいという声もまだあるんですね。この土曜日保育について、今のままのばんびを運用した形で、これからもずうっとされていくおつもりなのかどうかについてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

今後も、公立園はこのように土曜日は昼までなのか、土曜保育はこのままかということでご質問いただきましたので、公立保育所における土曜保育につきましては、週休２日制が定着している中で、土曜の一日保育の利用を登録している児童は現在２２人となっており、待機児童館での受け入れが十分可能な範囲となっております。

一方で、ご両親でサービス業に従事されたり、ひとり親世帯の方など、土曜の一日保育や休日保育のニーズも高くなっているところでございます。そうした状況と、公立園で働く職員の方の働き方の観点なども含め、課題として認識を持っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

今のままでいいとは思っていないというような言い方でしたけれども、ぜひともこれは課題ですね。働き方が本当にどんどん変わってきていますので、ぜひとも今のままでいいとは思わずに、検討を重ねていただきたいと思います。

あと、病児・病後児保育についてということを質問事項に上げました。数年前から、ファミリー・サポートのほうで、変則的な形で病児・病後児のお子さんを預かるというサービスもやっていますが、そういう形だけでオーケーとするのか。計画の中では、この１年間の間に病児・病後児保育についてはどうするかというのを定めていくというようなことがうたわれていますので、この検討の経緯について、今どういう状況か。このばんびというのが、どうしても病院のそばなので、病児・病後児というのは、総合医も含めて可能なのではないかなという声もある中なので、ここでお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

病児・病後児保育につきましては、前回の子ども・子育て支援事業計画を策定していくときから、本市の保育サービス等の中でも課題となっており、これまで医療センターとの連携など、実施の可否を含めた検討を行ってきたところでございます。

しかしながら、病児・病後児保育の実施につきましては、小児科医を初めとした医療機関との連携が必要不可欠なこともありますことから、現時点におきましても、具体的な実施に向けた状況には至っておりません。今後におきましても、課題として捉えながら必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

市立の医療センターを持つ亀山市でさえ困難だというこの病児・病後児の保育を、本当に市民活動から始まったファミリー・サポートの皆さんに今おいねかしているような状況なんですけれども、これでいいのかなというのは本当に思いますので、検討を重ねるということですので、この１年間の間に、その検討の結果が出るということなんですね。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

どこまでの具体的なことになるかわかりませんが、検討をしていくということで新しい子ども・子育て支援事業計画も策定に向かっていきますので、そういうことにもあわせて検討をしていきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

ばんびの項目ですので、病児・病後児についてはここまでにしますけれども、検討検討検討と３月３１日まで言うておってもらうと困るので、ぜひともお願いします。

３番目の項で、園庭もなく、公設の認可外施設のままで今後も設置し続けるのかと上げました。

公設で認可外という子供たちを見る施設というのは、私も日本で探したけど、当時２つしかなかったという状況で、今もそんなにふえているとは聞いていない。今、後で質問しますけれども、幼

児教育・保育無償化というところの中でも、認可外施設をどうするかということを国会でも論議がされていましたけれども、やはり５年の枠を見ながら、５年間の間に認可施設になってねということで、認可外でも無償化をやっていこうかみたいな話が出ていますよね。

要するに、やっぱり認可外のままじゃだめで、認可施設に向かっていくということが必要だよという流れだと思うんですね。その中で、ばんびは、園庭もない施設で、認可外施設というままで今後も設置し続けるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

待機児童館ばんびにつきましては、待機児童の急増に対応する緊急対策として、平成２３年度に開設したものでございます。一方、待機児童の解消に向けては、その後、私立の保育所１園、小規模保育事業を２カ所開設するなど、受け入れ規模の拡充を図ってきたところではございますが、低年齢児を中心とした利用意向の上昇傾向は続いておりまして、待機児童の発生状況は改善しつつあるものの、解消には至っていないところでございます。引き続き、受け入れ規模の拡大は必要であり、中・長期的なニーズの動向にも注視しつつ、継続的に取り組んでいく必要があると考えております。

そうした中、待機児童館ばんびでございますが、先ほどご答弁申し上げましたとおり、転入や家庭環境の変化などで、年度途中において、急な保育の必要が生じた児童の緊急的な受け皿として、現在においても非常に重要な役割を果たしております。そうしたことからも、当面の間は、現在の利用を継続しつつ、保育の受け皿整備とあわせ、待機児童館のあり方についても検討してまいりたいと存じております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

年度途中のそういう変化に対するニーズに応えるのは、自治体の公立保育園の重要な役割だと思います。私立はどうしても４月にぱんぱんに入れてしまいますので、どうしても枠がなくなってしまうんですけど、そこをやっぱり公立がしっかり見ていくという働きがありますが、それが待機児童館でならなければならないということはないんですね。やっぱり市民のニーズは、待機児童館に入れたでよかったわじゃなくて、きちんと認可保育施設に入れたからよかったわということだと思うんです。待機児童のいわゆるお母さん、お父さんのニーズとしては。

ですから、私は、きちんと認可の保育所をつくることによって待機児童を解消していくということが必要だと思うんですが、例えば、お考えはわかりましたけど、この待機児童館を認可施設にするにはどういったことが必要ですか。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

待機児童館ばんびを認可保育所にするためには、まず三重県の認可を受ける必要があり、運営や施設に関する基準を満たす必要がございます。例えば、施設の基準といたしましては、児童１人当

たりの必要面積が定められておりまして、ゼロ・１歳の匍匐室は３．３平方メートル、２歳以上の保育室は１．９８平方メートル以上とされておりまして、このほかにも調理室の防火対策の状況など、さまざまな項目が定められております。

現在の待機児童館の建物につきましては、これらの基準をおおむね満たしておりますが、園庭につきましては十分な面積を確保できておりませんので、何らかの対応が必要となるところでございます。また、実際の認可申請を行う場合、改めて運営面も含めた再精査が必要であると考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

まだ待機児童がずうっと生まれ続けているさなかですので、ぜひともこの認可施設をつくるという視点も入れた上で、待機児童の解消を考えていただきたいなあと思います。

次の質問に移ります。

幼児教育・保育無償化についてお伺いします。

この幼児教育・保育無償化について話をするには、日本全体の教育ということについて、まず言っておかなければならないんですけれども、日本の教育に対する公的支出というのは大変少なくて、ＯＥＣＤ加盟国の３４カ国中３４位、最下位ですね。数年前に、最下位から２番目のドベ２になったことはありましたけど、その前もずうっと数年間最下位ですね。特に高等教育と幼児教育では、教育費の半分以上がご家庭の負担、私費負担となっているということで、国際的には考えられない重い負担であります。義務教育や高校などでは、教職員の数を今まで抑制してきましたので、過労死ラインを超える長時間の過密労働を生み出していますし、子供たちと向き合う時間がないとか、授業の準備をする時間がないなどと、先生方の課題、子供の教育の課題というのが本当に深刻です。

国会で、学年ごとに順次実施すると言われていた３５人学級というのも、どうしても公的支出が少ないということはお金がないわけですから、進んでおりません。子供たちの幼稚園・保育園の４歳・５歳児の３０人に１人先生が要るという基準があるんですけれども、これも戦後３年、１９４８年から変わっていないということで、国際的には考えられない過密な教室、１０人以下のところもいっぱいあるし、多くても１５人ぐらいに１人ぐらい先生がいるぐらいなのに、日本では３０人に１人。先ほど面積の話もありましたけど、２歳以上で１．９８平米って、本当に狭いんですね。こういうことを生み出しているし、また大学でも、人件費や光熱水費の基本的な予算も減らしてきたので、論文の量や質が低下するなど、日本の研究力の劣化が進行している。本当に日本の教育が大変になっている。

私たちは、だから日本共産党としても公的支出をぜひとも広げなさいということを国会でも言っていますし、私たちも言ってきたわけなんですけれども、前回の総選挙あたりから、急に幼児教育の無償化ということが言われ出しました。お気づきになってよかったなと私は思いましたけれども、本当に大事なことだと思うんですけれども、順番からいくと、先ほどばんびのところで話ししましたけれども、入れないお子さんがいらっしゃるということが、ここを先に解決しなくちゃいけない、保育園をたくさんつくらなくちゃいけないということは、優先順位では１番だと思うんですけれども、もう法律も決まってきて、どんどんと進んでいきますので、この幼児教育・保育無償化がどの

ようにこの亀山市ではやっていくのかなということを確認していきたいと思います。

まずは、この内容とスケジュールについてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

豊田健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

本年１０月から実施となります幼児教育・保育の無償化につきましては、先ほども少し触れていただきましたとおり、先月１０日に、国において子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立しまして、現在その実施に向けた準備を各自治体が進めているところでございます。

お尋ねの制度の概要といたしましては、まず対象児童につきましては、３歳以上の全ての児童、３歳未満につきましては、住民税の非課税世帯に属する児童が無償化の対象となってまいります。なお、この場合の年齢につきましては、当該年度の４月１日現在の満年齢で区分され、一般的に保育所等における年少・年中・年長の各クラスに属する児童が３歳以上児に該当し、ゼロ・１・２歳児のクラスに属する児童が３歳未満児となるものでございます。

また、対象となる施設の範囲につきましては、子ども・子育て支援新制度における認可保育所、幼稚園、認定こども園や小規模保育事業などの地域型保育事業が対象となってまいります。さらに、同制度へ移行していない私立幼稚園や認可外保育施設、障がい児通園施設についても同様に無償化の対象とされているところでございます。

先ほどスケジュールというところがございましたので、今後の幼児教育の無償化の実施に向けましては、市の条例を初めとします諸制度の改正や予算措置などを進めるとともに、利用者への周知が必要というふうになってまいります。この無償化につきましては、主に保育所、幼稚園、認定こども園を初めとした施設の利用者が対象となりますことから、各施設を通じて利用者の皆さんへ周知を予定しております。時期といたしましては、手続等の方法が固まり次第速やかに、遅くとも８月ごろには実施できるように進めてまいりたいというふうに予定しております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

簡単に確認しましたけれども、ちょっと確認をもう一点しておきたいのが、その年齢のところですけれども、年少・年中・年長が、その一人一人の子供が満３歳になったかどうかということにかかわらず、そのクラスであればいいということ、年齢によって違うのかどうかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

先ほど少し触れましたとおり、年齢３歳、４歳、５歳、これは基本的には、対象となるのはクラスということになります。ですので、３歳児の年少クラス、これは厳密に言いますと、３歳の子と４歳の子がいると。年中につきましては４歳の子と５歳の子がいる。それから、年長については５歳の子、それから６歳になる子もいますが、そのクラスにいるか、要するに就学前の施設に入っておる、クラス分けで入っておる間は無償化ということになります。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

３月の終わりとか、４月の初めとか、微妙な誕生日の子がいると思うんですけど、要するに、クラスでばくっと、ちゃんとクラスによって、無償化の子と無償化じゃない子がいるということはないということを確認いたしました。

そして、もちろんこれは現物給付で償還払いではないということだと思います。この無償化ということが始まることによって、これは消費税の財源を使うということですけれども、亀山市の財政としてはどういう影響があるのかについてお伺いします。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

予算への影響範囲ということでございまして、これにつきましては、ことしの３月議会の予算決算委員会におきましても、少し概算資料を出させていただいたところですが、今年度で申しますと、１０月からの半期の見込みとしまして、まず歳入面において大きなものとして、保育所、認定こども園、幼稚園の利用者負担金が約７，７００万円の減少となること、これに加えまして、歳出面において、私立幼稚園等の無償化経費が約６，０００万円増加すること、それから一方で、こうした費用に対する国や県の交付金が約４，８００万円増加することや、私立幼稚園の就園奨励費の廃止による減などがありまして、トータルで市が負担する影響額の試算としましては、半期で約６，９００万円、通年で約１億３，５００万円と見込んでおるという状況でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

半期で６，９００万円の減なんですね、減。無償化で大変いいことなんですけれども、財政としては非常に大変で、これはどれだけ私立の幼稚園を抱えておるか、何園あるかとか、そんなことによって各市町が本当に今大変なことになっていると思います。

先ほど特筆、言ってもらいましたけど、私立の幼稚園に対しては、特に本当に、ちょっと資料を見せてもらうと、国からもらって、そして私立幼稚園に今まで払っていたお金を差し引きして、半年で１，２００万ぐらいだったのが、４分の１の無償化の負担を負うことによって、５，７００万円払わなくちゃいけないということになるなどと、私立幼稚園というのは、なかなかすごいキーワードで、大変な財政になっていくんだなあということがわかりました。

そして、この対象となる施設、先ほど言っていただきましたけど、亀山市の場合どれぐらいあるのか、内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

対象となる施設でございますが、まず子ども・子育て支援新制度へ移行済みの施設として、公立施設では保育所８園、幼稚園４園、認定こども園１園の１３施設、それから私立施設では、保育所

４園、認定こども園１園、小規模保育事業所２園の７施設がございます。一方、支援制度へ未移行の園としまして、私立幼稚園１園、認可外の保育施設３カ所がございます。これらの２４施設が主に平日に利用する施設となっております。このほか、障がい児通園施設１カ所やファミリー・サポート・センターの利用についても対象となってまいるというところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

幼稚園や保育園についてはわかりやすいし、私立については市の負担が出てくるということが先ほどわかったんですけれども、ちょっとわかりづらいので、ファミリー・サポートはどういう方が対象となるのかということなんですよ。それと、先ほどの待機児童館ばんびについてはどうなのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

まずファミリー・サポート・センターにつきましては、利用者のうちで、やはり保育の必要があるという認定を受けておるお子様は対象になってまいります。それから、待機児童館ばんびの扱いでございますが、これにつきましては、公立施設のため、児童福祉法における都道府県の届け出に該当しないことから、今回の制度としての無償化の対象施設とはなってまいりません。しかしながら、児童館の特に待機児童対策としての利用者につきましては、本来、保育所等において保育の必要がある児童であることを鑑みますと、市といたしましては、無償化とする必要性は高いというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

国で言うところの対象にはなってこないけど、待機児童館の子だけが当たらないということにはいかないだろうということで、これは市のいわゆる持ち出しという形にしてでもやっていかなくちゃいけないことになっていくのかなというふうに聞きました。

あと、ばんびには医療センターの職員さんのお子さんもいらっしゃるわけで、そちらはどうですか。

○議長（小坂直親君）

伊藤地域医療統括官。

○地域医療統括官（伊藤誠一君登壇）

同様の方向で進めたいと思っております。対象とするというふうな考え方でおります。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

ばんびについても対象としていくように、細かいことはいろいろあるでしょうけど、やっていただくということ、そしてファミリー・サポート・センターについては、なかなか今のお話を聞いて

いますと、ふだんのニーズで、いろんな用事があるときに預けたりとか、そんな方は対象となってこなくて、本当に保育の必要性があって、保育園のかわりにという形で利用されている方だけに無償化が当たってくるということですので、対象は少なくなってくるのかなということがわかりました。

次の質問ですけれども、給食費、副食費の実費徴収についてです。

これは、給食費が今どういうふうになっているかということが理解できないとわかりづらいんですけれども、１号認定という幼稚園に当たるお子さんの場合は、保育料といいますか、利用負担料の中には、給食費は主食も副食も何にも入っていなくて、給食がある園については別途実費を徴収しているという状況ですね。ゼロ歳から２歳の保育園のお子さんについては、小さいお子さんですので、食が保育そのものでありますので、保育料の中に主食も副食も入っている。３歳から５歳のお子さんについては、副食だけが保育料に入っていて、主食については、園によっていろいろなようですけれども、お弁当箱にご飯を持っていったり、お米を園に出したり、お米代に当たるお金を払ったりという形で、主食費は別で実費徴収しているという状況です。

その保育料についても、お子さんのご家庭の所得やいろんな状況によってさまざまな中、今この国の言うところの無償化に給食費は入らないということが言われていますので、幾ら無償化になっても、給食費のおおよそ４，５００円と言われていますけれども、これを払うことによって、今まで所得が例えば少なくて、それほどは払っていなかった方が、給食費が発生してきて、逆転現象が起こってくるのではないかということが懸念されています。これについて、どのように対策されていくおつもりなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

幼児教育・保育の無償化に伴いまして、先ほど議員ご説明いただいたとおり、２号認定児の給食費のうち、これまで利用者負担に含まれていた副食費、おかずということになってきますが、これが実費徴収となってまいります。しかしながら、今回の無償化に伴いまして、年収３６０万円未満の世帯の児童や、これまでから多子世帯で無償化の対象となっていた世帯における第３子目以降の児童につきましては、副食費の免除対象とされることになっております。

そのため、以前から利用者負担額が発生していなかった方が、今回の制度改正によりまして、新たに副食費のみ負担するということになるなど、実質的に負担額が増加するケースはないというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

非常に親御さんの事情やいろんなことで、さまざまな保育料の負担のケースがあるわけですけれども、それを全部含んで逆転現象が起こらないようにしていただくということですね。国の制度も市単でやらなあかんこともあるかわかりませんけど、逆転現象が起こらないようにしていただくということを確認いたしました。

ですから、先ほどのスケジュールですと、８月ぐらいには周知をしていただいて、１０月１日か

ら無料になるので、１０月の保育料については中ごろにお支払いをするか、引き落としにするか、いろいろだと思うんですけれども、その分については、無償化に当たる方はもう支払わなくていいということで、そのかわりに給食費の実費ということがまた別途出てくるということになるんですね。

ゼロ・１歳・２歳については、非課税のみがかかってくるということですけれども、今まで非課税の方はほとんど保育料がかかってこなかったと思うので、余り変わらないということでよろしいですか。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

今回、３号認定、ゼロ・１・２歳で無償化となる住民税非課税世帯につきましては、これまで一番高くても約２，５００円ぐらいだったと思いますが、それぐらいの保育利用者負担がかかっておったというところでございまして、その人の数の割合としましても、非常に少ない割合ということでございますので、今回の影響としては限定的であるかなというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

一応流れについて伺ってまいりました。非常に財源を消費税とするということ自体、私はけしからんと思いますけれども、実際に、でも無償化に当たってこられる方は、しっかりとこれは享受していただきたいので、状況を伺ってきたところです。もっともっと本当にゼロ・１・２歳の全ての方とか、いろんなことも含めてや、もっと先には待機児童についてしっかりとやっていただきたいなあと思います。

そして、３番目の質問に移ります。

（仮称）発達支援センターについて。これについては、療育をする発達支援センターを建てるということを子ども・子育て支援計画の中に上げていただいたんですけれども、これについてのなかなか議論が聞こえてこない中ですので、一体これをどう認識しておられるのかということをまずお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

現在、市には、児童発達支援センターはございませんが、平成１９年度から療育相談事業を始めておりまして、そこでは主に発達障がいの未就学の子供に対する療育を行っております。療育内容としましては、子ども支援グループの保育士が中心となって行う個別療育、集団療育に加え、定期的に県立子ども心身発達医療センターの理学療法士や作業療法士の来所を受け、肢体の機能訓練等、一人一人の発達の状況に応じた支援を行っているところでございます。

このように、児童発達支援センターでは、心身の成長や発達等に心配のある子供を対象に、日常生活における基本的な動作の支援、療育訓練、集団生活への適応などを発達段階に応じて行うとともに、家族に寄り添った適切な相談支援を提供し、親子が地域社会の中で安心して暮らせるよう、

サポートする役割を担っているというふうに認識して計画、検討しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

本当に事業や相談の中でできる範囲で、発達障がいが主ですけれども、療育に励んでこられて、広げてこられた経緯はよく存じ上げておりますし、応援もし、敬意も表しているところなんですけれども、やはりこの三重県内の市町、ほとんどがセンターと言われるようなものを、公設でも、民設のところもありますけれども、ほとんどが整備されている中で、亀山だけが取り残されている感があるんですね。せっかく遅うからするんですから、すばらしいものをつくっていただきたいという思いがあります。今、発達障がいだけに特化せずにいろんな障がいの方がきちっと利用できる、いろんな、本当にスタッフの相談にも応じることができる、親の相談に応じることができる、また、行く行くの就労とか進学にも相談に乗れる、そういう本当にすばらしいセンターをつくっていただきたいと私は思っています。

この今のお話では、どんなものをつくりたいかというのがちょっと見えてこなかったんですけれども、そこについて簡単にありましたらお願いします。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

現在行っております療育機能のさらなる充実と、対象となる障がい種別の拡大等を図るための児童発達支援センターの整備でございますが、実際そのセンターの規模でありますとか、機能、受け入れできる障がいの種別、また対象となる子供の年齢などの詳細につきましては、現在協議を重ねているところでございます。今後、施設の規模や備える機能だけでなく、専門職員の配置も含め、検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

基本的な障がいの種別ぐらいは、まさか今発達障がいを主にやってみえるけど、そのままというわけにはいかないと思うんですよ。だから、精神障がいも肢体の障がいについても、おおむね全ての障がいについて受け入れる施設をつくるというお考えが、私は市長に聞きたいんですけど、あるんですね。今は発達障がいがほとんどなんですよ、療育ね。それをやっぱり精神障がいであるとか、肢体不自由の子であるとか、その子供たちがちゃんと療育ができる施設をつくるというお考えがあるんですね。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

センターの規模あるいは機能、受け入れの対象、そこらにつきましては、今後の検討の中で整理をしていきたいと思っておりますし、当然今おっしゃられたような県内における官民、本市ではまさに後発ということでございますので、現在計画しております認定こども園に併設をする形で、こ

の発達支援センターをしっかりセンター的な機能として立ち上げてまいりたいと、そのような計画をしっかり検討してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

センター的な機能ということは、やはり障がい種別は広く、きちんと受けるということだと思いますので、そこについては、細かく部署であやこうや検討しなくていいと思うんですよ、市長がそうやっておっしゃっているんですからと思います。

このセンター的な機能を持ついい施設をつくるために、どのような話し合いが、どんな規模で何回行われているのか、視察に行かれているのか、どんなメンバーなのか、きちんと専門家がいらっしゃるのか、そういうことについてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

センターに向けての研修ということですけれども、昨年度、近隣市、鈴鹿市、松阪市、津市の療育センターに関係職員が視察をしました。そのメンバーとしましては、母子保健の関係、それから障がいの関係、もちろん子ども未来課のスタッフということで、専門の資格等を持った者が寄りまして視察を行ったところです。ハード面の整備状況だけでなく、人材確保や事業内容などの状況について情報収集したところでございます。また、さまざまな研修にも積極的に参加して、職員のスキルアップにも努めているところでございます。今後につきましても、さらなる、近隣ではなくて、いろんな情報を集め、検討・研究を進めてまいりたいと存じております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

ふだんの業務の中で時々思い出してやってもらうんでは、やっぱり困るんですよね。やっぱりプロジェクトチームをつくって、本当にいい施設をつくるためにはどういうことが必要か、どれぐらい必要かという検討を本当に定期的に重ねていただきたいと思います。そういう決意をしていただきたいと思うんですけれども、それと、先ほど市長がおっしゃった認定こども園と併設してと、認定こども園と併設することによって、どんどんおくれていると思うんですね。子供の１日は、私たちの１日とは全然違いますよね。私、今まで保育園の障がいのある子の質問でも言いましたけれども、やはり専門職の方にきちんと見てもらうことによって、子供たちはぐんと成長します。そういう環境を一日も早く整えてあげたいと思うんですね。きっと市長もそう思っておられると思うんです。

ですから、これは認定こども園と併設するということにこだわらず、本当に療育施設を、発達支援センターをきちっといいものをつくるということを含めて、プロジェクトチームをつくって、早く設置をするということができませんかということを市長にお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この発達支援センターを含めます、まず認定こども園の整備事業自体は、第２次亀山市総合計画の基本計画、実施計画に位置づけて、現在その作業を進めておるところでありまして、ご案内のように、地域住民の皆様との協議を現在行っておるところでございます。この計画自体は、事業期間が令和５年度までということでございますので、地域の皆様との協議を行いながら、着実に、そして確実に進めてまいりたいと考えております。

それから、併設ではなくて、発達支援センター単独で整備ができへんのかというご趣旨だと思いますけれども、この児童発達支援センターを整備することにつきましては、実施をしております療育内容や園での子供の様子を情報共有することによって、療育の機能強化、さらに職員の研修機会の充実にもつながってまいります。保育士の資質向上を目指すことができると、これは中・長期的に見て、本市にとりましても極めて重要という視点から、認定こども園と併設することがより効果的であるという考えのもとに、前期基本計画及び子ども・子育て支援事業計画に位置づけをさせていただいたものでございますので、基本的には、その方針に基づいて着実に進めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

令和５年度っておそいですよ。本当に今障がいのあるお子さんって、減ってこないですよね。医療が進んでいるので、ふえているぐらいですよ。本当に今まさに障がいのあるお子さんを抱えて悩んでいるお母さん方もいらっしゃる、今まさにそういう子が生まれているかもしれない。その子どもの寝息を本当に肌で感じながら、１回ぐらいぐっすり眠りたいと思っているお母さんはいっぱいいるんですよ。

併設することによるメリットをおっしゃいましたけれども、今ある療育施設、療育のお部屋をつくるときに、待機児童館と一緒の入り口だと、健常児のお子さんと一緒のところに駐車して、一緒の入り口から入るのがつらいというお声があったから、わざわざ違う入り口をつくったんですよ。そういう経緯があったのに、何でまたわざわざ保育園に併設するんでしょうか。その保育園に障がいのあるお子さんを集めるんですか、大変なことになりますよ。

やはり、そこは私は独立させるということをしっかり、本当にそれでいいのか、併設するのが本当に子どもにとっていいのかということをきっちりと検証し直したほうがいいと思います。それこそ自分たちがふだんの仕事の中で検討するだけでなくて、プロジェクトチームをつくってくださいというのがそこなんです。ぜひとも障がいのことに本当にたけたきちっとした方を入れて、プロジェクトチームをつくって検討をしっかりと進めていただきたい。いつからされるんですか。本当に今年度中に早く始めていただきたいと思うんです。それについて、もう一回お伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今の計画に基づいて、私どもとしては、担当部署を中心に関係するメンバーが寄って、当然この

検討を総合的に進めておるところでございまして、当然、この事業を前へ進めるための最善を尽くしてまいりたいというふうに思います。既にこれは事業の推進として始まっておるところであります。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

どこでどんな検討をされているか、さっぱり私たちにわかりませんので、ぜひとも公開してください。私は見に行きたいと思います。

終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

９番　福沢美由紀議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　４時４４分　休憩）

（午後　４時５２分　再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

次に、６番　尾崎邦洋議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

勇政の尾崎でございます。

通告に従い、質問させていただきます。

まず、空き家対策について。

全国の空き家戸数は、２０１８年１０月１日時点で８４６万戸と過去最多になったということを新聞で知りました。空き家も、最近では売れない、貸せない、壊せないという状況の中で、私が住んでいる本町やその近辺の地域でも空き家がふえてきたと感じております。私が毎日犬の散歩で通る道のそばにある空き家は、５年ほど前までは普通の古民家として建っておりましたが、その後、屋根の３分の１ほどが落ち、側面の壁も落ち、非常に危険な状態となっております。このような状態になるまでには、自治会長を通じて家主さんに働きかけをしてきましたが、なかなか進展せず、困っていました。そこで、産業建設部の方に相談し、やっと壊すところまで来ました。産業建設部の方にはお世話になりますが、最後までよろしくお願いいたしまして、通告に従い、質問させていただきます。

それでは、問い１ですけれども、市内の空き家の現状についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

６番　尾崎邦洋議員の質問に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

市内の空き家の現状につきましては、平成２９年３月の亀山市空家等対策計画の策定に当たりま

して、平成２７年１１月から平成２８年７月に自治会のご協力を得まして、空き家調査を実施したところでございます。その結果、賃貸用、売却用などを除きました一般住宅の空き家戸数は、１，１０７軒でございました。

また、平成２５年の住宅・土地統計調査におけます三重県内１４市の一般住宅の空き家率を比較いたしますと、亀山市は、鈴鹿市に次いで下から２番目に低い空き家率、５．５％という状況でございました。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

先ほど聞きましたが、まずは、空き家を解体すると固定資産税が上がるということがネックになっているということも確認しておるんですけれども、その辺のところについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

固定資産税におけます住宅用地特例といたしまして、小規模住宅用地２００平米以下の部分では、課税標準額を６分の１に、また一般住宅用地２００平米を超える部分につきましては、課税標準額を３分の１とする特例措置がございます。この特例措置は、住宅を解体したり、用途を変えない限り継続をされるということでございます。言いかえましたら、住宅が解体をされますと、特例が適用されないということになりますので、当然、現行の固定資産税額より上がるということになってまいります。

なお、空き家が特定空き家等に認定されまして、改善されないと認めるときには、勧告を行うこととなりますけれども、その場合においても、住宅用地の特例の対象から除外をされますので、現行の固定資産税より上がることとなります。このような住宅用地の特例が、全国的な空き家問題の原因となっているとの考え方もあるようでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

特定空き家等及び管理不全状態の空き家等の現状について、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

平成２９年度から、空家等対策の推進に関する特別措置法及び亀山市空家等対策の推進に関する条例に基づきまして、特定空き家等及び管理不全状態の空き家等の認定の適否について、亀山市空家等対策協議会に諮り、認定のほうをいたしております。

特定空き家につきましては、これまでに８軒を認定いたしておりまして、そのうち現在４軒が解体済みで解消されております。残り４軒のうち２軒は解体予定でございまして、残り２軒は、所有者の方に、解消に向けて、現在、亀山市木造住宅耐震補強等事業による解体の補助金の活用などに

ついて検討を行っているところでございます。

また、管理不全状態の空き家等でございますが、１８軒を認定いたしておりまして、そのうち１軒は草木の繁茂による景観上の問題でございまして、これは解消しておりまして、２軒は解体済みになってございます。その他につきましては、所有者の方に解消に向けての検討を行っていただいておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

先ほど出ていました解消に向けて、亀山市木造住宅耐震補強等事業による補助金の活用という話が出ておりましたけれども、この補助金は大体幾らぐらい最高で出るのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

最大３０万円でございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

次の質問ですけれども、特定空き家等で現在代執行を想定しているものがあれば、教えていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

代執行ということでございますけれども、先ほどご答弁をさせていただきましたけれども、特定空き家等８軒のうち、解体済みが４軒、解体予定が２軒、その他の２軒につきましても、所有者の方が解体の補助金の活用などの検討を行っていただいておりまして、行政代執行が必要な空き家は現在ないところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

各自治体が行政代執行になかなか踏み切れないというようなことを聞いておりますが、そういった理由はどういうものになるか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

亀山市には、現在行政代執行が必要な空き家はございませんけれども、住宅は個人の所有物であるということ、また行政代執行まで及ぶ空き家につきましては、当然所有者が管理の放棄をされているものでありますことから、行政代執行の費用請求にも応じない、または払ってもらえないとい

うおそれがあるためと考えてございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

次の質問に移ります。

国・県及び市の取り組みについて、いろいろとやっていただいていると思いますが、その内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

国・県及び市の取り組みということでございますけれども、空き家改善の対策といたしまして、倒壊などにより周辺に悪影響を及ぼす恐れのある空き家などを市で特定空き家等や管理不全状態の空き家等に認定をいたしまして、改善指導を行い、また空き家を解体される場合は、所有者の方に耐震事業の解体補助金を利用していただきまして、改善につなげておるところでございます。

また、空き家活用の対策といたしましては、売却、賃貸に向けまして、市のホームページを活用した空き家情報バンク制度による空き家物件の紹介や、移住施策に絡めまして、県外、市外から移住されて、空き家を取得されて改修される方への改修費の一部補助などを行っております。

さらに、今年度の新たな取り組みといたしまして、空き家の流通促進のために、固定資産税と納税通知書に空き家活用に関するチラシを同封させていただきまして、所有者へ周知を図ったところでございます。その結果でございますけれども、４月・５月で空き家情報バンクへ５件の物件登録がございまして、さらに７件登録の手続を進めておるところでございます。

また、居住誘導区域内の空き家住宅を取得された場合に、取得費の一部を補助する住宅取得支援事業も、新たに今年度から実施をさせていただくところでございます。さらに、昭和５６年５月以前に着工された木造住宅の耐震化の取り組みも行っておりまして、空き家の多くは昭和５６年５月以前の耐震性のない建物でありますことから、耐震化の取り組みとあわせて無料の耐震診断を行っていただきまして、耐震性の評点が１点未満の住宅の場合は耐震補強や除却の一部補助を行っております。これらの取り組みによりまして、所有者、購入者の方のニーズに応じた空き家の流通、取得、改修の各支援メニューをご利用いただくなど、空き家の対策、活用につながっていけばと考えてございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

先ほどお聞きした中で、県外や市外から移住されて、空き家を取得して、改修される方への改修費の一部補助というのはどれぐらいの金額なのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、県外から転入者の方が空き家を改修される場合でありますけど、空き家リノベーション支

援事業といいまして、最大１５０万円の補助となってございます。また、市外から転入者の方が空き家を改修される場合、空き家リフォーム支援事業でございまして、最大５０万円の補助となってございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

県外からだと１５０万円で、市外からは５０万円というふうに聞きましたが、こういった利用率というのは、大体１年を通じてどれぐらい件数があるのか、概算で結構ですが、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず県外転入でございますけれども、こちらは平成２７年度に１件該当がございました。また、市外からの転入の空き家リフォーム支援事業につきましては、平成３０年度からの事業でございまして、平成３０年度につきましては、実績のほうはなかったところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

市外から移住されて空き家を取得するというのは、ほとんどないのか、それとも新築で移ってくる方はいるかもわかりませんが、古民家というか、古い建物に入ってくるケースは少ないのかどうか、その辺、おわかりになれば教えていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

空き家リフォーム支援事業でありますけれども、対象となる空き家は、新築から５年以上経過した戸建ての空き家住宅ということになってございまして、ただ、補助に対しましては、要件といいますか、対象工事、対象がございまして、市内業者または県内の市外業者によります居住部分の工事を必要とするというようなこと、また耐震基準を満たさない場合は耐震工事が必要になってまいります。工事費につきましては、３０万円以上というようなことになってございますので、全ての要件をクリアされた場合が先ほどの補助対象になるということで、その耐震工事の部分が、やはり金額が大きくかかる部分になってくるかと思いますので、その辺が、昨年度実績がなかった点かと認識をしてございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

今後の対策についてですが、空き家が増加する要因と今後の対応をどのように行っていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

住まいを取り巻く現状といたしましては、高齢化が進む中で、介護や介助などの理由によりまして、施設入所とか、また子供の世帯への住宅の転居、さらには住宅開発によります新たな住宅がふえていることなどから、今後空き家が増加していくという傾向にはあると思っております。

空き家を放置いたしますと、老朽化が進みまして、倒壊によって周辺住民への危険性のほか、動物などがすみついたりしまして、異臭を放つとか、雑草が繁茂するとか、周辺環境に悪影響を及ぼすということから、所有者に対しまして、継続的に適切な管理を促してまいりたいと考えております。そのためにも、本年度、固定資産税等の納税通知書への同封チラシによる周知をさせていただきましたけれども、それに加えまして、可能な限り、空き家の状態の把握に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、亀山市空家等対策協議会を活用させていただきまして、特定空き家等及び管理不全状態の空き家等の認定を行い、活用をまたできる空き家につきましては、所有者の方に対しまして売却や賃貸による活用、また除却、改善が必要な空き家の所有者の方には適切な改善を促すなど、状況に応じたきめ細やかな対応、また周知に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

いろんな政策を市のほうでも言っていただいておりますし、できれば空き家に住んでいただく方が来るというよりも、いっそのこと更地にしていただいて、来ていただくような政策をぜひとっていただきたいと思います。

次に、児童虐待の質問に入ります。

本年１月２４日、千葉県野田市の小学４年の栗原心愛さんが自宅浴室で亡くなりました。「お父さんに暴力を受けています。先生どうにかできませんか」と発した秘密のＳＯＳは、暴力の相手だと訴えた父親に筒抜けになっていました。この事件を境に、学校、教育委員会、児童相談所、警察との連携の重要性が深くなってきたと思います。

今回は、このような悲惨な事件が二度と起きないよう祈念しまして、通告に従い質問させていただきます。

虐待に関するアンケートを行っていれば、過去３年間のアンケート結果をお聞かせください。また、行っているようなら、虐待をどのように見つけているのか、お聞かせ願いたいと思います。市内の学校です。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

学校における虐待の状況ということでございます。現在、小・中学校において、児童虐待に特化したアンケートは実施しておりません。いじめに関するアンケートは実施しておりますが、現在のところ、千葉県野田市のように、いじめに関するアンケートから虐待を把握したというケースは小・中学校ともにございません。

学校における虐待の把握の仕方でございますが、例えば短期間のうちに不自然なけがが繰り返されていないか、汚れたままの衣服を連日着ていないかなど、日常的に子供の様子を観察し、虐待の早期発見に努めております。乱暴な言動が続く、あるいは人と接することを拒むなどの場合や、身体検査、歯科健診時の状況などからも虐待の可能性を疑う場合がございます。児童・生徒本人が、口頭により、または連絡ノート等に訴えてくる場合もございます。教育委員会では、以前から独自の虐待チェックリストを用いて、学校での研修と活用を進めているところでございます。

また、過去３年間において学校で把握しました虐待件数でございますが、平成２８年度は小学校３件、中学校で３件、平成２９年度は小学校５件、中学校で３件、平成３０年度は小学校５件、中学校で１２件となっております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

過去３年間に市内小・中学校で把握された虐待件数は、２８年度で小学校３件、中学校３件ということで、３０年度では小学校で５件、中学校で１２件というふうになっておりますが、虐待を見つけた学校は、先ほど聞いたところでは、見つけた学校はその見つけた後どのように対応しているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

虐待が疑われる場合は、学校から、市の児童相談の第一義的福祉機関に当たり、虐待に関する担当部署である健康福祉部子ども未来課子ども支援グループに一報を入れるとともに、教育委員会にも報告を行うこととしております。さらに緊急性が認められる場合については、子ども支援グループから児童相談所へ通告を行っております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

先ほどの話なんですけれども、子ども支援グループや児童相談所に連絡をした後はどういうふうにするのか、どうするのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

学校から通報を行った後でございますが、子ども支援グループや児童相談所が関係機関と連携しながら対応し、学校は必要に応じて情報提供を行っております。なお、虐待の事態に一定の収束が見られた場合も、定期的に開催されております亀山市要保護児童等・ＤＶ対策地域協議会におきまして、関係機関が情報共有し、学校からも児童・生徒の生活の状況についての報告を行っております。

教育委員会といたしましては、学校現場が児童虐待を発見しやすい立場にあるということを自覚しまして、今後も子ども支援グループ、児童相談所等の関係機関との緊密な連携を図りながら、児

童虐待の防止に努めてまいります。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

虐待が認められたら、子ども支援グループや児童相談所、また、ひどい場合は警察とも連携をとっていくというようなことになると思うんですけれども、次に、子ども支援グループや児童相談所に連絡した後はどういうふうになるのか、お聞かせ願いたいと思います。

ここから先は子ども支援グループですか、よろしくお願いします。

○議長（小坂直親君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

子ども支援グループのほうに通報いただいた後の流れということですので、虐待の相談や通報は、市に寄せられる場合のほか、児童相談所や警察に寄せられる場合などがありますので、それぞれの場合についてご説明させていただきます。

まず、虐待が疑われるような相談が市に寄せられた場合、世帯の状況や子供が所属する園・学校などから情報を収集するとともに、児童相談所と連携し対応しております。また、児童相談所に通報が寄せられた場合は、児童相談所から市に連絡が入るため、情報収集するとともに、児童相談所と連携し対応しております。どちらの場合も、内容によりましては警察とも連携した対応を行っているところでございます。

お話では、市や児童相談所だったんですけれども、警察に通報が寄せられるということもありまして、そうした場合は警察から児童相談所に通告がなされ、市にも情報が共有されます。いずれのケースにおきましても、関係機関が相互に連携した対応をとることとしておりまして、一時保護などの最終的な判断は、県の機関であります保護や措置の権限を持つ児童相談所が行うこととなっているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

通報とか、その辺、こういうような警察に通報されたり、また教育委員会のほうから通報を受けた場合は、そういうような対応だと思うんですけれども、警察とか、また関係機関ということで、亀山市要保護児童等・ＤＶ対策地域協議会というのがあるんですけれども、これは定期的に会合を行っているのか、それとも問題が起きたときに活動しているのか、また関係機関との連携はどのように具体的にとっているかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

お話しいただきました会議につきましては、定期的に行っているものでございます。児童虐待において、関係機関が相互の連携機能を行えるよう、先ほど言っていただきました亀山市要保護児童等・ＤＶ対策地域協議会を組織しておりまして、定期的に開催しているということです。同協議会

のメンバーなんですけれども、児童相談所、警察、弁護士会、医療、教育、主任児童委員等の地域関係者、子育て支援等の各分野の関係機関で構成され、初期対応や援助に必要な情報を共有し、方針を決定し、役割分担して、具体的な対応を行っていくことになっております。

もう一つ、本年４月１日に三重県の鈴鹿庁舎に鈴鹿児童相談所、今まで北勢児童相談所だったんですけれども、鈴鹿児童相談所が開設されましたことから、児童相談所のメンバーとして来ていただくのは、この４月からは鈴鹿児童相談所の方に来ていただいておりまして、さらなる連携強化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

新しく鈴鹿・亀山に対応するために、児童相談所が鈴鹿のほうにできましたが、どれぐらいの人数で、その所員としておられるのか、その辺はわかりませんか。１名、２名というようなことはないと思いますけれども、大体のおおよそどれぐらいなのか、お聞かせ願えますか。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

詳細な数字は持ち合わせていないんですけど、１０名程度だったんじゃないかと把握しています。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

鈴木知事の話の中では、いち早くこういった残虐な虐待があるということを知った時点で、鈴鹿市のほうに、亀山と鈴鹿市というので児童相談所をつくったということは聞いております。

それでは、今後の対策についてなんですけれども、虐待を減らすため、または未然に防ぐためには何が必要かというのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

虐待を減らすため、あるいは未然に防ぐためには何が必要と考えるかということですけれども、市では日々さまざまな相談を受けており、常に丁寧で適切な対応を心がけておりますが、事情が異なるそれぞれの相談の中には、虐待につながりかねないと感じるケースもございます。そういったケースに対しまして注意深く見守りながら、その都度、適切な対応を行うことが虐待事案にエスカレートすることを防ぐ重要な手段であると考えております。

また、適切な対応や見守りを行うため、関係機関との連携として、先ほどからの亀山市要保護児童等・ＤＶ対策地域協議会のネットワークを活用しながら、さまざまな視点から、きめ細かい対応を心がけているところでございます。さらには、子ども総合相談での相談場面だけでなく、母子保健の事業の中でも、子育て中の家庭が孤立することのないよう、保護者に寄り添うことを第一に心がけております。

また、養育支援としまして、ショートステイやファミリー・サポート・センターの利用を促進し、

少しの間、子供と距離を置くことや、より多くの人がかかわることにより孤立を防ぎ、見守りの目もふえるという効果があると考えております。

一方、来年４月には、市内西町に社会福祉法人が運営いたします児童短期入所施設が開所予定でありますことから、こうした施設とも連携、活用を図ってまいりたいと考えております。

いずれにしましても、日々の相談業務に丁寧にかかわり、相談者の心に寄り添うとともに、関係者と連携しながら支援することで、児童虐待の防止・軽減につなげてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

亀山市だけでなくて、日本中でこのような児童の虐待というのがなくなるように祈念いたしまして、以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（小坂直親君）

６番　尾崎邦洋議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

次にお諮りします。

質問はまだ終了しておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、週明けの１７日にお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

週明けの１７日は午前１０時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後　５時３０分　散会）

令和元年６月１７日

亀山市議会定例会会議録（第４号）

●議事日程（第４号）

令和元年６月１７日（月）午前１０時　開議

第　　１　市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１８名）

１番	草　川　卓　也　君	２番	中　島　雅　代　君
３番	森　　英　之　君	４番	今　岡　翔　平　君
５番	新　　秀　隆　君	６番	尾　崎　邦　洋　君
７番	中　﨑　孝　彦　君	８番	豊　田　恵　理　君
９番	福　沢　美由紀　君	１０番	森　　美和子　君
１１番	鈴　木　達　夫　君	１２番	岡　本　公　秀　君
１３番	伊　藤　彦太郎　君	１４番	前　田　耕　一　君
１５番	前　田　　稔　君	１６番	服　部　孝　規　君
１７番	小　坂　直　親　君	１８番	櫻　井　清　蔵　君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市　　長	櫻　井　義　之　君	副　市　長	西　口　昌　利　君
総合政策部長	山　本　伸　治　君	生活文化部長	佐久間　利　夫　君
健康福祉部長	井　分　信　次　君	産業建設部長	大　澤　哲　也　君
上下水道部長	宮　﨑　哲　二　君	危機管理監	久　野　友　彦　君
総合政策部次長	落　合　　浩　君	生活文化部次長兼関支所長	青　木　正　彦　君
健康福祉部次長	伊　藤　早　苗　君	産業建設部次長	亀　渕　輝　男　君
生活文化部参事	深　水　隆　司　君	生活文化部参事	谷　口　広　幸　君
健康福祉部参事	豊　田　達　也　君	産業建設部参事	服　部　政　徳　君
産業建設部参事	草　川　保　重　君	会計管理者	渡　邉　知　子　君
消　防　長	平　松　敏　幸　君	消防部長	豊　田　邦　敏　君
消防署長	原　　博　幸　君	地域医療統括官	伊　藤　誠　一　君
地域医療部長	古　田　秀　樹　君	教　育　長	服　部　　裕　君
教育部長	草　川　吉　次　君	教育委員会事務局参事	亀　山　　隆　君
選挙管理委員会事務局長	松　村　　大　君	監査委員事務局長	木　﨑　保　光　君

監　査　委　員　　国　分　　純　君

●事務局職員

事　務　局　長	草　川　博　昭	書	記	水　越　いづみ
書　記	村　主　健太郎	書	記	西　口　幸　伸

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第４号により取り進めます。

これより日程第１、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、発言を許可します。

１３番　伊藤彦太郎議員。

○１３番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして一般質問のほうをさせていただきます。

今回、通告しておりますのが、新市まちづくり計画について、亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例について、そして文化財行政についてという３点を質問項目として上げさせていただいております。

まず、新市まちづくり計画についてということで通告させていただいております。

そこに１番から３番まであるんですけど、まずその１番、計画の内容についてということで通告させていただいております。（１）（２）で合併特例事業について、それ以外の事業についてということで２項目上げさせてもらっておるんですけれども、その新市まちづくり計画についての中で、特に特例事業と特例事業以外の事業、それぞれどうなっているのかという話をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

まず、この新市まちづくり計画につきましては、今回、議案の中で計画の変更が上がってきておりますんで、先週、その議案質疑の中でわかった部分も結構ありますもので、その上で質問をさせていただくんですけれども、特に特例事業ということで、この議会の前の３月議会で、合併特例債を和賀白川線から駅前の図書館へ振りかえるという、結局そういう話の中で、その辺でちょっとその状況が見えないということで、もう一度今回その辺の話の出し直しとなったんですけれども、まず和賀白川線整備事業の残り部分ですね、これに合併特例債を適用するという話だったのが、３月議会の中で、その期限である平成３６年、今となっては令和６年になるんですね、そこまでに間に合わないだろうということで、その中で駅前の図書館、保留床購入に当てるという話やったわけですけれども、これにつきまして、予算決算委員会の産業建設分科会の中で、ちょっと服部議員のほうから質問があったんですけれども、その合併特例債を和賀白川線から駅前図書館に振りかえるということになっておると。そんな中で、この特例債を使う事業としてはほかにもいろいろ考えられるはずなのに、なぜ駅前の図書館、保留床購入なのかという服部議員からの質問に対して、これに

対しては、実は服部議員のほうからは、和賀白川線以外の事業の中でなぜ最優先が駅前図書館なのかという話やったんですけれども、市長からの答弁はこういうふうな感じでした。政策の優先度ということで、総合的にこの和賀白川線の残事業よりも、駅前の再生事業を優先しようというのが基本的な考えでございますと。つまり、服部議員としては和賀白川線の残事業以外の中でなぜ駅前が最優先なのかという質問をされたのに、市長としては和賀白川線も含めて最優先が駅前であるというふうな、こういうふうなことを言われているわけですね。

そこで、この発言の意図が私はちょっとよくわからなかったんですけれども、ただこの中で、分科会の中では服部議員は別の観点から質疑を続けられたので、そのままではあったんですけれども、やはり私はこの点はちょっと確認しておかなければならないなと思いまして、今質問をさせていただくわけなんですけれども、この市長の発言の意図ですね、はっきり言ってしまえば和賀白川線よりも駅前のほうが優先されると、こういう認識なのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

１３番　伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

まずは、３月議会でのやりとりの背景が少し、一部お話をいただきましたが、そもそも新市まちづくり計画に位置づけられた事業の中で、例えば今回のように、その期限が５年延長されることによって、より有利な財源の調達の方法としてどうあるべきかという視点の中で、私どもとしてはこの次の５年の間に和賀白川線の北進延長部分については、事業の用地取得でありますとか完了が難しいと。当然、合併特例債の適用は事業完了、これが前提でございますので、それがあるというのが前提にあります。その上で、全てのその事業を、服部議員のご質問も、いわゆる和賀白川線の延伸部分について、この是非論は従来からご指摘をいただいておったわけでありますけれども、それ以外に駅前もしかり、他の事業もしかり、どれを選択するんだというようなご質疑であったというふうに理解をいたしております。その意味では、先ほど前段で申し上げた法改正の５年間での状況で事業が完了しないこと、それとあわせて和賀白川線の延伸も重要な事業として総合計画で推進をしてまいりますけれども、そういうことを総合的に考えますと、より駅前の図書館整備への適用が有利な財源として活用する、よりこちらがベターであるという考え方のもとに３月議会で服部議員にお答えをさせていただいたものでございました。その真意はいかがかということでありますが、そのような趣旨で発言をさせていただいたものでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○１３番（伊藤彦太郎君登壇）

市長のお話を聞きまして、それぞれの事業がどちらが優先かというよりも、間に合うか間に合わんかという意味でこちらを優先させたほうがええやろうという、そういうことですね、話としては、要は。それはそれとして理解はさせていただきました。

ただ、一方で、先ほどなぜそういう話をさせてもらったかといいますと、もし政策的に和賀白川

線のほうが優先度がもう下がっているんやという話をされてしまうと、この和賀白川線というのは本当に合併当時から、新市の大動脈ぐらいの位置づけをずっと言われていた事業でして、当然この話には賛否はあるかもしれませんけれども、ただ少なくとも新市の発足するときには、この和賀白川線というのが非常に新市における大きな事業だったと思うんです。それにつきまして、やはりこの和賀白川線の優先度が下がってしまうということなのかなという、その懸念が一番大きかったので、特に今回質問させていただいたのですけれども、そうなると、和賀白川線、ちょっと間に合わんかもしれないということではあるんですけれども、じゃあ予定として、一体この和賀白川線、どういうスケジュールになっていくのか。令和６年完成はちょっと難しいかもしれないけれども、そうするとこのスケジュールの見直し、一体いつ完成というふうな見込みになっているのか、その点を確認させていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

和賀白川線がいつまでに完成できるかというお尋ねでございますが、和賀白川線につきましては、何分、社会資本総合整備交付金を活用する事業に振りかわりますことから、交付の状況によりますので、具体的年度というのはこの場で申し上げることはできませんが、議員も申されましたように、合併特例債期限の令和６年度までの完成が困難な状況であるという認識のもとでございますので、全線開通につきましては、次なる総合計画期間中となるものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○１３番（伊藤彦太郎君登壇）

ただ、そういうトーンだとまた話がおかしくなってくると思うんですよ。和賀白川線はあくまでも令和６年の完成はちょっと難しいかもしれないということでしたもんで、じゃあ何年余分にかかるんかというと、少なくとも最初の事業計画のときに残事業部分が平成３６年、令和６年にできるということで合併特例債も充当したはずなんですね。それを思ったときに、なぜ目標年度がいきなりこの３月から、令和６年が７年、８年、９年、それぐらいになってくるんやったらまだわからんでもないんですけれども、次の総合計画がどうたらって、そんなばかな話はないと思うんですけれども、それやとはっきり言って、それこそ政策の優先度として結局下がってしまっておるということじゃないんですか。その点、もう一度聞かせてください。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回の進めております第２次総合計画は、令和７年度が最終の期限になりますので、私、令和６年度までは合併特例債の活用期限として困難な状況ということで、第２次総合計画期間中でありますと、あと令和７年度しかございませんので、私、次なる総合計画期間中と申し上げたのは、今、議員もおっしゃられたように、令和７年度を越えまして、次なる総合計画は令和８年度からスタートする予定でございますので、そういった意味合いも含めて次なる総合計画期間中ということでご答弁をさせていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○１３番（伊藤彦太郎君登壇）

そういうことなんでしょうけれども、ただ、もう次の総合計画にとなってしまうと、結局次の総合計画の中で検討するみたいな話にもなりかねやんのじゃないかという、結局そういう話なんですよね。もともと令和６年の完成を見込んでいた話ですので、やはり現段階では、具体的にいつというのが見込みが示せない以上は、令和６年の完成、スケジュールに向けてやるべきやと私は思いますし、実際、道路部門の話とかいろいろ聞いておりますと、かなり順調という言い方はおかしいかもしれませんけれども、かなり地権者の方とも適切に接触をしてもらって、そしてきちっと、昨年の１２月議会ではなぜか知らんけど難航という言葉が出てきましたけれども、きちっと地権者の方々に理解をいただきながらきちっと仕事をされているのはやはり肌で感じましたんで、そんな中で、じゃあ何が問題なのか、用地取得に当然時間がかかる、これは当然ですけれども、そもそも用地取得に時間がかかるという前提で令和６年、平成３６年というふうに設定されたその事業ですので、今の段階ではちょっとスケジュールが見えていないみたいですけれども、これはやはり早急にもう一度、本当にいつできるのかというのを出していただきたいと思います。

その中で、次の合併特例事業以外の事業についてという項目なんですけれども、この点につきましても、服部議員のほうからさきの議案質疑の中で話がありましたけれども、一言、関の分館の話がありました。これは本当に今どうなっているのか。その後の草川議員の質疑の中でも新しい時代の図書館云々の話でいろいろ言われていましたけれども、この新しい時代の図書館とかのこの辺の話、これ関の分館にも当てはまるのかどうか。とにかく関の分館の話はどうなっているのか、この点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（亀山　隆君登壇）

新市まちづくり計画における関分館の整備というものにつきましては、関地域における図書館サービスの提供という視点から計画に示されたものと考えているところでございます。

新市になりましてから、関図書室におきまして図書館情報システムの設置でありますとか、蔵書の充実など、さらにはボランティアの皆様のご尽力により、地域の読書活動拠点といった位置づけができてきたのではないかなと。その中で今日まで一定のそういう役割を果たしてきたものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○１３番（伊藤彦太郎君登壇）

今までは、関の分館というか、関の分室がどういう状況であったかという話やったかと思うんですけど、分室であるのを分館にするという、そういう話が新市まちづくり計画の中であったわけですよ。その話が、まだ分館にするという話は生きているのかどうか、実際に分館じゃなくてもええんやったらええなりに、じゃあどうしていくのかというその辺の計画がどうなっているのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山参事。

○教育委員会事務局参事（亀山　隆君登壇）

今回、新市まちづくり計画に追加いたしましたように、読書活動や生涯学習拠点としての機能は新図書館に集約して、より多面的な展開を図っていきたいと考えております。この中で、亀山市立図書館整備基本計画にもお示ししましたように、市内の各地域のコミュニティセンターなどを読書活動拠点と位置づけ、ネットワーク的に展開する施策について考えていきたいというふうに思っているところでございます。

その中で関図書室につきましても、地域の読書活動の拠点の一つとしてそういった展開が図れるんではないかなというふうに考えております。これにつきましては、十分に地域のご意向もお聞きしながら、その検討を進めていきたいと考えておるところでございます。

（発言する者あり）

○教育委員会事務局参事（亀山　隆君登壇）

分館というよりも、むしろ各地域全体のコミュニティセンターなどを活用した読書活動拠点をネットワーク化していくという中の一つとして位置づけをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○１３番（伊藤彦太郎君登壇）

そうしますと、分館にはしないと。当然、分室としてそういうふうな位置づけはしていくということですけれども、分館とはしないというふうに、今、教育部門として考えているということでよろしいでしょうか。教育長、その辺どうなんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部　裕君登壇）

今、事務局参事が申しましたように、亀山市全体の中で読書活動拠点をネットワーク化していこうという検討を図書館整備推進検討委員会等で今後していく予定でございます。したがいまして、分館に必ずするんだというようなことは決定していないところでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○１３番（伊藤彦太郎君登壇）

さっき、新市まちづくり計画、今、これは新市まちづくり計画の話なんですよ。新市まちづくり計画の中では、関分館の整備とあるんですよ、この計画の中で。第１次総合計画に引き継がれた中で、そこでも図書施設の充実というのがあるわけですよ。それを思ったら関分館という話も当然ある程度は引き継がれているもんやというふうに普通認識すべきもののはずなんですよね。そうすると、関分館を、もちろん関分館でなければならないとは私も思いませんよ。分館という形にこだわるのが全てではないと思いますけれども、でも、分館にしていこうというのは、執行部がもともと提示した話ですよ。そうしていきましょうという話にしたわけですよ。その話がどうなったんです

かという話です。だから、分館にするのかしないのかという、その辺の決定はなされているんですかという質問なんです。分館はもうないのか、分館になるとは限らないのか、その辺を思うたとき、分館をするんかどうかという、それはどうなっているんですかという話を聞いているだけなんで、是非じゃないです。その辺はどうなっているのかをはっきり言っていただきたいんですけど。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

関図書室の分館化につきましては、合併後調整するＡ項目に位置づけられておりまして、合併後速やかに調整をするということになっております。その合併後、速やかに調整が図られ、その結果、これは調整方針でございますが、現行のまま図書室として運営を行い、平成１７年度に新たな図書館システムを導入し、市民サービス拡大に努めるとしており、本調整項目につきましては一定の結論が出ているものというふうに考えております。しかしながら、関図書館の今後のあり方につきましては、先ほども教育委員会からございましたように、図書館整備基本計画に基づいて今後鋭意検討がなされていくものと、そのように認識をしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○１３番（伊藤彦太郎君登壇）

結局、ずっと分館かどうかというのはぼやかされたままだったなという気はするんですけれども、ただ、先ほど図書館整備の基本方針、それ自体は別に私は何も悪くないと思いますし、結果的にやはり図書環境が充実することが目標ですので、分館という形に別にこだわる必要は私はないとは思いますけれども、ただ、分館というのがもしそこまでの有効なものであるんやったら、やはりそういったものも一つの視野には入れておかないかんやろうなと思いましたので、この点をちょっと指摘させていただきました。

あと、それ以外の事業についてということで、もう一つちょっと気になっていたのが、新市まちづくり計画の中にも上がっておりましたけれども、旧関町内の道路なんですけれども、木崎新所線という都市計画道路があります。これは新市まちづくり計画の中でも整備するという話がありました。これは旧関町時代から、関宿、関宿言いますけれども、その関宿を車で横断させないような形にするために関宿の北側に木崎新所線というのを整備して、その路線上に観光駐車場もきちんと整備をすることで、関宿内での渋滞とかそういうのもなくそうとか、その辺の話もあったんですけれども、ちょっとこの間も都市計画審議会で、これを見直す、多分廃止するとか、そんな話が出ておりました。

当然、計画というものはその時々によって、実際、その木崎新所線という話は余り言われてはいなかったので、確かに見直しの対象になるのもあるんかなとは思いましたけれども、ただ、そもそも関宿を横断させないための道路、結局、観光駐車場の問題とかも絡みます。この辺も含めて、この辺は一体どういうふうなことになるのか、特に観光駐車場の部分ですね、これは一体どういうふうに補完していくのか、この辺の話をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川産業建設部参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

都市計画道路木崎新所線につきましては、昭和４７年に国道１号から関宿の外周を迂回する形状で都市計画決定されたものでございます。その後、関宿全体が重要伝統的建造物群保存地区に選定をされまして、現計画ではその地区を横断する形の計画になっておりますことから、文化的価値に重要な影響を与えるということで、平成２６年の都市計画道路の見直しの案の中で一部区間廃止路線という形で提案をされております。

また、昨年度策定をいたしました亀山市都市マスタープランにおいても、都市づくりの戦略方針の関宿周辺まちづくりの中で、都市計画の見直しについて検討することとしております。見直しにつきましては、やはり地域住民の皆さんの意見を踏まえながら、検討の作業を進めてまいりたいというふうに思っております。駐車場も含めて、その辺を住民の意見等含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○１３番（伊藤彦太郎君登壇）

ぜひ、住民の方の意見と言われましたけれども、その計画道路の根底にあるのが何だったかということ、それをやっぱりきちっと把握していただきたいなと思います。

それでは次なんですけれども、財源の考え方についてと、あと計画のあり方について、この辺ちょっと絡みますので一括してやりたいと思うんですけれども、財源の考え方って、新市まちづくり計画というのが市長のほうから議案質疑の中で、合併特例債を使うための根拠計画というふうに言われていました。ただ、そういう話ではあるんですけれども、単に合併特例債を使うだけじゃなくて、やはりそもそもそこに記述されていたこの事業の一つ一つというのは、新市をつくっていく上での重要な魂みたいなものやと私は思っております。今後、この総合計画の中で具体的な記述がなかったようなそうした事業につきまして、どういうふうな位置づけというか、思いでこの市政を運営されていくのか。何らかの形でやはり総合計画に引き継がれてはおるんですけれども、具体的な名称がない、こういうふうな事業についてはどういうふうにされていくのか、ちょっとその辺の考え方を聞かせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、新市まちづくり計画に掲げられた施策につきましては、合併後の諸課題や市民ニーズに対応するため、基本的には新市まちづくり計画を発展させた第１次総合計画に、魂とおっしゃられましたが、そういった基本的な考え方は引き継がれてきたものというふうに考えておるところでございます。総合計画は、具体的な事業全てを網羅しているものではなく、あくまでも基本施策等、施策の方向を中心として記載をさせていただいておりますので、個々の事業全てが書かせていただいておるものではありません。その中で、私、確認をさせていただいたところ、新市まちづくり計画から第１次総合計画に事業を進める中で、確かに６事業ほど、新市まちづくり計画には記載されておりましたけれども、第１次総合計画で進められていない事業というのが６事業ほどございました。この事業は先ほどおっしゃられた関の裏道の整備もそうですし、図書館の分館の事業もその一つだ

と思いますが、それぞれにつきましては、総合計画の中で位置づけられた上で進められていくものというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○１３番（伊藤彦太郎君登壇）

ちょっとあらましの話ではあったと思うんですけれども、要は新市まちづくり計画という話、また先ほどの服部議員の話を引用させてもらいますけれども、関分館の話の中で、関分館は総合計画に載っていなかったとかいう話があるんですけれども、最初、総合計画、平成１９年に基本構想は議決事件だったので、これに対して当時の水野雪男議員のほうから当時の企画部長に、どういうふうに新市まちづくり計画が引き継がれたのかという質疑がありまして、これにつきましては、それぞれ新市まちづくり計画に掲げている１３２あった施策のうち、事業の廃止を除くと全ての施策に計画を取り込んだと、こういうふうな発言をされておるわけです。つまり、先ほどの関分館の話も、その基本的な考え、その根底にある思いは総合計画にちゃんと引き継がれているんやということなんですよ。そういう意味では、まちづくり計画から総合計画に移ったときに、具体的な記述が省かれているからもうこれはやらなくていいんだとかじゃなくて、合併のときの基本的な思い、これはまだできてはおらんけれども、いずれはやりたいという、もちろんこの事業廃止になったんは別ですけれども、やはりその思いをしていただかないといけないと思っておりますので、ちょっとそのことだけ申し上げまして、次がありますんで次に移らせていただきます。

次、亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例についてということで上げさせていただいております。これは源流域条例といいまして、３月議会でそれなりの議論を経て、かなり関心のあった条例やったと思います。けれども、これにつきまして、かなり多部門にわたる事業が期待されておるんですけれども、まずこの条例制定後、年度がかわってから各部門でどういうふうな動きをとられたのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例を制定しまして、本年度から条例に規定した内容の具現化に向けて進めているところでございます。

今年度予定している事業につきましては、さきの３月定例会で申し上げましたとおりでございまして、その状況を申し上げますと、まず生物の多様性を確保するための事業といたしまして、市民団体と協働し、鈴鹿川等源流部の自然環境調査を先月から着手しております。また、安楽川における天然記念物、ネコギギの生息調査や、保護・増殖事業についても引き続き取り組んでいるところでございます。また、森林を保全・活用するための事業といたしまして、本年４月から森林経営管理制度がスタートしたことを受けまして、坂下地区において森林所有者の意向調査に着手する予定でございます。また、産学民官が連携協力した鈴鹿川等源流の森づくり協議会におきましては、森林、河川を基軸とした森づくり活動の基盤となる構想案が協議されており、今後取り組みが進められる予定でございます。

一方、農地につきましては、引き続き中山間地域における保全活動の支援を進めてまいりますし、

そのほかにも鈴鹿川等源流域の自然環境等と触れ合う機会を創出する取り組みとして、亀山７座トレイル整備活用推進事業や、本年度からスタートしておりますかめやま人キャンパスにおきましても、歴史的資源を活用したまちの歴史人養成講座や、自然環境を活用した森と水の守り人養成講座を開講してまいります。

そのほかにも、広報活動として、市広報やケーブルテレビにおきまして、条例の概要や取り組みの一部を紹介しているところでございますし、今後、啓発パンフレットの作成も予定しておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○１３番（伊藤彦太郎君登壇）

源流域に係るさまざまな事業が始まりつつあるんだなあというふうなことではあるんですけれども、私、ちょっとなぜそれを言わせていただくようになったかといいますと、これは毎回所管事務事業説明をされる中で、各部門の説明が私らに提示されるわけなんですけれども、この各部門の説明の中で、源流域という言葉が使われているのが、はっきり言って環境のもともとの条例を扱っている部門と、あと森林・林業部門だけだったんですよね。もっと源流域のこのあれを生かして何とかしていきますというのが、特に文化財行政とか、あと農業行政とか、今までなかなかお金がつかなかった部分に対してやっとこさこれでお金がつくというような部分であったのに、何かその辺の記述がない、これはなぜなのかなと思いまして、先ほどちょっといろいろと説明されましたけれども、ただその辺の話は、もうこれまでにもやっておられた話なんですよね。新たにこういうことを、例えば文化財とか、あと農業とかの中山間地とかでこれをやっていくんやという記述がやはりここには書いてなかった。とにかく、それに対する検討のケの字も何か感じられなかった。やはりこういうふうなことを見ると、それこそ新しくやっていく話としては、結局森林・林業関係だけなのか、それか、ほかにもやりたいんやけれどもやれない状況にあるのか、その辺一体どうなのか。そもそも今回いろいろと話聞いてはおるんですけれども、農業、林業、環境、林業は違うか。少なくとも農業、文化財、このあたりは人員適正化計画もあるかもしれませんけれども、人員が削減されておると。源流域ということで新たに何かやっていこうというのに、さらに人員が削減されていると、こんなことなんですね。果たしてこれは本当に、市長としてこの源流域の施策を推進していくという考えがあるんやろうかと、そう思うんですけど、もう一回その辺市長の考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然この源流域を守る条例は、おっしゃるように森林の保全だけではない、さまざまな事業や、例えば農地であるとか歴史文化資源、そういうものを活用した保全、地域づくり、こういうものにも当然目を向けていくものであるというふうに考えております。したがって、関係部局がそれぞれ十分検討した上で具現化をしていく、本当に根拠条例として考えていってほしいというふうに願っておるところであります。

ご案内のように、第２次亀山市総合計画に規定をいたしております戦略プロジェクトとして、地

元の心のプロジェクトチームを立ち上げて、平成２９年度からこのチームを立ち上げて、その取り組みの一つとしてこの条例の制定にもつながってきたところでありますが、今後、このプロジェクトチームを核として関係する各部局が連携をして、取り組みの進捗管理を行っていったり、あるいはそれぞれ今ご指摘のありましたような角度から、事業計画とか次の展開につなげていってもらうための体制、計画的に推進をしていきたいというふうに考えております。

かなり広範囲にさまざまな、さっき部長が答弁させていただいた、現状でも幾つかの事業が既に動き出しておりますので、私どもとしての現場としてのマンパワーの問題、あるいは財源の問題、さまざまな要素が絡んでまいりますけれども、今申し上げたような今後の、今の事業をしっかりと進めていく中で、新たな視点でそういう事業が生み出されることを強く願っておるところであります。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○１３番（伊藤彦太郎君登壇）

当然、人事の話、体制の話、この辺が非常に大きくなってきておると思いますんで、やはりきちんとやっていただきたいと思います。

もう一つ、文化財の話をちらっとさせてもらいましたけれども、文化財に関しては、例えば文化財登録がなされたからといって、じゃあ国の補助がどんだけあるんやというと、これは決してそんなに十分な額ではない、ほとんど、登録された、指定されたといって、じゃあそれだけの手厚いものがあるかというとそうでもないという話を担当から聞かされました。そういう意味では、やはり文化財にしても、源流域、なかなかお金が出てこないようなそういうふうなところにお金がつくというのは、これは非常に画期的なことやと私は思いました、当時。やはりそういった部分で、今までなかなか進まなかった話が進むんじゃないかと非常に期待をしておりますんで、ぜひこれは本当に大事に進めていっていただきたいと思います。

それでは続きまして、文化財、文化財と続きますけれども、文化財行政についてということで、一つの項目を上げさせていただいておりますんで、この点を聞かせていただきたいと思います。

人材確保についてというふうにありますけれども、なぜこれを上げさせてもらいましたかといいますと、やはり昨年から起こりました職員の贈収賄事件に絡んだ話であります。

コンプライアンス条例という形で、今回その件につきましては一つの市としての姿勢を示したと思うていますけれども、それ以外の部分で、今回のこの事件で、当該の職員、極めて有能な職員であったことはやはり間違いなかったとは思います。その職員が一人失われるだけでなくて、かなり有能な職員が一人失われてしまったということは、これはかなり業務の上でも損失やと思います。特に、実務レベルで支障が出ないかというのは、事件発生直後からやはり地元でも懸念の声が広がっておりました。これにつきまして、この職員逮捕後、どういう影響が出ているのか、影響は出ていないのか、体制はどうなっているのか、この辺をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木生活文化部次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

これまで、まちなみ保存事業や文化財建造物の保護を担ってきた専門的職員は、建築物、特に古

建築物の保護に関する豊富な知識と経験を有する者でございました。現在、まちなみ保存事業や文化財、建造物の保護につきましては、文化スポーツ課まちなみ文化財グループが担当しており、文化庁で行政実務研修を経験した職員２名を配置しております。伝統的建造物等の修理、修景につきましては、文化庁等の職歴があり、古建築物の専門知識を有する方に毎月１回現地にお越しいただき、指導いただきますとともに、急を有する場合には電話等で指導をいただいております。また、建築に関することにつきましては、庁内の関係部署と連携し、建築士の資格を有する職員の協力を得て事業を進めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○１３番（伊藤彦太郎君登壇）

それなりの対処をしていただいておるようです。

ただ、そんな中で、先日森議員のほうからの質疑の中でもあったんですけれども、今回の事件発生につきまして、一人の職員がずっと長いこと い続けたのがそれの原因ではなかったのかという話もありました。私も非常にその点は同感な部分がありまして、ただ、一方でその点につきまして部長のほうから、これはやはりまちなみ保存という非常に特殊な職場だから、その特殊性ゆえにやむを得ないみたいな話がありました。ただですね、特殊とは言われるんですけれども、特殊だからこそ、文化庁云々の話がありましたが、その文化庁にも職員を派遣して、やはりある程度経験を積ませて戻ってきていたりする。そういう部分もありますし、昨年も文化庁のほうから１名来ていただいていました。そんな話の中で、文化庁に派遣していた職員、これは今まで一体何人派遣しているのか。そして今、２名と言われましたけど、その残りの方々というのは今なぜその場にいないのか、その辺につきましてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、本市では文化財行政の実務研修のため、平成２１年度から継続して文化庁へ毎年職員１名を派遣させていただいております。派遣した職員は本年度を含め１１年間で６名となっております。その中で、先ほどもご答弁ありましたが、２名の職員が文化スポーツ課まちなみ文化財グループに所属をしております。これは直近の２名ということでございます。残りの４人につきましては、やはり一般職の事務及び技術職員でございますので、配置期間が長期化するということは好ましいことではございませんので、適材適所の人事配置を行う中で、一定のジョブローテーションにより進めておるところでございます。

それと、私、以前の答弁で長期間はやむなしというようなご答弁もさせていただきましたが、これはあくまでも専門職として雇用した文化財行政のみを所管する職員でございましたので、そういったご答弁をさせていただきましたが、あくまでも一般職につきましては適切なジョブローテーションは必要であるものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○１３番（伊藤彦太郎君登壇）

私もそういうことやと思うんですね。ただ、だから今回の一番の問題は、その専門職で採用した、そういった職員を管理職としてずうっと、実際、管理というか、そこの部門を仕切る担当としてずっとい続けさせてしまったという点なのかなあと思いますし、もう一つ最大の問題は、やはりその方の後継となるような人材が育っていなかったことやと思います。ただ、これは後継となるような人材がいないわけではなくて、文化庁の一般職と言われましたけれども、やはり部門が変わればその部門に対応したことをきちっとされている職員がほとんどやと思います。それこそ、ちょっと先ほどの答弁にありましたけれども、図書館の亀山さんも文化財行政にかなり精通されていて、私らも話聞いていてすごいなと思うこともありましたし、ほかの職員の方もかなりその文化財行政に対してこんな知見を持ってみえるんやなというふうに、そういったこともかなり感じる部分があります。やはりそういったことを思うと、山本部長の答弁としてはやはりやむを得ない部分もあるということやったとは思うんですけれども、やはり特殊性があるからということで、ある意味私は、この関のまちなみ保存を余りにも聖域化し過ぎたのが問題やったんやないかなというふうに思っておりました。それは私も町並みに近い、そこに住んでいる議員としてやっぱり反省すべきところもあったやろなと思いますし、ただ、そんな中で本当に人事を進めていく上で、それこそマネジメント能力というふうに言われましたけれども、今までも、そのマネジメント能力というふうに言われる、その一番大事なのはやはり後継を育てることというような部分もあると思いますんで、それがもしその部門で機能できないんやったら、やはりそれを見きわめていくのが人事の話やと思いますし、先ほどもちらっと言いました。やはりこれをしていかなければいけないという源流域の施策とかも、必要であれば、その瞬間でもそれなりの人事の増強を図るとか、こういったことも考えていかなあかんと思いますんで、そういったことも含めて今後進めていっていただきたいと、そのことを申し上げて終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

１３番　伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午前１０時４７分　休憩）

（午前１０時５７分　再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１５番　前田　稔議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

おはようございます。

通告に従い、順次発言をさせていただきます。勇政の前田でございます。

まず初めに、今回、関町地内の道路の整備状況、それとまた観光駐車場の件について大きく２点で質問させていただきたいと思います。

まず初めに、２年前に県から市に移管された市道の白木会下線の側溝整備について、これはどのように今現状なっているのか、経過をお願いしたいと、説明を求めたいと思います。

○議長（小坂直親君）

１５番　前田　稔議員の質問に対する答弁を求めます。

服部産業建設部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

移管を受けた道路についてご説明させていただきます。

当路線は平成３０年３月２０日に移管を受けた道路であります。現場も確認させていただき、西側からの市道の排水が、移管を受けた側溝がないところに流れており、移管を受けた道路の東側には側溝が敷設されておりますことから、現場の調査を行い、ベストな手法で検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

先ほど説明ありましたけれども、この市道ですけれども、もともと県道でした。そのときに東側には側溝があったけれども、西側には側溝がついてなくって、それはもう県が側溝をつける計画をしておったんですけれども、ちょっと下のほうでなかなか地権者が特定できないというか、土地を取得できないような状況であったということなんです。２年前に移管されるときも、私はこの整備不良の県道を市に移管してええのかということを質問させていただいたと思うんですけれども、市の執行部の担当者は県を擁護する答弁であったというふうに私は記憶しておりますけれども、当時の県の建設部のナンバー２の人がおるんですけれども、この方は私の高校時代の柔道部の１個先輩でした。その方に連絡をとっていろいろと何とかしてくれんかということを申し上げたんですけれども、なかなかその人の力だけでは難しいと、どうしたらしてくれるというふうに聞いたら、地元の人が大挙して県庁に押しかけてくるようなくらいのことに発展していったらできるかもしれんなあというような、こういうようなやりとりをしたことを今覚えていますけれども、まずその現状、またそれから２年たって何も解決していないんですね。この状況を今後どうしていくのか、何か対策があるのか、あればお答えをいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

対策があるのかということでお答えさせてもらいますと、現場も確認させていただいておりますし、今後、現場ももう一度、流域とかいろんな面も含めて側溝の高さをはかったりとか、そういった面も含めて調査をさせていただきまして検討をさせていただきたいと、かように思っております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

検討をさせていただきますというか、これもう２年たっているんですよね。この２年間何を検討してきたのかようわからんのですけれども、東側は側溝が整備されているんですよね。でも西側の下のほうは、これはなかなか整備するのが難しい。そのまたもっと一番下のほうになると、側溝があるんですよ。そういうことは、もうあと東側の側溝に通すか、今の市道を横切って。そういうことぐらいしか考えられないんですけれども、そういう考えはないのかお聞きします。

○議長（小坂直親君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

議員申されるように、道路を横断して東側につけてということも考えられると思います。ただ、その面でおきましても、全体的な流域がその今の現在の側溝で賄えるか、流れるかということも検討の一つになってこようかと思っておりますので、現場も確認させていただきながら進めさせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

早いところ、その流量、上のほうからも流れてくる流量があるし、東側からも入ってくる通路もあるんですよね。だから、それがちょっと複雑でわかりにくいところなんですけれど、そこら辺をもうちょっときちっと整備して、流量もはかっていただいて、できるかどうかきちっと検討をしていただきたいというふうに思います。

次に、関宿の裏道の計画についてお聞きをしたいと思います。

これはどういう計画になっているのか、まずその現状をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

関宿の裏道の計画についてご答弁させていただきます。

関宿裏道整備事業は、合併当時より旧関町から引き継ぎ、第１次総合計画、前期基本計画において主要事業として進めておりました事業でございますが、地域の皆様の合意形成が図れず、現在に至っておるところでございます。道路改良が難しい路線でございます。

地域の合意形成が図れていない以上、起点から終点まで一度に買収を行い、整備する手法の道路新設事業にはなじまないため、この道路については、狭隘道路整備事業として合意形成が図れた箇所から工事に着手し、部分的に改良していく手法もあります。いずれにしましても、地域の皆様の合意形成が不可欠と考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

これは長年にわたっての懸案事項で、その中の、今回、関の山車会館ができまして、例えば、そこの木崎の裏道は、そこの山車会館の裏になってくると思うんですね。現在、一番東側のほうはちょっと空き家とかあったんですけれども、それを壊して広くなっていると思うんです。そこに土建屋さんがあったと思うんですけれども、結構大型のトラックとかも出入りができるような広さになってきていると思うんです。真ん中には結構広い土地がありまして、山車会館の裏ぐらいまでは整備ができるんではないかなあと思うんですね。駅前から上がってきて、そこから東向いて抜けようとすると、これはなかなか厳しい部分があるかなあと思うんですけれども、そういう東側から西側へ抜くことはできないかわかりませんけれども、山車会館までは道をつけることが可能かなあとい

うふうに思うんですけれども、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

当時から進めておりまして、再三地元にも入らせていただきまして、合意形成を図ってきたところなんですけど、なかなか、先ほどもご答弁させていただきましたが、地域の合意形成が得られなかったという状況でございました。議員、先ほども東側のほうからという進め方はどうかということもご提案、聞きましたので、今後も地域の合意形成をまず第一に考えて、どのような方法がいいのか、地域の方とご相談しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

山車会館ができましたけれども、その山車会館の前の道もかなり狭いところなんですね、あそこはね。だから、特にやっぱりそういう中で、裏道整備というのは重要になってくるかなと思いますので、その辺のところ、また努力して計画どおり進めていただきたいというように思います。

３番目に移りますけれども、木崎の鳥居南側の県道津関線の計画について、どのような計画になっているのかお答えを願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

木崎町の鳥居南側の県道整備についてご答弁させていただきます。

当事業は、四日市関線バイパスとして都市計画道路に位置づけられ、東海道関宿交差点、旧木崎交差点から、旧東海道に向けて約１００メートルの区間整備が完了しております。その北側につきましては、関宿伝統的建造物保存地区を配慮しながら接続します国道１号関バイパスとの事業進捗の調整を、国や県と事業調整会議を設置し、検討を進めていると伺っております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

そうしますと、次に聞こうと思っていましたんですけど、その国道１号バイパス、これが県道四日市関線にアクセスする計画になっていますよね。これができないと、県道津関線の計画も進まないということでよろしいですか。確認だけさせてください。

○議長（小坂直親君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

四日市関線バイパスにつきましては、国道１号関バイパスと重複しながら走る路線でありますので、議員申されるように、国のほうも動かなければ進捗は難しいのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

できない話ばっかりなので残念ですけれども、どうしたらできるようになるんですかね。このほかにも県とか国の関係で、今、例えば、鈴鹿と亀山で鈴亀道路という話も出てきていますよね。そっちが声が大きくなってくると、やっぱりそっちも優先になってくるのかなあというふうな気もするんですけれども、なかなか進んでいかない、これは国の道路で、私も要望しに行ったことはありますけれども、努力しているというだけで１ミリも延長されていないんで、この点について市長はどのように思ってみえるのか、ちょっとお答えを願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

直轄の国道１号関バイパスの事業、リンクいたしますこの県道四日市関線、これらが一体的に整備がされて前に進められるように、今日までこのまま、今おっしゃられましたが、鈴鹿市との鈴亀道路の期成同盟会とあわせ、鈴鹿亀山の行政、それから議会、それから経済界、この連携でもって期成同盟会を立ち上げて、要望活動、働きかけをしてまいりました。議長の折には、議員も参画をいただいて、上京いただいたり、そういう要請活動をやってきていただきました。

少し局面は、なかなか１センチも１ミリも進んでいないやないかということなんですが、実は数年前から国と三重県と亀山市の３者によります、実務的などうあるべきかという協議を進めておるところであります。それはかつてなかったスキームなんですが、当然全体の事業費の国なり県なりの優先順位もあろうかと思いますので、それをやっぱり打開していくためには、より私どもは実務的なこの３者の協議を持って具体策をお示しし、関係機関の協力を得ていくという手法に入ったところであります。

ご案内のように、新名神の本線が開通をいたしまして、亀山の交通拠点性の向上にあわせて、周辺の工業団地でありますとか、あるいはこの生活道路との絡みということにつきましては、より重要度が増してきておると思いますし、関係機関にもその状況の変化については十分ご理解いただいておるとは思いますが、しっかりと引き続いてこの作業を展開しながら要請活動を展開してまいり、議会におかれましても引き続いてのご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

なかなか前へ進んでいかないということで、歯がゆいんですけどね。市長も努力しているということなんですけれども、本当に何とかしてこの問題を解決していっていただきたいなと思います。

５番目の会下地内の、これも県道なんですけれども、１カ所狭いところがあるんですよね。そこだけ対向できないんですよ。これについては、県道ですけれども、市としてもこれ、何か対策というのは考えているんですか。ちょっとそこら辺のことを、要望もあると思うんですけれども、教えていただきたいんですけれども。

○議長（小坂直親君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

現在の四日市関線の狭隘なところのご質問ですので、ご答弁させていただきます。

ご指摘のように、県管理道路であります。当箇所には南進する車両に対して、この先幅員狭小の道路標識を２カ所設置するなど、交通誘導を実施していただいております。先ほどもご答弁させていただきましたが、国道１号関バイパス整備について、事業調整会議により検討を行っていただいており、バイパスの四日市関線完成を目指し努力していただいております。地元の要望ということですが、当地域からは県へのご要望は交通安全対策として路肩の着色、減速帯等設置の要望をいただいております。その旨、市長名で進達もさせていただきました。

先ほどもご答弁させていただきましたが、通行車両の増加に伴うスピードの抑制、運転者への交通誘導に努めていただいており、今後、市としましてもバイパス完成に向けて強く働きかけてまいりたいと思います。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

全てがその国道１号バイパスを完成がされないと、この道路も全て改善されないという答弁ですね。例えば、この会下地内の狭隘な部分の道路は、何とか、県もあれですけれども、市のほうで何とかやるすべはないのですか。それだけちょっとお答え願いたい。

○議長（小坂直親君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

市が何とかすべきではないかというお話でございますが、先ほども申しましたように、県管理道路でありますことから、県への狭隘なところについての解消、何とかしてくれという要望をさせていただくぐらいしかなかろうかと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

それでは、次の質問に入りたいと思いますけれども、関宿の観光駐車場についてなんですけれども、これはずっと前からの懸案なんですけれども、大型のバスが入ってくると、関の地蔵さんのところら辺が一番曲がらんならんし、対向車もあるしということで、非常にバスの運転手さんも苦労しながら観光駐車場へ入ってくるんですけれども、この間も保存会の総会があったときにも、市長さん、ちょうど出くわしておくれられたのでよくご存じだと思いますけれども、これに対して何か対策は考えていないのか、対策を考えてあるのであればお聞きをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木生活部次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

観光バスが関宿観光駐車場へ乗り入れをする際、行楽シーズンやイベント時などには地蔵院付近で交通渋滞が発生し、市民の皆様にご不便をおかけしております。対策をどうしていくのかということでございますが、関宿観光駐車場への他の進入ルートにつきましても、いずれも狭隘な部分が

多く、また地蔵院前は伝統的建造物群保存地区の中心部で、拡幅工事も難しい状況でございます。このことから、周辺の道路整備状況に注視しながら、関係部署と連携して観光駐車場のあり方について研究してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

全然対策としては考えていないんじゃないかなあという答弁やったと思うんですけれども、例えば、今の国道１号からびっくりやがあって、そこから関ロッジへ上がっていく道がありますよね。あそこを入ってくるバスもたまにあるんです。ただ、あそこ、桜の木とか枝があって、それがバスに当たるんで、多分運転手も嫌がるだろうと思うんですけれども、逆に桜の木切れと言うたらまたそこは問題になるんかなあと思うんでなかなか難しい。新所西北線のところからもというと、また託児とかがあるんでそれもなかなか難しいと思うんですけれども、そういう新たなルートというのを考える必要もあるかと思うんですけれども、それも難しいかなと思うんですよね、現状として。

例えば、今、関の駅前のほうですね、道の駅があって、ふるさと会館がありますよね。そこに観光協会が入っておるんですけれども、道の駅には大型が４台とまれる駐車場があるんです。その東側には乗用車が駐車できるスペースがあります。ここを大型もとめるように改良して、バス１５台ぐらい入るような形にして、そこの駐車場にとめている乗用車がありますよね。それをどこか違うところを探してそっちに移すという、そういう考え方もあるんじゃないかなと思うんですけれども、例えば歩道橋があって、歩道橋を駅のほうからおりたところの東側に空き地スペースがあるんですけれども、結構そこに乗用車とめることができるかなというふうに思うんですけれどもね。そういう形で、駅前のほうに大型バスをとめて、乗用車はそちらのほうにちょっと、道渡らんならんであれかわかりませんけれども、そういうことも考えてはどうかなと思うんです。

それで、山車会館、この後聞きますけれども、山車会館の駐車場についてもないような状態かなと思うので、その辺のところを、今言った、私がちょっと思うんですけれども、そういう考え方ができないのかどうか確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

関の山車会館の駐車場につきましては、計画の段階から関宿全体として駐車場を検討するものとし、関の山車会館駐車場を単独で整備する計画はないところでございます。

先ほどご答弁させていただきましたとおり、観光バスの駐車場の検討とあわせて整理していくものと考えております。今、議員からご提言いただきました件も含めまして、検討をさせていただきたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

先ほどからも、県道とか国道とかの話をしてきましたけれども、一向にこれもなかなか進んでいかないし、やっぱり関宿の観光客も今減っているというふうに聞いています。今回、関の山車会館

もできます。また新たな拠点施設もできますので、また観光客もふえてくるかなあというふうに思うんですね。

そんな中で、動線を描いたときに、本来なら今の観光駐車場へ、足湯がある施設のところへ入れるのがいいと思うんですけど、やっぱりなかなかそれが難しいとなってくると、どこかにまた別の大型の観光バスの駐車場をつくらなあかんかなと思うんですよね。だから、そこの観光駐車場のほうへは乗用車を入れて、観光協会も今ふるさと会館に入っていますけれども、ここの管理のことも今後考えていかなあかんかなと思うんですよね。だから、観光協会が足湯のほうへ行って、そこの駐車場を管理するとか、そういうような形になって、ふるさと会館にも売店があるんですよね。今、道の駅は指定管理でやってもろうていますよね。そこら辺も含めて、ふるさと会館も指定管理で一緒にやってもらうとか、そういうふうな考え方をして、山車会館ができますので、その山車会館の駐車場になるところ、今、市場のところもありましたけれども、民間の業者さんがどうも宅地にするような形で整備していますわ。だからあそこもなかなかもう難しいと思うので、今言ったところだったら二、三十台入るかなというふうな面積があると思うんですよね。だからそっちへして、山車会館の駐車場というのはあれですけれども、観光バスが駅前にとまれば、その駅前から山車会館のほうが近いので、そういう形の中でこの動線を描けるかなというように思うんですよね。市長、どうですかね。そういう提案をしておるんですけれども、市長の考えがあったらお答えを願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

関宿の魅力の向上ということでは、この山車会館のオープン、それから近年の海外からの誘客のオプショナルツアー等々で、従来ないお客様もふえてきておる。これは非常に好機と考えておりますので、しっかり、今おっしゃられる、構造上の長い長い課題の一つでありましたが、これをどのようにしていくのか。それから、今幾つかご提案をいただいた内容につきましても、観光協会の今いろいろな改革も進めていただいておるやに伺っておりますが、今後のあり方等々について、駐車場の整備とあわせ、しっかり検討していきたいというふうに考えております。

また、従来の大型バスでお越しいただくという観光の形態から、少し長いスパンで見ると、個人のお客様、あるいは少人数のグループで関宿へお越しいただくケース、あるいはウオーキング等々でお越しいただくというケースで、その大型バスの今後の需要といいますか、ごそっと団体でお受けするこの受け皿とか、どうしていくのかにつきまして、当然私どもも関係機関や議会の皆様のご意見も踏まえて総合的に考えていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

本当に今回、山車会館ができるので、非常にまた関宿の拠点施設となるので、この辺でまた観光客もふえること、誘致することを願っておりますので、何とか市長、今答弁いただきましたけれども、駐車場関係、道路もやっぱり観光行政にも重要なウエートがあると思いますので、そこら辺もしっかりと努力していただいて、計画的に進めていってもらいたいというふうなことを言いまして、

私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

１５番　前田　稔議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

（午前１１時３０分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１８番　櫻井清蔵議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、一般質問をさせていただきます。

ちょっと議長にお断りしたいんですけれども、天災地変というのはいつ起こるかわからんということで、私も今回の一般質問で、いろんな課題を抱えて、６つの点について質問させてもらう予定でしたんですけれども、１点早急に、やっぱりどのような対応をされるのか、ちょっと確認の意味で質問させていただきたいと思います。

先日の６月１１日、また以前崩落した旧２５号線の崩落事故がありました。この件について質問をお許し願いたいと思います。この旧２５号線は、名阪国道バイパスができた折に県管理になったんですけれども、この道路というのは、１８９０年、明治２３年１２月２５日に柘植－四日市間の全長４２．８５キロの延伸工事をやって、これは関西鉄道が施工するのに、この道路は工事用道路として開かれて、そして工事道路としてつくられた道路です。明治時代ですから、どういうような状況でその整備も関西鉄道が働いたのかわかりませんけれども、それでかなり直角な急傾斜の地点がたくさんあります。

そういう中で先般も崩落事故があって、数カ月、およそ１年ぐらい通行どめになって、加太地域の方が非常に難儀をされたということでいろいろあったんですけれども、私もあそこの道路はよく使うんですけれども、復旧事業はしていただいたんですけれども、なぜもう少し範囲を広げて、やっぱりそういうような手当てをしておけば、こういうようなことが起こらなかったと思いますけれども、そういうようなことを申し上げて次に進みたいと思うんですけれども、平成２７年に、今議長をやられている小坂議長、それから平成３０年６月定例会に中村議員から、市場阪東線の改良等をやるべきではないかというようなことをやったと。そういう中で、どうしても名阪国道が渋滞した場合、この崩落事故で加太地域が孤立したようになると。それを解消するには市場阪東線のやっぱり改良が必要じゃないかということを２７年９月定例会に小坂議長から質問がありました。その後に崩落があって、３０年６月に中村議員が質問をされております。未改良部分についてどうなっておるんやというと、そのときに、答弁を読みますと、未改良区間は約１キロでございます。すぐさま改良を行うことは難しい状況でございます。地域の合意形成も図りながら待避所等の検討も行ってまいりたいというて３０年にやっておるわけです。このような答弁があります。

議長が質問されたときには、２７年にはもう既に改良区域については諸戸林業からの了解も得ておるやないかと。なのに手がつけていないというので、３０年に至っておると。それで、この崩落

事故があったときに、その改修期間にこのような手当てをやっていれば、このようなまた状況になったときに、加太地域の方が孤立化せんと、市場阪東線を利用されるというような状況になったというふうに思います。

今回、ちょっとこの地図を出さしてもろうておるんですけれども、お手元にありませんかな。議員各位に配ったけど、ないですかな。執行部の方は大体この地図はよくご存じだと思うんですけれども、中部電力の開閉所から諸戸林業の区間、この区間がちょっとあるんですけれども、ここを何とかすべきではないかということを再三言うたと。平成３０年６月にこのようなことで、それがしてあれば、ここにも新聞があるんですけれども、こういうふうに書いてある。加太地区の住民らは取材に対し、またかという思い。名阪国道は事故による通行どめもあり、陸の孤島にもなり得る。この際、国道１号線の沓掛に抜ける林道を生活道路として整備してほしいという話があるということだな。そういうようなことになって、当然、やはりその崩落事故について、改修等の間に、完成はしましたけれども、それから数カ月たってまたこういうようなことが起こったというのは、それまでに何らかの手当てを行政がしておけば、こういうようなご意見が加太地域から出なかったと思うんですけれども、どのように市長は考えてみえるのか。

また、そしてこんなことが再三、これで２度目なんですよ。前回、これは３度目なんです。１遍は川側に崩落して通行どめになった。この前の大規模崩落、今回の小規模崩落、これは３回目なんですよ、あの道路は。だから、抜本的に県とどのようにこの道路改良のことについて協議をしてみえるのか。そして、加太地域が孤立化せんように、また市場阪東線を含めてどのような協議を今日までやられたのか、またどのような形で指示を出されたのか、市長にお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

６月１２日の夜、発生いたしました県管理道路であります一般国道２５号の今回ののり面崩落現場の現状及び今後の方針につきまして、１４日の時点で議会にも報告をさせていただいたところでございます。

ご案内のように、崩落後、速やかに亀山市としては県への要請等々で適切な対応をいただいておるところでありますが、現地に技術の専門家を入れていただいて、崩落現場の状況を確認いただいたところであります。

三重県鈴鹿建設事務所においては、技術専門家の見解を受けて、一日でも早い復旧に向けて現在取り組んでいただいておるところでございまして、現在といたしましては、仮復旧としての防護柵の設置等によって、自動車が通行可能となるような検討をいただいておるところでございます。

今後、亀山市といたしましても、県に対しまして、この具体的な対応など早急に検討いただいて、地元への説明も鈴鹿建設事務所のほうからしていただけるというふうに伺っておりますが、市といたしましても、早期復旧に努めていただくよう引き続いて要望いたしてまいりたいと考えております。

（「市場阪東線」の声あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

市場阪東線の整備ということですか。

以前に２度ほど議会でもご質問いただいておりますけれども、当然、市道市場阪東線につきましては、一部、特に中津川までの中津川線の箇所で、今ご指摘のような狭い場所があるということであります。

この整備につきましても、当然一定の、現状の構造でありますとか、あるいは予算の手当て等々、当然ある程度の規模で必要になってまいりますので、当然他の事業箇所、きょう午前中から道路のご要望をたくさんいただいておるところでありますけれども、全市的な立場の中からどのように何を優先していくのか、あるいはその手当てをどのようにしていくのかというのは、今後の検討課題というふうに認識をさせていただいております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

必要なところから随時手当てをしていくというような形で検討していくというんですけれども、正直、駅前再開発のときには二、三億の金を惜しげなく投入しておると。にもかかわらず、あちこちから要望を受けておるので、道路行政については順次検討していくという答弁でしたけれども、これは平成２７年からもう５年たっておるんですよ。そのときに諸戸さんからも了解を得ておると。だから、せめて数カ所のすれ違いの待避所をつくると。それは何千万、何億もかかりませんよ。それを今からまだ検討していくというような答弁では、やっぱり市長としての責務、やっぱり地域全体のレベルで見た中の責務というのをしっかり、早急に手をつけるというぐらいの答弁をここでしてもろうたら、加太の住民の人らももうしばらくは仕方がないと思われると思うんです。辛抱しようかと。

それで、三重県は急傾斜地の崩落についての事業をやっていますわ。明らかに、冒頭申し上げたように、これは明治時代につくった関西鉄道の鉄道敷設のための工事用道路なんですよ。それなのに、何せ行け行けドンドンで、それで今みたいに重機もありませんから、例えば発破もかけて、早いところつくらんならんもんで、かなり無理な事業の中でやっとるもんで、それであんな状況で道路がつくられたと思うんですけれども、これはやっぱり、まずそれなら市長として二度と旧２５号線がああいうような崩落で通行どめにならん手当てをする努力を早急にすべきだと。あわせて、たちまちですな、市場阪東線のこの示させていただいた四、五百メーター区間ですよ。ここに四、五カ所の対向する場所をつくるということを早急に手当てできませんかな。５年前に諸戸さんは協力してもええということは言われておると。そういう中で、なぜここに、道路優先とかそういうのはなしに、加太地域の孤立化したときの代替道路、代行道路として確保するというのは、あしたでもできると思うんだけど、それはできないですか。やっぱり検討が要るんですか。検討する理由を教えてください、一遍。何を検討するのか、市長。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

通告をいただいておりませんので、具体的な今後のあり方については当然詳細を詰める必要があろうかと思います。

あわせて、亀山は市道だけでも５５０キロの総延長を持っております。国道、県道を入れますと、

それこそ７００、８００という、それぐらいのボリュームになるということであります。

国なり、県なり、それぞれの立場で、それぞれの管理する道路、ご尽力いただいておるわけでございますが、今、当然、亀山市としても、市場阪東線につきましては、今おっしゃるような加太地内と、もし名阪がとまり、あるいは２５号がこのようなケースの場合の、その回避するための機能を担っておるというふうに思っております。当然ここに一定の事業費がかかるわけでございますが、それをどのようにしていくのかということについては、今後詳細の、全市的な立場から、あるいは財源の手当てや方法につきましても検討する必要があろうかと思いますので、その点をしっかり見きわめて対応させていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

市長、通告をいただいていないというような話では、これはわしはもうほかの質問を放っても引っ込められやんわ。

平成２７年、平成３０年、２名の議員がこの道路は何とかすべきやということを言うたのに、それをきょうは通告がないので答えができやんとは。そうすると、通告以外のことは、あなたは関係ないということなの、行政を推進するのに。そんなものかな、市長というのは。市長というのは、全市的にやっぱり、夏祭り、盆踊りしてくのも大事や。いろんなイベントに行くのも大事や、市長として。葬式に弔電打つのも大事や。だけど、この課題はもう５年前から指摘されておる事案ですよ。それを通告がないから答えることができやんとか、そんなことでは私も引っ込められんわ、あなたの答弁に。それでは市長の資格がない、そんなことでは。もう一遍、５年間、それなら何をやっておったんか教えてくださいな。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、通告がない市場阪東線の今後の具体的な整備について早急に決断をせよと、こういうご質問でございますので、それをここで申し上げるには適切ではないというふうに思っております。

それは何かというのは、当然全市的な立場で、それぞれの事業、どれを事業化していくのか、これは別に思いつきやそういうことで進めておるのではありません。ご案内のように、総合計画並びに５年間の基本計画に位置づけ、そして３年間の実施計画に市道の整備はちゃんと位置づけて、優先すべきものとそれ以外のものの対応をさせていただいております。今の課題につきましては、しっかり認識をさせていただいておりますので、その全市的な、あるいは今後の検討の中で、整理をさせていただきたいと考えておるものでございます。

また、この間、５年間、さまざまなご提案を当然議会の皆様から頂戴いたすところであります。当然、亀山市としては、その事業も膨大であります。あるいは、考え方もそれぞれに多岐に及んでおります。それを総合的に判断して進めていく立場でございますので、そういう中で今後対応させていただきたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

この件はもう一遍再度詰めんことには、私も持ち時間４５分しかないもんであれなんですけれども。

あなたも県会議員も１４年やって、選挙のときにはこの道路も通ってお願いします、お願いします、私を県政に。それで、市長になってからもお願いします、お願いしますと市内各地を回られた。それで、この道路も通られたと思う。だから、やっぱりそこら辺をちゃんと踏まえた中で行政をやってくれやんと、５年間何をしておったんやと言うたら何も答えがないということは、議会で私らが一生懸命提案したことは、特定のものを言うことはしないけど、わしに反対しとる者とか反発しておる者は、言うこと聞かんでええと。そういうふうに行政を私物化しておる、あなたは、というふうに思う。

またこれはもう一遍、９月、私が存命でしたら、９月に改めて集中的にこれをやるので、９月までに十分その返事が聞かれるようにやってください。

それで、もう二十何分になりますので本題に入りたいと思いますけれども、通学路等の現状と課題について、安全確保ということで、残念なことに大津市において本当に痛ましい事故が発生しました。市内各所、私も横断歩道、国道、県道、市道の歩道状況を写真に撮りました。

それじゃあ、ちょっと用意してもらえますかな。

まず関支所前、２枚。これは歩道ですかな、子供たちが関小学校へ行く歩道なんですよ。

次に、布気の野尻のところです。写真、右方に横断歩道の子供の絵があって、横断歩道の標識がある。このところに歩道があるんですよ。これは歩道ってわかりますかな。私はこれは、もう一枚見せてください、反対側から撮りました。まるっきり、これは歩道というものではない。

次に、あなたの住居のはたの野村町の交差点。ここも歩道があります。ほとんど消えておる、ほとんど。

それからもう一つ、江ケ室の交差点を出してください。これは江ケ室の交番の前ですよ。これも、要するに４本あるんですけれども、これもまるっきり消えておる。これは歩道ではない。ただ、白い何かペンキが落ちておるなという感じです。

それから、これはちょっと後の問題にも触れてくるんですけれども、井尻交差点、あの歩道橋の壊れたところですな。これは次の質問でもさせてもらうけれども。これは、亀山自動車学校へ行くところの歩道なんですよ。

そのもう一枚下、これはラーメン屋さんから東へ向いていく歩道ですよ。これも消えておる。

それからもう一枚、和賀口の交差点。これは、和賀口のもう一つ、これも消えておるし。

もう一つ、南保育園の進入の入り口。もう一枚あります。これもまるっきり、これは保育園へ行く歩道なんですよ。これも消えておる。

ところが、次を見てください、市役所の前の歩道。市役所の前の歩道、西庁舎から４本あるんですけれども、この４本のうち真ん中の２本、これが西から撮った歩道なんです。これはよう歩道とわかりますな。庁舎の前です。それを庁舎前から私撮りました。あっ、これは歩道やなと。こうなんですよ。庁舎の前はきれいに歩道がしてあるのに、ほかの地区の、まだこれは一部だけです。

事前にちょっと調べてもうたんですけれども、市内の国道、県道、市道に横断歩道は何カ所あるんですか、ちょっと教えてください。

○議長（小坂直親君）

服部産業建設部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

市内には、横断歩道の箇所として３８１カ所と伺っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

３８１カ所で、基本的に、これは確認もしてもうておると思うんですけれども、ちょっともとへ戻してもらって、市役所の前の歩道を映してください。このような状況になっておる歩道と、それから、飛びますけれども、井尻公民館の前の歩道。ああ、野尻やな。こういうのは、大体３８１カ所の中で明確に明示されておる歩道、ここの２カ所、３７９カ所のうちに正確に明示されておる箇所は何カ所あるか、確認はしてください。今言うても無理やと思うでな。

今後どういうふうに、市長、こんな痛ましい事故があるということは、確かに運転手側にも問題があるけれども、やっぱり歩行者が、小・中学生から、それから高齢者から、明らかに歩道は安全なものやと思って渡っておっても、運転手の不注意でけがをされたり、残念なことに死亡されたという事案が、今、全国各地で発生しています。

それに対して、市としてどのようにされるのか。特に、たしかこれは、言うてみれば公安委員会の管轄ですので、市が手をつけられるというものではないと。私、確認したけど、幅員６メーター、それから歩道が幅４メートル、４５センチのピッチであれやと、１カ所大体価格的には２万円ちょっとですよ、経費も含めて。それが何でこういうふうに、私が指摘させていただいたように、８カ所から９カ所、そんなことになっておる。市内３８１カ所で、この前の２本をのけて３７９カ所で、公安委員会お任せでやっているよりも、やっぱり子供たちの通学路の安全確保のために、また地域の自治会、ＰＴＡからも、いろいろ、子ども会からも要望がある。それに対して、市費をもってでも子供たちの安全確保、それをすべきではと思う。なぜこのような状況が放置されるのか。市長として各所へ回られて、そのことに気がつかれんのか。これはあくまでも県の管轄の事業ですからと、警察の公安委員会の仕事ですからという取り扱いで済まされる問題じゃないと思いますけれども、市長の考え方を聞かせてください。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご指摘の通学路の横断歩道白線の塗りかえ修復につきましては、申し上げるまでもありませんが、交通安全対策上、極めて重要な状況にあるという基本認識をさせていただいております。

そして、ここ数年来、県財政の厳しい状況の中で、三重県下各地でこの白線の修復の問題が大きな政策課題となっておると認識をいたしております。

お話がありました、当然、三重県予算、公安委員会の警察署の責務において対応すべき問題であります。決して公安委員会任せにしておるのではございませんでして、私ども亀山市としても、先ほどのＰＴＡとか、学校とか、地元自治会とか、これはスクラムを組んでさまざまな交通安全対策を関係機関に要請いたしてまいっております。

とりわけこの白線問題につきましては、今の３８１カ所、かなり膨大にありますので、行政として把握させていただいているもの、あるいは要望いただくものについて、その都度、市長名をもって亀山警察、公安委員会のほうへ進達をさせていただいておりまして、今日に至っております。

ご案内のように、今回、三重県が追加補正で、県下で進んでこなかった消えかけた道路上の白線等を引き直す作業に補正予算として計上いただいて、本年度中に白線等を引き直す予定であるというふうに伺っておりまして、本市といたしましてもご期待をいたしておりますし、ちょうど昨年は市内で、その３８１の消えかけた横断歩道につきまして、３１カ所を実施済みというふうに伺っておるところでありますが、県の補正予算の計上によりまして、ぜひ残るさまざまな状況の解消にしっかりと努めていただきますよう、亀山市といたしましても要請を引き続いてやってまいりたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

たまたま今の知事は補正予算を組んだと、要請してもうて。要請する前に、私、野尻で聞いてきました。もう何年も前から言うておるのに一つも引いてくれんわなと。

ちなみに、いろんな事故があって、６月１１日、崩落した日、「横断歩道“ＳＯＳ”の日」を毎月１１日と。亀山警察、私これをもろうてきました、このパンフレットを。ここに書いてあるんです。「横断歩道“ＳＯＳ”の日」「さわやかな横断でスマイル」。三重県警は、毎月１１日を「横断歩道“ＳＯＳ”の日」に設定し、横断歩道を通行する車両や歩行者の交通指導、広報啓発活動等を重点的に行う日にします。重要な点で、「横断歩道は歩行者優先！」と。○で、自転車は、横断しようとする歩行者がいたら、手前で必ず一時停止して……。こんなチラシがあるんですよ。ＳＯＳの日というたって、どこに歩道があるかわからんところで運転手が確認できやん。歩道の前に四角い印がありますよ。あれがあって、それから前に赤い違う舗装のやり方をやって、それで横断歩道を明示するんですよ。

それで、先ほども出したように、ちょうど横断歩道の標識と子供がこうやって歩くという格好のがあるんですよ。だから、随時、これは県の仕事ですから県にお任せする。３７９カ所、簡単に言えば２万円でできますけれども、簡単に計算したら７５８万円なんですよ。１，０００万いかんのですよ。この３８１カ所、この２本をのけて、この３１本をのけて、あと残り３５０本ですよ。７００万あったらできるんですよ。それをこんなことも公安はやっておるけれども、チラシを設けて。このチラシを、これは大変大事なことだけど、このチラシをつくるお金を使うて歩道をつくったほうがずうっとええと私は思うけど、まだね。

それで、７００万か８００万ぐらい、１，０００万だったら、亀山市、もう先にやっておくわと、後から銭をくれと言うてもええんですよ。そして、亀山市内の子供たちの通学路のちゃんと横断歩道の確保をするということを市長がやったらええですやん。公安委員会がどうの、県がどうのと、市がどうのと言うておらんと。それはできまへんのかな。やっぱりあくまでも県の、こんなチラシをつくっておって。それで、やっぱり聞くと、市でやったらよろしいやん、１，０００万あったらできるんやで。それで、後から公安委員会に請求したらよろしいがな。得意やがな、そんなこと。

何はともあれ、市長、県と協議すると言うていますけれども、県の協議で、一遍市内３８１カ所、

どんな状況か一遍現場を見に行ってくださいよ、あなたも。頼みます。私はもうそこまで気力がないもんでな。私があそこで出した分。

もう一点、歩道関係ですけれども、井尻の写真を出してください。

これは、ここに横断歩道橋が設置してありました。事故から既にもう２年経過しておるんですよ。にもかかわらず、いまだに設置されておらん。それで、現在、児童の安全確保のために、下校時にずうっとガードマンの方が１人で座っていました。私も３時ごろ行かせてもろうたら、１人年配の方が椅子に座って赤い棒を振ってみえました。子供が通っても立ちもしませんでしたけど、一向に。

その中で、２年もたって、まだこの歩道橋ができていない。そのはたの歩道すらが色も塗っていない。市長、これはどういうことなの。これは事故を起こした当事者にも責任がある、修復する。だけど、市として２年以上も放っておくという姿勢は許されるものではないと思う、市長。なぜそれを、市長からその歩道橋を壊した当事者に何か言われたのか、言われていないのか、確認してください。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ちょっと質問の意図がわかりませんでしたので、反問権でお願いしたいと思いますが、今回の歩道橋を壊した事業者から亀山市が、あるいは市長が、何か要望を聞いたのか聞いていないのかというご趣旨でよろしいんでしょうか。どういう意味合いですか。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

まさかこんなことで反問権使うと思いませんだわ。

２年前にこの歩道橋が壊れて、当然歩道橋を直すのがそれを壊した人の責任ですやろう。にもかかわらず、まだその歩道橋が再建されていない。行政として、市長として、それが苦にならんのですかと。苦にしておったら、その破損させた方に、早急に復旧をしなさいと市長から指示を出すのが本来の姿と違いますかと。それを２年間も放置しておって。そのうちできるやろうなと思うておった、私も。１年ぐらい待とうと。もうちょっと、私も余り辛抱はよくはないんやけれども、２年は待った。そして、今回の質問に至っておるんですよ。その意図がわかりませんか。わかってもらえましたかな。

当然、市長として、その地域の子供たちが安心して通う歩道橋を設置するように、何が何でもその当事者に言わなあかん。その工事に関することが公安委員会、三重県警であったら、そこへ何としてもそっちからせっつけというようなことをあなた自身が動かんことには誰が動くんやな、それを聞いておるんですよ。動いたのか動いていないのか、今のところで、それをやったやらんかだけ聞かせてください。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

やったかやらんかということでは、亀山市としては管理をいただく三重県に対して、これを早急

に復旧するように要請いたしてまいったところであります。

あわせて、子供の交通安全がありますので、事業者に対しては、いわゆる安全対策のための交通誘導員、警備員の配置、これについてはお願いをしてまいった。当然、県はしておられますが、市としては、ぜひその対策をとっていただくように要請をいたしてきたところでございます。

早期の復旧に向けて、当然、管理いただく三重県と事業者の間で、この復旧に向けたさまざまな協議が行われておりまして、この２月から３月に原因者によって現地測量と地質調査、４月に設計に着手をされておるというふうに伺ってございまして、県としてこれを早期に設計完了の後、復旧工事をいただくように、本市としてはお願いをいたしてまいっておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

わかりました。あなたのその政治姿勢というのは、あなた任せ、人任せ、厄介なことは皆人に任すと。自分みずから物事動いていくという気持ちがないというように認識しております。

２年なんですよ。２年放置したんですよ。それなのにまだ今のだと設計がどうのこうのと今言い出した。何でそれだったらその前に経過・経緯を議会の全協でそれを報告せんのやな。何もしていないですやんか。

残り１０分になりましたので、もう一点だけさせてください。

獣害対策等について質問をさせてもらいます。

平成２３年に、坂本棚田で獣害対策事業をやっております。これは、私もきのう聞かせてもうたら、国の獣害対策に関する法律が、農林水産省生産局長通知で平成２０年３月３１日、１９生産第９４２４号で平成２１年３月３１日に改正されて、最終改正日が３０年３月３０日となっておるんですけれども、鳥獣被害防止総合対策交付金という制度でやっています。

議員各位のお手元に、どんなものができるんやというと、こういうような、俗に私も百姓をやっていますから、鹿、イノシシ、猿までは防御できんけれども、電気柵という制度でやっています。だけど、この平成２０年に施工された柵、これはメッシュ柵なんです。耐用年数が１４年あると。これにおいてはかなり、高さが１メーター８０。坂本の棚田は、それに２メーターぐらいのをして、上に電線が通っておると。

それで、これは亀山市が、市長が市長就任後、２３年の事業で、坂本侵入防止柵設置工事で、亀山市が事業主体となって２，７０９万６，３００円で事業をやっている。それで、交付金が１，４５８万４，２５０円、亀山市の負担が１，０００万９，６４０円、地元負担金が２５０万２，４１０円で、この２，７０９万６，３００円という事業を亀山市が事業主体でやっています。

これは、なぜもっと市内各所の農家に普及をしなかったのか、なぜどういうふうにされたのか、それをお聞かせ願いたい。今後どういうふうにこの事業を推進されるのか。

ちなみに、平成３１年度の国家予算は１００億円です。三重県に対する配分金は２億１，０００万です。それでいろんなやっておるんですけど、今まで予算からいくと、亀山市は捕獲おり、それに大体年間１５０万ぐらい使用されておる。これよりも鹿用ワイヤーメッシュ柵のフェンス、これを各地域の農家のぐるりにすれば、イノシシ、鹿も被害はかなり防げると思う。私も去年、私も百姓をやっておりますもんで、イノシシと鹿の被害で、恥ずかしながら、ほかの人は８俵も７俵もと

ってみえるけれども、私は２俵しかようとらんだけどな。

だから、これをどういうふうに、やっぱりこれは亀山市の一次産業、農業を守る一つの大きな施策、国の施策に乗る補助金ですよ。これをやっぱり今後どういうふうに取り組まれるのか、ちょっと教えていただきたいと思う。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

議員がご紹介いただきました国の鳥獣被害防止総合対策事業でございますけれども、この事業を活用しまして、平成２３年度に坂本棚田を全体を囲う侵入防止柵を設置したところでございまして、その際、国の補助金が５５％以内と、当時でありますけれども、地元負担については国の補助残の２０％ということでさせていただいております。

この２３年度に事業をした際でございますけれども、中山間地域に当たる関町の林業総合センター、加太地区でありますし、関支所、野登地区コミュニティセンター、そして辺法寺公民館で事業の説明会を開催させていただいて、制度についての説明をさせていただいたところでございまして、その中から、当時、坂本地区だけからご要望があったということで、事業を実施したということでございます。

この制度でございますけれども、これまで出前講座とかで、大規模で防止柵を設置したいというような地域などからの相談時に説明をしてまいりましたけれども、耐用年数である１４年間の管理と設置費用と同等の費用対効果というようなことが必要となってくるというようなことから、設置に至っていないというのが現状でございます。

今後どうしていくかということでございますが、坂本地域同様に、この事業主体、進めていくということは、市が事業主体になることも可能ということでございます。

しかしながら、防護柵の財産管理とか、地元負担がある場合の事業費の取り扱いとか、あと請負業者の支払い等々もございまして、鳥獣被害防止対策推進協議会あるいは市、どちらが事業主体になるのがよいのかというのも含めて県と協議し、進めさせていただきたいと、そのように考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

基本的に、最初にこの事業をやったときに、農政推進委員を寄せやんと自治会長を寄せたと。もうそこから間違い。

それで、やっぱりこの電気柵事業、妙なことに、平成２９年までは補助金が７５％がいつの間にか５０％に変わっとる。今の副市長をやっておる人が環境産業部長をやっておるときに、この７５を５０にしたらしいけれども、これはやっぱり耕作地がこの地域においては７５が妥当やと思う。農協の自己改革で、市の補助金残の２５％を補助すると。なぜこれ、副市長、あなたに聞いている、あなたが変えたんやから。何で従来７５％あったのを５０％に変えた。これは確かに近隣の鈴鹿、四日市が５０％やで、それに合わせたと。そして農協の自己改革の方針ですな、それで農協がその２分の１を補填するから変えたと。そうすると、農協も負担がふえておるけれども、農協の自己改

革の取り組み、この方針によると、亀山市が７５％になって、農協が補助残の２分の１、１２．５％、利用者が、地主が１２．５％。例えば１０万があった場合、亀山市が７万５，０００円、農協が１万２，５００円で、私ら百姓が１万２，５００円。あなたは、その７５から５０に変えたときって、亀山市が５万円で、農協が２万５，０００円で、百姓は２万５，０００円負担せんならんと。倍になっておるんですよ。ろくでもないことをようやってくれたな、あんた。言いわけがあったらここで言うてください。

○議長（小坂直親君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

当時、補助金については２分の１を限度とするという大原則がございまして、その原則に沿って補助金の内容を変えさせていただいたところでございます。

ただ、面積を大きく囲うところについては割り増しもさせていただきましたので、全て下げたというわけではございませんで、一方では確かに補助率を４分の３から２分の１に下げさせていただきましたが、片や面積で上乗せ制度もつくらせていただいたというところでございます。

（「終わります」の声あり）

○議長（小坂直親君）

１８番　櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩します。

（午後　１時５１分　休憩）

（午後　２時０２分　再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、３番　森　英之議員。

○３番（森　英之君登壇）

森　英之でございます。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

私は、議員になる前から、教育行政というものは、未来の亀山市、あるいは日本を背負って立つ子供たちを育てる大変重要なものであるというふうに考えておるところでございます。また一方では、ここ毎日のように、働き方改革という言葉を聞かない日がないくらい頻繁に耳にする言葉になっております。まず学校現場で働く教職員の、先生の働き方改革についてお尋ねしたいと思っています。

まずそれを語る前に、一番重要なところに関しては、学校教育ビジョンというものが策定されているかと思います。これにのっとって学校行政がなされているということは認識しているところでございますが、この学校教育ビジョンとは何か、まず教えていただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

３番　森　英之議員の質問に対する答弁を求めます。

服部教育長。

○教育長（服部　裕君登壇）

平成１８年１２月の教育基本法改正によりまして、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国において教育振興基本計画を定め、公表することが規定されたところでございます。そのときに、地方公共団体におきましても、その地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めることが努力義務として同法で示されました。

本市におきましては、それ以前にビジョンを策定しておりましたが、努力義務化されたことから、平成１９年３月に、亀山市学校教育ビジョンを当市教育振興計画として位置づけたところでございます。以後、平成２４年、平成２９年の２回の見直しを経て、現在の学校教育ビジョンを策定しております。

現在のビジョンでは、亀山市教育大綱の理念を踏まえ、目指す子供の姿や基本理念、また子供につけたい力を示し、その実現に向けた本市としての教育施策を示しております。その施策を進めるために、５つの基本目標を定め、基本目標ごとに成果指標の目標値を設定しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

それを踏まえまして、この教育ビジョンを私も読ませていただきました。５つの基本目標ということ。まず１つが、豊かな地域資源を生かした教育。それから２つ目に、学校・家庭・地域の連携と協働による教育力の向上。それから３つ目が、確かな学力を基盤にした生きる力を育む教育。４つ目に、仲間とともに豊かな心と体を育み自己肯定感を高める教育。５つ目に、全ての子供の未来を開く教育環境の整備ということが掲げられております。

それを踏まえて、今、教育、学校、あるいは教師力の教育支援体制というところにつきましては、年々増加する教職員の過重労働時間や負担感を軽減し、全ての教職員が元気に子供たちの指導に専念することができるよう、学校組織体制の充実や校務の効率化等を進めるとともに、さまざまな教育資源を活用し、人的・物的な支援体制を充実していくことが重要ですというふうになっております。

まず、ここにもう一つ、スクール・サポート・スタッフというのが今年度から４人配置されたということになっています。このスクール・サポート・スタッフが設置された目的、あるいはその設置された学校、選定した理由等をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

本年度から配置しましたスクール・サポート・スタッフに関係してでございます。現在、市費のスクール・サポート・スタッフを亀山西小学校、亀山東小学校、川崎小学校、そして県費のスクール・サポート・スタッフを関小学校にそれぞれ１名配置しております。配置校は、１学年２学級以上の中規模校でございます。

なお、市内で一番規模が大きい井田川小学校につきましては、県費の業務補助員を配置しております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

ありがとうございます。順番が少し飛んでしまいまして申しわけありません。

まずスクール・サポート・スタッフについて答えていただきましたが、その前に学校教育ビジョンにおいて、教職員の方の、先生方の働き方改革の位置づけについて、先にちょっとお聞かせいただきますようお願いします。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

教職員の働き方改革につきましては、学校教育ビジョンの基本目標の２に、学校・家庭・地域の連携と協働による教育力の向上を掲げ、その基本方針の一つでもある学校力・教師力の向上の中に位置づけております。全ての教職員が生き生きと子供たちと向き合い、指導に専念することができるよう、学校組織体制の充実や校務の効率化等を進めるとともに、さまざまな教育資源を活用して、支援体制を充実していくというようなことでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

そのような学校教育ビジョンの中で働き方改革というのは位置づけられているということでございました。その中で、一つの働き方改革の助けとなる、一助とする施策の一つとして、先ほどお答えいただきましたが、スクール・サポート・スタッフというのが設置されたというふうに認識しております。

井田川小学校が一つ県費という別の枠で位置づけられているということ、それからまた関小学校についても県費で設置されているということを聞いております。また、川崎、西、東小学校についてもお１人ずつ設置されているということを聞いておりますが、他校に設置されておらず、この３校、井田川小学校と関小学校を加えてこの５校に設置された理由について、もう一度お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

スクール・サポート・スタッフの配置の一つの考え方でございますが、大きくは教職員の働き方改革の一助ということでございますが、その配置の基準といたしましては、先ほどもご答弁申し上げましたが、１学年２学級以上の中規模校を想定いたしまして、市費のスクール・サポート・スタッフを３名、県費のスクール・サポート・スタッフを１名、さらに県費の業務補助員については井田川小学校に配置しておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

その設置による効果といいますか、現場の教職員の方々のそういう実感といいますか、そういうものがありますでしょうか。それとも何か残業時間等、数字で効果があらわれているものがあるのかどうか、お聞かせください。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

スクール・サポート・スタッフには、教材プリントや保護者への配付物の印刷などの事務作業、また授業準備・後片づけ、統計情報のデータ入力を行っていただいております。従来学校で教員が行っていたこれらの業務の一部を担っていただくことにより、教員は指導や支援が必要な子供たちにきめ細やかにかかわれるようになったとか、今まで以上に子供たちと話す時間がふえたなどと、児童への指導や教材研究の時間確保につながっていまして、教員が本来の教育活動に専念できるというような声も聞いております。

また、スクール・サポート・スタッフに業務を依頼するに当たって、教員自身も業務に見通しを持って計画的に進めていく必要があることから、業務遂行に対する意識も向上しております。

配置校におきまして、教員の月平均時間外勤務時間が昨年に比べて４月は、学校によっては５時間以上減少にもつながった学校もございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

ありがとうございます。

そのような現場で教職員の方々の意識も変わってきたということ、あるいは数字でいいますと５時間というところを超えている学校もある。これはスクール・サポート・スタッフだけの効果ではないというふうに推察しますけれども、そのような効果が上がってきているということで、先生方にも心の余裕ができるような、そういう効果が出てきているんじゃないかということで聞かせていただきました。

続いてもう一つ、部活動指導員ということも今年度から３校に設置されたということであります。こちらの部活動指導員の設置の目的、あるいは現在の設置学校、クラブ名を教えていただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

今年度、部活動指導員でございますが、亀山中学校ソフトテニス部、中部中学校ソフトボール部、関中学校野球部に各１名、合計３名の部活動指導員を配置しております。部活動指導員は、部活動の顧問として、実技指導だけでなく、大会・練習試合等の引率、会計業務等を含めた部活動の管理運営に携わっていただいております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

ありがとうございます。

部活動指導員の設置状況を聞かせていただきました。その部活動指導員の設置によって、これも現場での効果あるいは実感とかいう先生方、教職員の方々の声などがあれば聞かせていただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

部活動指導員の配置における現場の声、効果ということでございますが、本市の部活動指導員の制度設計は、学校現場における部活動の実情を十分鑑みて、より現場のニーズに沿った形の制度設計としております。したがいまして、配置校におきましては、それぞれの部活動指導員が、その役割を十分果たし、顧問として活躍しております。

また、部活動指導員の専門的な技術指導により、部活動が楽しくなった、技術が上達した、もっと上手になりたいなど、部員生徒の部活動に対する意欲が向上し、部活動の活性化も図られております。

また、専門外の部活動指導に負担を感じている教員にとっては、部活動指導員の配置は心的な負担の軽減にもつながっているところでございます。

教員の働き方の面におきましては、部活動指導員の配置と部活動ガイドラインの遵守により、今年度の中学校教員１人当たりの月平均時間外労働時間は、昨年と比べて減少しております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

そのように現場でも時間外残業が減少等、効果があらわれているということで聞かせていただきました。

先ほどのスクール・サポート・スタッフとあわせてでお願いしたいんですが、この部活動指導員を含めて、三重県下で結構なんですが、設置状況が比較して多いのか少ないのか、そのあたりがデータとしてあればお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

まずスクール・サポート・スタッフの県下の状況でございます。県費のスクール・サポート・スタッフの状況でございますが、県下で配置は１５人配置されておりまして、そのうち１人が亀山市の県費のスクール・サポート・スタッフというような状況になっております。

一方、部活動指導員については、今年度、三重県下で２１名が配置されておりまして、２１名のうち３名が亀山市の部活動指導員として配置されています。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

部活動指導員につきましては、県下で２１名中３名が亀山ということで、やはりその辺を見ます

と、亀山市としてはそこに力を入れているということがわかります。

ただ、やはりまだ市内の中学校の部活動、クラブというのはかなりの数がある中で３つということでありますので、県下では恵まれている環境にある中でありますが、引き続きそこの充実も図っていただきたいというふうに思っています。

学校教育ビジョンの中で、このいろいろ少人数教育推進のところもそうですけれども、介助員あるいは外国語指導助手も含めて、これらの人材の効果的な活用のあり方を検討し、子供たち一人一人のきめ細かな学びを支えることが重要ですというふうに書かれております。そのようなことで、亀山につきましてはいろんな、県を含めてですけれども、手当てをしていただいて、働き方改革というところではかなり力を入れていただいておりますので、この教育ビジョンにあるとおり、その余裕といいますか、少しその働き方改革を進めた中で、本来あるべく子供たち一人一人のきめ細かな学びを支える、あるいは生活を見るというような、子供たちを目の前にして、突き合わせて、本来の先生のあるべき姿に注力いただくというところにぜひとも力を入れていただきたいというふうに思っています。

私、東小学校のほうに保護者という立場で、全国小学校英語教育実践研究大会というのがありましたので、見に行かせていただきました。そのときに思いましたのが、これから教科になるというところの中で、低学年と高学年に分かれて、それぞれの学校の中、あるいは市外のそういう環境を使いながら、教材として採用して、それの学年に合わせた教材を使って、先生方が一人一人に楽しく、笑顔あふれるような、手を挙げて意見を述べるような、そういうような授業を見ることができました。私、英語教育というのは、まだこれからというところの中で少し心配しているところもあったんですが、それを見させてもらったときに、すごく感銘も受けましたし、少し感動も覚えたところであります。

そういったところで、これからの学校教育にますます期待をするところを感じ取らせていただきましたので、働き方改革というところを一助にして、本来の教育の充実に注力していただきたいなというふうに思っているところでございます。

続いての質問に移らせていただきます。

学校における体育活動のあり方についてというところでございます。

３月の教育民生委員会の資料等でも提出いただいていたんですけれども、体力・運動調査結果というものが出されておりました。こちらを見させていただいたときに、小学校５年生の体力測定結果では、多くの種目が全国平均を下回っておりました。ところが、中学校２年生では、男女ともに、持久走を除く他の種目全てで全国平均を上回っているという結果が得られておりました。体力測定結果というのは、８種目の実技による体力測定結果を指しておるんですけれども、そのような結果を見たとき、私は注目をしたわけであります。

また、このスポーツ庁による平成３０年度の全国体力・運動習慣等の調査結果によりますと、１週間の間で４２０分運動している生徒とそれを下回る生徒と比べた場合に、明らかにその体力測定の結果が異なってくるというようなデータが上がっておりました。

それとともに、この体力測定結果と別のところではアンケートも実施されておりました。まずそのアンケートの結果というところでは、皆さんのお手元に配らせていただいております資料です。

画像のほうでお願いできますでしょうか。

Ｑ１とありますが、まず小学校の男女に対して運動やスポーツをすることは好きですかという問いに関しましては、男女ともに全国、三重県ともに平均値を下回っているデータとなっております。また、小学校入学前は体を動かす遊びが好きでしたかという問いに関しましては、こちらも男女ともに全国、三重県の平均値を下回っている結果となっています。

また、その下、中学校の生徒に対して運動やスポーツをすることは好きですかという問い、こちらは男女ともに全国、三重県の平均値を上回っているという結果になっています。

次のページを見ていただけますでしょうか。

小学校に対して、今度は体育の授業は楽しいですかという問いです。こちらに関しましては、男女ともに全国、三重県を下回っている結果。それから、体育の授業では、たくさん動きますかという問いに関して、こちらも全国、三重県の平均を下回っているという結果になっています。

３ページ目を見ていただきますと、こちらは上の段の問い１７につきましては、保健体育の授業は楽しいですかという問いを中学校の男女に対して行っている。これは男女ともに全国、三重県の平均を上回っているということでございます。

これを見たときに、先ほどの体力測定結果と連動しているように見受けられます。私はそのように見受けられたんですけれども、これにつきまして何か教育委員会として分析等をされたことがあればお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

平成３０年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査において本市の中学生でよい結果が出ている一つの理由としまして、中学校では部活動が始まり、体を動かす機会がふえることが要因の一つであると考えております。運動習慣等調査からも、本市の中学生は男女とも学校の保健体育の授業以外で運動やスポーツをしている合計時間や運動部活動に所属している生徒の割合が全国平均に比べて高い数値が示されております。つまり、運動する機会、運動する時間が体力の向上と強い相関があると分析しております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

それを踏まえてになるんですが、それと連動しているところがあるかと思っているところはあるんですけれども、部活動ガイドラインについて聞かせていただきたいと思います。

部活動ガイドラインが制定されたということで、教育現況の報告書でもございました。こちらにつきまして、改めて部活動ガイドラインが策定されたというところの目的を聞かせていただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

部活動ガイドラインの目的、経過でございます。

学校教育の一環として行われる部活動は、生徒がスポーツや文化、科学、芸術等の活動を通して

楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する貴重な活動であり、生徒の自己実現に大きな役割を果たしています。

しかし、全国的な状況として、過度な練習により生徒がスポーツ障がいを発症することや専門的な指導力を持つ顧問の不足、教員の多忙化など、さまざまな課題が生じています。

そのような状況の中で、平成３０年３月、国から部活動に関するガイドラインが示され、各自治体においても部活動の方針を策定するよう指示がございました。

本市では、平成２９年９月に国や県に先駆けて亀山市部活動ガイドラインを策定しておりましたが、本年３月に県のガイドラインが改定されたことにより、本市についても今月改定を行ったところでございます。

その主な内容は、活動時間を改定するとともに、熱中症対策など、生徒の健康状態の把握に一層努めることで、生徒の安全管理及び事故防止のさらなる徹底を図ることとしております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

すなわち部活動ガイドラインにつきましても、これはまず児童・生徒に対して過度な負担を与えないということを目的とされているということは認識できました。

また、先ほども質問させていただきましたが、部活動ガイドラインということは、すなわち部活動を面倒みていただいている顧問の先生の方々の働き方改革といいますか、負担軽減にもつながっているということは認識しているところであります。

この部活動ガイドラインなんですけれども、厳格に運用をこれ以降行っていく考えなのか、そのあたりをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

今月改定いたしました部活動ガイドラインでは、県の改定に合わせて、適切な活動時間の設定について、平日の練習時間は２時間以内、また休日の練習時間は３時間以内と改めました。なお、２時間以内、また３時間以内という数値については、例えば準備や片づけに要する時間やミーティング等を実施する時間は含んでおらず、活動そのものに充てる時間を指しています。限られた時間の中で、効率的・効果的な練習を実施することが各部活動において検討されるものです。

また、休養日の設定につきましては、１週間のうち、土曜日または日曜日のいずれか一方を含む２日を休養日に設定するとしておりますが、各種大会やコンクールなどの開催状況はさまざまであり、それらが集中するいわゆるハイシーズンにおいては、休養日は別の週に設定するなど、生徒の健康・安全面を第一に配慮しつつ、柔軟に対応することとしております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

柔軟に対応するということをお聞かせいただきました。子供の負担軽減ということはあろうかと思いますが、先ほどもありました部活動指導員の方、それもクラブに関しては精通されている方が

顧問をされることもあって、一生懸命部活動に取り組む生徒もおられるわけです。その中で、やはり負担軽減という目的がありながらも、やはり目標とする大会あるいはコンクール等に向けて一生懸命取り組むということの中で、やはり試合前、あるいは大会が近づいた中では少し注力をする。あるいは、定期試験前、中間試験前は逆に部活動時間は低減されるわけですので、そういう長期的なところを含めて柔軟に対応していただくようにお願いしたいと思います。

というのも、先ほど体力測定の結果をお伝えさせていただきましたが、私としましては、運動あるいはスポーツというものは健全な心あるいは体を育む非常に大事なものかと思っていますので、そのスポーツ、運動する時間を長くすれば体力増進にもつながるという結果が出ておりますので、それにつながるように、当然、子供たち、生徒たちの負担軽減が目的ですけれども、働き方改革だけではなくて、その視点からもこれから運用していただくようにお願いしたいと思っています。

またもう一つ、次の質問のほうに移りたいと思いますが、スポーツ活動については、地域のスポーツ活動とのかかわりというのが重要かと私は考えております。新市まちづくり計画というのが、今回、議案の中でも議論された中で、生涯学習・生涯スポーツの充実というところに明記されております。ちょっと読み上げさせていただきますと、運動公園や体育館などの施設を活用し、総合型地域スポーツクラブの育成を図り、生涯スポーツの拡大を通じて市民間の交流を促進しますということが記載されております。

亀山では、総合型地域スポーツクラブというのは何を指しますか、教えていただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

青木生活文化部次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

総合型地域スポーツクラブにつきましては、市内に２クラブあり、身近な地域において、子供から高齢者までさまざまなスポーツを愛好する人々がそれぞれの趣向やレベルに合わせてスポーツに親しむことで、健康の維持、生きがいの創出、青少年の健全育成などを図ることを目的として設置しているものでございます。

また、総合型地域スポーツクラブは、地域住民により自主的・主体的に運営され、地域のスポーツ振興やスポーツを通じた地域の人材育成などの活動を展開されており、地域のスポーツ活動の担い手としてだけではなく、地域コミュニティの核の一つとしてもその役割を果たしていただいているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

そのような観点から、やはり地域スポーツクラブというのは非常に重要な役割をしているということでございました。

やはり地域スポーツクラブという認知がまだまだされていないところがあるかと思いますので、少しその役割も含めて、この運動あるいはスポーツに導入するところに関しては非常にいい役割を果たしているのではないかと思いますので、そういうところの観点からも、教育の学校の家庭の体育への連携を含めて、このスポーツクラブというのは重要じゃないかなと思っていますので、その

役割を含めて市民の方々に周知いただく。あるいは、これは生涯学習・生涯スポーツというところも踏まえてございますので、高齢者の方のスポーツというところのかかわりもございますので、それも含めて、これからさらに充実した活動に力を入れていただければと思います。

次の質問に移らせていただきますが、今回、春の運動会が、昨日ですかね、川崎小学校で行われておりました。市内各小学校運動会は、どうも春と秋と少し分かれてきているようなところがあるかと思います。こちらの運動会開催の時期の決め方といいますか、意図といいますか、そのようなものがあるのであれば教えていただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

現在、市内小学校において、運動会を春に実施している学校は４校で、亀山東小学校、川崎小学校、白川小学校、神辺小学校の４校でございます。秋に実施している学校は７校でございます。また、中学校は３校とも秋に体育祭を実施しております。

運動会、体育祭は学校行事でございまして、学校行事の実施時期や内容については、その学校や地域の実情に応じて各学校が決定しております。暑さ対策であったり、秋の行事精選、校舎の改修工事等物理的な事情などをきっかけにして、秋から春へ変更する学校が最近出てきております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

最近では、熱中症対策という視点からも、そういう春へ移るような学校がふえてきたということをお聞かせいただきました。やはり地域とのかかわりというところを踏まえてですけれども、子供たちへの配慮を最大限していただいて、地域とのかかわりが強いかと思いますので、それも含めて、今後も開催時期につきましては十分地域の方あるいは保護者の方の理解をいただいて決めていただくようなことを、周知を含めて徹底していただければと思います。

もう一つ、最近ちょっと聞くようになったのが、午前開催で終わるようなところが出てきたということを聞いております。亀山につきまして、そのような午前中開催で終わるというようなことが議論されているのか、その辺、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

運動会の午前開催というご質問でございます。

全国的に見ますと、暑さ対策や授業時間数確保等から、運動会を半日開催にするという学校もふえてきているようでございます。

市内の小・中学校におきましては、春に実施しました４校はもちろん、秋に実施予定の学校につきましても、今のところ半日開催で行うというような動きはございません。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

私の今質問した経緯の中でも、やっぱり体育、運動、スポーツというのは非常に大事なものかと思いますので、１年に１度の運動会でありますので、そのあり方を含めて今後も検討していただくようにお願いしたいと思います。

最後に、市長にちょっとお聞かせいただきたいんですけれども、来年にはオリンピックがございます。それから、再来年、令和３年にはとこわか国体が行われるというようなことでございますが、スポーツ、運動のあり方、それと行政のかかわりについて、お考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

触れていただいた、来年には東京オリンピック・パラリンピックの開催機運が高まる中で、令和３年、その翌年には三重とこわか国体の開催が予定されておりまして、本市はご案内のウエートリフティングと軟式野球の競技会場になっております。

このような大きな大会の開催によりまして、トップレベルのスポーツ競技を身近に感じられる機会が創出をされて、競技力向上やトップアスリートを目指すということだけではなくて、市民全体がやはりこの機会に地域でスポーツに取り組むような機運とか風土を高めることができたらすばらしいというふうに思っております。

健全な精神は健全な肉体に宿ると、このように言われましたが、本市におきましては、やはり「緑の健都かめやま」、健やかな地域社会をつくっていくという視点からも、当然、健康長寿の礎でありますスポーツ振興は極めて重要な分野の一つというふうに認識をいたしておりまして、ぜひこれらの契機を背景に、しっかりとその環境を関係機関と連携しながら整えてまいりたいというふうに考えておるところであります。

ちょうどこの週末も亀山の小学生が県大会で見事な成績で全国大会へ、ハンドボールでしたか、駒を進めるということで、うれしいニュースが入ってまいりましたし、ここ数年、本当にジュニアや若い世代、子供たちが大変いろんな分野で活躍をいただいております。中学校の女子バレーとか、あるいはスノーボードでプロを目指すような中学生がおっていただいたりとか、空手なんかでも本当に全国で活躍するような選手が誕生したり、本当にそういう意味では、近年特に若い皆さんのそういう流れが非常に顕著になってきておりますので、これは行政だけの力ということにはなりませんが、ぜひ民間の競技団体、あるいは市民の皆さん、あるいは事業所、多くの皆さんの力が結集できて、こういうものが一層高まるように、行政としてもしっかり取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

今年度は西野公園の整備事業もスタートするとなっておりますので、国体の会場である西野公園の整備は、今後、県外、市外、各地から来られる方に対しても非常にアピールになるかと思いますので、しっかり進めていただきたいということを申し上げさせていただきたいと思います。

少し時間がなくなってきましたけれども、次の質問に移らせていただきます。

雇用対策協議会における雇用促進についてということでございます。

こちらの具体的な事業内容とその効果についてということでお聞かせいただきます。

まず、現況報告でもございましたが、今月２０日に市の文化会館におきまして、市内事業所で構成する亀山市雇用対策協議会主催による求人懇談会が開催されるということを聞いております。こちら、事業内容と、それと今月２０日に予定している内容についてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず亀山市雇用対策協議会でありますけれども、労働力の確保と雇用の安定と企業間相互の協調と親睦による地域産業の振興を目的といたしまして、市内４６の事業所と亀山商工会議所によって組織をされておりまして、市が事務局を担っているものでございます。多くの自治体では商工会議所が事務局を担われておるところが多い中で、協議会の事務局を市が担うことによりまして、常に行政と会員事業所、また商工会議所との情報共有が図れ、相談や連携ができる環境となっておりまして、会員事業所の方からも高い評価を受けているところでございます。

協議会自体の今年度の事業計画でありますけれども、先ほど触れていただきました６月２０日でありますけれども、公共職業安定所及び高校進路指導主事との求人懇談会、これを初めにしまして、新規就職者等の研修会、総務担当者を対象といたしました実務研修会、また県内高校２年生とその保護者を対象といたしました親子と企業の就職懇談会の実施を予定しておるところでございます。

また、そのほか加入事業所を広くＰＲするために、冊子「亀山の事業所」を作成しまして、配付を行っております。それらによりまして雇用の確保に取り組んでいるというものでございます。

次に、６月２０日の公共職業安定所及び高校進路指導主事との求人懇談会の具体的な内容でありますけれども、協議会の主たる事業の一つとしまして、旧亀山市の雇用対策協議会と旧関町の企業協議会が統合されました平成１７年度以降、継続して毎年、会員事業所と県内高校及びハローワークにより情報交換を行っているという事業でございます。

参考までに昨年度の求人懇談会でありますけれども、会員事業所２８者、県内高校が１６校参加されておりまして、本年４月の新規採用実績といたしまして、２９の会員事業所が新規採用されております。その中で、新規採用者総数は２１１名でございまして、そのうち１６０名が県内高校の卒業生と伺っておりまして、そのことからも求人懇談会を含めた雇用対策協議会の雇用の確保に対する取り組みが一定の成果を果たしていると、そのように考えているものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

事業の中で、高校２年生を対象に親子の就職相談ということの紹介がございました。私は、親子というところの中で、市内の事業所の方と相談するような、そういう機会を設けるというのが、市内に残って働こうという道をつくるといいますか、そういうことで、非常にいいことではないのかなというふうに思っておりますので、引き続きそれは続けていっていただきたいですし、今の人数も含めて、かなり県内の方から来ていただくということがわかりましたので、これからも雇用促進

事業については鋭意取り組んでいただきたいというふうに思っています。

少し紹介なんですけれども、昨年９月に、全国初と言われておりますが、労使によるイクボス推進宣言というのが出されました。これは、三重県知事が音頭をとって、連合三重と三重県経営者協会が労使の立場で連携し、推し進めるイクボス宣言であります。こちらは仕事と家庭の両立促進とダイバーシティー推進と言われておりますが、これは誰もが活躍できる三重県づくりの一環で行われたということで認識しております。この趣旨にのっとって、亀山におかれましてもこのイクボス宣言をしていただくような事業所を少しでもふやすといいますか、そういうような力添えをいただきたいというふうに思ってございますし、またそのような考えがあるのか、あるいはもし何かそういう側面的な働き方ができるものがあれば、ちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

労使によるイクボス推進宣言ということでございますけれども、現時点で亀山市内の事業所で取り組んでいるというところにつきましては、把握のほうはさせていただいていないところでございますけれども、亀山市の雇用対策協議会におきましても、会員事業所を対象といたしまして、働き方改革、ワーク・ライフ・バランスに関する研修会を実施しているところでございまして、議員がおっしゃられるような働き方改革に力を入れてすぐれた取り組みをされている会員事業所等につきましては、事例紹介などを今後市のホームページとか広報記事への掲載、あるいは先ほども申し上げた協議会作成の冊子「亀山の事業所」、こちらのほうにも掲載していくなど広く周知し、またそういう取り組みについて応援をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。簡単に。

○３番（森　英之君登壇）

ありがとうございます。

４つ目に上げておりました幼保無償化については、１０月に迫っていることもございますので、次の９月の定例会のほうでさせていただきたいと思います。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

３番　森　英之議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩します。

（午後　２時５３分　休憩）

（午後　３時０２分　再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、８番　豊田恵理議員。

○８番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

まず１番、市民と地域活動の支援について、こちらから質問をさせていただきます。

１２月定例会の一般質問にも、このテーマに沿ったものを扱いましたけれども、まだ中途半端な部分もありまして、続けて質問をさせていただきます。

まず地域担当職員について、この制度、昨年まで、地域担当職員の職務はまちづくり協議会の設立支援、そして将来計画であるまちづくり計画策定の支援でした。既にもう全まちづくり協議会が設立し、計画策定を完了したことにより一定の業務を終えたということで、まず、地域担当職員が、本業である自分の職務と地域担当職員の業務をそれぞれ並行して行って大変である上に、また職務がいつまで続くかも不明であるということなどさまざま不満が出ていたということで、今年度の４月から業務内容等システムを新しくしたということでございました。では、どのように刷新されたのかについて、まずお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

８番　豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

深水生活文化部参事。

○生活文化部参事（深水隆司君登壇）

地域担当職員制度の制度内容の見直しの内容でございますが、本年４月からの制度内容の見直しにつきましては、まちづくり協働課地域まちづくりグループの職員を増員しまして、地域担当職員として位置づけ、１人で複数地区の地域まちづくり協議会を担当するものでございます。現在、地域まちづくりグループの職員４人が１人５地区から６地区を担当しているところでありまして、４人のうち１人は再任用職員でございます。

また、地域担当職員の目的としましては、市と地域住民との相互理解と信頼関係を深め、地域による自主的なまちづくりを推進するためを目的としておりまして、そのための具体的な事務としましては、これまでの担当職員が行っていた事務を引き継ぐもので、地域に係る多様な情報の収集及び分析に関すること、地域まちづくり計画の推進のための情報提供、相談対応、助言、その他支援に関すること、地域のまちづくりのための会議を円滑に行うために必要な支援に関すること、地域まちづくり協議会と市の相互の情報発信や情報共有に関すること、その他地域まちづくりを推進するために必要な支援に関することでございます。

これまでの兼務体制から専任へと移行することに伴いまして、地域担当職員の所掌事務をまちづくり協働課の職員が専門的に行うことができますことから、より厚みを持った支援ができるものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○８番（豊田恵理君登壇）

地域担当職員さんにつきましては、今回は地域まちづくりグループのほうで担当されるということでお聞きしました。私のほうでも質問の調査もありまして、先週、まちづくり協議会の現場に行って現状を聞いてまいりました。

このたび、今さっき答弁いただいたように、まちづくりグループから４人の方が５地区から６地区ずつ１人が担当しているということですが、確かに先ほどもおっしゃいましたように、職務と担当職員の職務というのを分ける、自分のかけ持ちという立場ではなくなったという点では、職員さ

んの心の負担というのは減ったかなあと思うんですけれども、その分業務が激増したように思うんですけれども、本当に担えるのでしょうか。

また、昨年度までの引き継ぎというのは行われたのでしょうかということについて、お聞きをします。

○議長（小坂直親君）

深水参事。

○生活文化部参事（深水隆司君登壇）

まず初めに、昨年までの地域担当職員からの引き継ぎについてでございますが、昨年度末に、地域担当職員で開催されております毎月１回の定例会議の中で、最終各２２の担当職員から、みずからの担当しております地域まちづくり協議会の状況等々について、私どものまちづくり協働課のほうへの引き継ぎを受けたところでございます。

その上におきまして、今回の見直し後におきましても、これまでの地域担当職員が出席しておりました会議に出席をするとともに、会議以外にも、地域まちづくり協議会を日中に訪問したり、会議に向けた相談対応や助言などを行っているところでございます。

先ほど議員がおっしゃいます担当職員が、今のまちづくり協働課の業務にプラスアルファして負担になっているのではないかというご質問でございますが、実は１人の職員が５から６地区を担当しておりまして、複数地区の特徴や活動内容を具体的に把握することで、グループ内で情報共有を行ったり、または情報の提供や地区に合った専門的な助言等を迅速に行えるということが可能になったところでございます。

今後も地域担当職員が地域の課題をつかんで、課題解決に向けた支援や地域まちづくり協議会と市の各所管部署とのコーディネート役としてその機能が発揮できるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○８番（豊田恵理君登壇）

ちなみに当地区では、４月からもう２カ月以上たっているんですけれども、いまだ担当職員さんと顔を合わせたことがないというふうなことを聞いております。私も全てのまちづくり協議会に行っているわけじゃないですし、今時期、４月、５月が大変な時期なのはよく存じ上げておりますけれども、一部だけのことかもしれませんが、幾ら情報を持ち寄っていろいろ共有をされているといっても、こういうところが例えば一部あったとして、それで大丈夫なのかという思いがございまして、今回ちょっと疑問に思っているんですけれども。

そこで２番で、市が求める地域まちづくり協議会の姿と今後必要な支援とは何かということを市長にお聞きしたいと思います。前回にもお聞きしましたけれども、再度伺わせていただきます。

まちづくり協議会に向けての行政の役割は、主に人的支援、そして財政的支援の２つだと思いますけれども、特に人的支援については、地域と行政をつなぐ重要なかなめであると思っております。現場では、職員さんが大変苦労されていることも重々わかっておりますし、個人攻撃ではなく、今回申し上げたいのは、それぞれ違う背景を持っている、違ういろいろな特色を持っているまちづくり協議会の中で、１人の人が５つも６つもかけ持ちの状態で行っている、こういうシステムに問題

がないのかということです。

立ち上げの重要な時期でして、このような不均衡が生じているという事実も含め、これをどう受けとめるのかについてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ご指摘の２２地区の地域まちづくり協議会が立ち上がり、それぞれの背景とか課題を抱えておられる中で、計画に基づいて、取り組みがそれぞれのレベルで始まったというふうに認識をいたしております。

なかなかそのおっしゃる、今度は担当する行政の対応としての機能のあり方、支援のあり方ということだろうと思いますが、従来のあり方から、今回この春、新たな仕組みに転換をさせていただきました。その中で、２２地区全部をしっかりカバーできていないというのはそのとおりだというふうに思っております。

実は、それぞれのまちづくり協議会が進めていく計画をつくっていただいて、それを前へ進めていく、そこをできる限り、深水参事、担当部署が当然総合的に支援をしてまいりますが、それぞれの計画の中には、例えば防災であったりとか、例えば地域の環境整備であったりとか、いろんな分野のめり張りのきいた計画をそれぞれの地区でつくり上げていただいております。その個別に、またそれぞれの担当部署がしっかり応援なり協議に入っていくという動きが始まってきておるところであります。

ただ、それが所管する、担当するまちづくり協働課と各分野の部署がしっかり連携して、より一層機能できるようなシステムというのが当然理想だろうというふうに思っておるところでございますが、ぜひそのような体制が段階的にでも構築ができますように前へ進めてまいりたいというふうに考えております。その上で、地域まちづくり協議会を中心とした新たな地域自治の仕組みが、あらゆる主体の皆さんが本当にご努力をいただいておりますが、これらを支えられる総合的な支援を行ってまいりたいというふうに思っております。

それと今、地域担当職員や専門的な知識を有した地域まちづくり推進アドバイザーの派遣による人的支援のほか、各分野のリーダーや、地域全体をまとめるリーダーなどの担い手を育成するための担い手研修を現在開催いたしておりまして、さらに充実をさせていきたいと考えておるところでございます。

最後に、財政的な支援もありますが、これもしっかり前へ進めてまいりたいと思いますし、本年１月に開催されました交流祭というのを初めて開催いたしましたが、非常に自主的な活動で、当初はいろいろ心配をいたしておりましたが、ご参加いただいた各地区まち協の皆さんとか、市民団体の皆さんとか、本当にいい機会となったというふうに思っておりますので、それらの風通しのいい情報共有ができるような体制とか、それをまた役所としてサポートできるような相互的な支援の仕組みの向上に前進をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○８番（豊田恵理君登壇）

先ほども交流会の話が少し出ましたけれども、実際、地域と地域で一度話し合いをしようという話も今出ていたりとかしていまして、その中でまちづくり協議会、幾つかの中でも連携体制を整えさせるのもいいんじゃないかという意見も聞いたりとかしますので、一定の前進というのはあると思うんです。

ただ、地域が自立するための支援というのは本当に大事なことであって、亀山市が将来的に持続していくためには本当に大事なところでございますので、本当に信頼関係をつくるためにも、市民と職員との協働というのをきっちりとしていただきたい。

それから、現場の声、少しいろいろお話を聞いたところ、今まで地域担当職員で入っていらっしゃった方でも、やっぱりそこに愛着を持ってまだやりたいという方もいらっしゃったりとか、また地域活動に対してとても熱心な方も多分いらっしゃると思うんです、実際に。そういった方々の受け口といいますか、ただその地域担当職員だけでなく、１２月議会のときにも、少し事例で職員応募型のサポーター制度というのをやっているところもありますよということもありました。そこもやっぱり地域担当職員があって、またまちづくりサポーターも応募するというような形で、意思のある方はどんどん参加してくれ、もちろんもしかしたら来ないかもしれませんけれども、一度その窓口をつくってみるということは大事なのかなあと思いますので、その辺もまたご検討いただきたいと思います。

次に移ります。

市民活動応援券について、こちらなんですけれども、財政面は、ちょっとまた今度にします。

市民活動応援券の実績値について、まずお聞きをしたいと思います。

最近、各まちづくり協議会での使用率、随分向上しているように感じておりますが、実際まちづくり協議会での使用枚数や、最終的に市民活動団体に渡った使用枚数など、わかるところを教えていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

市民活動応援制度は、さまざまな分野で社会貢献的な活動をしていただいている市民活動団体、私どもでは登録団体といっておりますが、これらの団体を、市民の皆さんが市民活動応援券を使用して応援する制度としてやっております。この応援券は毎年、年度当初に市から２２のまちづくり協議会に交付して、まちづくり協議会さんが事業を実施した際などに応援券を使用していただいております。

実績といたしましては、各地域まちづくり協議会における応援券の使用率は、制度開始当初は５０．８％でございましたが、年々ふえてまいりまして、平成３０年度には７８．２％まで上昇しております。また、登録団体数につきましても、開始当初は５７団体でございましたが、こちらも制度が浸透してきたこともございまして、今年度は７４団体と年々ふえてきている状況でございます。

あと、市民に渡る枚数といたしましては、当初は、まちづくり協議会から市民の皆さんに渡る枚数が１万７，５１２枚であったものが、昨年度は２万２５７枚という状況でございました。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○８番（豊田恵理君登壇）

いろいろやはり浸透はしてきているのかなというふうな答弁をいただいております。

ことしの冊子を見ても７４団体とふえておりまして、活動内容についてもかなり多様性に富んだ内容のものが、団体が登録されていて、本当に広がっているんだなというのは感じております。

ただ一方で、イベント参加者の中には、いまだに応援券の使い方を知らない方などもいらっしゃいます。コミュニティセンターを利用していない方なんかは、特に見たこともないよという方が結構いらっしゃるんですけど、各地域ではどのような使い方の工夫がされているのかということについてお聞きします。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

２２の地域まちづくり協議会へ交付しました応援券につきまして、主な使われ方といたしましては、まちづくり協議会さんが事業を実施した際に、依頼した登録団体へのお礼として応援券を使用したり、その事業に参加された市民の方に配付したりしております。

また、最近では、参加された市民の方が登録団体応援券を寄附するだけでなく、取得された応援券を持ち寄って自分たちの地域のサロンとか自治会、子ども会、放課後児童クラブなどの活動の場で応援券を使用して、登録団体に来てもらうなどの活用をされているところもございます。このように徐々にではありますが、新たな広がりも生まれてきているような状況でございます。

ただ、そのためには、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、市民の皆さんがまちづくり協議会のどの事業に参加したら応援券がもらえるのかわからないといけませんので、そのことにつきましては、先ほどの質疑でもございましたが、市民活動応援制度の担当部署と地域まちづくり協議会の担当部署が昨年度から同じ課となりましたことから、地域担当職員制度も活用するなどして、各まちづくり協議会さんに周知をお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○８番（豊田恵理君登壇）

ちなみに、今こちらにいらっしゃる職員さんで応援券を使ったことがある方はございますか。

いきなり聞かれても困りますけれども、やっぱり職員さんも使っていただいたほうが、特に幹部職員の方々は使っていただくとか、そういった工夫も要るのかなと私は思います。

実際私、今登録団体２団体にちょうど登録しておりますけれども、登録をした団体として、そしてまち協のほうにもちょっといて、いろいろ事務にもかかわったこと、そして市民として活用、そういう３つの視点を持っておりますけど、この数年でどういう思いというか経験があったかといいますと、例えば一事例で、本町のまち協さんなんかは何かのイベントをするときに、先に応援券の説明をしてから応援券を配って、そしてイベント、催しを行っておりました。本当に全く知らない方なんかには、ああそうなんだという、少しだけでもそういう説明があるのはいいのかなということ。

あとは、私が登録団体で活動しているところでは、今までは自分の知っているところにしか行ったことがなかったんですけど、そういった応援券といいますか、コミュニティーのほうで招待とい

いますか、来てくださいというふうに応募がありましたら、そこの今まで行ったことのない地域に行くという経験もできましたので、そういった意味では、市民活動という意味ですごく広がりを持てるのかなという、そんなところもございました。

課題については、先ほど私どうですかというふうに言いましたので、この件については終わらせていただきたいと思います。

続きまして、亀山市の歴史文化遺産について、こちらのほうに質問を移したいと思います。

３月定例会の議案質疑においてもさせていただいております。文化財の保全と活用についてというふうに議案質疑でさせていただいたので、ちょっと内容がそれてしまったので、続けて今回させていただきます。

これは、ことしの４月から文化財保護法が改正、施行されまして、いろいろ変わってきております。その中で、今回２つ、関宿とその関連施設、それ以外の文化財というふうに項目を２つに分けて質問をさせていただきました。関宿とほかのところでは、少し違う扱いになりそうだと思ったのでさせていただいておりますが、文化財を保全するだけでなくて、活用においてももっと力を入れるべきではないかということで、まずはお答えいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木生活文化部次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

文化財の保護につきましては、文化財保護法第１条に、保存と活用が主たる目的であることが規定されているところでございます。

市では、これまでも旧舘家住宅、亀山城多門櫓、旧落合家住宅など文化財建造物を保存・整備した後、一般に公開いたしますとともに、現代アート作品の発表の場やひな祭り、スケッチコンクールなどのイベントで地元団体と協働事業を行うなど、文化財の活用を図ってきたところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○８番（豊田恵理君登壇）

前回の質問でも少し触れましたけれども、亀山市には多くの文化財がございますが、その中でも活用されていないものもあるということで、亀山市公共施設等総合管理計画の考え方と比較してこの前は質問をさせていただきました。

今後、文化財保存活用地域計画というのを作成していく中で、文化財の活用の基準というのが必要になってくるのではないかと思われますが、当局のお考えはどうでしょうか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

ご質問いただいております、まず関宿とそれ以外で少し取り扱いが違うのではないかということに対してご答弁申し上げます。

関宿伝統的建造物群保存地区につきましては、町並み全体の面的な保護が図られており、その他の指定文化財は物件単体での保護が図られているという点において違いがございますが、文化財の

保存・活用の扱いという点におきましては、特段違いはないところでございます。

また、文化財の保護につきましては、文化財の個々の状況に応じて保存・活用を行っていくものであり、亀山市歴史的風致維持向上計画に整理されたものを初めとして、それ以外の文化財につきましても、整備等の必要性に応じて計画的に進めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○８番（豊田恵理君登壇）

これもちょっと後追いといいますか、平成２７年１２月議会において、私、日本遺産についても質問をさせていただいております。こちら、文化財をどう生かしていくかという意味でもこの質問に触れるかなと思いまして、今回質問をさせていただくんですけど、この日本遺産の申請というのが２０２０年までで、登録件数が１００件程度というふうで伺っております。

今回、日本遺産について、亀山市は今現在も取り組んでいるのかどうかについてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

日本遺産につきましては、地域の歴史的魅力や特色を通じて、我が国の文化・伝統を語るストーリーを日本遺産として文化庁が認定するもので、２０１５年度から２０２０年度までに１００件が認定される予定であり、これまでの５年間で８３件が認定されております。

この日本遺産につきましては、今年度が最終年となりますことから、関係部署の職員の英知を結集し、市単独の地域型として申請を行う予定でございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○８番（豊田恵理君登壇）

これから申請するということで、じゃあ次のほうに移りたいと思います。

未指定文化財も含めた今後の扱いについてとございます。この文化財、亀山市内にもいろんなところに点在しており、個々にもさまざまな背景があるために、一くくりで扱うというのは大変難しいものだということはわかっているんですけれども、やはり感じるのは、一つ一つの文化財には個々の特徴だけでなく、その地域に密着したストーリーというものがあるのかなあといったことをすごく感じます。

私、随分昔なんですけど、関宿を視察させていただいた機会がありまして、当時の担当職員さんに関宿をめぐりながらいろんなお話を伺っております。その中で、関宿というのは、地元の大工さんが古い町並みとか建築物を直す、その財源を市が支援する、そうすることで人も育てていく、そういうふうな関宿の持続・維持のサイクルができ上がっているんですよというお話だったんです。

このお話がとても印象に残っておりまして、地域に住む人々が、地域とともにこの町の歴史をも守っていくといった理想的な形ですてきと思っておりますが、亀山市では、文化財に対する地域や関係者との連携についてはどのようなことがあるのか、事例があれば、教えていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

事例ということでございましたので、関宿のことについてご答弁させていただきます。

関宿を伝統的建造物群保存地区として、将来にわたり保存・伝承していくためには、地域の設計者、大工の方などに修理・修景を実施していただくことで、人材の育成を図りながら保存を進めつつ、建物の所有者や地域住民の皆様方のご理解とご協力を得ながら保護していく必要がございます。

また、そのためには、地元まちづくり協議会や保存会等の皆さんとその保存と活用方法について協議するなど、文化財の指定・未指定にかかわらず、継続的に保存・活用を図る上で、地域住民の皆さんや関係者との連携が不可欠であると考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○８番（豊田恵理君登壇）

最後に、ちょっと市長にお聞きをしたいんですけれども、亀山市において、特に観光地となっています関宿について、将来的にどのような姿にしていきたいのか。観光客をふやし、周遊時間を長くするための取り組みがさまざま行われているんですけれども、観光客の数は年々減少している、これが現実でございます。

来月、関の山車会館が開館しますが、ちょっと提言をしたいことがございまして、既に運用中の地図情報システムの活用、これは何回もまた言っているんですけれども、しつこく言っているからかもしれませんけれども、随分今メニューがふえておりまして、使い勝手も非常によくなっております。今では医療機関とか学校とか公共施設、あと最近の中では７座トレイルの登山道も既にもう登録をされておりましたけれども、市長はご覧になりましたでしょうか。

地図情報システム、見たい情報をそれぞれレイヤーという層に分かれて、例えば観光の一面の地図、そして例えば路線図の地図とか登山トレイルの地図とかというふうに、レイヤーでどんどんどんどん情報をつくることができます。そういった見たいレイヤーが示されていくわけなので、自分で探してやっていけばいい。例えばこの道が何号線か知りたかったらば路線図のところを見たらいいといった、すごくわかりやすい使い方ができます。

ぜひとも観光マップや文化財のマップのレイヤーをつくっていただきたいなと。なぜかといいますと、今の時代、旅行先の現地で地図や案内を見るよりはスマートフォンで見る方が結構多いですし、海外から近年、外国人観光客がふえておりますけれども、そういった方はほぼスマートフォンを使っております。

地図情報システムに関宿の文化財やお勧めスポットをプロットしていきますと、１枚のマップでどこに行きたいかというのを、観光客さんが自分のスマートフォン画面で見たい文化財や見たいところというのを選んで、コースを自分で決めることができる。また、このシステム、前も言いましたけど、グーグルマップが基礎になっていますので、観光客側も個人的におもしろいと思った場所などの写真や情報をグーグルマップのほうに投稿すれば、地図情報システムに反映することができるらしいので、多くの口コミとか画像等の情報が勝手に蓄積されることになっていきます。

広め方ですけれども、駅や公共施設なんかにその地図情報システムに移動できるＱＲコードとかを張っておけば、多分、そこでもうすぐに情報をとれる。そして、その中から自分でここに行きたいなあというのができると思いますので、こういった活用、新システムを導入するわけではないので技術的・コスト的な面ではかなりいいと思いますが、こういった考え方についてどう思われますか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

２点、ご質問があったかと思います。

まず１点目の関宿について、将来的にどのような姿にしていきたいのかということで、国の重伝建の選定から３５年という長い歴史を刻んでまいりました。この間には、紆余曲折やさまざまなことがあったと思いますし、地域の住民や関係者の皆さんの思い、あるいは行政も含めて、それを乗り越えて、今日、段階的にこの関宿の町並み保存が培われてきたと思っております。さらにパワーアップをしていきたいと思っておりますが、今お触れになりました、今回の文化財保護法の改正は、保存することの重要性だけを従来追っかけておった保護法から、この利活用までを目指そうという概念が実は非常に重要なところでありまして、その意味で、でも前提はやっぱりしっかり文化財を保存していくという取り組みは今後もしっかりやっていかなくてはならんと思っております。あわせて、その利活用についても、さらに工夫を凝らしていきたいというふうに思っております。

単に町並みの保存だけではなくて、今触れていただきました答弁は少し十分ではなかったかわかりませんが、長年にわたって伝建の関係する自治体間で、民間の設計士さんや、大工さんや、左官屋さんや、多くの関係者の技術屋のたくみの皆さんと一緒になって伝建地区を持っております自治体は連携をしてまいりました。その研修会も、ずっと中部東海ブロックを核に現在も進められておるところでありますので、そういうソフトやヒューマンウエアも含めてしっかりこれは磨き上げていくということと、そこにある子供たちに、今も祇園夏まつりの山車のああいう伝承するものについても、しっかりこれは伝えていくということが大事であろう思っております。

ぜひこのことで関宿がより一層魅力を持って輝いてまいりますよう、行政としてもしっかり取り組んでいきたいと思います。

それから２点目で、これは議員が長年にわたってご提案いただいて、地図情報システムの活用ということでは随分いろんな取り組みを始めてまいりました。

そこで、今ご提案いただきました観光マップとか文化財をこのレイヤーに加えて、より一層の活用ができないかというご提案につきましては、ぜひそのような取り組みをしてまいりたいというふうに考えておりますので、また近い段階でぜひご期待いただけたらと思っております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○８番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

次に移りたいと思います。

亀山市歴史博物館についてですが、まず、この亀山市歴史博物館の運営と現状についてというこ

とで、博物館で何人の人が運営を行って、どのような仕事内容をしているのか。また、現状で来場者数や傾向などがどうなのか、具体的な状況について、まずお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

歴史博物館につきましては、正規職員３人、非常勤職員として学芸員、地域学習支援推進員、事務補助員を合わせまして５人を任用し、計８人の体制で運営しているところでございます。

業務内容につきましては、博物館の施設管理、運営はもとより、企画展、講座、実習、イベントの開催、史資料の収集、保存、調査、研究などを行っているところでございます。

また、平成３０年度の入館者数は９，７７５人で、それに出前事業、出前トーク、移動展示等、館外活動で利用された人の人数を合わせました利用者総数は１万１，０６２人になっているところでございます。利用者の傾向につきましては、近年では、市内小・中学校や幼稚園、保育園との連携を進めていることから、児童や生徒、園児等、子供の利用が多くなってきているところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○８番（豊田恵理君登壇）

次に、デジタル記録の活用についてお聞きをしたいと思います。

亀山市の歴史博物館ですが、本当にいろんなテーマでいろんな催しをされておりまして、本当にいろんな視点がすごくおもしろいなあと思いながらいつもポスターなどを見せていただいているんですけれども、実際私がじゃあ歴史博物館に行ったことがあるかというと、行ったことは何回かありますけれども、どちらかというといろいろ調べ物をするときに、ホームページのほうで見せていただいて活用させていただいているのがほとんどなんです。

亀山市にはＩＴ亀山市史というのがありまして、当時、全国初の取り組みとしまして、亀山市の歴史・文化に関する情報、市内だけでなく、世界に向けて発信を行うということで取り組まれております、おりました。どっちかなあとかいう感じですが、現在、余りこのＩＴ亀山市史という名前を聞きませんが、どのように活用されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

デジタル記録につきましては、亀山市史をデジタル化していることから、市の概略を知る確かな根拠データとして職員が日常的に活用しているほか、先祖探し等で市民の皆さんなど、博物館の利用者の方にもご活用いただいているところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○８番（豊田恵理君登壇）

もう一点、私、いろんな分野において、協働とか連携体制の構築について提言していますけれども、亀山市の歴史博物館においてもこのような取り組みが行われていまして、亀山市では屋根のな

い博物館という事業がございます。これも、ございましたなのかなあという感じで、ちょっと最近聞かないんですけれども、これは次世代を担う人づくりと歴史・文化の振興のために、地域社会全体を生かしたまちづくりを進めるために、歴史博物館を核にして地域の歴史・文化を一体的につないで、市全体を屋根のない博物館とする地域連携型博物館を目指す事業とありました。

やっぱり余り事業を聞くことがないんですが、実際にはどのような取り組みが行われているのかを具体例でお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

屋根のない博物館につきましては、平成２４年度から２６年度まで、第１次総合計画後期基本計画に位置づけ取り組んだ事業でございます。事業終了後につきましては、平常の博物館業務として継続的に取り組んでいるところでございます。

１つに、小・中学校や住民さんとの連携ということにつきましては、市内小・中学校への出前授業、来館授業を行うほか、学校を会場とした移動展示で校区の歴史を展示しているところでございます。

また、今年度から、亀山の戦争遺跡を市民とともに学び伝える市民協働事業を実施してまいるところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○８番（豊田恵理君登壇）

本当にいろんな事業をされておりまして、ホームページなんかでいろいろ何をされているのかなあと見ましたら、学校に出張して行われるスクールミュージアムとか、ナイトミュージアムなんかというイベントもあったり、あと小学生だけじゃなく、教職員に向けたプログラムなんかもあったりするそうですね。

そういった出張をしたりとか、本当に市全体で取り組んでいくというこの屋根のない博物館事業、そしてＩＴ亀山市史について、こういったこれからの時代に生かせそうな取り組みが残念ながら埋もれているような気がして、今回は質問をさせていただきました。

でも、実際には事業名は消えているけれども、事業は進行して成果を出しているということがわかって安心した部分もあるんですが、やっぱり、せっかく成果が出ていたとしても、きちんと事業名といいますかシステム化されていないと、亀山市では、他市に先行してこういう取り組みをしているのに、何かアピールする際にばらばら感があって説明ができない。これがすごくもったいないのかなというふうに思います。

次に、課題についてということで質問をさせていただきますが、今回、私は初めて博物館について質問をさせていただきますので、博物館として、具体的な課題というものはどんなものかをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

歴史博物館につきましては、開館から２５年が経過しており、平成を経て令和となった今、大正や昭和が歴史として扱われることで、厳選はしながらも着実に残し伝えるべき史資料が増加していくことから、収蔵庫や展示などのあり方を考えていく必要があり、今後は次世代へつなげるための施設や体制の整備が課題となってくるところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○８番（豊田恵理君登壇）

確かに、時がたつにつれて収蔵庫もいっぱいになってくると思いますし、展示のあり方というのも時代ごとでどんどん変わっていく、新しいものが古いものになっていって、どんどんふえていくものもあると思いますので、そういったハード的な面であったりとかも問題なのかなあと思いますが、個人的に私が思う課題というのは、歴史博物館が持つ潜在能力が余り生かされていないのではないかなあというところでございます。

もっと活用もできそうな気がしますし、もっと利用者がいてもいいのかなあと。利用者というのは来訪者数だけでなくて、目に見えている成果だけじゃなくていろんな活用の仕方とかで、でも、今お話にありましたように、幼稚園の方とか保育園の方とか、世代もどんどん広がっていって変わっていっているというところはお聞きしましたので、そこで最後に、今後の役割についてということでお聞きをしたいと思います。

歴史博物館の今後の役割、今回質問をしていく中で、さまざまな事業の具体例を挙げていただいたんですけれども、館内においての工夫を凝らしたテーマ別展示だけでなくて、市内外、誰もがいつでもどこでも使えるようなＩＴ市史や、先ほどの屋根のない博物館事業として、小・中学校に出張して行われるスクールミュージアムとか、今さっきも言いましたが、教職員に向けたプログラムなど次世代を担う人づくり、歴史・文化の振興など、大きく寄与できる可能性を持っていると思います。市長にお聞きしたいんですけど、この歴史博物館の今後の役割についてお聞きをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

そのまちの歴史博物館というのは、単に市史の調査・研究を行う場所ではなくて、何世代にも、あるいは何十年、何百年ものこの地域の記録、資料として保存をして伝えていくという非常に大きな価値や役割があろうというふうに認識をいたしておりますし、そのための施設であるべきというふうに思っております。あわせて、お話がありました市民にとりましては、市及び地域の歴史を集約し共有するための拠点として、また亀山市を訪れる皆さんにとりましても、亀山市域の歴史・文化を知る非常に重要な役割を担っている施設であります。

ご案内のような、非常に情報化社会が進展をしております。さらに加速をしてまいります。時代が、もう昭和世代ですから、平成から令和の時代、時代をまたいで亀山市の歩んできた歩みであったり、歴史的な文化とか出来事を本当に次世代へしっかりつなげていくという意味で、そしてそのためにはペーパーではなくてデジタル化をしてそれを残していこうという亀山市の取り組みは極めて意義深いというふうに思っておりまして、今後におきましても、地域の皆さんや学校との連携、

あるいは専門家の皆さんとの連携を強化しながら、市の歴史を記録し、次世代へしっかり伝える役割を担う博物館として機能させていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○８番（豊田恵理君登壇）

今ある資産として亀山市の歴史博物館、本当に、ほかの自治体に先駆けてこういった取り組みもされておりますので、そういった点もまた活用していただきたいと思います。

最後に、亀山市の外国人窓口についてということですが、外国人窓口についてというのは、部署の窓口機関についてという意味でお聞きをさせていただきます。

まず、私が議会に入った当時、多分、多文化共生の窓口というのがきちんとあったと思うんですけど、現在、ちょっと外国人の方のための窓口という意味ではわかりにくくなっていないかなと思いまして。今だったら、現在はどこで外国人の方が相談であったりとか、いろいろなときに窓口がどこであって、どんな業務をしているのかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

おっしゃるとおり、１０年ほど前は企画政策部のほうで所管しておりましたが、平成２２年に新たに文化部ができて以降は、文化関係が所管する部署で担当しておるところでございます。

市民相談の窓口といたしましては、現在、日本人・外国人を問わず、本庁１階のまちづくり協働課、市民協働グループで行っております。また、多文化共生や国際化に関する業務につきましても、昨年４月の組織機構の再編から、同じ部署で行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○８番（豊田恵理君登壇）

昔から亀山市というのは外国人の人口が多い市として知られておりますけど、現在も変わらず亀山市でお住まいの外国人の方がたくさんいらっしゃいます。でも、最近少し、例えばコンビニエンスストアとかスーパーで就労されている方や、スーパーで買い物に来られている方々などを見かける中で、以前とは様相が少し違うようにも感じます。

そこで今回、亀山市内の現在の外国人人口や来日理由、どこの国の方が多いのかなどという現在の傾向がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

亀山市における外国人の住民登録状況につきまして、いずれも４月１日現在の状況で申し上げますと、平成２７年は１，６５８人、平成２８年は１，５６８人と若干減少いたしましたが、その後は増加傾向で、平成２９年が１，６９１人、平成３０年が１，８８１人、そして本年４月は１，９６９人となっております。

次に国籍別の状況でございますが、多い順に申し上げますと、平成２７年の時点では、ブラジル

人が８１４人、中国人が３０１人、フィリピン人が１６１人という状況でございましたが、本年４月では、ブラジル人６５６人、ベトナム人３１７人、中国人３０３人となっております。

最後に、来日の理由でございますが、在留資格別に見ますと、永住者、定住者が９９１人で、日本人や永住者の配偶者等が１４９人、合わせて１，１４０人の方が市内を生活の本拠とされていると思われます。その一方で、在留資格が技能実習の外国人の方が６０７人となっており、こちらは平成２７年が３２５人でしたので、大きくふえている状況でございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○８番（豊田恵理君登壇）

ちょっと時間の配分が悪くて途中になりましたけれども、また次回、聞かせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

８番　豊田恵理議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩します。

（午後　３時５５分　休憩）

（午後　４時０４分　再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１番　草川卓也議員。

○１番（草川卓也君登壇）

草川卓也でございます。

通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

まず、亀山市の将来都市像についてでございます。

ソサエティー５．０に対する市の認識と今後の取り組みについてでございますが、ソサエティー５．０という概念が議会で取り上げられるのが初めてだということなので、私から少し長くなりますけど、説明させていただきたいと思います。

これまでの議会でも、ＡＩ、ロボットなど新しい時代の技術については、行政サービスの効率化であったり、人間の仕事を奪う存在であるという、さまざまな表現で話題に上がりました。ソサエティー５．０は、新しい時代の技術を活用して、どのような社会をつくっていくか、それをまとめたビジョンでございます。

百聞は一見にしかずということで、まずはソサエティー５．０を代表する新技術に関する資料からごらんください。

まず、資料１番をごらんください。

これは、ドローン配達でございます。無人のドローンが指定の場所、時間に荷物を届けてくれるようになるというものです。近くの商店で買えないものをこれまでの宅配サービスより短い時間で手に入れることができますし、イニシャルコストもそこまでかからないと。安全・安心、便利なドローンが空を飛び交うという世界が間近に迫ってきているということでございます。

続きまして、資料２でございます。

ＡＩ冷蔵庫と呼ばれるものです。ちょっと見にくいですけれども、これは食材のストック管理であったり、そういったものを冷蔵庫自身がやってくれる。それだけでなく、冷蔵庫にあるものでできるレシピまで提案してくれるというものです。

このように、日々の暮らしを快適にするみずから考える家電というものは、ほかにもふえてくると言われております。

続きまして、資料３をごらんください。

こちらは、遠隔治療と呼ばれるものです。タブレットや専門端末がありましたら、毎回病院に行かなくても医師の診察を受けることができるようになるなど、新技術によって医療サービスの充実も期待されております。

続きまして、資料４をごらんください。

無人トラクターでございます。農業に限らずスマートワークというものが普及してくると言われております。人材不足であったり、天候に左右されたり、危険であったり、働く人にとって厳しい仕事環境でロボットが活躍してくれると言われております。

資料５をごらんください。

会計クラウドでございます。近所の個人商店なんかでも会計クラウドというものが導入されまして、今話題のキャッシュレスというのはもちろんでございますけれども、ウエブでの注文や決済というものがスムーズになってくると言われております。

資料６をごらんください。

自動運転、自動走行バスでございます。自動走行バスが導入されましたら、時間帯を問わず、行く行くはバス停に限らず、場所も問わず、いつでもどこからでも目的地に行けるようになると言われております。

以上、このような最先端技術を取り入れるのは人口の多い都心部だけだろうと思われがちでございますが、この次の資料７をごらんください。資料７でございます。

この背景を見ていただければわかると思うんですけれども、これは明らかに都心部ではありません。ここ大きなポイントなんですけれども、ソサエティー５．０というのは、便利な都心部をさらに便利にするのではなく、少子・高齢化や公共交通の不足であったりだとか社会課題を抱える地方にこそ実現されるべき新しい社会であると言われております。

資料８をごらんください。

２０１６年１月に、国は第５期科学技術基本計画というものをまとめました。そこで、世界に先駆けて２０３０年をめどに、２０３０年です、１０年後です。ソサエティー５．０を実現するというコンセプトを打ち立てました。

では、このソサエティー５．０で実現される超スマート社会を一言で言うとどんな社会なのかと申し上げますと、ソサエティー５．０というのは、必要なものやサービスを必要な人に必要なときに必要なだけ提供し、社会のさまざまなニーズに決め細やかに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、生き生きと快適に暮らすことができる社会と言われております。経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会であるとも言われております。

資料９をごらんください。

端的に申し上げれば、人間だけでは困難なこと、先ほど申し上げたようなＡＩ、ロボットなどソサエティー５．０の新技術が、人間が何を求めているかというものをみずから考えてサポートしてくれるという、そんな時代がすぐそこまで来ているということです。

余りに夢物語のように感じられるかもしれませんが、さきに申し上げましたとおり、このソサエティー５．０というものは２０３０年をめどに実現をされると言われております。わずか約１０年後の話でございます。亀山市がこのソサエティー５．０という新しい概念を受け入れるか受け入れないかとか、そういった問題ではございません。ソサエティー５．０という時代が、今後亀山市を含め、この日本に遅かれ早かれ必ず訪れるというその事実に対して、亀山市がどう認識していて、今後どのような取り組みを進めていくのかが重要であると考えております。

そこで、お伺いします。

ソサエティー５．０に対する市の認識、またソサエティー５．０の新技術、ＡＩやＩｏＴ、ビックデータなどを活用して、亀山市の将来都市像というものをどのように実現していくのか、その展望についてお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

１番　草川卓也議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

国の科学技術基本政策、ソサエティー５．０は、今議員ご説明をいただきましたけれども、超スマート社会の実現を目指すということで、ＩｏＴ、人工知能等の技術革新で創出される新たな価値によって経済発展と社会的課題の解決を両立させる人間中心の施策として、我が国が目指すべき未来社会の姿だと提唱されて動き始めたところであります。

お話がありましたように、好むと好まざるとにかかわらず、この流れをしっかり受けとめて対応していく必要があろうというふうに認識をいたしております。

既にＡＩ、ＩｏＴ等の新技術は、今ドローンの、これは多分買い物等々の象徴的な説明がありましたが、災害対応でドローンの活用でありますとか、都市交通におきましては自動運転等々の実験が始まっておりますし、介護の支援とか遠隔医療等々も現実動き始めておりますし、農業、ものづくり、教育文化交流など幅広い分野において、革新的技術の社会実装が進められていくものというふうに認識いたしております。

今後もソサエティー５．０の取り組みが、地方自治体におきましても持続的な都市の発展を支えるための効果的な取り組みの一つになるものと考えますので、その活用可能性につきましても検討してまいりたいと思います。

それから、活用の展望ということで、本市の展望でありますが、亀山市としては、この平成２２年に制定をいたしました亀山市まちづくり基本条例に９つの基本原則を明記いたしました。その一つに持続可能性の原則を掲げておりまして、この持続可能性、サステナビリティーという概念は、亀山市のまちづくりでありますとか行政経営における極めて重要なテーマ、キーワードというふうに認識をして施策を展開してまいりました。ＱＯＬの向上、クオリティー・オブ・ライフ、いわゆる暮らしの質の向上にもつながるＳＤＧｓを目的とするこのソサエティー５．０につきましては、本市におきましても、総合計画に位置づけます「緑の健都かめやま」の実現におきましても、大変

重要なアプローチの一つと考えておりますので、本当に好むと好まざるとにかかわらず、この流れの中で私どもはしっかり持続可能なあり方を目指していくということになろうかと思いますので、本市といたしましてもしっかり対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

ぜひアンテナを高く、ほかにおくれをとることなく、亀山市らしさを忘れずに、ぜひ取り組みを進めていただきたいなと思います。

それでは、項目に入ります。

ソサエティー５．０はコンパクトなまちづくりのあり方を変えると、私はそのように考えております。

そこで、まずお伺いします。

亀山市が進めるコンパクトシティ・プラス・ネットワークの現状における課題点について、まず確認させてください。

○議長（小坂直親君）

草川産業建設部参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

亀山市のまちづくりにつきましては、亀山市立地適正化計画で居住誘導区域や都市機能誘導区域を設定いたしまして、また亀山市都市マスタープランでコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを目指して進めていくこととしております。

コンパクトシティーの推進に当たっての現状における課題につきましては、人口減少、高齢社会の中、医療、福祉、地域公共交通、公共施設再編、中心市街地活性化などのまちづくりのため、拠点エリアへの都市機能の誘導及び強化や拠点間を結ぶ交通ネットワークの充実などが課題ということで認識をしてございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

ありがとうございます。何点か上げていただきました。

私のほうからピックアップして、ちょっと質問させていただきたいと思いますが、まず１つ目、公共交通ネットワーク、こちらが、言葉が適切かどうかはあれですけれども、未完成であると、そのように感じております。

亀山市においてはコミュニティバスであったり、おなじみ乗合タクシーであったり、公共交通サービスの組み合わせで対応していただいておりまして、高齢者の交通手段確保というところでは一定の努力を示されていると思います。しかしながら、まだ乗合タクシー、駆け出しとはいえ、その努力に対して市民の満足度というのはまだまだ決して高くはないのではないかと、そのように考えております。車を手放せない高齢者の方も皆様たくさんいらっしゃいますし、学生の通学に使われるバスも、夕方の下校時に便が少ないだとか、そういった不便さも指摘されております。

そこでお伺いさせていただきますが、ソサエティー５．０では公共交通ネットワークのサービス

向上、どのように改善していけるのかと、その見解と、どのように取り組んでいくかお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

公共交通ネットワークにつきましては、今いろいろ取り組みはさせていただいておりますけれども、今後想定されるものといたしまして、自動走行とか、あるいは移動支援、カーシェア等公共交通の組み合わせ、あるいはリアルタイム情報などで携帯電波とかＧＰＳ、あるいはＡＩなどの活用によりまして、住民の生活行動から利用ニーズを把握いたしまして、それに応じた効率的かつ柔軟なサービスの提供が考えられると思っております。

例えばでございますけれども、病院診療時間や、あるいは商業施設の開店時間などを考慮した交通情報などのリアルタイム情報を踏まえた、住民個々のニーズに対応した移動ルートの選択や自動運転の導入などが考えるところであるというふうに認識してございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

もう十数年後にはそういった社会が来るということで、今政策進めていただいている公共交通の数々の施策がございますけれども、先も見据えながら改善というものを、また組み合わせというものをぜひ検討していただきたいなと思います。

そして、２つ目の課題点でございます。

都市機能の分散というものにまだまだ歯どめがかかっていないということと、またそれによって将来的な人口減少時代を見据えた際に、中心的都市拠点以外の地域におけるインフラの整備であるとか、その維持管理というものが困難になってくるということでございます。

そこでお伺いしますが、ソサエティー５．０ではインフラ整備、維持管理のあり方というものがどのように変化していくのかと、この展望についてお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

ソサエティー５．０を活用したインフラ整備といたしましては、今使われておりますけれども、ドローンなどを活用した近視目視にかわる技術や、構造物の損傷とか可視化の技術などのＩＣＴを活用した技術など省力化や、あるいはＡＩやビックデータなどの活用による人や物の動きについての高度な解析予測によりまして、利用状況などを考慮した効率的なインフラ整備が進められるものというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

ソサエティー５．０では、インフラの整備だとかそういった維持管理のあり方も変わってきて、また可能な限りコストを削減することが可能であるということも確認させていただきました。

３つ目の課題点でございます。

中心的都市拠点の都市機能整備、これはまだまだ道半ばであるということでございます。ソサエティー５．０では、中心的都市拠点がどのようなまちになってくるか。現在、都市マスタープランで計画されている都市づくり戦略におきましては、おおむね２０２７年までの計画ということでございますが、その年にはもう既にソサエティー５．０に半歩足を踏み入れているころでございますので、マスタープランには明確に記載されておりませんけど、ソサエティー５．０の中心的都市拠点づくりの戦略について展望をお聞かせいただければと思います。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

ソサエティー５．０を活用した中心的都市拠点の強化としては、今後考えられるものといたしまして、例えば人口密度や必要な都市機能の維持を図るため、今問題となっております空き地や空き家の発生を簡易に把握する技術の導入や、インターネット、ＶＲ技術を活用した土地建物の検索技術の導入による不動産流通の活性化を図ることや、またＡＩやビッグデータなどの活用による人・物の動きについての高度な解析による効率的な都市整備というものが考えられるものというふうに理解しております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

ありがとうございました。いろいろとお伺いしてきました。

まとめますと、私の考えでは、コンパクト・プラス・ネットワークとは、一言で申し上げますと、先ほど市長からもございましたけれども、持続可能で、かつ多様性豊かなまちであると、そのように考えております。

当然、中心市街地だけではなく、人口減少時代においても周辺地域の多様な文化であったり、コミュニティを維持していくと。そのために、ＡＩ、ＩｏＴ、ロボットなど新しい時代のテクノロジーを課題解決に活用していく。それがコンパクト・プラス・ネットワークを目指す亀山市におけるソサエティー５．０のあり方だと、そのように考えております。

第２次亀山市総合計画の後期基本計画におきまして、まだ実現にはソサエティー５．０には早いとは思いますけれども、ぜひ今後の検討課題として加えていただきたいなと、そのように考えておる次第でございます。

次に、リニアでございます。

ソサエティー５．０を迎えるに当たり、亀山市の最大の強みはやはりリニアであると、そのように考えております。スーパーメガリージョンによって、人・物・金・情報を引き寄せ得る環境が整いますので、これを生かすことができるかどうかは亀山市次第であると考えます。

これまで、リニアに関しては主にＰＲ活動が中心でありましたけれども、順調に行けば、２０２３年にリニアの亀山市内の駅の位置が決定する予定で、２０３７年にはリニア亀山駅を含む東京－大阪間開通予定とされております。

そこで、第２次亀山市総合計画後期基本計画、こちらが２０２２年から２０２５年の計画を予定

されておりますが、その間に２０２３年、つまりリニアの駅の位置が決定する、その年が入るということになります。

では、リニア亀山駅周辺まちづくりに関する検討を進めるといった趣旨の内容、これは記載すべきであると考えますが、現時点での方針をお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員おっしゃられるように、順調にいきますと、２０２３年には概略の駅位置のルートが公表時期であるというふうにも言われておりますし、その後に正式な決定時期を迎えるということでございますので、今総合計画の進捗からいきますと、おっしゃられるように第２次総合計画後期基本計画には概略ルートが、次の総合計画前期基本計画あたりには正式ルートが発表されるような、そういう運びになってくるものというふうに考えておるところでございます。

このようなことから、引き続きＪＲ東海の動向を注視するとともに、県等関係団体との連携を図りながら、名古屋以西への概略の駅位置やルートについて情報把握等にしっかり努めてまいりたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、本市の都市成長に大きな影響を及ぼすビッグプロジェクトでございますので、今後、第２次総合計画後期基本計画の策定作業の中で、リニアの動向をしっかり見据えた上で総合計画上の関連施策の位置づけについては、議員ご提言のソサエティー５．０の活用も含め、十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

ありがとうございました。

リニアの亀山駅の位置が決まった場合、これはちょっと確認なんですけれども、現行の都市マスタープランに関しては変更が必要であると、これは確かだと思うんですけれども、リニア亀山駅の周辺に新しい都市拠点が一つできるという認識でよろしかったでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

現時点におきまして、リニアのルートでありますとか駅位置が決定をされておりませんので、新しい都市拠点というものが具体的にできるかどうかということは、この場で申し上げることはできないというふうに考えております。

決定された駅位置によっては、リニア駅周辺の位置づけも含めて、総合計画における都市空間形成方針や都市マスタープランの変更は当然あり得るものと、そのような認識をしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

わかりました。じゃあちょっと、ある程度想定の話になってしまいますけれども進めさせていただきたいと思います。

先ほどおっしゃられましたとおり、リニア亀山駅周辺のまちづくりに関しましては、どのような都市形成が進むかというのは、駅位置が決まり次第となると思いますけれども、少なくとも周辺インフラ整備に係る費用、パーク・アンド・ライドを可能にする駐車場、バスターミナル、こういったものを想定するかどうかもまた含めて検討が必要だと思いますけれども、周辺の高速道路や公共交通機関へのアクセス道路の整備や、周辺のインフラ整備だけで負担額というのは、とても現在予定されている目標額２０億円の、リニア中央新幹線亀山駅整備基金だけでは賄えないものと考えます。

であれば、この基金積立額見直しも含めて、より早い段階から国や県とともにインフラ整備であったり、その費用負担に関しての協議というものを進めていくべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のとおり、リニア基金の積み立て目標額２０億円につきましては、平成８年に基金を創設した当時、北陸新幹線佐久平駅を事例として費用算出をしておりますので、もう２０年以上も前の事例でございますし、なおかつ、この北陸新幹線は整備新幹線でございますので、リニア駅設置費用とは異なりますので、現時点においては２０億円では不足するであろうという、そんな見込みをしておるところでございます。

こうしたことから、まずはこの目標額達成に向けて計画的に積み立てを行いますとともに、駅の概略位置の公表を見据えながら、先進自治体の取り組みやリニア効果を最大限に生かすまちづくりの多面的な研究を行い、基金の必要額などについても検討してまいりたいと考えております。

あわせて、これは先行事例でも言われておりますが、国・県・ＪＲ東海のこの事業負担、経費負担等についても、やはりこれは大きな問題であるというふうに先行事例の中でも言われておりますので、国・県等の関係機関とさらに連携を深めまして、必要な準備を行ってまいりたいと、そのように考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

じゃあ、ここで国や県と協議を進める上で、私のほうから提案をしたいことがあります。

国が地方でのソサエティー５．０を支援するために、スーパーシティ構想という新しい国家戦略特区構想というものがございます。その候補地として、このリニア亀山駅周辺が検討できるのではないかと、そのように考えているところでございます。

資料１３をごらんください。

スーパーシティ構想とは、ＡＩやビッグデータなど、いわゆる第４次産業革命における最先端の技術と規制緩和により、世界に先駆けて丸ごと未来都市を実現する国家戦略特区でございます。日本には、そういったものを実現するのに必要な技術があっても実践する場所がないとされておりました。

資料１４をごらんください。

これまで、自動走行や再生可能エネルギーなど、これも市長のご答弁がありましたけれども、さまざまな単一分野や個別分野での、いわゆるスマートシティ的なアプローチというのは日本全国で既に数多く実施されておりますけれども、丸ごと未来都市をつくるという点でスーパーシティ、この構想はこれらと次元が異なっております。

まず１つ目に、分野限定の実証実験的な取り組みではなく、例えば決済の完全キャッシュレス化、行政手続のワンスオンリー化、遠隔教育や遠隔医療、自動走行のフル活用など幅広く生活全般をカバーする取り組み、まさにソサエティー５．０の未来都市であるということ。２つ目に、一時的な実証実験ではなく、ソサエティー５．０における生活の先行実現に向けて、暮らしと社会に実装する取り組みであるということ。３つ目、供給者や技術者目線でなく、住民の目線でよりよい暮らし、よりよい未来社会を住民参画のもとでつくり上げるということ。この３要素をあわせ持ったものであると定義されております。まさに丸ごと未来都市でございます。

ここが特に重要でございますが、このスーパーシティ構想は国家戦略特区でありますので、対象エリアに選ばれた際には必要なインフラ整備が国主導で迅速に推進されるなど、あらゆる支援を受けることができます。

資料１５をごらんください。

今後、国会での審議や法律その他環境整備の状況を見きわめつつとはなりますけれども、ごく少数のエリアを透明なプロセスで選定していく方針とされております。報道によれば、公募が行われると言われております。

このリニア亀山駅周辺整備事業として、このスーパーシティ構想というものをやるのであれば、早急に国と連携しながら検討すべきと考えますけれども、こちらに関して市長の見解を伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ご提案のスーパーシティ構想につきましては、今お触れいただいたように、個別分野にとどまらず、生活全般について総合的に最適設計された未来社会を先行的に体現できる最先端の都市を目指そうということだというふうに認識をいたしておりますが、現状さまざまな台頭が起こっております中で、まだそのスーパーシティに相当するような都市は存在をしていないのが現状だというふうに思っています。

こうした中で、今のリニア中央新幹線は日本最先端の技術でもございますので、その駅周辺の都市整備や魅力化を図る上では、これら新技術の活用も大切な視点であろうというふうに思います。

先日、６月７日に国においてこのスーパーシティ構想の実現に向けた国家戦略特区法改正案が閣議決定をされたという、今そういう段階でございますので、まずはこうした国の動向等をしっかり見据えてまいりたいというふうに現時点で考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

ありがとうございます。ぜひ検討していただきたいなと思います。

夢から現実へと言われておりますこのリニアに関しましても、かつては夢でありました。それを現実へと手繰り寄せたのは、やはり情熱あるリーダーと市民の皆様の執念であると思います。

夢を未来とつないでいくために、また新しい夢をリーダーとしてぜひ市民に示していただければなと強く願うところでございます。

それでは次の項目に移りたいと思います。

ソサエティー５．０で期待される行政サービスについてでございますが、これは大きく２点あると考えております。

まず１点目は、スリムで持続可能な行政運営の変革、２点目が、誰もが実感できる行政サービス、こちらの言葉、どちらも実はＩＣＴ利活用計画に掲げられている目標でございます。

まず、１点目のスリムで持続可能な行政運営の変革についてでございますが、これまでの議会の答弁の中で、会計年度任用職員制度などによる人件費の増大、これが急務の課題であるという答弁もありましたし、それに対して、因果関係をつけていいのかちょっとあれですけれども、職員の単純業務、ＡＩやＲＰＡなど、そういった新技術を導入することによって人件費の削減を目指すという、そういった方向性だと今までの答弁の中で理解させていただきましたが、その方向性でよかったかどうか、まず確認させていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

現在進めております定員適正化計画の見直しでありますとか、会計年度任用職員制度の創設につきましては、今議員おっしゃられたようなＡＩやＲＰＡ等を使うこと、職員でできることはもちろん職員で。そういう新しい技術で対応できるものについては、単純的な業務についてはそういったものの活用を含めて検討していきたいというふうに考えておりまして、議員ご所見のとおりということでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

２点目でございます。こちらは項目に書かせていただいておりますけれども、先ほどは誰もが実感できる行政サービスと申し上げました。

先ほどの話は行政目線の話、人件費の話ですけれども、行政目線の話とすれば、こちらの項目は、いわば市民目線の話であるかなと思います。利用者にとって行政サービスがすぐ使えて、簡単で、かつ便利であると。あらゆる行政手続が最初から最後までデジタルで完結されたりだとか、１００％デジタル化、ワンストップ化と言われておりますけれども、ソサエティー５．０における利用者中心の行政サービスというものを考えていくべきかなと思います。

そこでお伺いしますが、ソサエティー５．０におけるＡＩやＲＰＡなど新技術の活用によって手続が簡略化される、そういった可能性がある行政サービスというものはどのようなものが考えられますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

現在、亀山市ＩＣＴ利活用計画での取り組みの中で、納税環境の充実のために、外出しなくてもパソコン等を使って２４時間いつでも納付ができるクレジット収納を実施いたしておるところでございます。

また、本年度の取り組みといたしましては、マイナンバーカードを使って住民票等を交付するコンビニ交付の導入も取り組んでいるところでございまして、こうしたＩＣＴを活用した取り組みというものが、そのようなものに該当するというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

ちょっと将来的な可能性のところまで、できれば触れていただきたかったですけど、ちょっと時間がないので次に行かせてもらいます。

以上を踏まえまして、亀山市、今後スリムで持続可能な利用者中心の行政サービスというものを実現するために、ソサエティー５．０にふさわしいＡＩやＲＰＡなど新技術を導入して、職員がマンパワーで優先すべき業務に集中できる環境を整えると。そして、増大する人件費を抑制していくということ。第３次行財政改革大綱であったり、第４次定員適正化計画、また第２次亀山市総合計画後期基本計画において明確にしていっていただきたいなと申し上げまして、次に移りたいと思います。

ソサエティー５．０ for ＳＤＧｓについてでございます。

まず資料１７をごらんください。

ソサエティー５．０ for ＳＤＧｓ、これはＳＤＧｓの達成に向けて、ソサエティー５．０を活用しましょうという、そういったコンセプトでございます。

このＳＤＧｓという言葉も、市長からも先ほど答弁の中でもお言葉に入りましたけれども、余り議会では聞きなれない言葉だと思いますので、少しこれも説明させていただきたいと思います。

資料１６をごらんください。

ＳＤＧｓとは、Sustainable Development Goalsの略でありまして、日本語では「持続可能な開発目標」と呼ばれるものでございます。２０１５年９月の国連サミットで全会一致で採択された誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための２０３０年を年限とする１７の国際目標を定めたものであります。

資料には１７のGoalsを載せましたが、実際にはその下にまた１６９のターゲット、２３２の指標が決められております。このＳＤＧｓに沿って地域資源を改めて見詰め直し、中・長期を見通した持続可能なまちづくりに取り組むＳＤＧｓ未来都市というものが、現在２９都市全国で定められております。それら未来都市が策定する自治体ＳＤＧｓモデル事業に選ばれた事業は、国からさまざまな支援を受けることができるとされております。

三重県では、志摩市がＳＤＧｓの未来都市に加わっておりまして、昨年には志摩市ではＳＤＧｓ未来都市計画というものを策定しまして、今後もほかの計画などにＳＤＧｓを反映していくような取り組みを進めているところであります。

そこでまず、ＳＤＧｓに対する亀山市の認識についてお伺いしたいと思います。加えて、亀山市の政策とＳＤＧｓの整合性について、市長の最初の答弁にありましたけれども、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず認識と亀山市の施策の整合ということでご答弁申し上げます。

今、ＳＤＧｓの目標やターゲットの中には、グローバル国家として取り組むべき内容が強いものも含まれておりますので、これは市として取り組むべきものというふうに考えております。そうした中で、第２次総合計画前期基本計画の施策の方向とＳＤＧｓの整合性の観点から見ますと、例えばＳＤＧｓの国際目標「質の高い教育をみんなに」につながる前期基本計画上の施策の方向としては「全ての子供の学びを支える教育の推進」、これが該当し、その施策推進を図っているところでございます。

同様に、国際目標「ジェンダー平等を実現しよう」に対する施策の方向は「男女共同参画の推進」、国際目標「住み続けられるまちづくり」に対する施策の方向は「計画的な都市づくりの推進、身近な交通手段の確保」、国際目標「陸の豊かさを守ろう」に対する施策の方向は「森林・里山・農地の保全、多様な生態系の確保」などであります。このように、前期基本計画には潜在的にＳＤＧｓの国際目標に通じる施策も多いものと考えております。

本市は、亀山市まちづくり基本条例を制定し、早い段階からＳＤＧｓの理念に通じる持続可能なまちづくりを９つの基本原則の一つに掲げましたので、総合計画に位置づけた施策の推進にＳＤＧｓの目標達成にも着実に結びついてくるものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

ぜひこのＳＤＧｓの持続可能なまちづくりというのは、住民の生活の質、いわゆるクオリティー・オブ・ライフをさらに向上するものという、亀山市の政策にマッチしていくことだと思います。ぜひこれからそういった各種計画、可能な限りＳＤＧｓ、そういった目標を意識した取り組み、そういった記載の仕方というのもぜひ検討していただければなと思います。

ＳＤＧｓを導入するメリットというのは、ＳＤＧｓという世界共通の基準を持つことによって、さまざまな地方自治体と亀山市の取り組みを客観的に比較しやすいということもあります。

それは結果として、改めて私たち自身が亀山市の持つ強み、弱み、そういったものを把握する機会になりますし、またこれに関しては民間事業者のＳＤＧｓというものが積極的に取り組んでおります。行政や民間事業者や市民など、あらゆるステークホルダーが持続可能なまちづくりに向けてＳＤＧｓといういわゆる共通言語を持つことによって、行政が掲げる政策目標の理解が進展し、また連携の促進というものが可能になると考えております。

ぜひ今後の検討としてＳＤＧｓ、計画の中に考えていただければなと思いまして、お願い申し上げまして、次の項目、地区防災計画に移らせていただきたいと思います。１項目飛ばします。地区防災計画に移ります。

地区防災計画、これは既に一部地域で策定に向けて作業が進められておると聞き及んでおりますけれども、地区防災計画のまず概要の確認と現在の策定状況についてお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

久野危機管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

地区防災計画につきましては、平成７年の阪神・淡路大震災、平成２３年の東日本大震災などの災害を教訓として、大規模災害時には行政機能が麻痺することが予想され、有事の際には、自分の身は自分で守る自助、地域の方々同士が助け合う共助が非常に重要となることから、平成２５年の災害対策基本法の改正において地区防災計画の制度が創設されました。

このようなことから、地区防災計画とは一定の地区内の共助による防災・減災を目的としたものであり、地区内にお住まいの方々が自発的に地区それぞれの特性や想定される災害などを勘案し、災害時にどのように行動し、助け合い、また日ごろからどのように準備し、どのような訓練を行っていくのかというような内容、取り組みなどを策定するものが地区防災計画でございます。

現在の地区防災計画の進捗につきましては、地域特性が違う３つの地区、いわゆる市街地地区、河川周辺地区、山間地区など３つの地区をモデル地区として地区防災計画の策定に向けての説明会を行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

ありがとうございます。

いろんな地域で今検討をされているところだと思いますけれども、中には防災計画を策定したいという意思はあるものの、なかなか作業が順調に進まないといった地域もあるのではないかと、そのように伺っております。

今後そのような地域に対してどのようなサポート体制を行う用意があるのか、そちらに関してお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

この地区防災計画につきましては、地区の自発的な策定が肝心と考えておりまして、地区の方々がお集まりいただき、意見を交わしながら策定していただく過程が、まさに地域の防災・減災対策にも役立つと考えております。

現在、第２次亀山市総合計画の戦略プロジェクトの安全力ジャンプアッププロジェクト、市民・地域のつながりを生かす自助・共助の強化として位置づけ、重要な取り組みとしております。

この計画を進めるに当たり、説明会を開催しており、この説明会の中では地区が自主的に策定していただくと説明をお願いしており、その地区みずからがつくってみようと意思決定がなされたならば、市といたしましては積極的に参画して、地域の方々と協働して策定支援に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

ぜひ積極的に地域に入って参画してというところを、できればもっと具体的にこういったことをしていくだとか、そういったことも検討していただければなと思います。

地区防災計画と関連しまして、少し話が変わりますけれども、この春に新たに見直しをされた防災重点ため池についてお伺いします。

亀山市内の防災重点ため池、これは今まで１４カ所ありましたけれども、今回の見直しによって１３カ所に変更があったと伺っております。

資料１８をごらんください。

こちら、今回の見直しで新たに重点ため池に追加された昼生地区の中庄町の桑原池のハザードマップでございます。赤色の四角で囲っているところ、この四角は私が追加したものですけれども、ここは実は昼生小学校の体育館とプールでございます。ごらんのとおり、昼生小学校の体育館とプールが浸水域に入っているということがわかります。

昼生小学校は、もうご存じのとおり昼生地区の指定避難所でございます。大規模災害時の避難所は体育館に設置されると聞いておりますし、防災重点ため池のハザードマップ浸水域に入っているというこの体育館が指定避難所として果たしてふさわしいのかと、いま一度ぜひこれの見直しを検討していただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

議員おっしゃるとおり、桑原池の防災ため池のハザードマップが策定され、その結果、昼生小学校が、指定避難所が一部浸水になるということが判明いたしました。

このことから、私どもといたしましても、平成３１年３月に避難勧告等に関するガイドライン、内閣府防災担当が改めて示した中に、いわゆる指定避難場所、指定避難所は、災害により住宅を失った場合などにおいて一定期間避難生活をする場所として、あらかじめ市町村が指定した施設ということになりまして、これにもう一つ指定緊急避難場所、いわゆる切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所として、あらかじめ市町村が指定した施設となっておりまして、この指定緊急避難場所の災害指定といたしましては、洪水、土砂災害などの災害種別の場合に指定緊急避難場所を設定すると、改めて内閣府が示しておりますので、先週にも森議員の中で答弁させていただきましたとおり、防災ハザードマップをことしから来年、２年間でつくってまいりますので、そのハザードマップを見直しながら、このような場合にはこの指定緊急避難場所へ避難していただくといったようなことを２年間で検討してまいる所存でございます。つくってまいります。来年度には策定する見込みでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

ちょっとわかりにくいところがあったんですけれども、指定避難所、この昼生小学校の体育館ということを、ここに関しては今までも地域の意見として、小学校自体がそもそも集落から、中ノ川

を挟んで反対側にあるだとかそういったことで、水害時は川を渡れないので、これはもう避難所としていかがなものだとか、そういった指定避難所としてふさわしくないということが指摘されておりました。

またその一方、地震のときなどは災害時、中ノ川の氾濫もありませんので、避難所として使えるかと思っておりましたけれども、今回のこの新たな防災重点ため池という脅威、これは水害のときはもちろん、地震災害のときでも堤防が決壊して、避難所の体育館や避難ルートもまた浸水する可能性があると、そういった危険にさらされる可能性を示していると思います。

これに関しては、ぜひ地区防災計画をこれから検討していくところでもありますし、ぜひ地域へ入って、今後のあり方に関して検討していただきたいと。私としては、この指定避難所を体育館というのは絶対認められないと、意見として言わせていただきたいと思います。

ぜひ地域の声を丁寧に聞いて検討していただきたいとお願い申し上げます。

そしてまた、当然小学校の体育館でございますので、こういった浸水域に小学校の体育館が入っているのは、災害時の避難所というだけではなく、平常時においても大勢の児童を預かる小学校として必要な対応というものもまたあるのではないかと思うんですけれども、そちらに関してお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

ため池ハザードマップに関係して、このマップが見直されたかという情報共有については、もう既に昼生小学校についてはハザードマップを入手していまして、教職員の間ではその情報は共有されているという状態でございます。

今後の対応でございますが、ハザードマップの内容について児童に説明すると同時に、防災教育を進めていくというようなことでございまして、具体的には、各学校におきまして毎年危機管理マニュアル及び学校安全計画の見直しを行っています。それをもとに、組織的かつ計画的な防災教育、安全教育を進めていくわけですが、避難訓練であったり引き渡し訓練を学期ごとに１回実施していますので、ため池が決壊した場合を想定した訓練を取り入れるなど、避難経路、避難方法の指導によって防災教育・安全教育を進めていきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

教職員の皆様の中では情報共有されていると伺いましたけれども、ＰＴＡ関係者や保護者の方々に、これはほとんど伝わっていないと思います。私の市政報告の中で始めて知ったという方が大勢いらっしゃいました。

ぜひそういった情報共有、子供の命にかかわることですので、市民に対する情報共有も徹底していただきたいとお願い申し上げまして、項目残しましたが、時間となりましたので終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

１番　草川卓也議員の質疑は終わりました。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長します。

会議の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　４時５５分　休憩）

（午後　５時０４分　再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、２番　中島雅代議員。

○２番（中島雅代君登壇）

中島雅代でございます。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まずは、空き地の雑草対策についてです。

私、時間の許すときには、できるだけ町内を歩くようにしております。６月に入りまして、田んぼの稲も伸びて緑がまぶしくなってまいりました。ただ、雑草も同じく成長をして、草刈りに忙しい季節がしばらく続いてまいります。

そんな中で、何度もよく聞く皆さんの心配事というのが空き地の雑草についてです。うちの隣の土地が荒れていて害虫や火事が心配だけれども、よその人の土地だから勝手に刈ることもできない、どこに言ったらいいですかですとか、近くに木や草が生い茂って薄暗い場所があって、そこに不審者が隠れたりだとか犯罪の温床にならないか心配なんですといった声です。このテーマはどこでも起こり得る、私たちの生活にとって、かなり関心の高いテーマだと思っております。

こういった声は市内でも多くあるのではないかと思いますが、市内の現状についてお伺いをいたします。

○議長（小坂直親君）

２番　中島雅代議員の質問に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、現在、亀山市でありますけれども、亀山市まちをきれいにする条例第６条、土地の占有者の責務及び亀山市火災予防条例第３３条、空き地及び空き家の管理に基づきまして、関係部署が連携して対応のほうをしておるところでございます。

その対応といたしましては、産業建設部、私どもでありますけれども、都市整備課が空き地全般に関する相談窓口となっておりまして、宅地内の雑草対策も含め相談のほうを受けさせていただいております。

現状ということでございましたけれども、昨年度でありますが、２８件の相談がございましたが、そのうち生活文化部環境課のほうで対応したものが２３件でございまして、うち１７件は所有者の方に連絡ができております。そのうち、すぐに対応をいただいたものが１３件、自治会等で対応を再度検討していただいているものが４件ということになってございます。

また、亀山消防署のほうで対応したものが５件ございまして、うち４件につきましてはすぐに対応いただいております。

したがいまして、所有者がわかる場合については対応できているというような現状でございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

ありがとうございます。

所有者がわかる分に関しては、所有者さんに対応してもらっているということなんですけれども、具体的にはどのような形で働きかけをされたのか、お伺いしてもよろしいですか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

文書のほうを送付させていただくとか、電話で連絡させていただくとかによって指導のほうをさせていただいているというところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

ありがとうございます。

全国的には、空き地の雑草等の除去に関する条例というものを制定しているところがございます。近いところでは、伊賀市、四日市市、名張市、愛知県の江南市などがございます。四日市市では、雑草が高さ１．３メートル以上になると、市から指導、警告、それから命令違反の場合は３万円以下の罰金とのことです。江南市のほうでは公表を行っているようです。

亀山市では、先ほどもまちをきれいにする条例等あるとお聞きしたんですけれども、特に雑草の除去に関するそのような条例はございますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現在、亀山市におきましては、空き地の雑草の除去、これに特化した条例につきましては制定はしてございません。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

では、先ほどご紹介いただきましたまちをきれいにする条例等の条例では、何か罰則ですとか公表するとか、そういったちょっと厳しい対応をするという記載はあるんでしょうか。済みません、勉強不足ですので教えてください。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

他市のように指導、監督、また先ほどおっしゃられました罰則、そのようなものについては定めていないところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

それでは、そういう罰則のようなものをつけた条例についての制定はお考えでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現在のところ、土地の所有者がわかる空き地につきましては、その雑草対策については関係部署と連携をさせていただいた中で対応はできていると考えておるところでございます。

また、空き地の雑草等の除却に関する条例、これを県内でも制定されておる他市がございますけれども、その辺の話のほうも聞かせていただいておる中で、やはり所有者が不明な場合、探すにも限界があるということで、所有者がわからない場合は、条例で勧告、措置命令、代執行、または罰則とか定めても措置ができず、苦慮をしていると伺っているところでございます。

そのようなことからも、引き続き、現在あります亀山市まちをきれいにする条例、また亀山市火災予防条例、これに基づきまして土地の所有者の方に対して除草を行っていただくよう指導してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

空き地の雑草の問題は、これから人口減少ですとか土地の管理者の高齢化、それから所有者の方が施設に入ってしまって管理ができないだとか、所有者の方が転出してしまったり、それから相続によって所有者が複雑に細分化をしていたりですとか、所有者がわからないなど、だんだん複雑化をしていく可能性がございます。ですので、きちんと管理をするように仕向けていかなければならないと思います。

個人所有の空き地の管理は、もちろん所有者の責務ではございますけれども、ただ近隣の方の迷惑になるというだけではなくて、土地の所有者の方が身体的、経済的な問題を抱えていらっしゃるかもしれません。

先ほど、自治会内で相談ということもございましたが、自治会でも担い手不足であったり、高齢化もございます。そして、プライバシーの問題や、ご近所だからこそ気を使うというところもございます。ですので、自治会でご近所同士お互いにかかわり合っていくとしても、市から何かしら強制力を持たせていくということも考えていかなくてはならないかと思います。

この問題は、繊細な対応が必要な部分もあると思いますけれども、身近な不安ですとか心配事というのは生活の質にかかわってくることでございますので、これからも丁寧に対応していただきたいと思います。

続きまして、家庭支援についてお伺いしていきます。

昨今、痛ましい虐待の事件が報道されてやむことはございません。虐待によって子供の命が失われてしまうということは、本当に残念でなりません。

一方で、最近は子供からの通報で親が逮捕されるというニュースも出てきております。これにつ

いては、最悪の事態になる前に子供自身の判断で、逃げる道、助かる道を選ぶことができる環境に少しずつなってきたのかなあと思います。

６月１日の伊勢新聞のトップ記事では、県内の児童虐待相談件数が２，０７４件で過去最多であり、住民からの通報が大幅にふえたとのことです。先日、尾崎議員が児童虐待について、主に学校での対応について取り上げていただきましたけれども、私のほうからは、子供から、または第三者からの通報についてお伺いをしたいと思います。

この場合は、実際に虐待があったかどうかというのが明確でないまま通報されることになると思います。通報する側、される側にも不安があると思います。というのも、核家族化が進んで、小さいお子さんをお持ちのご家庭では、メーンで育児をされているのはお母さんお一人というところが多いのではないでしょうか。なれない育児や子供の体調がすぐれないなどで、子供が泣きやまないことはよくあります。しかしながら、一人でずうっと子供を見ていると、事情を知らない人に虐待を疑われるのではないかと不安になる方もいらっしゃいます。

先日、尾崎議員は児童虐待の学校における把握件数について質問されましたけれども、私は学校だけにかかわらず、市の把握している虐待通報件数、現状、それから近年の傾向についてお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

本市の虐待相談件数につきましては、全国的な虐待件数増加に比例して、本市に寄せられた相談件数も増加しております。

具体的件数といたしましては、平成２８年度４２件、平成２９年度６３件、平成３０年度１６３件となっており、３年間で約４倍となっております。

傾向といいますか、これにつきましてなんですけれども、本市では相談体制として専門職スタッフを配置し、子供の総合相談窓口として一元化した専門部門、子ども支援グループでございますが、備えております。このように充実した体制をしていることが、相談や情報提供のしやすさにつながっているものと考えております。

また、昨今の痛ましい虐待事案が報道されることにより、市民の方々の虐待に対する関心が高まっていること、こうした背景のもと、気にかかる子供の情報を園や学校からだけでなく、地域の方からいただくケースがふえたこと、さらには子供の前で親が配偶者に暴力を振るう面前ＤＶ、これを警察が心理的虐待と位置づけ、通告する例がふえていることが増加の背景にあると考えております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

相談件数はふえているとのことでしたけれども、子供または第三者からの虐待の通報が市に入った場合の対応の流れというのをご説明いただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

虐待の情報が市に寄せられる場合の情報源といたしましては幾つかございますが、先ほど議員のほうからお話しいただきました第三者から寄せられた場合にどのように対応していくかということでお答えさせていただきます。

まず、第三者から市に虐待の情報が寄せられた場合、世帯の状況や子供が通う園や学校などから情報を収集するとともに、児童相談所と連携し、対応しております。

同じ内容は一つもなく、ケースごとに事情が異なりますので、その内容に応じてどうしていくか、具体的には引き続き園や学校からの注意喚起や見守りにするのか、児童相談所と市が家庭訪問して注意喚起をするのか、一時保護をするのか、そのようなことを迅速にかつ丁寧な対応を心がけているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

先ほど第三者からの虐待の通報の入った場合の対応の流れを説明していただきましたが、恐らく子供本人からの通報の場合も、対応としては同じという認識でよろしいでしょうか。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

子供のほうが、子供本人が家に帰りたくないとか、何とかされたとかいうふうな、保護者から何とかというような保護者からの虐待を訴える場合もございます。その場合も迅速、そして慎重に情報収集をするとともに、児童相談所と連携して対応しております。

状況によりましては、児童相談所が調査のために子供を一時保護する場合もございます。その場合は、保護者から状況の聞き取りをして、今後、虐待のおそれがないというふうに、最終的には児童相談所が判断するんですけれども、そのような判断をした場合には親元へ帰すことになります。

いずれのケースにおきましても、子供の保護や措置については、児童相談所の権限となってはきますが、その虐待の認知や初期対応の時点で、綿密に連携して対応しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

児童相談所のほうで判断をされるということなんですけれども、子供が虐待を、自分が虐待されていると通報したものの、その後のことまでちょっと考えが及ばずに、もしかしたら子供の不利益になってしまうような、例えば虐待ではないのに、子供は傷ついたかもしれないんですけれども、虐待ではないけれども、親と離されてしまうなど、本来の子供が本当に望まない形で対応するということはないということでよろしいでしょうか。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

先ほどもお話しさせていただきましたように、十分に情報収集しまして、丁寧に聞き取りもして

適切な判断をさせていただいていると考えております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

では、虐待だけにかかわらず、子育てをする上で難しさというのを感じている方も多いと思うんですけれども、それは親の孤立であったり、子育てを学ぶ場が少ないということも原因にあるかと思います。そういうことを相談できるところや、子育てを学ぶ場所についてお伺いをしていきたいと思います。

市では、子供の親ですとか、これから親になろうとする方が子育てを学ぶ場所はありますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

育児に関する親支援ということで、それに関しましては、まず子育て世代包括支援センターにおきまして、保健師等の専門職が母子健康手帳を手渡す際に、しおりや冊子をもとに健診、予防接種等の母子保健サービスについて、一人一人丁寧に説明するとともに、それぞれの不安や悩みなどの相談を受けております。

また、妊婦教室、パパママ教室、乳幼児期には赤ちゃん訪問等各種教室や育児相談などを行い、必要なケースについては個別の支援や親子教室につなげております。

さらに、昨年度からは、出産後間もない母親の心と体の健康状態を確認する産婦健康診査の助成を行うことで、健診時に気になるケースについては医療機関から連絡をいただけるようになり、早期に保健師が訪問し対応を行い、出産後１カ月余りの母親のサポートが充実してきたところでございます。

幼児期の育児支援としましては、市内の各園におきまして、日常的に親支援も視野に入れた保育に努めるとともに、未就園の親子に対しましても、毎月園解放の日を設けて、交流の場を提供しております。

また、亀山・関子育て支援センターにおいては、通常の利用に加え、地域のボランティアの方の協力も得て、定期的に絵本の読み聞かせ、手遊び、童歌等を行うことで、気軽に出向いていただける環境を整えたり、１歳未満の乳児を対象としたベビーの集いを開催することで、保護者の初めてのセンター利用を促進したりしているところです。

さらに、毎年お母さんを対象に行ってきた乳幼児期に親子で行う運動遊びの講座を、今年度初の試みとして、お父さんを対象に開催いたしました。

このように、妊娠、出産期から親子が安心できる環境や場所を提供するとともに、子育て講座等を通じて子育て中の保護者へ切れ目のないサポートに努めております。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

教育委員会では、市内の保育所、幼稚園において、子育て中の保護者を対象として子供の基本的

生活習慣の確立や自己肯定感の向上をテーマに、家庭教育出前講座を実施しております。これは、保護者参観などの機会を利用して、少しでも参加しやすいような講座の開催としております。昨年度は、１５の園で６７６名の参加がございました。

このほかにも、子育てのヒントとなる事柄をリーフレットや小冊子にまとめ、保護者に配布しております。また、中央公民館講座において、「子育ての宝箱」を継続的に開催しております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

たくさん学ぶ場を用意していただいていると思います。その中でもお話にありましたパパママ教室ですとか妊婦教室、それから赤ちゃん訪問について、内容のほうを少し詳しく聞いてもよろしいでしょうか。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

まずパパママ教室ですが、これからパパになる人、つまり妊婦とその夫の方ですけれども、が中心の教室で、赤ちゃん人形をだっこしたり、沐浴させたりする実習や、妊婦さんの気持ちに寄り添えるように、妊婦シミュレーターを着用して、重いのをつけて妊婦体験を行っております。

妊婦教室につきましては、講話と参加者同士の仲間づくりを目的とした教室でありまして、母乳についてとか妊娠中の歯の健康について、産後の生活についてなどの講話があって、その後、参加者同士が日ごろ気になっていることなどを話し合える交流の場となっております。

もう一つ、赤ちゃん訪問をいただきました。生後４カ月未満の乳児がいる全てのご家庭に、保健師等専門職が訪問し、母親と乳児の健康状態を確認するとともに、会話をしながら育児相談、子育て情報の提供を行っています。訪問先の母親からは、初めての育児で不安がいっぱいあったけど、いろいろ話を聞いてもらえてよかったでありますとか、子供の体重をはかってもらって相談できて安心したなどの声をいただいているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

それぞれの参加、利用状況であったりとか、参加人数のほうをお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

順番に、まずパパママ教室につきましては、年に４回行っているわけですが、昨年度実績ということで１８組の参加がありました。妊婦教室のほうは、昨年度２１組の参加がありました。赤ちゃん訪問につきましては、全戸訪問ということで、昨年度は赤ちゃん訪問としては３５１の実績を持っております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

父親が育児や家事について学ぶ機会をつくることもこれから必要になってまいりますので、そのあたりにも力を入れていっていただきたいと思います。

そして、赤ちゃん訪問ですけれども、こちら、私自身もとても助けていただいた制度でございます。産後４カ月未満というのは、出産をして体がぼろぼろになるんですけど、ぼろぼろになったこの自分の体を癒やして、ほとんどの時間を家の中で赤ちゃんのお世話をしながら過ごして、大切で必要な時期ではございますけれども、時に不安と孤独を感じる時期でもございます。この時期に、助産師さんなど専門のスタッフの方に自宅に来ていただいてお話ができるということは、本当にありがたいことです。

それから、ここまでの話の中で、パパママ教室ですとか妊婦教室、先ほども参加者のほうを聞かせていただきましたけれども、申し込みをして指定した日に参加をしに行くというよりも、赤ちゃん訪問のような直接より近くで相談できる形のほうが、参加者も多いといいますか、赤ちゃん訪問に関してはほとんどの方が実施をしているようなんですけれども、より近くで相談できる形のほうが参加される方にとってもよりいいのかなという印象です。

もっと近くで気軽に相談できるという体制をつくっていくということが、安心して子供を産み育てる環境づくりになると思います。例えば、コミュニティセンターのような近いところで、子育てサロンのような雰囲気で、気軽に専門家の方に育児相談をできるという機会を地域と連携してする取り組みがあったらという声も聞いております。そういうことも検討していただきたいと思いますけれども、見解のほうをお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

地域での子育ての環境ということになってこようかと思うんですけれども、地域での子育て中の親支援ですが、ふだん市内５カ所の子育て支援センターになかなか出向くことができない親子に対してひろば事業を行っており、一部のコミュニティセンターではございますが、子育て支援センターの職員、保育士が出前保育を行っております。

また、本年度は地域の皆様方に９つの子育てサロンを開いていただいておりまして、遊びや料理等の活動を通して、地域の方と親子の交流の場となっております。

このように、関係部署や専門機関が互いに連携を図りながら、また地域の方々のお力もかりながら、さまざまな子育て家庭の支援策を講じ、安心して子育てができる子育てに優しいまちの具現化に努めてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

ますます力を入れていっていただきたいと思います。

冒頭お話しいたしました６月１日の伊勢新聞の記事ですが、虐待の加害者のほとんどが実のお父さん、お母さんであり、被害者は年齢別で３歳が最も多くて、未就学児が半数を占めるとのことです。親が子供を持つということをできるだけ早く自覚をして、安心して相談できる場所を持ってお

く必要があると思います。

しかしながら、自分たちが子供の命を預かっている、人一人の人生を預かっているというプレッシャーは家族だけで背負っていかなくてはならないものなのでしょうか。個人主義、自己責任でという流れの結果が、今の少子化なのではないかと思います。ぜひ亀山から、社会で、地域で子育てのできる、精神的にも物理的にも身近な支援のある温かいまちにしていきたいと願って、次の質問に行きたいと思います。

次は、広報についてです。

亀山市は、先ほどもたくさんお話を聞かせていただきましたけれども、子育ての支援であったり、お年寄りの支援、それから若者の支援など各世代に向けたサービスがたくさんございます。しかしながら、それを知っている人は知っているけれども、知らない人は全く知らない、興味もない。どこの市町にもあることかとは思いますけれども、大変にもったいないことだと思います。もっと亀山市民に亀山市について興味を持っていただいて、知ってもらうことというのが地域活性化や担い手不足の解消につながっていくことだと思います。

そこで、亀山市における広報戦略についてお伺いをしていきます。

まずは、亀山市における市内外に広報をするということの考え方とか方向性、そして現状についてお伺いをいたします。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

行政サービスの内容など、本市における市政情報の市内外への広報につきましては、まず広報「かめやま」の月２回の発行を初め、毎週更新するケーブルテレビ、行政情報番組の「マイタウンかめやま」の放映、さらには市ホームページやシティプロモーション専用ホームページなど、多様な媒体を活用し行っているところでございます。

中でも、市政情報の発信に当たりましては、これら複数の広報媒体を連動させながら、それぞれの特性を生かした効果的な広報活動を展開することにより、世代や職業等を超え、広く市民等にわかりやすく、使い勝手のよい形で情報提供をできることを重視し、取り組みを進めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

それでは、内容について掘り下げて聞いていきたいと思います。

市民への周知のための広報についてですけれども、最近はテレビよりもユーチューブなどの動画、新聞や雑誌の購読数も減ってきているようですし、文字を読むということ自体が少なくなってきております。

記事について、広報紙についてですけれども、文字が小さかったりですとか文字が多過ぎたりとか、または見出しの文言が難しいといったことでは、読む前から読む気がうせてしまうかもしれません。

まずは手にとってもらう工夫が必要かと思いますけれども、広報紙についてはどのような工夫を

されていますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、紙面の作成に当たりさまざまな工夫をさせていただいているところでございますが、まず市の施策、事務事業やお知らせなど、市民に必要な情報をわかりやすいデザインで掲載するとともに、特集企画の編集や市民記者の記事掲載を行うなど、手にしていただける、親しみを持っていただける広報を目指し、情報発信内容の充実に努めております。

また、紙面作成のソフトウエアやユニバーサルデザイン文字を活用して、より見やすい広報づくりにも努めているところでございます。

また、広報のトップページは、１日号には写真等を掲載して、亀山のいいところをＰＲしておるところですが、そういった写真につきましても四季折々の取り組みや景色、そういったものを掲載させていただきながら、よりよい広報づくりに努めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

先ほどわかりやすいデザインというお話もございましたけれども、広報紙のデザイン等の紙面構成というのは、専門の職員の方がされていらっしゃいますでしょうか。それとも一般の職員がされておりますでしょうか。もしくは、専門の業者のほうに委託をされているのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

紙面のデザインは、基本的には紙面全体の体裁の調整も含め、印刷業者に業務委託をしておりますが、企画段階におきましては、デザイン技術を持つ広報専門員、これは非常勤職員でございますが、あと広報秘書グループの職員が専用のソフトウエアを活用して紙面づくりを行い、デザイン性等の高い紙面となるように努めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

それでは、その広報紙の発行部数や配布方法についてお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

市広報紙につきましては、毎月１万７，９００部を発行しておりまして、主に自治会のご協力を得て、約１万５，５００部を各戸配布を行っている現状でございます。

このほかにも、市内の公共施設への配置でありますとか、金融機関、商業店舗等への郵送を行うとともに、市ホームページにおきましても閲覧や印刷もできるよう公開をしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

それでは続きまして、ホームページやフェイスブックについてお伺いいたします。

こちら、ホームページやフェイスブックを見ている方、フォロワー数ですとかアクセス数というのはどれぐらいか把握をしていらっしゃいますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まずホームページのトップページのアクセス数でございますが、これは昨年度実績で年間約６５万件ということで、これは前期基本計画の成果指標目標値の６２万件を既に上回るもので、ここ数年は増加傾向にあると認識をしております。

一方で、フェイスブックにつきましては、本市の投稿を読んでいただく人、いわゆるフォロワーの数でございますが、昨年度末で７６０人、前年度に比べまして５０人の増加となっております。

いずれも一層の向上を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

ホームページのほうは６５万件とかなり多いなと思ったんですけれども、フェイスブックのフォロワー数が７６０人はちょっと寂しいなという印象なんですけれども、こちらのほうは目標値などは設定してありますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

フェイスブックにつきましては、目標値のほうは設定をしていないところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

それでは、広報紙、ホームページ、フェイスブックも含めてなんですけれども、これらについてはアンケートなどを実施して、内容の精査などはしていらっしゃいますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まずホームページにつきましては、各ページの下部に設けたアンケートにおいて評価をいただいておりまして、ここ数年、年間４５０件前後の回答をいただいておるところでございます。

また、フェイスブックにつきましては、共感できる投稿に対しては「いいね」というボタンにより評価をいただいており、記事に対する関心や共感の度合いを図る参考データとしておるところでございます。

なお、広報紙や行政情報番組におきましては、客観的なご意見をいただく仕組みはございませんが、随時、電話でありますとか窓口等で個別に感想やご意見を頂戴しておりまして、よりよい紙面、番組作成に反映をさせていただいているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

ＳＮＳについてなんですけれども、ほかの自治体では携帯電話のアプリで人工知能を使ってごみの分別やごみ処理場の案内をしたりですとか、災害時の情報の発信、それから市民の方から市内の写真などを投稿してもらってコンテストを開いたりするところもあるんですけれども、特に災害時では正確で迅速な情報の発信と収集が求められますし、平常時でも市の事業ですとか、市民活動のＰＲに使ったり、広報紙や行政情報番組の情報提供に使えるのではないかと思います。

こうしたＳＮＳを使って市民の利便性を高めたり、関心を持ってもらったり、市民の方からも情報を発信できるような仕組みがあれば、市民のニーズなどもつかみやすくなるのではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

現在、本市ではソーシャルネットワーキングサービス、いわゆるＳＮＳといわれるコミュニケーションツールにつきましては、フェイスブックを活用しているのみでございます。閲覧者からコメントをいただくことで、双方向の情報発信ができるものでございますが、今のコメント数といたしましては、昨年度実績で１３０件程度にとどまっているところでございます。

議員ご提案の災害時等でこのＳＮＳを活用していけばというようなことでございますが、昨今ではツイッターでありますとか、ＬＩＮＥ、インスタグラム等のサービス利用が広がっておりますが、これらにつきましては、気軽に情報発信や収集、また交流ができる、また随時そういうことができる有用な手法というふうに認識をしております。

ただその一方で、誤った情報の拡散でありますとか悪用なども危惧される側面もございますことから、今後のＳＮＳの拡張につきましては、メリット・デメリットを勘案の上、研究を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

市民に、特に若い世代に身近なところから行政の関心を持ってもらうことで、亀山市への愛着、まちづくりへの興味、そしてまちづくりへの参画にもつながっていくことだと思いますので、正確さももちろん大切ではございますけれども、わかりやすさや見た目も大事な時代ですので、よろしくお願いいたします。

次に、市外に向けての広報についてですが、新聞や雑誌への掲載、それからテレビや映画のロケ地の誘致など、市外に向けて情報を発信することで、観光や移住等につながることも期待できますが、亀山市民が亀山市に誇りを持てるということも期待ができます。

こうした市外への情報発信についての戦略はどうなっていますでしょうか。どういうことをしているのか、お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

平成２９年２月に策定をいたしました亀山市シティプロモーション戦略では、市の知名度向上はもとより、訪れたいまち、暮らしたいまちとして本市が選ばれるため、さまざまなメディアや機会を活用したプロモーションの展開を推進項目の一つとして掲げているところでございます。

中でも、新聞や雑誌、テレビ等のメディアは、広範囲に情報発信をする上で非常に効果が高いメディアであると認識をいたしております。こうしたメディアへの具体的な情報提供といたしましては、さまざまな取り組みがございますが、毎月開催の市長定例記者会見や随時の報道機関への投げ込み活動なども行っており、提供した情報を取り上げていただけるよう、発表内容について話題性を加味するなど工夫を行っているところでございます。

さらには、新聞や雑誌へ随時市の紹介記事等を掲載し、市内外へのＰＲに努めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

シティプロモーションという言葉が出てまいりましたけれども、こちら、市の魅力の発信ということだと思いますけれども、ずばり亀山市のよさはどんなことだと発信をしていらっしゃるのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

このシティプロモーションの専用のホームページがございまして、その中で、この亀山市のよさをＰＲする中で、一番最初のタイトルとしましては、「住めば、ゆうゆう」という、このキャッチコピーを作成しまして、亀山市に住んでいただくと「悠々」という、悠々自適でありましたり、遊ぶの「遊々」でありますとか、そういったゆっくりと暮らせるまちであるということを、まず全面にＰＲしておるところでございます。

また、その中で、亀山市は子育てに優しいまちでありますとか、自然が豊かで住みやすいまちということをＰＲさせていただいて、若者の定住促進に努めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

広報というのは、やり方次第で効果も大きく変わるものだと思います。市民は、基本的に広報を通じてでしか、市の状況であったりサービスについて情報を得ることができません。市民も情報を気にしていく必要がございますが、市側としても関心を持たせる工夫が必要かと思います。

広報とは、市と市民の信頼関係を築く大事なツールでございますので、今後も力を入れていって

いただきたいと思います。

少し時間を余しましたが、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

２番　中島雅代議員の質問は終わりました。

以上で、予定をしておりました通告による質問は終了しました。

これより、一般質問に対する関連質問ですが、通告はありませんので関連質問は終わります。

以上で、日程第１に掲げた市政に関する一般質問を終結します。

次に、お諮りします。

あす１８日からの２５日までの８日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

あす１８日からの２５日までの８日間を休会することに決定しました。

続いて、お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

休会明けの２６日は午前１０時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後　５時５３分　散会）

令和元年６月２６日

亀山市議会定例会会議録（第５号）

●議事日程（第５号）

令和元年６月２６日（水）午前１０時　開議

第　１　議案第４１号　亀山市職員コンプライアンス条例の制定について

第　２　議案第４２号　亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第　３　議案第４３号　亀山市税条例等の一部改正について

第　４　議案第４４号　亀山市都市計画税条例の一部改正について

第　５　議案第４５号　亀山市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部改正について

第　６　議案第４６号　亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第　７　議案第４７号　亀山市営住宅条例の一部改正について

第　８　議案第４８号　亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について

第　９　議案第４９号　亀山市火災予防条例の一部改正について

第　１０　議案第５０号　令和元年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について

第　１１　議案第５１号　令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について

第　１２　議案第５２号　令和元年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について

第　１３　議案第５３号　工事請負契約の締結について

第　１４　議案第５４号　財産の取得について

第　１５　議案第５５号　専決処分した事件の承認について

第　１６　議案第５６号　字の区域の変更について

第　１７　議案第５７号　新市まちづくり計画の変更について

第　１８　議案第５８号　亀山市手数料条例の一部改正について

第　１９　議案第５９号　亀山市教育委員会教育長の任命について

第　２０　委員会提出議案第２号　会計年度任用職員制度の施行に伴う国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書の提出について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１８名）

１番	草　川　卓　也　君	２番	中　島　雅　代　君
３番	森　　英　之　君	４番	今　岡　翔　平　君
５番	新　　秀　隆　君	６番	尾　崎　邦　洋　君
７番	中　﨑　孝　彦　君	８番	豊　田　恵　理　君
９番	福　沢　美由紀　君	１０番	森　　美和子　君
１１番	鈴　木　達　夫　君	１２番	岡　本　公　秀　君

１３番	伊　藤　彦太郎　君	１４番	前　田　耕　一　君
１５番	前　田　　稔　君	１６番	服　部　孝　規　君
１７番	小　坂　直　親　君	１８番	櫻　井　清　蔵　君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	井分信次君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮﨑哲二君	危機管理監	久野友彦君
総合政策部次長	落合　浩君	生活文化部次長兼関支所長	青木正彦君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀渕輝男君
生活文化部参事	深水隆司君	生活文化部参事	谷口広幸君
健康福祉部参事	豊田達也君	産業建設部参事	服部政徳君
産業建設部参事	草川保重君	会計管理者	渡邉知子君
消防長	平松敏幸君	消防部長	豊田邦敏君
消防署長	原　博幸君	地域医療統括官	伊藤誠一君
地域医療部長	古田秀樹君	教育長	服部　裕君
教育部長	草川吉次君	教育委員会事務局参事	亀山　隆君
選挙管理委員会事務局長	松村　大君	監査委員事務局長	木﨑保光君
監査委員	国分　純君		

●事務局職員

事務局長	草川博昭	書記	水越いづみ
書記	村主健太郎		

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（小坂直親君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第５号により取り進めます。

それでは、去る１３日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第１、議案第４１号から日程第１７、議案第５７号までの１７件を一括議題とします。

各常任委員会委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１０４条の規定により報告します。

記

議案第４１号	亀山市職員コンプライアンス条例の制定について	原案可決
議案第４２号	亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第４３号	亀山市税条例等の一部改正について	原案可決
議案第４４号	亀山市都市計画税条例の一部改正について	原案可決
議案第４９号	亀山市火災予防条例の一部改正について	原案可決
議案第５４号	財産の取得について	原案可決
議案第５７号	新市まちづくり計画の変更について	原案可決

令和元年６月２１日

総務委員会委員長　今　岡　翔　平

亀山市議会議長　小　坂　直　親　様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１０４条の規定により報告します。

記

議案第４５号	亀山市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部改正について	原案可決
議案第４６号	亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決
議案第５３号	工事請負契約の締結について	原案可決
議案第５５号	専決処分した事件の承認について	承　　認

令和元年６月２０日

教育民生委員会委員長　福　沢　美由紀

亀山市議会議長　小　坂　直　親　様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１０４条の規定により報告します。

記

議案第４７号	亀山市営住宅条例の一部改正について	原案可決
議案第４８号	亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について	原案可決
議案第５６号	字の区域の変更について	原案可決

令和元年６月１９日

産業建設委員会委員長　伊　藤　彦太郎

亀山市議会議長　小　坂　直　親　様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１０４条の規定により報告します。

記

議案第５０号	令和元年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について	原案可決
議案第５１号	令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について	原案可決
議案第５２号	令和元年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について	原案可決

令和元年６月２５日

予算決算委員会委員長　岡　本　公　秀

亀山市議会議長　小　坂　直　親　様

○議長（小坂直親君）

初めに、今岡翔平総務委員会委員長。

○４番（今岡翔平君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る１３日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、２１日に委員会を開催いたしました。

まず担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第４１号亀山市職員コンプライアンス条例の制定については、さきの職員の不祥事に鑑み、職員のコンプライアンスの推進について、より実効性のある環境や体制の整備を図り、公正な職務の遂行を確保することにより透明で市民に信頼される市政を確立するため、条例を制定するものです。

審査の過程では、この条例は職員のための条例なのかとの質疑があり、これについては、この条例は、職員の倫理保持及び法令遵守の原則について定めており、市職員が対象であるが、働きかけ行為の対象者には市民も含まれるとの答弁でありました。

次に、市民の責務の規定がないことについて質疑があり、これについては、まずは市内部のコンプライアンスをしっかりと固めた上で、次なるステップへ進めていくという考え方であり、今回は市民に責務までは求めないとの答弁でありました。

次に、次なるステップはいつまでに、どのように進めていくのかとの質疑があり、これについては、条例を進めていく上で、その機能が不十分であると判断した場合には改正も必要であるが、現時点ではコンプライアンスの推進が図れるものと考えているとの答弁でありました。

次に、条例の制定に当たり、職員の意見を聞いているのかとの質疑があり、これについては、経営会議の中で条例の説明を行い、部長から課長、課長から職員と順次周知し、その中で意見聴取も行っているとの答弁でありました。

なお、この議案については、市民の責務に関する規定の必要性を中心に、委員間の自由討議が行われました。

次に、討論では、地域住民全員に適用できるのが条例と理解しており、市民の責務が明記されておらず、今後必要があれば改正するというのでは不適切であるとの理由から反対討論が、また、この条例は職員を対象とした条例であり、市民に対してコンプライアンスを遵守する姿勢を示すとともに、市職員が萎縮するのではなく、改めて襟を正して職務を全うすることを期待するとの理由から賛成討論がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第４２号亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正され、選挙長等の費用弁償額の基準額が改定されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、改正する報酬の範囲について質疑があり、これについては、今回は選挙長等の報酬の額の部分を変更するもので、他の部分は対象にはなっていないとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第４３号亀山市税条例等の一部改正については、地方税法が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第４４号亀山市都市計画税条例の一部改正については、地方税法が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第４９号亀山市火災予防条例の一部改正については、工業標準化法が改正され、日本工業規格が日本産業規格に改められること、また住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正され、住宅用防災警報器または住宅用防災報知設備の設置免除規定が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、スプリンクラー設備の設置に係る改正内容があるが、市内にスプリンクラーを設置した民家はあるのかとの質疑があり、これについては、一定規模以上の民泊施設には設置が義務づけられているが、市内では該当がないとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第５４号財産の取得については、消防力の維持を図るため、消防ポンプ自動車の取得について、令和元年５月９日付で仮契約したので議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、質疑なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第５７号新市まちづくり計画の変更については、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が改正され、合併特例債の活用可能期限が５年延長されたことから、今後の財政運営上の重要な財源である合併特例債を有効に活用するに当たり、その根拠となる新市まちづくり計画の変更について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、今回の計画変更の経緯について質疑があり、これについては、当初予算において、新図書館の保留床購入費の財源として合併特例債を活用して進める予定であったが、新市まちづくり計画における根拠施策が不明確であったことから、新図書館の整備について合併特例債の活用が図れるよう、改めて新市まちづくり計画における施策の位置づけを明確にし、速やかに議会に関連議案を提案したとの答弁でありました。

次に、合併特例債は新図書館の整備にではなく、平成２６年１２月の新市まちづくり計画の変更で追加された災害情報伝達システム整備事業に活用すべきではないかとの質疑があり、これについては、現在災害情報伝達システムの事業化に関する検討が行われているが、まだ整備手法が確定し

ておらず、合併特例債を充てる時期ではないとの答弁でありました。

次に、討論では、新図書館整備には公共事業等債があるため、合併特例債は平成２６年１２月に追加した災害情報伝達システム整備事業に活用すべきであるとの理由から反対討論がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

次に、福沢美由紀教育民生委員会委員長。

○９番（福沢美由紀君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る１３日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、２０日に委員会を開催いたしました。

まず担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第４５号亀山市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部改正については、亀山市いじめ問題対策連絡協議会の委員として、亀山市を所管する児童相談所の職員を委嘱しているが、平成３１年４月に新たに三重県鈴鹿児童相談所が開設され、当該児童相談所が亀山市を所管することとなったことから、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第４６号亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、放課後児童支援員の資格に関する基準が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、放課後児童支援員の資格について、大学を卒業した者の中に専門職大学の前期課程を修了した者を含むこととなるが、その専門職大学の前期課程を修了した者とはどのような人が該当するのかとの質疑があり、これについては、専門職大学とは、本年４月に創設された特定の職業のプロフェッショナルになるために必要な知識や理論、実践的スキルを身につける大学で、修了年限は４年であるが、２年もしくは３年の講義による前期課程を修了していれば、在学中であっても知識やスキルを習得している人については、支援員になるための研修を受講する資格が取得できるとの答弁でありました。

次に、前期課程を修了すれば、大学に行きながら支援員になることも可能であるのかとの質疑があり、これについては、前期課程の修了によって、県が実施する支援員になるための研修を受講する資格が取得できるという内容であり、その後、受講して初めて支援員の資格を取得できるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第５３号工事請負契約の締結については、西野公園野球場整備改修工事について、令和元年５月２２日付で仮契約したので、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、改修中、野球場を使用できなくなることへの対策について質疑があり、これについては、競技団体にはあらかじめ工期の説明をしており、一般利用者には周辺市町村の野球場の利用を案内させていただくことになるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第５５号専決処分した事件の承認については、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成３１年３月２９日に公布されたことに伴い、同年４月１日から施行が必要であった規定について、亀山市国民健康保険税条例の一部改正を平成３１年３月２９日付で専決処分したため、議会の承認を求めるものです。

審査の過程では、国民健康保険税の軽減対象の拡大による影響について質疑があり、これについては、１８世帯が軽減対象となり、その軽減額は９８万円を見込んでいるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、教育民政委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

次に、伊藤彦太郎産業建設委員会委員長。

○１３番（伊藤彦太郎君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る１３日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、１９日に委員会を開催いたしました。

まず担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第４７号亀山市営住宅条例の一部改正については、昭和２５年度建設の若草住宅は、耐用年数が経過し老朽化していることから、亀山市公営住宅等長寿命化計画において、用途廃止とする判定を行っており、既に入居者が退去した当該住宅について用途を廃止とするため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第４８号亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正については、水道法施行令及び水道法施行規則が改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する基準が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について、短期大学を卒業した者に、専門職大学の前期課程を修了した者を含むこととするが、これにより十分な知識が確保できるのかとの質疑があり、これについては、水道の関係の専門職大学の前期課程を修了した者であるので、十分資格はあるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第５６号字の区域の変更については、亀山駅周辺２ブロック地区第一種市街地再開発事業の施行に伴う字の区域の変更について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、字を変えることについて地域住民から意見はあったのかとの質疑があり、これについては、該当する３筆には住んでいる方がいないということもあり、権利者にはご理解をいただいたとの答弁でありました。

次に、字界の変更は議会の議決が必要であるが、なぜもっと早い段階で議案を提案しなかったのかとの質疑があり、これについては、当初から把握はしていたが、２月に組合が設立されて以降、現地の詳細な調査等を進める中でこの機会になった。６月に字界変更ができれば、秋から冬にかけ

て、権利変換に向けて事業が推進できるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

次に、岡本公秀予算決算委員会委員長。

○１２番（岡本公秀君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る１３日の本会議で当委員会に付託のありました議案第５０号令和元年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について、議案第５１号令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について、及び議案第５２号令和元年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）についての令和元年度各会計補正予算３議案については、同日、当委員会を開き、分科会を設置して各分科会で審査することを決定し、１９日に産業建設分科会、２０日に教育民生分科会、２１日に総務分科会を開催し、それぞれ審査を行いました。

そして、２５日に市長、副市長を初め関係部長の出席を得て、当委員会を開催し、各分科会の会長から審査の経過について報告を受けました。

各分科会会長報告に対する質疑及び討論はなく、採決の結果、議案第５０号から議案第５２号までの令和元年度各会計補正予算の３議案については、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ないようですので、各委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第４１号から議案第５７号までの１７件について討論を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

１６番　服部孝規議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

日本共産党を代表して、議案第４１号亀山市職員コンプライアンス条例の制定についてと、議案第５７号新市まちづくり計画の変更について、２議案に反対の立場で討論します。

まず、コンプライアンス条例の制定についてです。当議員団は、コンプライアンス関連の条例を制定することそのものに反対するものではありませんが、現在の亀山市の実態がそれにふさわしいものかどうか、また条例案の内容が真に実効性のあるものと言えるのかどうか、こういう問題点があると考えます。

提案理由では、さきの職員の不祥事に鑑み、職員のコンプライアンスの推進について、より実効性のある環境や体制の整備を図ると言われました。今回の条例案とほぼ同じ内容のコンプライアン

スに関連する規程と要綱は既に２００８年に策定されており、この１０年間の実績が問われます。

議案質疑では、この１０年間に働きかけや公益通報での報告が一件もなかったことが明らかになりました。驚くべきことです。この実態について、総合政策部長は、そういう事案がなかったから報告がなかったとは認識していない。規程や要綱が十分機能していなかったと答弁しました。

では、なぜそんな実態になっているのか。どうすれば実効性のあるものにできるのかについては、職員の意識の問題と、職員との信頼関係の大事さを指摘するぐらいで、十分な答弁は聞かれませんでした。規程や要綱が十分機能しなかったという問題点は、条例を制定することで解決できるとは到底考えられません。

また、先日、情報公開請求により、鈴鹿農協への土地提供に関しての、協議内容のわかる文書の公開を求めましたが、そうした協議の記録はないという、驚くべき回答が返ってまいりました。市にとって重要な協議なのに、記録すらないという仕事の実態では、コンプライアンス条例の制定以前の問題があると言わなければなりません。１０年間、コンプライアンスに関連する規程や要綱があったのに、こうした実態であった亀山市が、県下に先駆けて条例を制定することには、到底賛成できません。規程や要綱が不十分ならそれを改正し、実績を積み上げることから始めるべきです。これが反対する第一の理由です。

次に、条例案の内容にも問題があります。

議案質疑でただしましたが、公益通報制度では不利益な取り扱いの禁止の規定があり、通報者を守るとされていますが、それに違反した者への罰則がないという問題点があります。市として通報者を必ず守り、不利益な取り扱いを絶対しないという意思を示すためにも、こうした罰則は必要です。

さらに今回の条例案は、市職員を対象としたものだとされています。しかし、さきの不祥事は職員だけでなく、市民も絡んだ出来事です。そうであれば、市民も対象とした条例案にすべきです。議論の中で、こうした市民の問題も指摘されました。真に市民と職員が一体となって、コンプライアンスを推進するという立場に立つならば、条例案について市民の意見を求め、市全体でつくり上げていくべきであります。こうした条例案の内容や、制定への考え方については賛成できません。これが反対する第２の理由です。

以上の２つの理由により、この議案には反対するものです。

次に、新市まちづくり計画の変更についてです。

この新市まちづくり計画の変更は、法律の改正により、合併特例債の活用可能期限が５年延長されたことに伴い、この計画期間を２０２４年度まで５年延長すること、また施策・事業を追加し、図書館整備事業に合併特例債が活用できるようにすることなどが主な変更点です。

まず図書館整備事業ですが、この事業は現在、再開発組合が進めている亀山駅前の再開発事業で、図書館を現在地から移転するものです。この図書館の移転については、何度も議会で指摘してきましたが、市民に説明することも、合意を得ることもなく、市と教育委員会が勝手に決めた事業です。このような市民無視の事業を、合併特例債の対象にすることは認められません。これが反対する第一の理由です。

また、２００４年３月に策定された新市まちづくり計画には、教育・文化の充実の項に、亀山図書館には新たな関分館を設けると明記され、予定する主な事業として、図書館分館の整備が明記さ

れています。ところが市は、議会に一度も説明することもなく、いつの間にかこの事業をやめています。こうしたやり方は、合併協議にかかわった方を裏切るものであり、合併に込めた思いを踏みにじるものです。これが反対する第２の理由です。

さらに、合併特例債は２０２４年度までに事業が完了していないと活用できません。ところが、今回活用しようとしている亀山駅前再開発事業は当初の予定より大幅におくれており、今後も地権者の全員合意が必要となるなど、現時点で完了が見通せない事業です。見通しが定かでない事業に合併特例債を活用するということは、下手をすれば９億円余の合併特例債が活用できないままになるおそれもあります。これが反対する第３の理由です。

以上のとおり、さまざまな角度から見て問題の多いこの議案には反対するものです。

議員各位のご賛同を求め、討論とします。

○議長（小坂直親君）

１６番　服部孝規議員の討論は終わりました。

次に、３番　森　英之議員。

○３番（森　英之君登壇）

議案第４１号亀山市職員コンプライアンス条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。

昨年の１０月２５日、亀山市職員が不祥事により逮捕されたことは、我々議員改選の選挙期間中であり、ここ亀山市でこのような事案とは無縁と誰もが疑わなかっただけに、大変、大きな衝撃を受けました。

本定例会では、亀山市職員コンプライアンス条例の制定が提案されました。平成２０年に亀山市コンプライアンスの推進に関する規程、亀山市職員に対する一定の公職にある者等からの要望等取扱要綱、亀山市職員等公益通報の処理に関する要綱が制定されましたが、公益通報はこの約１０年間でゼロ件であり、十分機能しておらず、形骸化していたと判断せざるを得ません。今回の条例で改めて、公益通報により不当な扱いはされないことや、身分が保障されることが明らかになったところであります。不祥事を二度と繰り返さない仕組みづくり、組織マネジメントの構築を目的に上程されたものと理解したところであります。

条例第５条には、職員の責務として、利害関係者、禁止行為が明記されました。条例第２条で、働きかけ行為が明記され、その働きかけは市民からの不当な働きかけも対象となる説明がなされました。しかしながら、本条例は、亀山市職員を対象にしたコンプライアンスに関する条例であることから、職員の倫理保持及び法令遵守の精神を風土として根づかせることが最も重要であると考えます。職員の日々における働き方、働きぶりについては多くの市民が関心を寄せ、見守っていただいていると思います。その意味で、本条例の趣旨や目的は、市民の方々に理解を得られることと同時に、この条例制定を機に、各職場の組織力、マネジメント能力が発揮され、職員一人一人が萎縮することなく職務を全うされることを特に期待するものであります。

議員各位におかれましては、本条例の趣旨をご理解いただき、ご賛同いただきますようお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

３番　森　英之議員の討論は終わりました。

次に、１８番　櫻井清蔵議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

議長のお許しをいただきましたので、反対の立場で討論させていただきたいと思います。

勇政の櫻井でございます。

今回上程されました議案第４１号亀山市職員コンプライアンス条例の制定について及び議案第５７号新市まちづくり計画の変更についての２議案について、反対の立場で討論をいたします。

まず、議案第４１号亀山市職員コンプライアンス条例の制定についてであります。

条例の背景として、執行部はさきの職員の不祥事を教訓として提案したと説明に終始されてきましたが、今回の不祥事は市指定文化財の修復工事における入札に不正行為があったことが、三重県警の捜査により判明し、担当職員が平成３０年１０月２５日に逮捕されました。この事件が明らかになったときは、折しも市議会議員選挙の期間中でありましたが、その後、市役所が家宅捜索されたことは議員各位もよくご存じのことと思います。

それでは、今回のコンプライアンス条例について反対する理由を述べたいと思います。

第１に、この条例には市民が対象に含まれる部分があり、また市がコンプライアンス条例を制定することを広く市民に周知する意味で、パブリックコメントを実施して市民の意見を聞くべきであると思いますが、それが実施されていません。

第２に、条文中に職員に対する責務を主とした内容ばかりで、市民の責務が規定されていません。このことについては、総務委員会でも市民の責務について指摘をさせていただきましたが、納得のいく答弁が得られませんでした。他の委員からの質疑に対する答弁において、今後条例を運用して不備な点があれば改正を検討するとのことでしたが、この条例は、今後の市政運営を公正に執行することを目的としており、より一層、条文の内容を精査する必要があります。

第３に、市民の安心・安全な生活を確保するため、市政運営において、市民の奉仕者として市長、市職員、議会議員は日々努力、研さんを積まなければなりません。そのような中、市職員におかれては、複雑化していく社会情勢に対応できるよう職務に励んでいただいております。職員は、採用時に日本国憲法を遵守する旨の誓約書を提出し、また平成２０年６月に制定されたコンプライアンスに関する規程や、平成２５年に作成されたコンプライアンスハンドブックを基本として、職務に従事していただいており、さきの不祥事はまことに遺憾なことでありますが、あえてこの条例を制定する必要があるのかが疑問であります。

市条例は、市民生活の向上を目指すためのもので、市政の円滑な運営を進めることを念頭に置いて制定されるべきものであり、先ほど指摘したような、問題のある議案には反対するものであります。

次に、議案第５７号新市まちづくり計画の変更についてであります。

今回の計画変更は、３月定例会において提案された当初予算の債務負担行為のうち、図書館保留床購入費における財源を、公共事業等債から合併特例債に振りかえることを目的に提案されたものであります。３月定例会の本会議及び分科会での発言取り消しに端を発した図書館保留床購入費の財源問題について、３カ月後の本定例会に合併特例債を活用するための議案を提出する今回の行政運営の手法には、とても納得することができません。

新市まちづくり計画は、平成１６年３月、合併協議会において策定されました。その後、特定基

金を除いて９６億円余の合併特例債事業が確定し、順当に事業が進められてまいりましたが、平成２１年の市長選挙において新庁舎建設凍結を公約とした現市長が当選され、その結果、庁舎建設費に充当予定であった２６億円の合併特例債が残ることになりました。当時を振り返ると、櫻井市長は幾度となく本会議の答弁で、合併特例債はあくまでも借金であり、次世代に負担を残すことは好ましくないとの答弁をされたことをお忘れでないと思います。

その後、合併特例債の活用期限が東日本大震災の影響により５年延長となり、櫻井市長はこの合併特例債を多くの事業に活用されてきました。しかし、今回の図書館保留床購入費に合併特例債の残額、約９億円を充当することはとても理解しがたいことであります。もっと市民生活の向上を目指した合併特例債の活用を改めて検討すべきではないかと思います。例えば緊急災害時に市民に通知する災害情報伝達システムの整備や、指定避難所の空調整備などが本来の合併特例債の活用ではないかと考えております。合併から１５年が経過しようとしている中、改めて合併の意義を検証すべきであり、このたび、新市まちづくり計画の変更によって、貴重な財源である合併特例債を亀山駅周辺整備事業の図書館保留床購入費に充当することは、納得することができません。この議案には反対するものであります。

議員各位のご賛同を求め、討論といたします。ご清聴ありがとうございます。以上です。

○議長（小坂直親君）

１８番　櫻井清蔵議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結し、議案第４１号から議案第５７号までの１７件について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすこととしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により、着席している場合は反対とみなすこととします。

それではまず、討論のありました議案第４１号亀山市職員コンプライアンス条例の制定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第４１号亀山市職員コンプライアンス条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第５７号新市まちづくり計画の変更について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第５７号新市まちづくり計画の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の、議案第４２号から議案第５６号までの１５件について、一括して起立による採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものとしております。

本各案を各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第４２号　亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第４３号　亀山市税条例等の一部改正について

議案第４４号　亀山市都市計画税条例の一部改正について

議案第４５号　亀山市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部改正について

議案第４６号　亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第４７号　亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第４８号　亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について

議案第４９号　亀山市火災予防条例の一部改正について

議案第５０号　令和元年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について

議案第５１号　令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について

議案第５２号　令和元年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について

議案第５３号　工事請負契約の締結について

議案第５４号　財産の取得について

議案第５５号　専決処分した事件の承認について

議案第５６号　字の区域の変更について

は、いずれも原案のとおり可決及び承認することに決定しました。

次に、日程第１８、議案第５８号及び日程第１９、議案第５９号の２件を一括議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第５８号亀山市手数料条例の一部改正についてでございますが、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令により、建築基準法施行令が改正されたことに伴い、限定特定行政庁である市において行う認定事務及び許可事務が追加されたことから、当該事務に係る手数料を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

また、不正競争防止法等の一部を改正する法律により、工業標準化法が改正され、令和元年７月１日から日本工業規格が日本産業規格に改められることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず１つ目といたしまして、市において行うこととなった既存不適格建築物の用途変更に伴う工事を行う場合において、限定特定行政庁が全体計画の認定を行うことにより、２以上の工事に分けて、段階的に適合させることが可能となったこと及び限定特定行政庁が許可することにより、既存の建築物の用途を変更して、一時的に興行場、博覧会建築物、店舗その他これらに類する建築物として使用する場合における制限を緩和することが可能となったことから、当該認定事務及び当該許可事務に係る手数料を定めることといたします。

二つ目といたしまして、行政不服審査法関係手数料の規定における用紙について、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めます。

なお、施行日は限定特定行政庁の事務に関する手数料の改正規定については公布の日とし、行政不服審査法関係手数料の改正規定については令和元年７月１日といたします。

続きまして、議案第５９号亀山市教育委員会教育長の任命についてでございますが、亀山市教育委員会教育長の服部　裕氏は、令和元年８月３１日をもって任期満了となりますので、引き続き同教育長として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和元年９月１日から３年間でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。追加の提案となりましたが、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第５８号及び第５９号について質疑を行いますが、通告はありませんので質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第５８号については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、産業建設委員会にその審査を付託します。

付　託　議　案　一　覧　表

産業建設委員会

議案第５８号　亀山市手数料条例の一部改正について

○議長（小坂直親君）

次にお諮りします。

ただいま議題となっております議案第５９号については、会議規則第３６条第３項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

議案第５９号については、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

産業建設委員会開催のため、暫時休憩します。

（午前１０時４６分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、先ほど産業建設委員会にその審査を付託いたしました議案第５８号について、産業建設委員会委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１０４条の規定により報告します。

記

議案第５８号　亀山市手数料条例の一部改正について　　原案可決

令和元年６月２６日

産業建設委員会委員長　伊　藤　彦太郎

亀山市議会議長　小　坂　直　親　様

○議長（小坂直親君）

伊藤彦太郎産業建設委員会委員長。

○１３番（伊藤彦太郎君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

先ほどの本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、当委員会を開催いたしました。

まず担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第５８号亀山市手数料条例の一部改正については、建築基準法施行令が改正されたことに伴い、限定特定行政庁である市において行う認定事務及び許可事務が追加されたことから、当該事務に係る手数料を定めるため、また工業標準化法が改正され、本年７月１日から日本工業規格が日本産業規格に改められることに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、新たに定める手数料の額の根拠について質疑があり、これについては、今回追加される認定・許可事務ともに、それぞれ既に市で行っている事務の中に審査項目が同じものがあり、類似制度としてこれらと同額とした。なお、県及び県内の特定行政庁でも同額を定めており、また、県内のほかの限定特定行政庁でも同額を定めると聞いているとの答弁でありました。

次に、新たに追加される事務に係る市職員の業務量について質疑があり、これについては現行の類似業務について過去５年間での実績はなく、追加される事務についてもそれほどの件数にはならず、事務の負担にはならないと考えているとの答弁でありました。

次に、新たに金額を設定する条例が公布日施行であるが、周知期間について質疑があり、これについては、６月１９日に政令が公布、２５日から施行されており、手数料を定めていないと当該事務について申請があった場合に無料となることから、速やかに公布し、施行する必要があるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

産業建設委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ないようですので、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第５８号及び議案第５９号について討論を行いますが、通告はありませんので討論を終結し、初めに議案第５８号亀山市手数料条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

ご着席ください。

起立全員であります。

したがって、議案第５８号亀山市手数料条例の一部改正については、原案のとおり可決すること

に決定しました。

次に、議案第５９号亀山市教育委員会教育長の任命について、起立による採決を行います。

本案について原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第５９号亀山市教育委員会教育長の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第２０、委員会提出議案第２号を議題とします。

提出者に、提案理由の説明を求めます。

今岡翔平総務委員会委員長。

○４番（今岡翔平君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第２号会計年度任用職員制度の施行に伴う国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明といたします。

会計年度任用職員制度の施行に伴う国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書。

２０１６年に実施された総務省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で６４万人とされ、今や自治体職員の３人に１人が臨時・非常勤職員であります。

職種は、行政事務職のほか保育士、学校給食調理員、看護師、医療技術者、各種相談員、図書館職員、公民館職員など多岐にわたり、その多くの職員が恒常的業務についており、地方行政の重要な担い手となっています。

こうした状況を受け、２０１７年５月１１日には地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が成立し、新たに「会計年度任用職員」制度が導入されるなど、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇が求められています。

２０２０年４月の法施行に向けて、各自治体においては、任用実態の調査、把握のほか、関係条例・規則等の改正や待遇改善に伴う新たな予算の確保などが必要となっています。

よって、政府におかれては、行政サービスの質と量の維持や、臨時・非常勤職員の待遇改善、任用の安定の観点から、下記の事項が実現されますよう強く要望いたします。

記１．会計年度任用職員制度の制度化に伴う賃金労働条件の整備に必要な地方自治体の財政負担の増大について、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における国会の附帯決議に基づき、国の財政措置を早期に明確にし、必要な財源を確保すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

以上、議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、委員会提出議案第２号についての質疑を行いますが、通告はありませんので、質疑を終結します。

なお、委員会提出議案第２号については、会議規則第３６条第２項の規定により、常任委員会への付託はしないことといたします。

次に、委員会提出議案第２号についての討論を行いますが、通告はありませんので討論を終結し、委員会提出議案第２号会計年度任用職員制度の施行に伴う国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第２号会計年度任用職員制度の施行に伴う国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で今期定例会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

令和元年６月亀山市議会定例会はこれをもって閉会します。ご苦労さまでございました。

（午後　１時１０分　閉会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

令和元年６月２６日

議　　長　　小　坂　直　親

２　　番　　中　島　雅　代

１１　番　　鈴　木　達　夫